ハ、北海道にては北海道廳
ニ、關東州にては關東廳
ホ、朝鮮にては道廳、臺灣にては州又は廳、樺太にては所轄警察署經由樺太廳、南洋群島にては所轄支廳
ヘ、外國にては在外公館

尙遠隔の地に於ては旅券下附願書を郵便又は町村役場經由の上差出すことも出來る。

旅券下附願書及添付書類―旅券の下附を請ふ者は左の書類を提出せねばならぬ。イ、旅券下附願書　ロ、身許申告書　ハ、戸籍謄本又は戸籍抄本ニ、寫眞二葉（最近の撮影に係る手札形、半身、無帽紙）　ホ、他より派遣せらるゝものは其の派遣責任者の保證書　ヘ、在外公館發給の呼寄、再渡航等に關する證明書又外國官廳發給の入國に關する許可證、證明書若しくは通知書等を有する者は該書類　ト、外國在留者の呼寄に關する書信等を有する者は該書信類　チ、其他參考となるべき書類ある場合は該書類　リ、右の外目的國及渡航目的に依り特に必要とする書類。

而して願書提出後半月或は一月にて旅券が下附される。

前項ロの身許申告書中、兵役・賞罰及納稅に關しては、內國に於ては市町村長又は警察官署の認證を得たる上差出さねばならぬ。

旅券に關する其他の注意―イ、旅券の種別　普通旅券と數次往復旅券に種別される。尙外に公用旅券があるが、之は字の通り職務を帶び外國に旅行する官吏、若しくは特に官命に依り外國に旅行する者及其の家族從者に限り發給する旅券である。普通旅券は一回限り渡航に用ひられる普通の旅券で、數次往復旅券は、用務の爲め特定の地に數次往復するもの、便宜を圖り下附せらるゝ三年間有效の旅券であつて、南洋諸邦は蘭領チモールを除き他は悉くその適用地域になつてゐる。

旅行案内

旅券　南洋の各國へ渡航せんとする者は、旅券の下付を受けねばならぬ。而して旅券の下附を受けた後は、渡航の目的國及通過國の本邦駐在領事の查證を必要とするが、中にはこの查證を必要とせぬ國もあり、又入國には各種の證明書や入國金等を要する國もある。今此等の手續や事項に就て簡單に記して見やう。

移民及非移民の區別―旅券の下附を出願すべき官廳は非移民と移民との區別に依り多少の相違がある。移民の定義は、移民保護法第一條に規定してあるが、實際の適用に當つては疑問を生することが尠くないのみならず、外國の移民法とも一致しない點がある。旅券規則の關係では、移民と非移民との區別を左の通り定められてゐる（南洋關係のみを掲ぐ）。

比律賓群島　移民取扱人の取扱に依つて渡航する者、海外移住組合の移住地に入植する者、植民地經營者の取扱に依つて渡航する者、其他三等船客として渡航する者。以上の者は移民

一、二等船客として渡航する者。以上の者は非移民

香港・佛領印度支那・暹羅・緬甸・海峽植民地・馬來諸邦・英領ボルネオ・關領印度。三等船客として渡航する者は移民、一、二等船客として渡航する者は非移民

旅券下附出願官廳―內地にては、非移民なれば本籍地又は所在地の府縣廳に出願し、移民なれば本籍地又は寄留地の府縣廳に出願せねばならぬ。移民の願書には旅券下附願と渡航許可願との二種の願書を要するが、之は同一願書に作成することゝなつて居る。

イ、東京府にては非移民は東京府廳、移民は警視廳

ロ、東京府以外の府縣にては、移民非移民の何れも府縣廳

ロ、旅券下附手數料　內國及關東州に於て旅券の下附を受ける者は手數料として旅券一部に付、移民は五圓、非移民は拾圓、數次往復旅券は貳拾圓に相當する收入印紙を旅券領收證に貼付して差出すことが必要である。在外公館より下附さるゝ旅券の手數料は、別に定められてあつて、其の金額は各地に依り多少の相違がある。

ハ、旅券に署名　下附されたる者は其の旅券面所定の箇所に自筆で姓名を記入せねばならぬ。若し自ら署名が出來ない時は他人に代書させ、それに實印を押さねばならない。

ニ、旅券の書替　下附後其の旅券の要項に變更を生じた時、又は其他の理由で旅券の書替を必要とする場合は、事由を具し、該旅券の下附官廳に其の書替方を出願すれば宜い。若し非移民旅券であつて急速を要する場合には、直接外務省に書替を出願することが出來る。書替手數料は三圓である。

ホ、旅券の有效期間及返納　旅券の下附を受けて海外に旅行し歸國した時は、其の旅券は無效となる。但し數次往復旅券は其の日附より三年を經過したる後初めて歸國する迄は數回往復するも有效である。又旅券は其の下附日附より六箇月以內に出發せぬと無效となる。從つて其の期間を經過して渡航する者は新に旅券の下附を受けねばならぬ。無效となつた旅券は其の旅券を下附した官廳に返納せねばならぬ。若し無效の旅券を手許に保存したい希望ならば一應下附官廳に返納し消印を施したものを貰ひ受けることが出來る。

ヘ、旅券の紛失　旅券を紛失し又は燒失した時は、直に下附官廳へ其の旨の屆出をなさねばならぬ。發見した時も亦同樣である。

ト、旅券に關する處罰　左の各號の一に該當するものは、其の旅券を沒收され、百圓以下の罰金若しくは科料、又は三箇月以下の懲役若しくは拘留に處せらるゝから注意せねばならぬ。

一、事實に相違する記載又は申立を爲し、其他詐欺の所爲を以て旅券の下附を受けたる者及之を幫助したる者

一、他人名義の旅券を使用し、又は之を使用せしめ、其の他不正の目的を以て旅券を授受したる者及之を幫助したる者

一、旅券に貼付したる寫眞を取り換へ、並旅券を使用し、又は之を使用せしめたる者、但し刑法に正條ある場合を除く

一、旅券を返納すべき場合に之を返納せずして使用し又は事實を僞りて旅券を紛失し、若しくは燒失したる旨を屆出でたる者

查證―日本政府に對する手續が濟んで、旅券の下附を受けると、今度は外國政府に對する手續が必要である。我が國と親交ある諸外國は、何れも日本此の外國の公館で旅券の查證を受けるのである。查證は俗に裏書とも云はれて、旅券に外國の領事館（國に依つては大使館や公使館でも取扱はれる）で裏書をして貰ふことを云ふのである。之は日本の政府で下附した旅券を行先國や通過國の政府の役人（卽ち日本駐在の領事や大・公使）が見て、自分の國へ入れても差支へないといふ意志を表明したことになるのであるが、併し入國許可とはならない。入國を許可するか否かは、先方へ著いて身體檢查や其他必要の檢查をした後で決定される。併し查證のない旅券を持つて行けば、其の旅券を信用しないので入國を許されないのが原則である。尤も國に依つては旅券だけで其の查證を必要としない場合がある。南洋諸邦の中では、蘭領印度だけがこの查證を不必要とする（香港も不要）。查證を受けるのにも查證料を徵收されるのが普通である。各國及各地に依りその料金は區々であるが、三圓から二十圓位迄である。又查證には普通本人自ら出頭しなくてはならないが。但し運羅のみは已むを得ざる場合には代理人又は郵便にて查證を請求することが出來る。

查證料は大體次の通りである。

比律賓群島(米國領事館に於て)

イ、非移民(一時的旅行者及通商條約上の商人)無料
　移民　申請料一弗、査證料九弗、計十弗
ロ、通過査證料無料
　公用査證料無料

佛領印度支那　一般査證五圓、通過査證五十錢

英領馬來及英領ボルネオ

イ、一般査證　金貨十法(神戸は約四圓、東京・横濱は四圓六十錢、長崎は七志六片、執務時間外は午後八時迄九志六片、午後八時以後通常の二倍額)
ロ、通過査證　金貨一法(約五十錢、東京は四十五錢)
ハ、公用査證　渡航者の種別に依り有料と無料とがある。有料の場合は一般査證に同じ

暹羅

一般査證四圓、公用査證無料

旅券以外に特に必要とする書類

渡航の目的國に依つては、旅券以外に特に必要とする書類がある。南洋諸邦の中では、佛領印度支那のみがやかましい。卽ち移民・非移民共に警察署長發給の身分證明書及健康診斷書が必要である。又比律賓群島渡航者は、二・三等船客に限り、トラホーム・十二指腸蟲病に對する出發港(横濱・神戸・長崎)移民檢査所醫師發給の檢診證を提示しなくてはならない。

旅券下附願書、身許申告書及渡航許可書等の書式―

各用紙は各地方廳に備付けてあるから、願人は之等を貰ひ受けて所要事項を洩れなく記載すれば良い。

(一)非移民用旅券下附願書

外國旅券下附願書(用紙美濃紙形)

一、氏　名　(傍ニ假名ヲ付スベシ、ローマ字綴ノ一定シ居ル者ハ其ノ綴ヲ記載スベシ)
一、本籍地　(番地ニ至ル迄記載スベシ、郡町村字名ニハ片假名ヲ付スベシ)
一、所在地　(番地ニ至ル迄記載スベシ、寄留地ヲモ含ム寄留地ノ場合ハ「所在地」ノ下ニ「(寄留地)」ト記入スベシ)
一、身　分　(戸主ト家族トノ別、家族ナルトキハ戸主ノ氏名及戸主ト家族トノ續柄ヲ記載スベシ、戸主ノ氏名ニハ片假名ヲ付スベシ)
一、年　齡　(何年何月何日生、滿何年何箇月)
一、職　業　(例ヘバ「農業」「何小賣業」「何職工」等ト記載スベシ)
一、渡航地名　(例ヘバ「香港」「比律賓」經由「英領北ボルネオ」等ノ如ク經由地及目的國ヲ記載スベシ)
一、渡航目的　(例ヘバ「農業」「漁業」又ハ「父ノ呼寄」等)
一、渡航理由　(渡航セントスル事情ヲ簡明ニ記載スベシ)
一、身　長　(「メートル」法ニ依ル者ハ「何尺何寸何分」ト記載スベシ)
一、特　徵　(外部ヨリ見ユル身體ノ特徵一箇所、特徵ナキ者ハ「ナシ」ト記載スベシ)
一、出發港　(何)
一、出發豫定期日　(何年何月何日)
一、乘船等級　(何　等)
一、普通旅券ノ數次往復旅券ノ別　(普通旅券ノ者ハ「普通旅券」ト、數次往復旅券ノ者ハ「數次往復旅券」ト記載スベシ)

右ニ依リ外國旅券御下附相成度別紙身許申告書、戸籍謄本(又ハ戸籍抄本)、何書(第二條第一項第五號乃至第九號ニ該當スル書類)及寫眞二葉添付此段相願候也

年　月　日　　氏　名　㊞

地方長官(關東長官、在外公館長)宛

備　考

一、未成年者ガ親又ハ之ニ代ルベキ扶養者ノ呼寄ニ依ルニ非ズシテ單獨ニ渡航スル場合ハ親權者・後見人又ハ戸主ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ノ名ノ次ニ署名捺印スルコト
一、妻ガ本邦ニ在ル夫ト離レテ單獨ニ渡航スル場合ハ夫ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ノ名ノ次ニ署名捺印スルコト

一、妻子ヲ同伴スル場合ハ、氏名、年齡、身長及特徵ヲ夫々人別ニ記載ノ上同一願書ニ出願スルコトヲ得
　右ノ場合ニ於テ妻子ヲ夫又ハ親ノ旅券ニ併記セント希望スル者ハ「某ヲ某ノ旅券ニ併記」ト氏名ノ下部ニ記載スルコト

(二)移民用旅券下附竝ニ渡航許可願書

外國渡航許可竝ニ旅券下附願(用紙美濃紙形)

一、氏　名　(傍ニ片假名ヲ付スベシ)
一、本籍地　(番地ニ至ル迄記載スベシ、郡町村字名ニハ片假名ヲ付スベシ、寄留地ヲモ含ム寄留地ノ場合ハ「所在地」ノ下ニ「(寄留地)」ト記入スベシ)
一、所在地
一、身　分　(戸主ト家族トノ別、家族ナルトキハ戸主ノ氏名及戸主ト家族トノ續柄ヲ記載スベシ、戸主ノ氏名ニハ片假名ヲ付スベシ)
一、年　齡　(何年何月何日生、滿何年何箇月)
一、職　業　(例ヘバ「農業」「何小賣業」「何職工」等ト記載スベシ)
一、渡航地名　(例ヘバ「香港」「比律賓」經由「英領北ボルネオ」等ノ如ク經由地及目的國ヲ記載スベシ)
一、渡航目的　(例ヘバ「農業」「漁業」又ハ「父ノ呼寄」等)
一、渡航理由　(渡航セントスル事情ヲ簡明ニ記載スベシ)
一、身　長　(「メートル」法ニ依ル者ハ「何尺何寸何分」ト記載スベシ)
一、特　徵　(外部ヨリ見ユル身體ノ特徵一箇所、特徵ナキ者ハ「ナシ」ト記載スベシ)
一、出發港　(何　港)
一、出發豫定期日　(何年何月何日)
一、乘船等級　(何　等)
一、普通旅券ノ數次往復旅券ノ別　(普通旅券ノ者ハ「普通旅券」ト、數次往復旅券ノ者ハ「數次往復旅券」ト記載スベシ)

右ニ依リ外國渡航許可竝ニ旅券下附相成度別紙身許申告書戸籍謄本(又ハ戸籍抄本)何書(第二條第一項第五號乃至第九號ニ該當スル書類)及寫眞二葉添付此段相願候也

年　月　日　　氏　名　㊞

地方長官(警視總監)宛

備　考

一、移民取扱人ノ取扱ニ係ル移民ナルトキハ移民取扱人ガ本人ノ名ノ次ニ署名捺印スルコト
一、海外移民組合ノ移住地ニ入植スル者ニ在リテハ同組合理事長ノ保證書ヲ本願書ニ添附スルコト
一、植民地經營者ノ取扱ニ依リ渡航スル者ニ在リテハ該植民地經營者ガ本人ノ名ノ次ニ署名捺印スルコト
一、家族移民ノ場合ハ家族全員ノ氏名、年齡、身長及特徵ヲ夫々人別ニ記載ノ上同一願書ニ出願スルコトヲ得、此ノ場合ニハ家長及家長トノ續柄ヲ各自ノ氏名ノ上部ニ記載スルコト
一、家族移民其他妻子ヲ同伴スル場合ニ於テ妻子ヲ夫又ハ親ノ旅券ニ併記セント希望スル者ハ、「某ヲ某ノ旅券ニ併記」ト氏名ノ下部ニ記載スルコト
一、未成年者ガ親又ハ之ニ代ルベキ扶養者ノ呼寄ニ依ルニ非ズシテ單獨ニ渡航スル場合ハ親權者、後見人又ハ戸主ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シ本人ノ名ノ次ニ署名捺印スルコト
一、妻ガ本邦ニ在ル夫ト離レテ單獨ニ渡航スル場合ハ夫ハ之ニ同意ノ旨ヲ附記シテ本人ノ名ノ次ニ署名捺印スルコト

(三)身許申告書(移民非移民共)

身許申告書(用紙美濃紙形)

氏　名
何年何月何日生
學　業
一、(「何年何月何日何學校卒業」ト記載スルガ如シ)
一、(或ハ「何年何月何日ヨリ何年何月迄何所ニ於テ何々研究」ト記載スルガ如シ)

ロ、米國(北洋貿易島)　向會社(又ハ個人)　東京市麴町區內山下町一ノ一、東洋ビル

社長　(代表者ノ職名ヲ記載スルコト)

地方長官(關東長官、在外公館長)宛　　氏　　名　㊞

備考　通信ニシテ二通以上ノ場合ハ第一通ニ限リ本欄ニ捺印スルヲ要ス

一、戶主ノ分(本人ガ戶主ナル場合ハ不要)

戶主ノ氏名

本籍

右ノ者今般何用ノ爲(何方面ノ爲)何ノ目的ヲ以テ何地ニ渡航スルニ付戶籍謄本ヲ必要トスルノ件

年　月　日

右戶主ノ分本人ニ異動ナキヲ證明ス

地方長官(警視總監、關東長官、北海道廳長官、島司)

二、本人ノ分

本籍

住所

職業

氏名　㊞

年齡　何年何月生

右ノ者今般何用ノ爲(何方面ノ爲)何ノ目的ヲ以テ何地ニ渡航スルニ付戶籍謄本ヲ必要トスルノ件

年　月　日

地方長官(警視總監、關東長官、北海道廳長官、島司)

備考　一、戶主ノ分ハ本人ガ戶主ナル場合ハ不要

二、戶籍謄本ハ渡航ノ目的ヲ達スル爲必要ナル最小限度ノ通數ヲ申請スルコト

三、本人ノ分ハ本籍地ノ市町村長ニ於テ證明ヲ受ケ(何方面ノ爲何ノ目的ニ渡航スル旨ヲ記載スルコト)

四、保證書ハ渡航者ノ職業ニ應ジ適當ノ者ヲ選ビ連署ヲ以テ之ヲ作成スルコト

保證書

一、自己ノ分

住所

職業

氏名　㊞

年齡　何年何月生

二、戶主ノ分(本人ガ戶主ナル場合ハ不要)

住所

職業

氏名　㊞

年齡　何年何月生

右戶主ノ分本人ニ異動ナキヲ證明ス

年　月　日

市町村長(又ハ區長、島司)　氏名　㊞

警察官署長　氏名　㊞

備考　一、再渡航者ニ在リテハ兵役ノ關係上渡航ノ可否ニ關シ陸軍大臣ノ意見ヲ徵スルコト

二、戶主ノ分ハ本人ガ戶主ナル場合ハ不要

三、本人ノ分ハ本籍地ノ市町村長ニ於テ證明ヲ受ケ(何方面ノ爲何ノ目的ニ渡航スル旨ヲ記載スルコト)

四、保證書ハ渡航者ノ職業ニ應ジ適當ノ者ヲ選ビ連署ヲ以テ之ヲ作成スルコト

保證書

一、自己ノ分

住所

職業

氏名　㊞

年齡　何年何月生

右者當社(組合)ノ(商店、協會等)ノ(會社ノ役員、社員、組合員、商店ノ主人、協會等ノ職員)ニシテ(何方面ノ爲何ノ目的ニ渡航スルニ付)(何方面ノ爲何ノ目的ニ渡航スル旨ヲ記載スルコト)ハ(何方面ノ爲何ノ目的ニ渡航スル旨ヲ記載スルコト)ニ付

ふ。尙右の外近頃は著間にも有益な此の種類の書物が販賣されてゐる。

服裝―服裝に關しては、既に旅行したる人に依り多少考へを異にするものであるから、初めて旅行せんとする者は、此等の人々の意見に依り迷ひ易き憾みがある。勿論旅行期間により多少の增減はあるが、日用品の如きは、旅行先で購ひ得るから、成るべく削除し、出來得る限り輕裝するの必要がある著物の多きことは、運賃の蒿む許りでなく、各地の稅關其の他に於て之が檢査等に最も煩はしい思ひをしなくてはならない。

一般的の旅行者の衣服としては、大體次の如き程度の用意で十分である。

イ、衣服

詰襟白服（香港襟と稱し、普通襟より低く、且厚く、縫目を入れたもので、カラー不用のもの）　三―四着
背廣白服　二―三着
背廣黒服（ベギオ、トサリ等の寒冷なる山地に於て必要又英國船内食堂服に利用す）　一着
カーキ色背廣（又は詰襟）（蘭領印度以外の汽車旅行又は農園、叢林、沼澤地の旅行に着用す）　二着
レンコート　一着
日本浴衣（臥床の際及入浴後使用す）　四―五着

右の外、英領にて政廳・大商店訪問の際、フロックコートを使用するが、黒色背廣にて間に合せる人もある。相當の地位ある人は持參する方が便利である。

蘭領は白の詰襟、背廣で構はない。厚地の山繭製背廣三つ揃えは英領各地のホテル食堂及英船や食堂でも之で通せるから、餘裕あれば持參する方が便利である。尤も之等の簡單なる服は香港・新嘉坡で短時日で調製し得る。

尙白服は常に折目の新しい汚れのないものを着用してゐる必要がある爲め、始終洗濯屋に出さなくてはならない。南洋では一晩で洗濯してくれるが、それだけ生地が痛み易いから、上等の廠地等で作る必要はない。丈夫な木綿地に限る。又白服を一日限り使用し二日續けて着ないのが、南洋での洒落者である。歐米人は大概さうしてゐる。蘭領に於ては、カーキ色服は下級勞働者の服と稱せられてゐるから、平生之を使用しない方が宜し。

尙白服及カーキ色服は南洋では、高價に付出來る限り常備藥を持參すべし。檢温器・寒暖計・剃刀・萬年筆・カメラ・卷脚絆・腹卷等も用意すべし。酒類及銃器は成るべく携帶せざる方が宜し。シャツ類は成るべく行く先で購ふ方が便利である。

ロ、帽子　は、南洋各地を通じ年中、ソフトハットが最も使用される。ストローハットやパナマ等は贅澤過ぎて而も餘り使用されない。ソフトに限る。尙野外地旅行及西貢等の暑熱の地ではヘルメットが便利である。香港邊りで購ふと良いのが廉くて手に入る。

ハ、襯衣其他

シャツ（牛毛）　上下　一―二着
縮シャツ　上下　十　着
ホワイトシヤツ　五―六着
ネクタイ（夏向のもの、冬向のもの、蝶ネクタイ等）
カラー（ソフト）　數　本
靴（黒・赤の二足あればよし、白もあれば便利）

靴下、化粧道具、藥品（簡單なる常備藥必要、藥品類は南洋では、高價に付出來る限り常備藥を持參すべし）檢温器・寒暖計・剃刀・萬年筆・カメラ・卷脚絆・腹卷等も用意すべし。酒類及銃器は成るべく携帶せざる方が宜し。シャツ類は成るべく行く先で購ふ方が便利である。

通貨及旅費―現今南洋の主要都市には、

臺灣銀行
　支店　香港・新嘉坡・バタビア・スマラン・スラバヤ
　取引先　馬尼剌・ダバオ・サンダカン
三井物産會社
　香港・馬尼剌・セブー・新嘉坡・バタビア・スラバヤ・スマラン・メダン・盤谷
横濱正金銀行
　香港・馬尼剌・新嘉坡・バタビア・スマラン・スラバヤ

華南銀行
　新嘉坡・スマヨン
三井銀行
　スラバヤ

の支店・出張所・出張員又は各銀行の取引先が所在するから、金錢は出發前豫め前記銀行の何れかに委託し、信用狀となし、所要金額は其の都度拂受くるのが最も便利である。而して所要金額引出の際は、各地の通貨が異なる爲め、其の換算上知らず／＼多額の損失を招くから、必要金額を豫算し之が引出を請求するのが利益である。又前記各銀行に於ても、銀行に依り其の換算率に相違があるから、率の良い銀行を選ぶことも必要である。

南洋を旅行するのには一體どの位旅費が要るかといふ問題は、可成り困難な問題であるが、旅行者の經驗を聞くに、船車賃小遣を含め、一等待遇で月當り平均先づ千圓を用意すれば先づ普通の旅行が出來る。が勿論之には爲替相場の關係を考慮に入れなくてはならない。月當り千圓の旅費は圓が平常時の場合である。今日の如く圓が非常に下落してゐる場合は、充分之な考慮に入れて置かなくてはならない。官廳で支給さるゝ出張費を實際出張したものに就て調べて見るに、百日内外の旅程で、判任級三千四百圓（内汽車・汽船・自動車代は一等待遇旅費で千五百圓、二等旅費で千三百圓を要してゐる。）高等官四千百圓に當つてゐる。が、之には宿泊料が實際額よりも少し餘計に支給されてゐるから、先づ月當り千圓の旅費は、普通と見て差支へなからうと思はれる。

今左に南洋各國に於ける貨幣の一覽表を示す。

第二八表　南洋各國貨幣比較一覽

國名	幣制	單位	貨幣の種類			邦貨換算價格（金の純分比率による）
				硬貨	紙幣	
比律賓	金爲替本位	比＝一〇〇仙	銀貨―一比・五〇仙・二〇仙・一〇仙 白銅貨―五仙 青銅貨―一仙	五〇〇比・二〇〇比・一〇〇比・五〇比・二〇比・一〇比・五比・二比・一比		一比＝一・〇三一圓 一圓＝〇・九九七比
佛領印度支那	金爲替本位	比弗（ピアストル）＝一〇〇仙	銀貨―一比弗・五〇仙・二〇仙・一〇仙 白銅貨―五仙 青銅貨―一仙	一〇〇比弗・二〇比弗・五比弗・一比弗		一比弗＝〇・七八六圓 一圓＝一・二七三比弗
暹羅	金爲替本位	銖（ガルメにパート）＝一〇〇士丹	銀貨―一銖・五〇士丹・二五士丹 白銅貨―一〇士丹・五士丹 青銅貨―一士丹	一〇〇〇銖・一〇〇銖・二〇銖・一〇銖・五銖・一銖		一銖＝〇・八七五圓 一圓＝一・二八銖
英領馬來	金爲替本位	海峽弗＝一〇〇仙	銀貨―一弗・五〇仙・二〇仙・一〇仙 白銅貨―五仙 銅貨―一仙・½仙	政府紙幣―一〇〇〇弗・一〇〇〇弗・一〇〇弗・五〇弗・一〇弗・五弗・一弗・二五仙・一〇仙外に嗜打銀行及滙豐銀行の發行せる銀行券あり		海峽弗＝一・三九圓 一圓＝〇・八七九八海峽弗

註

英領北ボルネオ	金爲替本位	馬來に同じ	馬來硬貨の外　白銅貨—五仙・一仙　青銅貨—一仙・½仙
サラワク	金爲替本位	同	馬來硬貨の外　銀貨—二〇仙・一〇仙・五仙　白銅貨—一〇仙・一仙　銅貨—一仙
蘭領印度	金爲替本位	盾（ギルダー）＝一〇〇仙	銀　貨—二盾五〇仙・一盾・五〇仙・二五仙・一〇仙　白銅貨—五仙・一仙　銅　貨—½仙・一仙・½仙

馬來紙幣の外	馬來に同じ
二五弗・一〇弗・五弗・一弗・五〇仙・二五仙	
馬來紙幣の外	同
一〇〇弗・五〇弗・二五弗・一〇弗・五弗・一弗・二五仙・一〇仙	
爪哇銀行券—一〇〇〇盾・五〇〇盾・三〇〇盾・二〇〇盾・一〇〇盾・五〇盾・四〇盾・三〇盾・二五盾・二〇盾・一〇盾・五盾　政府紙幣—二盾五〇仙・一盾	一盾＝〇・八〇六四圓　一圓＝一・二四一盾

註　佛貨法公定相場より換算す（一九三〇年六月六日布告印度支那總督令に依り一比弗＝一〇法と公定さる）

旅行中に於ける注意—

イ、習慣を尊重せよ　習慣は國により又地方により異るものであるが、海外旅行者は其の地に於ける習慣を尊重することが大切である。殊に其の地に移住せんとする者にとつては最も緊要なことである。例へば日本人同志の間では左程問題にならないけれども、外人が極端に嫌惡する日本人の習慣として、「鼻をすゝる」こと、「ゲップを出す」こと、「クチャクチャものを喰べる」こと、公の席上で必要以上の大聲を發すること等が數へられる。又外國では一體に女子を尊敬する習慣がある。例へば自動車や電車に乘る時は女を先にし、降りる時は男が先になつて女の乘降に面倒を見る。未開地の多い南洋のことであるから、總てが日本より遲れてゐると思ふと飛んでもない間違ひである。歐米各列強の支配下にあるから土人でも相當地位のある者は歐米人の習慣を有つてゐる。殊に比律賓の如きは、土民は悉く歐米人の習慣を受けつゝある。決して無作法な眞似は出來ない。要之、其の國の習慣に留意し、之を知らなかつたが爲めに他人の物笑ひとならない樣心掛けなくてはならぬ。

ロ、健康に注意すること　南洋は所謂熱帶で、我が國と氣候風土が全く異なるから、旅行者は各自の健康に十分注意しなくてはならない。殊に視察・出張等の命を受けて旅行する者は、氣が締つてゐるから、最初の間は相當無理な強行軍でも平氣でやれるが、後で必ず參つてしまふ。さうでなくても熱帶地の旅行は知らず〳〵の間に過勞に陷り易く、其の結果病覺に犯され易い又熱帶地特有の風土的疾患といふものもあるから、最初から無理をせずに十分休息の時間を豫定しなくては不可ない。種々な都合で相當無理な旅をした後は、必ずそれに對する十分なる休養時日を豫定すべきである。

暴飲暴食等の不養生を愼むことは勿論であるが、一番大切なことは十分睡眠を採ることである。睡眠時間を十分に採ることは、熱帶地旅行の上に於ける最も肝要な健康法である。更に熱帶地に於ては晝間の暑氣の餘熱で、就寢時間が來ても容易に就眠し難い。殊に暑氣の激しい地方では、夜中の十二時を過ぎても仲々寢付かれないことが多い。爲めに裸體の儘で知らず〳〵の裡に寢ることがある。が夜明け時分になると急激に冷えて來る爲め、風邪を引いたり、腹を冷して腸を惡くしたりする。風土的疾患に罹る前奏は大低この寢冷えにある。熱くても腹卷の用意をするに越したことはない。

次に風土的疾患中、罹病し易いのはマラリアである。各國共に其の防遏に力を盡してゐるから、現在都會地に於てはその心配はないが、地方を旅する者は相當豫防に注意しなくてはならぬ。卽ち蚊取り線香、キニーネ劑等を出發前に用意して置くことも無駄ではない。併し茲には萬一の場合を考へて種々と注意事項を擧げたが、事實に於て是等の風土病については、些しも心配することはない。要之、最も注意しなくてはならぬことは、過勞と寢冷えである。

其の他注意事項—旅行者の經濟關係に依つて大々異なるが、汽車・汽船・旅舘等を一等とするときは、一日平均の費用が非常な多額に上るから、官衙・大商店等と交涉の少なき旅客は、經濟上二等旅舘又は邦人旅舘に宿泊するが經濟である。併し汽船は、上陸の際の手數及便宜の關係上可成的一等に便乘する方が良い。汽車・電車等は、大低二等又は一等に乘り、三等は土人用であるから之に乘らない方が良い。

又南洋各地殊に新嘉坡・蘭領爪哇等に於ては僞造貨幣を摑まされることが多い。混雜早急の際殊に注意しなくてはならない。

南洋各國は、其の主權者を異にし、人種を異にすると共に言語を異にするが、南洋の大部分を占むる蘭領印度諸島・馬來半島には馬來人種最も多く居住し、支那人・印度人之に次ぐから汎く使用されるものは卽ち馬來語である。馬來語は、單に馬來人種の日用語たるのみならず、多數在住する支那人も其の出生地を異にし言語を異にする關係で、何れも馬來語を標準語としてゐるから、苟も南洋に赴かんとする者は多少馬來語を解しなくてはならない、（但し比律賓・佛領印度支那・暹羅は例外である）。最も絕えず外人旅客に接する土人・支那人中には英語を解するものがあるが、それも極めて少數であるから、旅行者は出發前獨習書に依り日常用語を記憶して置く方が良い。勿論英・佛・獨語の何れかの素養があれば、官衙・大商店に於て不便を感ずることが尠い。南洋中英語の勢力の普及してゐない所は蘭領印度及佛領印度支那である。

南洋各國の代表的用語は、

比律賓	英語・西班牙語・タガログ語・ビサヤ語
佛領印度支那	佛語・安南語・柬埔寨語
暹羅	英語・暹羅語
英領馬來	英語・馬來語
英領北ボルネオ及サラワク	英語・馬來語
蘭領印度	蘭語・英語・馬來語

次に旅行出發前知己其他關係方面より、南洋各地の外國官廳・大商舖・邦人會社・同商店又は有力なる邦人に宛てたる紹介狀を可なり多く携帶する方が便宜である。殊に工場又は農園等の視察には其の必要を切實に感ずることが多い。

主要都市に於ける日本人會・主要會社・商店・主要邦人商社竝に宿舘等の所在地は、各國編中旅行案内及雜の部を參照ありたし。

旅行日程　次表甲乙は南洋各地の旅行を、臺灣を出發地として、甲は比律賓・北ボルネオ・蘭領爪哇の群島部から馬來半島・暹羅・佛領印度支那の大陸部へ出る方向のもの、乙はこの逆行の方向を採つたものである。

勿論完全にこの旅程通りに行くものではない。が先づ大方の參考になるものと思ふ。旅行者に於て、その視察地の目的如何に依り、適宜旅行地を取捨選擇して、旅行日程の作成に幾分でも間に合へば幸ひである。一番困る問題は船便であるが、本表には先づ必要とする船便及費用は出來る限り調査して載せた積りであるから、本表備考欄に注意して日程を作つて頂きたい。

南洋旅行日程（甲表）

旅行順序　臺灣―比律賓―英領北ボルネオ―爪哇―英領馬來―スマトラ―遲羅―佛領印度支那―香港―臺灣

日程	發著地	滯在又は船内泊日數	乘車船賃	備考
旅程A 一 日	基隆發			
二	高雄著			
二	高雄發	船中四泊	基隆―マニラ　一等八二圓　二等二七	○大阪商船日本比律賓線（月二回始發港横濱）を利用す、上掲の旅程は馬尼剌滯在五泊を定ざるが、目的地をダバオとしてダバオへ直行せんとせば、馬尼剌に一泊し、同船にて七日目セブ著發八日目サムボアンガ著發、十日目ダバオ著とする方便なり
五	馬尼剌著	馬尼剌五泊	高雄―マニラ　一等一三三圓　二等一三	○其の場合の船賃基隆よりダバオ迄一等一四一圓三等四七圓
五	馬尼剌發			○高雄より一等一二九圓、三等四三圓、神戸より馬尼剌迄一等一四〇圓、三等四〇圓、同ダバオ迄一等一八〇圓、三等六〇圓
七	香港著	香港三泊	馬尼剌―香港　一等四八圓　三等一八	○内地より本便船に乘るときは、神戸より馬尼剌迄一等一四〇圓、三等四〇圓、同ダバオ迄一等一八〇圓、三等六〇圓
七	香港發	船中二泊	香港―マニラ　一等四五圓　三等一七	○馬尼剌滯在中バキオへ行くには往復二日を要し、汽車賃往復一等二三・二二比、二三等八・七八比
九	馬尼剌著			
旅程B 一	基隆（高雄）發			○基隆（高雄）香港線は大阪商船航路に依る、基隆―香港線毎日曜發、高雄―香港は高雄廣東線（二週一回）に依る
二	厦門著發	船中三泊	基隆―香港　一等五四圓　三等二四	○内地より香港行の場合後掲の乙表參照、第二或は第三水曜日神戸發、九日目香港著、十二日目馬尼剌著發、十五日ダバオ著）を利用するも可なり
三	汕頭著發		高雄―香港　一等四八圓　三等一八	○内地より日本郵船濠洲航路（月一回第二或は第三水曜日神戸發、十二日目馬尼剌著發、右船賃神戸より
四	香港著	香港三泊	香港―マニラ　一等一四〇圓　三等五二	香港　一等一九二圓　二等一二〇　三等七〇　ダバオ迄　一等二六五圓　二等一六〇　三等一〇一
七	香港發	船中二泊	馬尼剌迄　一等一九二圓　二等一二〇　三等七〇	○香港にて船待ちの都合で廣東觀察を爲すも可、旅程其他は香港―馬尼剌線は各國會社航路多數あり、上掲の賃銀は大體一流會社線に依る標準船賃
九	馬尼剌著		ダバオ迄　一等二六五圓　二等一六〇　三等一〇一	
一〇	馬尼剌發			○馬尼剌―ダバオ　上掲のものは比律賓國内線なり、他には日本郵船濠洲航路（月一回）、前記大阪商船日本比律賓線（月二回）等あり
一一	セブー著	船中一泊		
一二	サムボアンガ著發	船中四泊		
一四	ダバオ著	ダバオ六泊		

二〇	ダバオ發	船中二泊	ダバオ―サムボアンガ　一等三二・五比　二等二七	○ダバオ―サムボアンガ　比律賓船に依る、注意すべきことはサムボアンガ發（毎火曜）サンダカン行の日時に留意してサムボアンガにての船待を最少限にすることなり
二二	サムボアンガ著			○ダバオより爪哇へ渡るには月一回或は二回便のプリンス・ライン船あり四日目マカッサル著、六日目スラバヤ著
二六	サムボアンガ發	船中四泊	サムボアンガ―サンダカン　一等三〇弗　二等二五弗　内外人とも	○サムボアンガ―サンダカン　サバー・スチームシップ會社船、毎火曜日發
二七	ホロー著發			
二八	サンダカン著	サンダカン三泊		
一	サンダカン發	船中二泊	サンダカン―ゼルトン　一等一五弗　二等一〇弗	○サンダカン―ゼルトン　ストレート・スチームシップ會社船毎月曜日發
二	クダツ著發			○サンダカンにて都合上新嘉坡へ渡らんとすれば、同じくストレート・スチームシップ會社船の毎月曜日發便にてクダツ着發（火）ゼルトン着發（水）、ラブアン着發（木）、ミリ着發（金）、新嘉坡着（日或は月曜日朝）となる
三	ゼルトン著	ゼルトン一泊	ゼルトン―サンダカン　一等一〇弗　二等五弗	○ゼルトン―サンダカン　ストレート・スチームシップ會社船毎木曜日發
四	ゼルトン發			
五	クダツ著發	船中二泊		
六	サンダカン著			
三一	サンダカン發	船中二泊	サンダカン―タワオ　一等二五〇弗　二等一七五弗	○サンダカン―タワオ　サバー・スチームシップ會社船毎月曜日發
三二	ラハダト著發			
三三	タワオ著	タワオ四泊	タワオ―スラバヤ　一等二八圓　二等一九圓　三等一八	○タワオ―スラバヤ　大阪商船會社船、毎月十二日、或は十三日頃發なれば、之をキヤツチする樣注意
三七	スラバヤ著		スラバヤ―マラン　一等四四〇盾　二等二九〇	
四一	スラバヤ發	船中四泊	汽車（一等一二・〇〇盾　二等七・五〇	
四四	マラン著發		バス（一等三・〇〇盾　二等二・〇〇	
四四	トサリ著	トサリ一泊	自動車（一等一〇盾　二等五盾	
四五	トサリ發			
四五	スラバヤ著	スラバヤ二泊		
一	スラバヤ發	船中一泊	スラバヤ―ブレレン　一等三二盾　二等二一	○本旅程はバリ島視察のもので、K・P・M船毎木曜日發
二	ブレレン著	ブレレン三泊		
五	ブレレン發		ブレレン―バンユワンギ　一等一二盾　二等八	○ブレレン發毎月曜日
	バンユワンギ著	バンユワンギ一泊		

旅程					
六	バンユワンギ發 スラバヤ著				
一 二 三	スラバヤ發 バンヂヤルマシン著 バンヂヤルマシン發 スラバヤ著	船中一泊 バンヂヤルマシン二泊	バンユワンギ—スラバヤ 汽車（一等 一二・八〇盾 二等 七・九〇）		
四 五	スラバヤ發 ダナウサラク著 ダナウサラク發 バラバイ著	ダナウサラク一泊 バラバイ一泊	スラバヤ—バンヂヤルマシン （一等 五九盾 二等 三五） バンヂヤルマシン—ダナウサラク 自動車 五盾 ダナウサラク—バラバイ 自動車 一五盾		
六 七	バラバイ發 クルア著 クルア發 バンヂヤルマシン著 バンヂヤルマシン發 スラバヤ著	クルア一泊 バンヂヤルマシン四泊	バラバイ—クルア 自動車 一〇盾 クルア—バンヂヤルマシン 自動車 二〇盾 バンヂヤルマシン—スラバヤ （一等 五九盾 二等 三五）		
八 九 一〇	スラバヤ發 （レレン著） アムペナン發 マカツサル著 マカツサル發 ドンガラ著發 クアンダン著 メナド	船中一泊 船中九泊 メナド十五泊	スラバヤ—メナド （一等 二七三盾 二等 一六四） スラバヤ—タルナテ （一等 三八盾 二等 一九一） 但しK・P・M船は往復或は発港へ歸著する場合往復船賃の一五%引となる		
一 二	メナド發 タルナテ著	船中二泊	メナド—タルナテ （一等 四五盾 二等 二七）		
三	メナド				

旅程	A （ハルマヘライ及アンボイナ島廻り）					
二五 二六	メナド發 タルナテ著					
	一 タルナテ發 二 バチヤン著發 三 ナムレア（著 アムボイナ）發	船中五泊	タルナテ—バチヤン （一等 二・九盾 二等 一・九〇） バチヤン—ナムレア （一等 九五・五〇 二等 六三） ナムレア—アムボイナ （一等 二・九盾 二等 一・三一）			
	六 マカツサル着 八 マカツサル發 九 ブレレン著發 一〇 スラバヤ著	船中二泊	アムボイナ—マカツサル （一等 六六 二等 四四） マカツサル—スラバヤ （一等 九九盾 二等 六六 三等 五九 三〇）			
二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三三 三五 三六 三七	タルナテ發 （バチヤン著） ライウイ發 サナナ著發 ナムレア著發 アムボイナ著 アムボイナ發 レクスラ著發 マカツサル著 マカツサル發 ブレレン著發 スラバヤ著	船中六泊	タルナテ—バチヤン （一等 二・九盾 二等 一・九〇） バチヤン—ナムレア （一等 九五・五〇 二等 六三） ナムレア—アムボイナ （一等 二・九盾 二等 一・三一） アムボイナ—マカツサル （一等 二・九盾 二等 一・三一 三等 六六 二等 四四） マカツサル—スラバヤ （一等 九九盾 二等 六六 三等 五九 三〇）	船賃右欄に同じ		
二五 二六	メナド發 アムラン著發 ボイガル著 ボランモンゴンドウ發					

旅程					
二五 二六	メナド發 タルナテ著	船中一泊	メナド—タルナテ 右欄に同じ		
二七 二八 二九 三〇 三一 三三 三五 三六 三七	タルナテ發 （バチヤン著） ライウイ發 サナナ著發 ナムレア著發 アムボイナ著 アムボイナ發 レクスラ著發 マカツサル著 マカツサル發 ブレレン著發 スラバヤ著	船中六泊	船賃右欄に同じ			
二五 二六	メナド發 アムラン著發 ボイガル著 ボランモンゴンドウ發					

○メナド—タルナテ隔週水曜日、タルナテが四週一回の木曜日發その便と同四週一回の土曜日發のものとがあるから、それを、キヤツチする樣注意、茲では普通の木曜日發に連絡する、土曜日發のものは二週間タルナテ泊となつてゐる

○タルナテ—マカツサル　四週一回土曜日發

○本欄では、ハルマヘイラ島調査に重きを置き、タルナテ二週間滯在の上アンボイナ經由スラバヤ歸著のもの

○マカツサル—スラバヤ　毎週土曜日及隔週日曜日

○タルナテ—マカツサル　四週一回木曜日發

○マカツサル—スラバヤ　毎週土曜日及隔週月曜日發

○メナド—マカツサル　隔週水曜或は木曜日發

○本旅程はボルネオ南東部地方視察を目的とするもので、K・P・M船毎水曜日發

○ダナウサラクは野村農園の所在地にして宿泊も同園の厚意に依る外旅館なし、普通の旅行者はカンダンガン又はバラバイ迄直行する方便利

○本旅程はセレベス、ハルマヘイラ島方面視察を目的とするものであるが、船便都合悪しく相當日數を要す、船は全部K・P・M船である、上揭旅程の船は隔週日曜日スラバヤ發、マカツサル迄は毎週木曜發の船便あり

○バンヂヤルマシン發毎土曜日

○メナド滯在日數長きに失するが、他に船便なし

○本旅程はタルナテ瞥見を目的とするもので、前記スラバヤ發隔週日曜日の船にて行く、卽ちメナド著十日目、十一日目メナド發である。テルナテに約半日滯在、市中見物のみなれば十分である。

B（セレベス島西海岸廻り）

二七	イノボントト	發					
	ラブアンブロコ	著					
二八	クアンダン	著					
	スマラタ	發					
二九	バレレ	著發					
三〇	レオク	著發					
三一	トリトリ	著發					
三二	ドンガラ	著發					
三四	マカツサル	著					
三五	マカツサル	發					
三六	プレレン	著發					
三七	スラバヤ	著					
			船中九泊				
			マカツサル一泊				
			船中二泊				

メナドー{一等 一一〇圓 / 二等 一〇四 / 三等 九二・五〇}マカツサル

○マカツサル―スラバヤ　毎週土曜日及隔週月曜日發

四七	スラバヤ	發					
	バヤン	著					
			スマラン二泊				
四九	スマラン	發					
	ソロ	著發					
			ヂョクヂヤ二泊				
五一	ヂョクヂヤカルタ	著發					
	バンドン	著					
			バンドン一泊				
五二	バンドン	發					
	ガルー	著					
			ガルー一泊				
五三	バタビア	著					
			バタビア四泊				

スラバヤ―{一等 一三三圓 / 二等 八九・五〇}スマラン

スマラン―{一等 七六・〇 / 二等 五一・一〇}ヂョクヂヤ

ヂョクヂヤ―{一等 一四・二〇〇 / 二等 九三・五〇}バンドン

バンドン―ガルー{一等 三一・四〇 / 二等 二一・〇〇}

ガルー―{一等 二一・〇〇 / 二等 一四・〇〇}バタビア

○ヂョクヂヤ滯在中、ボロボドール行自動車二〇圓

○ソロ半日滯在

○バタビア滯在中、ボイテンゾルホ植物園行自動車往復二〇圓内外、汽車一等二・三〇圓、二等一・五〇圓

一	バタビア	發					
			船中二泊				

スラバヤ―{一等 一三三圓 / 二等 八九・五〇}スマラン

スマラン―{一等 七六・〇 / 二等 五一・一〇}ヂョクヂヤ

ヂョクヂヤ―{一等 一四・二〇〇 / 二等 九三・五〇}バンドン

バンドン―ガルー{一等 三一・四〇 / 二等 二一・〇〇}

ガルー―{一等 二一・〇〇 / 二等 一四・〇〇}バタビア

バタビア―{一等 一四・二〇〇 / 二等 九三・五〇}ポンチアナ

○バタビア滯在中、ボイテンゾルホ植物園行自動車往復二〇圓内外、汽車一等二・三〇圓、二等一・五〇圓

○K・P・M船每水曜及土曜日發

三	ポンチアナ	著					
			ポンチアナ一泊				
四	シンカワン	發					
			シンカワン一泊				
五	バマンカ	著					
			バマンカ一泊				
六	ポンチアナ	發					
			ポンチアナ二泊				
七	バタビア	發					
			船中二泊				
八	ポンチアナ	著					
			ポンチアナ二泊				
九	タンヂヨンパンダン	著發					
一〇	バタビア	著					
			船中二泊				

ポンチアナ―{二等 五六・二五〇 / 三等 三八・五〇}シンカワン

自動車 一五盾　シンカワン―バマンカ

自動車 一五盾　バマンカ―ポンチアナ

ポンチアナ―バタビア{一等 九四盾 / 二等 五六 / 三等 三八・五〇}

但し往復切符を買へば一五%引

五七	バタビア	發					
			船中二泊				
五八	ムントク	著發					
五九	新嘉坡	著					
			新嘉坡七泊				

バタビア―新嘉坡{一等 一〇〇弗 / 二等 六〇 / 三等 三〇 / 飛行機 一三五弗（一五〇盾）}

○バタビア―新嘉坡　K・P・M船每土曜日發　飛行機每火曜日發（前七・〇〇）バレムバン經由新嘉坡著（午後二時）

○新嘉坡滯在中ジョホール州コタテインギ地方の視察には、日歸りにて自動車賃往復一五弗を要す

○同バトバハ地方視察には二日を要し、三日目歸著、自動車二〇弗

一	旅	發					
			船中一泊				

バタビア―{一等 一〇〇圓 / 二等 六〇 / 三等 三〇}タンヂヨンカラン

タンヂヨンカラン―{一等 二〇〇圓 / 二等 一二〇}バレムバン

バレムバン―{一等 一三五圓 / 二等 八一}新嘉坡

○バタビア―バレムバンの汽車汽船連絡は

第一日{バタビア發（前六・五〇）汽車 / 著（同一〇・一四）メラク發（同一一・〇〇）汽船 / 著（後五・〇〇）オーストハーフエン發（後五・一五）汽車 / 著（同五・四五）タンヂヨンカラン發（前六・三〇）汽車}

第二日{タンヂヨンカラン發（前六・三〇）汽車 / 著（後六・五五）バレムバン}

（註）蘭領印度編二九四頁參照

○バタビア―バレムバン直航船は每金曜日發翌日著（K・P・M）一等七六圓、二等四六圓、三等二三圓

○バレムバン―新嘉坡　K・P・M船每土曜日發、依て本旅程なればバタビアを水曜日に出發なければならぬ

○飛行機每火曜日發（前一〇・三〇）、新嘉坡著（後二・〇〇）

○バレムバン―ヂヤムビ―新嘉坡の場合

二	旅	著					
			バレムバン二泊				
三	バレムバン	發					
			船中一泊				
四	バレムバン	著					

○ポンチアナ―バタビア　二―四日目毎に發

○ポンチアナに於て更に永く滯在せんとすれば船待の間滯在し得

	B	
	六	
	新嘉坡著	
一 新嘉坡發	船中二泊	新嘉坡—クチン一等 三五弗
三 クチン發	クチン一泊	クチン—サマラハン モーター船往復 一〇弗
四 サマラハン發	サマラハン一泊	クチン—新嘉坡 一等 三五弗
五 クチン發	クチン三泊	
八 クチン著	船中二泊	
一〇 新嘉坡著		
一 新嘉坡發	船中七泊	新嘉坡—サンダカン 一等 一〇〇·〇〇弗 往復 一等 一八三·〇〇弗 二等 一二三·八〇
四 ミリ發		
五 ブアン著發		
六 ゼルトン著發		
二六 ゼルトン著發		
二七 ラブアン著		
一 新嘉坡發	船中七泊	サンダカン—タワオ 一等 二七·五〇弗 二等 一三·八〇 往復 一等 四五·〇〇弗 二等 二七·〇〇
四 ミリ發		
五 ブアン著發		
六 ゼルトン著發		
二六 ゼルトン著發		
二七 ラブアン著		
一 新嘉坡發	船中二泊	新嘉坡—クチン 一等 三五弗
三 クチン著發	クチン一泊	クチン—サマラハン モーター船往復 一〇弗
四 サマラハン著發	サマラハン一泊	クチン—新嘉坡 一等 三五弗
五 クチン發	クチン三泊	
八 クチン著	船中二泊	
一〇 新嘉坡著		
一 新嘉坡發	船中七泊	新嘉坡—サンダカン 一等 一〇〇·〇〇弗 往復 一等 一八三·〇〇弗 二等 一二三·八〇
四 ミリ發		
五 ブアン著發		
六 ゼルトン著發		
二六 ゼルトン著發		
二七 ラブアン著		
八 サンダカン著	サンダカン二泊	サンダカン—タワオ 一等 二七·五〇弗 二等 一三·八〇 往復 一等 四五·〇〇弗 二等 二七·〇〇
一〇 サンダカン發		
一二 タワオ著發	船中二泊	
二〇 タワオ發	タワオ七泊	
二二 サンダカン著	サンダカン二泊	
二四 サンダカン發		
二五 クダット著發		
二七 クダット著發		
一 メスマウエ著發	ロスマウエ一泊	メダン—クタラヂヤ 汽車 三五·一〇盾
二 クタラヂヤ著發	クタラヂヤ一泊	クタラヂヤ—ランサ 汽車 二四·六〇盾
三 クタラヂヤ發	クタラヂヤ二泊	
四 ロスマウエ著發	ロスマウエ一泊	
六 メダン著	ランサ二泊	
一 メダン著發	メダン二泊	新嘉坡—彼南 汽車 〔一等 三·〇六弗 二等 一五·〇六
二 ベラワンデリー著發		別に寢臺料（簡易）一弗 寢臺車（夜行）に乘る場合寢臺券四弗を要す
七一 ベラワンデリー著發		彼南—ベラワンデリー 片道 〔一等 五〇·四〇 二等 三六·二〇 往復 〔一等 三〇·六〇 二等 二一·六〇 K·P·M 一七 S·S 二六 二六盾 二〇弗
六六 吉隆坡發	吉隆坡二泊	新嘉坡—吉隆坡 汽車 〔一等 三·〇六弗 二等 一五·〇六
六八 彼南發	彼南二泊	新嘉坡—彼南 汽車 〔一等 三·〇六弗 二等 一五·〇六
七〇 彼南發	船中一泊	佛國船（M·M）會社に依る場合、三日目着、一等八五—一二〇比弗、二等五七—八〇比弗
二八 ミリ發		彼南—ベラワンデリー K·P·M及S·S兩會社船就航す 自動車 一〇盾
三一 新嘉坡著		毎火·金·土曜日發

○新嘉坡著、日曜日午後或は月曜日午前

○新嘉坡—吉隆坡 新嘉坡發前八·三〇、後八·三〇 吉隆坡著後六·三八、前七·〇〇 本旅程にては前八·三五發、後六·三八著を採る

○吉隆坡—彼南 吉隆坡發前八·〇〇、後八·〇〇 彼南著後六·二五、前六·四五

○新嘉坡—香港 新嘉坡—香港著船便多し、船賃區々なれど一流船舶は一等一六日目香港著四磅、二等一二磅を普通とす、後掲乙表中香港發の備考欄參照

○新嘉坡—西貢 佛國船（M·M）會社に依る場合、三日目着、一等八五—一二〇比弗、二等五七—八〇比弗

○彼南—ベラワンデリー K·P·M及S·S兩會社船就航す 毎火·金·土曜日發

○メダン滯在中一日シアンタル行きをすれば乘合自動車代二盾

○メダン發 前六·〇〇 後六·三五 メダン—ブラスタギ バス 六盾

○ロスマウエ著 後六·三五 ロスマウエ發 前五·五六 後五·二三 ブラスタギ—ブラフォートデコック バス 五〇·五〇盾

○クタラヂヤ發 前六·五三 後六·一一 クタラヂヤ著 後二·三四 シボルガ一泊

○ランサ發 自動車 三〇—四〇盾 メダン著 後二·三四 プラスタギ一泊

○本旅程はスマトラ島中部を縦斷せんとする目的のもの

○本旅程は北部海岸線（アチェー州）視察を目的するもの

三 コタノパン發	コタノパン一泊	
二 シボルガ發	シボルガ一泊	
一 ブラスタギ發	ブラスタギ一泊	
六 メラン發		

四 コタノパン發 フォートデコツク著
フォートデコツク一泊
コタノパン一泊

五 フォートデコツク發 コタノパン著
バス 五六・五〇盾

六 コタノパン發 シボルガン著
シボルガ一泊

七 シボルガン發 メダン著

七三 メダン發 ランサ著
ランサ一泊
自動車往復 一〇五〇盾
五〇―六〇盾

七四 ランサ發 メダン著
メダン一泊
汽車〔一等 九二四盾
二等 四六二
テビンテンギ―メダン
一等 四八六
二等 二四三盾

七五 メダン發 ブロマンデイ著
ブロマンデイ一泊
汽車〔一等 四三〇
二等 二一五盾
キサラン附近に於ける
各農園を視察してテビ
ンテンギ迄自動車を雇
ふ時四〇盾内外を要す

七六 ブロマンデイ發 プラスタギ著
プラスタギ二泊

七八 プラスタギ發 ベラワンデリー著
船中一泊
ベラワンデリー―メダン
一〇盾

七九 彼南發 メダン著
彼南二泊
自動車〔彼南―盤谷 一〇盾
一等 四六・三九弗
二等 二八・二九弗
外に寢臺券畫夜使用二人
用四弗、一人用室一
六弗を要す

八一 彼南發 盤谷著
彼南一泊

八二 盤谷發 チエンマイ著
盤谷四泊

一 盤谷發 チエンマイ著
車中一泊
チエンマイ四泊
車中一泊

六 チエンマイ發 盤谷著
盤谷―チエンマイ
汽車〔一等 四六〇〇錢
二等 二八八〇

七 盤谷發 メダン著
メダン―ランサ
汽車片道 一〇五〇盾
往復 一〇五〇盾
五〇―六〇盾
メダン―キサラン
汽車〔一等 九二四盾
二等 四六二
テビンテンギ―メダン
汽車〔一等 四八六盾
二等 二四三
キサラン附近に於ける
農園を視察してテビ
ンテンギ迄自動車を雇
ふ時四〇盾内外を要す
ベラワンデリー―メダン
自動車 一〇盾
盤谷―彼南
自動車〔一等 四六・三九弗
二等 二八・二九弗
外に寢臺券畫夜使用二人
用四弗、一人用室一
六弗を要す
盤谷―チエンマイ
汽車〔一等 四六〇〇錢
二等 二八八〇

○フォートデコツクよりバダンに出でバダンよりベンクーレンに渡りスマトラを視察せんとすれば三日目ベンクーレン着 四日目同發 五日目ラハト著 六日目パレムバン著 となるもバダン―ベンクーレン間の船便週約一回にして船待ちに日數を徒費する惧あり

○メダン―キサラン迄汽車、キサランよりプロマンデイ、シロトアー、ドースンテンギ迄自動車、テビンテンギより汽車にてメダンに歸る 翌日テビンテンギ迄自動車、テビンテンギより汽車にてメダンに歸る

○湖畔に一泊したきときはプラスタギよりもプラバット行の方可

○プラスタギ―メダン 自動車一五盾、バス六盾

○ベラワンデリー―彼南 毎木・金・日曜日發

○彼南―盤谷 彼南毎月・金曜日前九一〇發、翌日後四〇五著

○盤谷―チエンマイ 急行は毎日・水曜日盤谷發

○チエンマイ―盤谷 急行は毎火・金曜日チエンマイ發

| | | |

一〇一	河内	海防	内発	海防	三泊	河内—海防	一等	六・三比弗	
							汽車 二等	四・〇八	
一〇四	海防	北海	発	船中	三泊	海防—香港	一等	六・三比弗	
一〇五	北海	海口	着発				二等	四・〇八	
一〇六	海口	香港	着	香港	三泊	香港	一等	一〇〇弗内外	
一〇七							二等	六〇	
一〇	香港	内開	発	老開	一泊	河内—ホケウ間	一等	一五七比弗	
一一	内開	老河	着				二等	一〇七	
一二	老河	阿迷州	発	阿迷州	一泊	ホケウ—雲南府間	一等	三〇三雲南銀	
一三	阿迷州	雲南府	着発	雲南府	四泊		二等	二〇九	
一四	雲南府	阿迷州	着発	阿迷州	一泊	但し往復は二五%引			
一五	阿迷州	老開	着発	老開	一泊				
一六	老開	河内	着						
一一	香港	廣東	発	廣東	二泊	香港—廣東	一等	四八・〇〇圓	
一二	廣東	香港	着			船 日本船	七弗		
一三	香港	基隆	発	船中	三泊	香港—基隆	一等	四八・〇〇圓	
一二	基隆	香港	着			船 支那船	六弗		
一三	基隆	厦門	着発	船中	三泊		二等	三六・〇〇	
一二	厦門	汕頭	着発				四		
一三	汕頭	香港	着						

○本旅程は雲南府行を目的とするものであるが、雲南行には夜行列車なき故途中二驛にて二泊す

香港—基隆
大阪商船會社船每日曜日發
香港—高雄
大阪商船隔週木曜日發

旅程順序　臺灣—香港—佛領印度支那—暹羅—スマトラ—英領馬來—爪哇—英領北ボルネオ—比律賓—臺灣

日程		發著地	滯在又ハ船内泊日數	乘車船賃	備考
一	日	基隆（高雄）發			○大阪商船基隆香港線或は高雄廣東線に依る基隆香港線は每日曜日發、高雄廣東線は二週一回發 ○尚臺灣に寄らず、内地より直接香港へ直行する場合日本郵船の歐洲航路（二週一回）、濠洲航路（月一回）、大阪商船の南米航路（月一回）、阿弗利加航路（月一回）、印度航路（月二回）等があり、その他にも各國の便船多し 船賃は神戸より
二	厦門	著發	船中三泊	香港迄 一等 一四〇圓	
三	汕頭	著發		新嘉坡迄 一等 二一三磅	
四	香	港著	香港三泊	日本郵船 一等 八八 二等 四四	
七	香	港發		大阪商船 一等 一五五圓 二等 一〇〇圓	
八	海	口著發	船中三泊	三等 四〇圓	
九	北	海著發		會社 一等 二〇〇弗、四日目着、船賃佛國船（M・M）一等一二〇圓二等九〇圓	
一〇	海	防著	海防二泊	香港より西貢へ直航する場合、四日目着、船賃佛國船（O・S・K）一等一八〇弗、日本船 一等 一三〇圓	
一二	海	防發	河内三泊	香港より新嘉坡へ直航の場合、六日目着、船賃一等九〇弗以上船により種々あり、日本船N・Y・K一等A一四磅B一二磅二等一〇磅三等六磅O・S・K一等一三〇圓、二等九〇圓	
一五	河	内發	車中一泊	雲南府行旅程は前揭の甲表參照	
一六	ツーラン	著發	カンニヤイ一泊		
一七	カンニヤイ	發	車中一泊		
一八	西貢	著	西貢四泊		

○河内—西貢直通急行は每週火・金の兩日發、汽車自動車の連絡次の如し、但し途中下車出來ざる故途中下車視察せんとすれば、旅程Bに依るの他無し、然るにB旅程は費用多額を要す

河内	發	火・金	後 七四〇	汽車	同 水・土
ツーラン	著發				同 三五〇
カンニヤイ	著		同 七〇〇	自動車	同 三〇〇
カンニヤイ	發	木・日	前 六〇〇		
ニヤトラン	著		後 八〇〇		
ニヤトラン	發	同	同 九三〇	汽車	
西貢	著	金・月	前 八〇五		

| 旅程 B | | |

五三	新嘉坡發	船中二泊		
五五	バタビア著	バタビア四泊	新嘉坡―バタビア	船 一等 一〇〇盾 二等 六〇 三等 三〇
				飛行機 一等 三五弗
			バタビア―ガルー	一等 二一〇盾
五九	バタビア發			二等 七六〇 イテンゾルホ經由
	ガルー著	ガルー一泊		二等 八五〇盾
			ガルー―バンドン	一等 二四〇盾
六〇	ガルー發			二等 一四〇
	バンドン著	バンドン一泊		三等 八四
六一	バンドン發		バンドン―チヨクヂヤ	一等 一四〇盾
	チヨクヂヤカルタ著	チヨクヂヤ二泊		二等 九三〇
六三	チヨクヂヤカルタ發		チヨクヂヤ―スマラン	一等 七六〇盾
	ソロ著	スマラン二泊		二等 五一〇
六五	スマラン發		スマラン―スラバヤ	一等 二三〇盾
	スラバヤ著	スラバヤ三泊		二等 一五四
六八	スラバヤ發		スラバヤ―マラン	一等 四四〇盾
	マラン著	トサリ一泊		二等 二九〇
六九	トサリ發		マラン―バスルアン	一等 三一〇盾
	スラバヤ著	スラバヤ二泊		二等 二〇〇
七一	スラバヤ發		バスルアン―トサリ	自動車 一〇―二五盾
七三	マカッサル著發	船中五泊	トサリ―スラバヤ	自動車 三〇盾
七六	タワオ著	タワオ四泊		
八〇	タワオ發			
	サンダカン著	船中二泊		
八二	サンダカン發	サンダカン一泊		
八三	サンダカン發			
	ホロー著發	船中二泊		
八四	ホロー發			
	サムボアンガ著	サムボアンガ三泊		
八五	サムボアンガ發			
八八	サムボアンガ發	船中二泊		
	ダバオ著	ダバオ六泊		
九〇	ダバオ發			
九六	ダバオ發			
九八	サムボアンガ著發	船中四泊		
九九	セブー著發			
一〇〇	馬尼刺著	馬尼刺五泊		
一〇五	馬尼刺發	船中三泊		
一〇八	香港著	香港三泊		
一一一	香港發			
一一二	汕頭著發	船中三泊		
一一三	厦門著發			
一一四	基隆著			

○新嘉坡―バタビア　K・P・M船毎日曜發四日目著及隔週月曜日發三日目著
飛行機毎水曜前七・〇〇發、パレムバン經由、後二・〇〇バタビア著
○バタビア滯在中、ボイテンゾホグ植物園行自動車往復二〇盾
○汽車一等二・二〇盾、二等一・五〇盾
○バタビアよりボルネオ島ポンチアナ方面旅程甲表參照

○ギヨクヂヤ滯在中、ボロボドール行自動車二〇盾

○ソロ半日滯在

○スラバヤよりバリ島・南東部ボルネオ・セレベス及ハルマヘイラ方面への旅程に就ては甲表參照
○スラバヤ發は毎月十二日頃發のO・S・K船（高雄迄通航八日目著）か二十九日出帆の同社船を利用する方便利、本旅程は二十九日出帆のものに依る
○スラバヤよりタワオへ寄らず馬尼刺へ行くには、爪哇支那日本線の十五日一回航路あり、三日目マカッサル著發、五日目バリクパパン發、九日目馬尼刺著船賃一等一一五比、二等五七・五〇比
○タワオ―サンダカン　毎木曜日發、ラハダト（舍）經由、三日目（土）著
○サンダカン―サムボアンガ毎日曜日發

○比律賓船に依る、他に大阪商船月二回航路あり

○比律賓船に依る、他に大阪商船日本比律賓線（月二回航路）及日本郵船濠洲航路復航（月二回）等がある、大阪商船は三日目サムボアンガ著發、四日目セブー著、五日目同發、七日目馬尼刺著發、十日目高雄著、十一日目基隆著、十二日目神戸著、日本郵船は、ダバオ發後四日目馬尼刺著發、七日目香港著、十一日目長崎著、運賃は甲表參照
○前記O・S・K月二回航路を利用すれば香港へ寄らず、直接高雄へ歸著、N・Y・Kの濠洲航路に依れば四日目香港著となる其他爪哇支那日本線の十五日一回航路等多數あり

○毎日曜日發

七一	スラバヤ發			
七三	マカッサル著發	船中五泊		
七六	タワオ著	タワオ四泊		
八〇	タワオ發			
	サンダカン著	船中二泊		
八二	サンダカン發	サンダカン一泊		
八三	サンダカン發			
	ホロー著發	船中二泊		
八四	ホロー發			
	サムボアンガ著	サムボアンガ三泊		
八五	サムボアンガ發			
八八	サムボアンガ發	船中二泊		
	ダバオ著	ダバオ六泊		
九〇	ダバオ發			
九六	ダバオ發			
九八	サムボアンガ著發	船中四泊		
九九	セブー著發			
一〇〇	馬尼刺著	馬尼刺五泊		
一〇五	馬尼刺發	船中三泊		
一〇八	香港著	香港三泊		
一一一	香港發			
一一二	汕頭著發	船中三泊		
一一三	厦門著發			
一一四	基隆著			

スラバヤ―タワオ　船 一等 七六圓 二等 五五 三等 三八
タワオ―サンダカン　一等 二七・五〇弗 二等 一三・五〇
サンダカン―サムボアンガ　一等 三・〇五比 二等 二・七五
ダバオ―馬尼刺　一等 七六・四五比 二等 五三・五〇
馬尼刺―香港　一等 七〇弗 二等 四五 三等 三五
香港―基隆　一等 四八圓 二等 三六

日本各地別發南洋各地受郵便案內

一 通常郵便（日本內地・朝鮮・臺灣各地ヨリ南洋各地ヘ共通）

イ、普通通常郵便料金

種別	重量	料金	重量制限	寸尺制限
書狀	二〇瓦迄每二〇瓦以上ニ	〇・一〇円	二瓩	各面共、四五糎、長サ七五糎、直徑一〇糎
葉書（通常往復）	每ニ	〇・〇六 〇・一二	二瓩	卷物體ノモノ、長サ七五糎、直徑一〇糎 最大限長サ一五糎、幅一〇・五糎 最小限長サ一〇糎、幅七糎
印刷物	五〇瓦每ニ	〇・〇三	二瓩	各冊別ニ差出スモノハ三瓩
盲人用點字印刷物	一瓩每ニ	〇・〇三	五瓩	制限ハ書狀ニ同ジ 折疊ミ又ハ折疊マズ「カード」ノ形態ニテ差出スモノハ葉書ト同一ノ最小限ニ從フ
業務用書類	二五〇瓦迄每ニ	〇・一〇	二瓩	
商品見本	一〇〇瓦迄每ニ	〇・〇四	五〇〇瓦	長サ四五糎、幅二〇糎、厚サ一〇糎
小形包裝物	一五〇瓦迄 一五〇瓦ヲ超エ二〇〇瓦迄 二〇〇瓦ヲ超エ五〇〇瓦迄	〇・〇五 〇・一〇 〇・二四	一瓩	卷物體ノモノ長サ四五糎、直徑一〇糎

ロ、特殊取扱料金

書留料	〇・一六円
別配達料	〇・四〇
到達證料	〇・一六

ハ、價格表記通常郵便料金

種別	重量	料金	重量制限	寸尺制限
價格表記書狀	二〇瓦迄每二〇瓦以上二〇瓦	〇・一六円 〇・〇六	二瓩	各面共四五糎、長サ七五糎、直徑一〇糎
價格表記箱物	二五〇瓦迄每二五〇瓦以上五〇瓦	〇・一五 〇・〇八	一瓩	卷物體ノモノ、長サ三〇糎、幅二〇糎、高サ一〇糎
價格表記料	百貳拾圓每ニ	〇・一〇		

備考

一、小形包裝物トハ小包デ送ル程デモナイ小サイ品物等ヲ通常郵便デ送ル方法デ料金モ割合ニ安クシテモ小包ヨリ早ク著ク、ガ差シ出シ得ル南洋ノ國ハ佛領印度支那・英領馬來・同北ボルネオ・蘭領印度・遲羅

二、左記郵便物等ヲ出ス際ニハ外國語ニテ其ノ種別ヲ封皮ニ書ク

印刷物（Printed Matter）・盲人用點字印刷物（Blind Literature）・業務用書類（Commercial Paper）・商品見本（Sample）・小形包裝物（Petits Paquets）

二 郵便爲替

イ、通常爲替料金（日本內地・朝鮮・臺灣各地ヨリ南洋各地ヘ共通）

一口每ニ十錢及爲替金額十圓迄每ニ五錢

ロ、電信爲替料金（蘭領印度宛ニ限リ送付スルヲ得）

通常爲替料及相當外國電報料（外國電報料金參照）

三 電信

電信料金（一語ニ付）

發信地 ／ 著信地		內地及朝鮮發	臺灣發
		長崎、上海馬尼剌線	東京無線	臺北香港間線	臺北馬尼剌間無線
比律賓	馬尼剌	〇・五八円	〇・五八円	〇・五八円	〇・五八円
	其他ノ呂宋島各地	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	バタン	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	カタンデュアネス	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	コルレヒドール	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	マリンデューケ	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	マスバテ	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	ミンドロ	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	ロムブロー	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	テイカオ	〇・六八	〇・六八	〇・六八	〇・六八
	其他ノ諸島	〇・九四	〇・九四	〇・九四	〇・九四
佛領印度支那		〇・八四	一・一二	一・一二	一・一二
遲羅		一・〇〇	一・〇四	一・〇〇	一・〇〇
英領馬來		〇・八四	一	一	一
英領北ボルネオ		〇・七〇	〇・七〇	〇・八四	〇・八四
サラワク		一・一四	一・一四	〇・七〇	〇・七〇
蘭領印度		一・一二	一・一二	一・一二	一・一二

備考　臺灣發ノモノハ內地經由ニテモ發送シ得ルモ本表揭記ノ無線電信ヲ常用線トス

四 小包郵便

イ、內地發小包郵便料金

比律賓直接	名宛國 ／ 重量	差立方法	小包約定ニ依ルモノ
	一瓩迄	一瓩五瓩迄	一〇
	一・五瓩迄	三瓩迄	三・一四・九五
	五瓩迄	五瓩迄	五瓩迄
	一〇瓩迄	一〇瓩迄	一〇瓩迄

一封度又ハ其ノ端數每ニ〇・二四円

ロ、朝鮮發小包郵便料金

佛領印度支那（奧地ヲ除ク）	直接	香港經由	聯合約定ニ依ルモノ
遲羅	同	海峽植民地經由	小包約定ニ依ルモノ
英領馬來（海峽植民地及馬來聯邦）		香港經由	一瓩迄
		海峽植民地經由	一・三五瓩迄
英領北ボルネオ		香港經由	三・一四瓩迄
		海峽植民地經由	四・九五瓩迄
サラワク		海峽植民地經由	五瓩迄
蘭領印度	直接		一〇瓩迄

佛領印度支那（奧地ヲ除ク）	聯合小包	一・三〇円	一・七〇	二・六三
遲羅	聯合小包	一・四〇	二・二〇	二・九八
英領馬來（海峽植民地及馬來聯邦）	聯合小包	一・四〇	二・三〇（九百瓦迄〇・九八）	一・三〇
	香港經由	一・四〇	二・三〇	一・三〇
英領北ボルネオ	聯合小包	一・四〇	二・〇〇	二・〇〇
	香港經由	一・四〇	二・〇〇（一・五瓩迄）	二・〇〇（三瓩迄）
	海峽植民地經由	一・四〇	一・八〇	一・八〇（五瓩迄）
サラワク	海峽植民地經由	一・四〇	一・八〇	一・八〇（三瓩迄）
蘭領印度	聯合小包	一・三〇	一・七〇	二・六三

備考　內地ヲ經由シテ遞送スル香港及海峽植民地經由小包ニハ左ノ小包料金ヲ附加徵收ス

佛領印度支那（奧地ヲ除ク）	聯合小包	〇・五八円	一・二二	一・九八
遲羅	聯合小包	一・〇〇	一・四〇	二・三〇（九百瓦迄〇・九八）
英領馬來（海峽植民地及馬來聯邦）	聯合小包	一・〇〇	一・四〇	二・〇〇
	香港經由	一・〇〇	一・四〇	二・〇〇（一・五瓩迄）
英領北ボルネオ	海峽植民地經由	一・〇〇	一・四〇	一・八〇（三瓩迄）
	香港經由	一・〇〇	一・四〇	一・八〇（五瓩迄）
サラワク	海峽植民地經由	一・〇〇	一・四〇	一・八〇（三瓩迄）
蘭領印度	聯合小包	〇・七〇	一・一四	一・八〇（五瓩迄）

聯合小包一瓩迄〇・三二、五瓩迄〇・四〇、一〇瓩迄〇・七〇
香港及海峽植民地經由一・五瓩迄〇・四〇、三瓩迄　〇・五〇、
五瓩迄〇・六〇

六、臺灣發小包郵便料金

名宛國	重量	差立方法	〇・九瓩迄	一瓩迄五瓩迄	一・三三・一四・九瓩迄	五瓩迄一〇瓩迄
比律賓	直接	一封度又ハ其ノ端數毎ニ	〇・二四			
佛領印度支那（奥地ヲ除ク）	同香港經由		円 一・〇八	円 一・三〇	円 一・九〇	円 二・六八
暹羅	直接				二・〇〇	二・六〇
英領馬來（海峽植民地及馬來聯邦）	香港及海峽植民地經由			一・〇六	一・九四	二・八二
英領北ボルネオ	香港及海峽植民地經由			一・〇六	一・九四	二・八二
サラワク	香港經由			一・〇六	一・九四	二・八二
蘭領印度	同直接		一・六〇	一・八四	二・四四	三・〇八

二、外國小包特殊取扱料金

書留料　比律賓行小包ニ限リ　〇・一〇円

價格表記發送料　〇・一〇円他ニ價格表記料ヲ要スルガ、國別ニ相違シ煩雜ナル爲メ略ス

代金引換料　〇・二〇及代金引換金額貳圓毎ニ一錢

到達證料　萬國聯合小包約定加入國・海峽植民地・香港宛小包ニ對シテハ〇・一六円、其他ノ小包ニ對シテハ〇・〇五円

別配達料　〇・三二円但シ名宛國ニ於テ名宛人ヨリ補充料金ヲ徵收セラルヽコトアリ

右ノ中價格表記・代金引換・到達證・別配達等ハ請求出來得ザル國アリ

外國小包郵便差出方注意

一、包裝ハ長途ノ輸送ニ堪ユル様、嚴重ニ箱又ハ厚紙或ハ布包トシ、紐ハ出來ルダケ結ビ目ノナイ强靱ナルモノヲ以テ十文字ニ掛ケルコト

二、液體・粉末・染料等ヲ送ルトキハ特別ナ包裝ガ必要ナル故郵便局ヘ問合セルコト

三、差出人ノ印影アル封緘或ハ封鉛ヲ必ズ施スコト

四、差出人ノ住所氏名ハ小包ノ名宛ト同一名ニ書クコト

五、名宛面ニハ票符及切手ヲ貼付スル餘白ヲ殘スコト

六、寸尺容積ノ制限ハ國々ニ於テ異ナルガ、大體二尺立方位ノ大サ迄ノモノハ大低ノ國ニハ送リ得ル、詳細ハ局ニ問合セルコト

補遺

印度支那の輸入關稅に關する日佛通商協定の成立

本邦及佛國間の通商問題に於て、永年紛爭の的となつてゐた印度支那の輸入稅率に關する問題は、一九一一年の日佛通商條約に端を發してゐるが、此の條約は、我邦に印度支那のみを除いた他の總ての佛領植民地に最惠國待遇を供與することを規定したものである。卽ち我が邦に最も重要なる經濟關係を有する印度支那に就ては之を條約圈外に置いたものであつたがため、我邦は本條約成立後その不當なることを指摘し、撓まず積極的に之が解決に腐心して來たのであるが、爾來實に二十有一年を經過した昭和七年五月十三日、遂に本問題に關する通商協定が成立するに至つた。卽ち本邦側は長岡春一駐佛大使、佛國側は外務大臣內閣議長アンドレタルジュ氏、商務・郵務及電務大臣ルイロラン氏竝に植民大臣ルイドシャプドレーヌ氏の間に協定成立、直ちに調印を了し、同年八月二十六日より愈々實施に至つたのである。併し右協定は單に我邦及印度支那間の貿易規定を暫定的に定めたもので、前述の如く印度支那のみに對し特別關係に置かれた我邦が、一躍完全に最惠國待遇を獲得したと云ふ決定的のものではなく、將來有利に導き得る餘地が殘されてゐるといふ程度のものである。とは云へ、從來本書佛領印度支那編に於て述べたやうに極端に高率な課稅に喘いでゐたことに比すれば、遙かに本邦の對印度支那貿易が有利になつたことを否定出來ない。

今協定に依れば、協定稅率の適用を受くべき本邦產品目數は、印度支那間本邦重要輸出品目の大部分を網羅し、印度支那關稅率表の分類に從へば、其の數は約一三〇に達し、中約五〇に對しては最低稅率を、其他の品目に對しては一般稅率の一割乃至六割の輕減率を適用してゐる。之を最近の對印度支那輸出貿易を標準として計算すれば、最低稅率を適用せられるものは、本邦總輸出金額の約七割に、又一般稅率を基礎とする輕減率を適用せらるゝものは約一割に相當してゐる。而して協定及交換公文中に於て、特に注意を要すると思惟せらるゝ諸點は、協定條約文中甲表に屬する我邦產品が印度支那を通過する場合、その稅の輕減せられること、卽ち雲南に輸入せらるゝ我綿絲及綿布等の輸出貿易は、今後更に期待し得らるゝことゝなつた。又同表に於て、我邦が協定準備交涉にて要求したいふ重要輸出品の一たるセメントに對して何等の協定なきこと及乙表に於て、從來佛國側にて容易に協定締結に至らしめなかつた主要因をなしてゐた、印度支那米に對する本邦の輸入關稅撤廢を要求して居ないこと、竝に交換公文中の爲替補償附加稅等に關する規定である。

尙本協定は本文及附屬甲乙二表より成り、別に署名議定書及交換公文を附帶してゐる。而して右は前言の如く暫定的協定で、有效期間は一箇年であるが、締約國の何れか一方より協定所定の豫告期間（始め一箇年間は六箇月其の後は三箇月）を以て廢棄の通告をなさゞる限り、其後も暗默の更新に依り引續き有效たるべきものである。左にその要領を略述する。

第一　協定

一　日本國產品に對する利益供與の規定（第一、二及五條）

㈠　印度支那關稅率の輕減

附屬甲表に列記の日本國產品は、印度支那に輸入の場合、印度支那一般稅率に對する輕減率又は最低稅率を適用され、最低稅率を受くる品目に於て、若し別國の同種品が更に輕減されたる稅率を適用さるる場合は之に均霑するものとす。輕減率の計算は常に一般稅率を基準とし、基礎稅率が變更の結果、最低稅率額と均しくか又は低くなる場合は、之を最低稅率額に止む。尙將來印度支那現行稅率改正に依て、輕減率を享有する產品がその受くべき利益を減殺され、爲に輸出に困難を生ずる場合は友好的に解決する爲、日本國政府の要求に基き商議を開始すべきものとす（以上第一條）。

㈡　途中積換の認容

印度支那關稅法に從へば、協定稅率の利益を受くるには、輸出國より印度支那へ直接に輸送することを原則とするが、日本國產品は香港又は上海に於て積換へらるゝ場合、（イ）通し船荷證券を有し、（ロ）積換港の佛國領事官憲の査證を受け、且同港にて其の同一性を失ふが加き加工を施されざりしことを證明せられ、（ハ）日本國又は佛國船舶に依り輸送せられたる時は直接輸送の場合と同一の利益を享有す（第二條）。

㈢　通過稅に關する最惠國條約

甲表に列記の日本國產品にして、直接輸送又は前記㈡に該當して印度支那を通過し、更に別國に輸入さるゝ場合、通過稅は最低稅率を適用せらるる尙將來右通過稅が輸入關稅を基準として定めらるゝこと止みたる場合と雖も、なほ最惠國待遇を許與せらるべきものとす（第五條）。

因に印度支那の通過稅は輸入關稅（但し一九二一年三月二十八日以前の

もの にして、現行稅率より も低し を基礎とし、其の五分の一を減收する規定であるが、本協定に依り甲表記載の品目は、總て最低稅率の五分の一となつたのである。

甲表　印度支那に於て最低稅率又は一般稅率の輕減率の利益を享有する日本國產品

印度支那關稅定率表番號	品目	印度支那現行關稅率（註）			日本國產品ニ日本ル通用稅率ヲ
		一	最低		
六四	人造ノ象牙及鼈甲（〇三七五番）セルロイドト同一ノ	種類ヨリ三項目ニ區別セラルル	最低	一〇〇·〇〇	最低
	乾鰾・乾鮫・乾海參			五·〇〇	
	乾鰾・乾鮫・乾海參		最低	一〇·〇〇	最低
	乾燕（天然ノ儘保存シ、汁漬シ又ハ他ノ方法ニ依リ加工シタル魚類ノ内			五〇·〇〇	
	乾燕（天然ノ儘保存シ又ハ加工シタル蝦			一〇·〇〇	
	汁漬ノ牡蠣			一〇·〇〇	
四六	乾燕・鹹魚又ハ燻魚			一〇·〇〇	
三七	鹽入リ「バタール」			一〇·〇〇	
四七ノ内	天然ノ儘保存シ、汁漬シ又ハ他ノ方法ニ依リ加工シタル魚類ノ内	其ノ他	最低	一〇·〇〇	最低
	鮭	乾燕		一〇·〇〇	
	類	鹹魚又ハ燻魚		一〇·〇〇	
	蠣	全乳製ミシテ砂糖ヲ含マザルモノ又ハ砂糖ヲ加ヘタルモノ		一〇·〇〇	
	乳	脫脂乳製ミシテ砂糖ヲ含マザルモノ又ハ砂糖ヲ加ヘタルモノ		一〇·〇〇	
	煉	「マーガリン」及「オレオ・マーガリン」		一五·〇〇	
四五ノ内	「ハム」			二〇·〇〇	
三ノ一内	鹽入リ「バタール」			一〇·〇〇	
七ノ内	全乳製ミシテ砂糖ヲ含マザルモノ又ハ砂糖ヲ加ヘタルモノ	食鹽	最低	一〇·〇〇	最低
	脫脂乳製ミシテ砂糖ヲ含マザルモノ又ハ砂糖ヲ加ヘタルモノ	其ノ他	最低	一〇·〇〇	最低
		超過滿合ニテ砂糖ヲ加ヘタルモノ		一〇·〇〇	
		左ノ%ノ		五〇·〇〇	
		脫脂乳製ミシテ砂糖ヲ含マザルモノ又ハ砂糖ヲ加ヘタルモノ		一〇·〇〇	
		全乳製ミシテ砂糖ヲ含マザルモノ又ハ砂糖ヲ加ヘタルモノ		一〇·〇〇	
		「マーガリン」及「オレオ・マーガリン」		一五·〇〇	
四ノ内	「ハム」			二〇·〇〇	
三ノ一内	鹽入リ「バタール」			一〇·〇〇	

附屬乙表に列記の印度支那產品は、日本國に輸入の場合、該表の指示に從ひ、別の同種產品が享有する最輕減稅率又は無稅たるべきものとす。

二　印度支那產品に對する利益傳與の規定（第三條）

| | | |

一二六ノ二ノ内 一二八乃至一四〇 ノ内	除蟲菊ノ花、天然ノ儘ノ除蟲菊粉 丸太（皮ノ有無ヲ問ハズ）	免税	免税	同
	角材又ハ挽材			
一五八、一五八ノ 二、一五八ノ三及 六二ノ内 一六三、一六九及 一七〇ノ二ノ内	樽用ノ榀材 其ノ他（薪束及柴束竝ニ木炭及麻桿炭ヲ除ク）	免税	免税	同
一七二ノ三	生鮮ノ又ハ鹽漬ノ蔬菜	免税	免税	同
	粗ナル又ハ加工シタル食用海藻類（寒天等）	免税	免税	同
	別ニ揭ゲザル植物質ノ産品及屑	免税	免税	同
	參酒			
一七四ノ二	罎入ノモノ	三四〇〇	三四〇〇	同
一七四ノ四	樽入ノモノ	二五〇〇	二五〇〇	同
	「レモナーデ」及「ソーダ」水、炭酸水	免税	免税	同
	天然鑛水（將來定ムベキ所ニヨル）	免税	免税	同
一九〇	石炭			
一九二	石炭ノ蒸溜ニ依リテ得ラルル鑛物質「タール」	免税	免税	同
二一一ノ内 〇一七乃至〇二二 ノ内 〇二一四ノ内 〇三八〇 〇三八一ノ五ノ内	亞鉛鍍シタル鐵又ハ鋼（厚サ〇・六「ミリメートル」以下ノモノ） 硫酸「アンモン」 蟻酸 窒素肥料 除蟲菊ヲ基トスル殺蟲劑	免税	免税	同

	厚サニヨリ三種アリ			
	八〇耗超過	免税	免税	同
	三五―八〇耗	一四・〇〇	六八・〇〇	同
	三五耗以下			
	（但シベニヤ板ヲ含マズ）	一八・〇〇	免税	同
	生鮮ノモノ	免税	免税	同
	鹽漬ノモノ	三〇・〇〇	免税	同
	揮發分一〇%以下ノ瀝青炭	免税	免税	同
	同一〇%超過ノモノ	六・〇〇	免税	同
		免税	免税	同
		免税	免税	同
		免税

三四七ノ四、三四八乃至三四八ノ五　食卓用……（中略）……ノ磁器ニシテ「ニツケル」鍍シタル普通金屬ノ部分ヲ有スルモノ……（後略）

三四八ノ六　板硝子

三五〇　鏡

三五〇　硝子器

三五一ノA　普通窓硝子

三五四　其ノ他ノ掛時計用硝子及切リ又ハ磨キタル懷中時計用硝子

三五八　硝子小細工品

三五九、三五九ノ二、三五九ノ四及三五九ノ五　纖類（機械仕掛ノ栓ヲ有スルモノヲ含ム）ニシテ左ノ容量ノモノ

三五九ノ三　半リットル以上一デシリットル半未滿

三六一ノ二　一デシリットル半以上半リットル未滿共口ヲ有スル纖類ニシテ左ノ容量ノモノ

三六一ノ内　半リットル以上一デシリットル未滿

三六二　一デシリットル以上半リットル未滿

三六二ノ内　一デシリットル半未滿令屬製「フイラメント」ヲ有スル白熱電球（口金ノ有無ヲ問ハズ）ニシテ一箇ノ重量左ノ如キモノ

五グラム未滿

五グラム乃至十五グラム

十五グラム超過

其ノ他ノ電氣器具

別ニ揭ゲザル硝子製品

		從價 七ノ%	同 一八%	最低
		加工別ニ依リ七項目ニ區別セラル	同	割
		一八〇・〇〇—八〇・〇〇	四五・〇〇—二〇・〇〇ノ間	二 割
		從價 八〇%	同 三〇%	三 割
		種類ニ依リ九項目ニ區別セラル	二〇〇・〇〇—四五・〇〇ノ間	三 割
		八〇〇・〇〇—一八〇・〇〇		
		外ニ從價八〇%—三〇%ノ間ヲ普通トス	一二五・〇〇—六〇・〇〇ノ間	三 割
		三項目ニ區別セラル	七五・〇〇	三 割
		五〇〇・〇〇—一二〇・〇〇	三〇〇・〇〇	三 割
		五項目ニ區別セラル	六〇〇・〇〇—二五〇・〇〇ノ間	三 割
		二四〇〇・〇〇—一〇〇・〇〇		
			三八〇・〇〇	三 割
			三五〇・〇〇	三 割
			二〇〇・〇〇	四 割
			一七五・〇〇	三 割
			一五〇・〇〇	三 割
			九六・〇〇	四 割
			八〇・〇〇	三 割
			六〇・〇〇	三 割
			二四・〇〇	三 割
		從價	同 一五%ノ%	三 割三分
			二五・〇〇	三 割

三六八　純綿絲

單絲ニシテ小賣用ニ整ヘタル又ハ整ヘザルモノ

三六九　二緒又ハ三緒ニシテ小賣用ニ整ヘタル又ハ整ヘザルモノ

二緒又ハ三緒ニシテ小賣用ニ整ヘザルモノ又ハ繭形若ハ「オリーヴ」形ニ造リタル刺繍用ノモノ

四緒以上ノ撚絲ニシテ小賣用ニ整ヘザルモノ

三七〇　小賣用ニ整ヘタル撚絲

三七一　整經シタル絲

四〇四乃至四二七　他ノ纖維ヲ混ジタル綿絲（絹・紡績絹又ハ人造絹ヲ混ジタルモノ（混ジタル材料ノ割合如何ヲ問ハズ）他ノ纖維ヲ混ジタルモノニシテ綿ガ重量ニ於テ主タルモノ）

四三二乃至四三六ノ內　一切ノ種類ノ純綿布帛又ハ人造絹ヲ混ジタルモノ（混ジタル材料ノ割合如何ヲ問ハズ）交織綿布帛ニシテ綿ガ重量ニ於テ主タルモノ

四三七　絹・紡績絹又ハ人造絹以外ノ原料トノ交織綿布帛

四五九ノA　綿・亞麻・黃麻及他ノ纖維植物ノ漁網

四五九ノB　「アジア」特產絹布帛卽チ羽二重・山東絹・河南絹・「アツサン」絹・絹紬・精練セザルモノ又ハ單ニ精練シタルノミニシテ漂白・染色・捺染又ハ塗劑ヲ施サザルモノ

四五九ノG ノ內　「コラ、」絹・野蠶絹

純ナル人造絹布帛又ハ絹・紡績絹若ハ他ノ紡織原料トノ交織人造絹布帛ニシテ金屬ヲ交ヘズ人造絹ガ重量ニ於テ主タルモノ（但シ第九項（密織物「フーラール」及前諸項ニ揭ゲザル他ノ一切ノ布帛）ヲ除ク

三六八	小賣用ニ整ヘタルモノ	一四九・八〇—九・六〇	三七・四五—二・四〇ノ間	四	割	最低
三六九	小賣用ニ整ヘザルモノ	二四・六〇—八・〇〇	三一・二二—一・〇〇ノ間	四	割	最低
		二三・七二—二・〇〇	五五・九二—三・一五ノ間	四	割	最低
	單繰リモノ又ハ複繰リモノ或ハ太キモノ	〇・八〇	〇・一五	四	割	最低
		〇・六〇	〇・一〇	四	割	最低
	單繰リモノ又ハ複繰リモノ或ハ太キモノ	一・〇〇	〇・二五	四	割	最低
		〇・八〇	〇・二〇	四	割	最低
三七〇	其ノ原料タル糸ノ稅率ノ三割增			四	割	最低
三七一	最高ノ稅ヲ課セラルル絲ノ稅ニ從フ			四	割	最低
四〇四乃至四二七	純綿絲ノ稅ニ從フ	略		四	割	最低
四三二乃至四三六ノ內	種類ニ從ヒ純綿布帛ノ稅率	略		四	割	最低
四三七	免稅	略		四	割	最低
四五九ノA	免稅	略		四	割	最低
四五九ノB	免稅	略		四	割	最低
四五九ノG ノ內	免稅	略		四	割	最低

四五九ノH[1]、H[2]、I、J、Kノ內	絹・紡績絹又ハ人造絹ノ布帛ニシテ他ノ紡織原料（羊毛・毛・綿等）ト交織シ金屬ヲ交ヘズ（右他ノ原料ガ重量ニ於テ主タルモノ但シ第九項（繻子織ノ物品ニ「フーラル」等）ヲ除ク	略	略	略	略
四五九ノD及E[1]	絹・紡績絹（「シアツプ」）、屑絹又ハ人造絹ノ純ナル、相互交織ノ又ハ他ノ紡績原料ト交織ノ布帛ニシテ金屬ヲ交ヘタルモノ	略	略	略	略
	絹又ハ紡績絹ガ重量ニ於テ主タルモノ				
四五九ノP ノ內	人造絹ガ重量ニ於テ主タルモノ	略	略	略	略
	絹又ハ紡績絹ノ純ナル、相互交織ノ又ハ人造絹若ハ之ニ類スル原料以外ノ紡織原料ヲ加ヘ絹若ハ紡績絹ガ總重量ノ一割五分ヲ超ユル「メリヤス」	略	略	略	略
四六一ノ內	人造絹又ハ之ニ類スル原料ノ「メリヤス」……（後略）				
	「フアンシー・ペーパー」以外ノ紙但シ煙草用紙・罫紙及定率表中別ニ掲ゲザル紙製品ヲ除ク卽チ				
	機械製ノ他ノ紙ニシテ一平方「メートル」ノ重量左ノ如キモノ				
	三十五グラム超過	二二〇・〇〇	最低	二割五分	五六・〇〇
	三十五グラム以下	二一四・〇〇	最低	二割五分	五六・〇〇
四六二ノ內	製製又ハ手製ノモノ	略	略	略	略
	葉狀・板狀・卷狀ノ板紙ノ內				
	天然色ノ「パルプ」製ノ又ハ新シキ「パルプ」ヲ基トシタル粗ナルモノ（布帛ヲ壓スル爲ノ光澤板紙所謂「プレス・パン」ヲ含ム）	二一〇瓦超過 二五〇瓦未滿	六四・〇〇 二八・〇〇	最低	一三〇・〇〇
五〇四	眼鏡時計・掛時計等ノ機械	略	略	略	略
五〇四ノ二	眼鏡時計・大時計・掛時計等	機械同前	六〇%	五割	一五%
五四四	縫針及「ミシン」針……（後略）	側	從價	同	
五六二ノ四	洋傘ノ骨及柄	五糎未滿	一〇〇・〇〇	一割	二五・〇〇
五六七及五六七ノ二	鍬又ハ鋼ノ管	五糎超過	八〇・〇〇	一割	二〇・〇〇
	家政用具及別ニ掲ゲザル鐵製鋼製又ハ薄鐵板製ノ他ノ一切ノ物品	五項目ニ區別セラル	二四〇・〇〇—四〇〇・〇〇	一割	六〇・〇〇—一〇〇・〇〇ノ間
五六八及五六八ノ		略	略	略	略

五七四	塗ラズ・磨カズ且何等ノ仕上ヲ施サザルモノ	略	略	略	略
	塗リタルモノ或ハ「ワニス」・蠟引・漆塗ヲ施シ、又ハ火力其他ノ方法ニテ裝飾セルモノ				
五八九	其他	四〇・〇〇	四五・〇〇	二割五分	一六〇・〇〇
五九〇及五九〇ノ二	塗リ・「ワニス」・蠟引・漆塗又ハ火力其他ノ方法ニテ裝飾セルモノ	七三・〇〇	八〇・〇〇	二割五分	二九二・〇〇
	其他	五六・〇〇	六二・〇〇	二割五分	二二四・〇〇
六〇二	琺瑯ヲ施シ模樣ヲ附シ金ナキモノ・琺瑯ヲ施シ大理石模樣ニシ金ナキモノ・一色又ハ二色ノ印刷模樣ヲ附シ金ナキモノ	四〇・〇〇	四五・〇〇	二割五分	一六〇・〇〇
六〇三ノ四ノC	琺瑯ヲ施シ模樣ヲ附シ金アルモノ・琺瑯ヲ施シ大理石模樣ニシ金アルモノ・二色ヲ超ユル又ハ金ノ印刷模樣ヲ附シタルモノ	五〇・〇〇	五六・〇〇	三割五分	二〇〇・〇〇
六〇九	純銅ノ又ハ銅ト亞鉛若ハ錫トノ合金ノ製品ノ內	八〇・〇〇	九〇・〇〇	三割五分	二八〇・〇〇
	洋燈工製造品及弱力工製造品				
六一一	煙火（爆竹ヲ含ム）	四〇・〇〇	四五・〇〇	二割五分	一六〇・〇〇
	家具　曲木製ノモノ（組立テタルト否トヲ問ハズ）				
	椅子及椅子ノ部分品				
	椅子以外ノ家具及右家具ノ部分品				
	木細工品				
	其ノ他ノ木製品				
	花莚類（縫合セタルト否トヲ問ハズ）				
	籠類				

六一四ノ二	(一)	自轉車・三輪車及自動自轉車(此ノ種ノ小兒用乘物ヲ含ム)	二割五分
六二〇ノ內	(二)	自轉車類ノ附屬品及部分品	二割五分
		護謨・「グッタペルカ」・「バラタ」及類似物(合成護謨ヲ含ム)ノ製品ニシテ別ニ揭ゲザルモノノ內	
		H及Jノ內 自轉車類用及人力車用「タイヤー」及「チューヴ」	最低
		I 車輪用ノ「ブロツク」及充實セル帶ニシテ粗ナルモ、加工シタルモノ	一割五分
		ハ仕上シタルモノ	最低
		N 履物	一割五分
		護謨引布製ニシテ「フェルト」、羊毛又ハ布ヲ附シタルモノ	最低
		護謨底ノ草履	一割五分
		護謨底ノ足袋	一割
		全部護謨底ノ他ノ履物	四割
六二六ノ內		L・M・O・P・Q・R 護謨……(中略)……ノ其ノ他ノ製品	三割三分
		毛ノ竝ニ羊毛及毛ノ「フェルト」製帽子ノ內	最低
		仕上品(飾附タルト否トヲ問ハズ)	七項目ニ區別セラルルモ主トシテ五四四・〇〇—三・六〇
六二七ノ內		羊毛ノ「フェルト」製帽子ノ內	四八・〇〇
		仕上品(飾附タルト否トヲ問ハズ)	五割
六四三		扇及團扇	三割
六四四ノ內		上等刷子ノ內	四割
六四五ノ內		齒刷子	八五・〇〇
		紐釦ノ內	四割
		鼈甲製又ハ貝製ノモノ	四・六〇
		普通金屬製ノモノ	三割三分
六四六ノ內		娛樂用具及雜貨竝ニ其ノ加工シタル部分品ノ內	最低
			一三六・〇〇—三四〇ノ間
			五割
			鼈甲製
			貝製
			直徑一〇耗
			同一〇—一八耗
			同一八耗超過

		十項目ニ區別セラルル	三・一〇〇・〇〇
		四・一〇〇・〇〇—五〇〇・〇〇	一・〇五〇・〇〇—二五〇・〇〇ノ間
			二割五分
			一・〇〇〇・〇〇
			最低
			二五〇・〇〇
			一割五分
			二〇〇・〇〇
			最低
			一〇〇・〇〇
			一割五分
			一六〇・〇〇
			一割
			三四〇・〇〇
			四割
			一八四〇
			三割三分
			四六〇
			最低
			一三六・〇〇—三四〇ノ間
			五割
			四八・〇〇
			四割
			一一〇・〇〇
			三割
			一一〇・〇〇
			四割
			四八〇・〇〇—一一三・〇〇
			三割
			一一〇・〇〇
			四割
			四六〇・〇〇
			五割
			一一〇・〇〇
			四割
			一一三・〇〇—七五〇ノ間
			五割
			三三・〇〇
			四割
			一一・五〇
			四割
			三三・〇〇
			五割
			三三・〇〇
			三割
			八〇・〇〇
			四割
			三三・〇〇
			五割
			五・〇〇
			二割五分

註一 本表に列記せらるゝ一切の商品の荷造に使用せらるゝ各種の物品が、關稅規程に依り別に課稅せられて通關するものなる時は、該品には最低稅率を適用さる

註二 乾燥又は保藏の其他の海產軟體動物、殊に鮑は稅番「四八ノ內」に、蟹の保藏品は同「四九ノ內」に、鰯は同稅番中の乾海參に、醬油(大豆製「ソース」を基とする製品、卽ち福神漬及類似品は同「三一四ノ內」に各々包含せらる

乙表 日本國に於て最輕減稅率又は無稅の利益を享有する印度支那產品

日本國關稅定率表番號	品目	印度支那品に適用セラルル稅率
一九	玉蜀黍	最輕減セラレタル稅率
一四三ノ內	生「インディアラツバー」「アラビアゴム」・「セルラツク」、松脂其他別號ニ揭ゲザル護謨及樹脂(醫藥用ノモノヲ除ク)	最輕減セラレタル稅率
一四四		最輕減セラレタル稅率
二五六	漆	最輕減セラレタル稅率
二七一	實綿及繰綿(「カード」又ハ「コーム」シタルモノヲ含ム)	最輕減セラレタル稅率
四二九	石炭	無稅
四五八ノ內	亞鉛鑛(燒キタルモノヲ含ム)及亞鉛「マット」	無稅
四六七ノ內	亞鉛ノ內	
	(一) 塊・錠及粒	最輕減セラレタル稅率
六〇六	「コプラ」	最輕減セラレタル稅率
六〇八ノ內	蔴・莞及葦	最輕減セラレタル稅率
六〇九	籐	
	(一) 割ラザルモノ	最輕減セラレタル稅率
	(二) 其ノ他	最輕減セラレタル稅率
六一二ノ內	木材ノ內	
	(一) 丙「チーキ」	最輕減セラレタル稅率

第二　署名議定書

議定書は本協定の適用を明確ならしめ、且之を補足する若干の條項より成り、前記「註二」に揭示のもの以外に注意に値するものは左の如くである。

㈠將來印度支那の一般稅率及最低稅率の變更に因り、日本國產品の輸入に困難を生ぜる場合、之が解決の爲日佛兩國間に於て可及的速かに商議を開始す。而して右に關する品目は、甲表記載の一般稅率に對する輕減率を享有する物品、竝に鹽酸（稅番〇四四）、硫酸（同〇七三）、協定稅率の適用なき絹布帛（同「四五九ノG」第九項及「H・H²・I・J・K」の第九項）、合板、普通材の箱、仕組板（同「六〇三ノ四ノB」）及セルロイド製小間物（同「六四一ノ二ノ內」）に限るものとする。㈡甲表記載の稅番「三六八」乃至「四三六ノ內」綿絲及綿布帛に適用されたる四割の輕減率は、現在「コンタンヂャン」制の存在する限り許容さるゝもので、右制度の解消せし場合は輕減率は二割とす。㈢日本國及印度支那間に於て、船舶所得稅の相互免除をなす

第三　交換公文

㈠爲替差額補償附加稅

印度支那に於ては、爲替の低落國よりの輸入商品は、間接に輸出奬勵金を受けたるものと認め、之に對し爲替補償附加稅として、輸入稅の外に普通從價一割五分の課稅をなして居るが、日本國輸出品に對しては、乾性又は濕して乾したる果實（稅番「八五」）、甲表に揭示の化粧品（同「三一一ノ內」）、極東常用型の磁器（同「三四七ノA及Bノ內」）、ニッケル鍍したる金屬部分を有する磁器（同「三四七ノ四」）、甲表揭示の絹布帛（同「四五九ノ內」）、同紙（同「四六一ノ內」）、煙火－爆竹を含む（同「五八九」）、甲表揭示の曲木製家具（同「五九〇及同二」）、同タイヤー及チューヴ（同「六二〇ノ內」）の九品目にのみ右附加稅を課す。尙右絹布帛に於て、最低稅率の稅額及右附加稅額との合計額が、一般稅額を超過する時は之を一般稅額に止む。

又爲替差額が減少又は消滅したる場合、右附加稅は適宜改廢せられ、廢止する場合は、日本より輸入する絹布帛中紋織及捺染に對する附加稅（爲替補償附加稅に非ず）に關し、更に兩國に於て商議すべきものとす。而して爲替差額が增加せる時は、前記日本國產品に對し附加稅を增率し、或は該品目以外の全部又は一部に對しても附加稅を課し得、又印度支那の比弗貨の價値が下落せる場合には、相對的に日本に於て同樣の措置を執ることを得。

㈡極東常用型磁器に關する關稅

佛國政府は磁器に對する輸入稅率引上を規定したる、本年一月九日の法律（從來一般稅率は最低稅率の四倍であつたが、本法律に依り最低稅率を一般のものと同率にせり）を印度支那に適用することを留保するが、右規定を極東常用型磁器には適用の意志なきことを保障す。

濶羅の立憲革命勃發

一九三二年四月四日より八日に亙り盤谷建都竝にチャクリー王朝百五十年祭を擧行したばかりの盤谷に、六月二十四日午前五時突如立憲政體樹立を目的とする革命が勃發した。同革命の主體にて軍部を背景とする人民黨は、㈠政治經濟司法の自由維持　㈡國內平和安靜の維持及犯罪の減少　㈢國民の經濟的繁榮の增進失業者救濟　㈣各人（皇族を含む）の權利及活動範圍の平等公平　㈤上記四項に抵觸せぬ範圍內にて人民に自由附與　㈥國民教育普及を其綱領とするもので、ナコンサワン殿下以下の最高皇族及高官を纏々人質として連行幽閉すると共に、砲艦を兩陛下避暑中のフアヒンに派して新政府の元首として再び統治され事を要請する旨の回答期限附書簡を陛下に捧呈した。陛下には有要求を嘉納され、翌日同地より「朕は從來立憲政體を希望したもので、新政府の元首たるを欣快とする」旨を仰出された後、同日夜半御著京、翌二十六日人民黨代表文武官七名を謁見して憲法草案を御受領になり、同黨の行動を合法的ならしめる王令に署名された。右憲法草案は翌夕御署名を得て直に實施された。革命勃發より同日迄僅々四日死者一人にて、斯く神速且平穩に成就された革命は蓋し世に稀であらう。

一八九五年ラーマ五世は立法會議を創設して首都の最有識者五〇名を議員に親任し、自ら議長として會議を司裁したが、議員に不適材多く失敗に歸した。現帝は將來議會制度採用の必要を夙に看破し居られたものの如く、樞密院の再興も、同院の目的及初委員會開會の勅語より其一階程と見られ、又革命の前年御渡米中其御希望を洩らされた事もあり、閣議も亦最近は本問題を討議して來たが、最高顧問會議に阻止されて實施し得なかつたと云ふ。

革命の原因　今次革命の原因は次の如くである。㈠政府の監督的重席は悉く多數の皇族及皇族に信任特に篤き者で獨占され、平民は逸材と雖も或限度以上の進出は不可能であつた事、皇族は眞摯に國政を見すして過多の報酬を受け、而も中には自己の收入のみに沒頭する者があつた事、殊に現皇帝即位後は恰も二、三の權勢皇族の專制政治たる觀があつた事、等が之等皇族及舊政府に對する不滿反感を醸成した事。㈡歐風教育の發達及海外留學生の增加により智識階級增大し、彼等は其の傳統的に理想鄉とする官界に入りて自然に政治への發言權を要望するに至つた事（既に一九一二年にも陸軍尉官級を中心とする之等青年が革命を起しかけて失敗した。）㈢現帝は卽位當時斯くして膨脹した官吏の大整理を行つた程で、官界に望を失つた青年は、農商業には不適であり自由業も民度低き爲め收容力少く、活計の途を失つた事。㈣一九二九年以降米の輸出が激減して米を唯一の生命とする運羅の偏一的經濟は顚落し、國民は極度の不況に喘ぎ、著しく擔稅力を失つた。從つて政府が米より得る收入は勿論購買力の低下より輸入稅や阿片收入の激減となり、加ふるに生產制限は錫收入を、造船界の不振はチーク收入を減少したので、政府は異常なる財政難に直面した。故に再參輸入稅を引上げたが運羅の消費

力に伸縮性なき爲め所期の收入增加を來さず、終に官吏の減俸及整理・官廳の廢合等により更に經費を節減する一方、諸種の稅及手數料を引上げ俸給稅等の新稅を課するに至つた爲め、舊政府及皇族は國民怨嗟の的となつた事。

運曆二四七五年暫定憲法　新政體の構造を窺ふ爲め新憲法の大要を示さう。(A)運羅國の最高權は人民にあり、㈠國王㈡人民議會㈢人民執行委員會及㈣裁判所が之を行使する。(B)國王は元首にて、法令・裁判所の判決其他法律により特定する決定をなす。國王はプラチャティポック陛下とし、王位繼承は運曆二四六七年王室典範及人民執行委員會の意見に從つてなす。國王が一時職務を遂行し得ざるか又は離京せる時は、人民執行委員會が國王の權利を代行する。國王は刑事犯にて起訴し得ない。國王の國務上の施措は人民執行委員會の同意を得て其の一人により副署されるに非れば無效とす。(C)人民議會は立法權を有し、その法令は國王が公布したる時效力を生ず。然し國王は之を議會に回附し再審議に附する權利を有し、再審議後尙國王及議會間に意見合致せざる時は議會は之を法律として發布し得。人民議會は又國事を監理し、人民執行委員會委員又は官吏を連帶辭職せしめる權利を有す。人民議會には臨時に人民黨の指名する七〇名の議員を置き（第一期）、六箇月以內又は國事の常態に復する迄に㈠人民の選擧する各縣一名（但し人口十萬以上の縣は十萬又は其の端數五萬以上毎に更に一名を增加し得）の議員と㈡第一期議員とを併置し（第二期）、人民の過半が初等教育試驗に合格し且本憲法實施後十年を超えざる期間內には、後に發する法律により有權民の直接選擧する議員のみを置く（第三期）。第二期の第一種議員は郡代表により、郡代表は區民の選出する區代表により選擧され、候補者は所定の被選擧資格を有し第一期議員の推薦あるを要す。所定の選擧資格を有すれば女子も區代表の選擧權を有す。(D)人民執行委員會は、人民議會が議員中より選任する委員長一名と委員長が議員中より選任する委員一四名より成る。同委員會は人民議會の

比律賓

依賴に遵つて行動する權利及義務を有し、人民議會を召集する暇なき緊急事項に對し法令を發布し(至急議會の承認を要す)、大赦權を行ひ(豫め國土の裁可を要す)、各大臣は所管事務に關し本委員會に責任を負ふ。又國土のなす大臣の任免・條約の改正・宣戰の布告に對し勸告權を有し、對外政務交涉を行ひ其の代表を選任する。但し後者の交涉經過は逐一國土に報告するを要す。

新政府要人錄　人民議會議員—大抵二十歲乃至四十歲の少壯議員にて、軍人二〇・司法官一三・行政官一〇・教育家五・辯護士五・農業家五・記者四・商工業家三・其他五である。議長は一九二六年迄十年間文部大臣たりし Chao Phya Dharmasakti Mouti, 副議長は陸軍少將 Phya Indra Vijit.

人民執行委員會委員—委員長:— Phya Manopakarana Nitithada; 委員:—海軍少將 Phya Pija Jolayudh, Phya Sivisar Vacha, 陸軍大佐 Phya Bahol Balabayuha Sena, 同 Phya Song Suratej, 同 Phya Riddhi Aganey, Phra Pramuan Vijabul, 陸軍中佐 Phra Prasasna Bidyayudh, 陸軍少佐 Luang Sindhu Songgram, 海軍少佐 Luang Pradit Manudharm, Luang Dej Sahakorn, 一等參事官補 Tua Lobhanukrom, 同 Prayoon Pramorn Montri, Nai Naeb Bahol Yodhin

大臣—內務大臣三等參議官 Phya Chaseayapat.i, 國防大臣海軍中將 Phya Rajawangsan, 農商務大臣一等參議官 Chao Phya Wongsa Nuprabakh, 文部大臣一等參議官 Phya PramuanVijabul (代理), 外務大臣三等參議官 Phya Srivisar Vacha, 司法大臣二等參議官 Phya Deb Vidura, 大藏大臣二等參議官 Phya Manopakarana Nitithada, 宮內大臣は留任、但し宮廷知事(カバナ・オブ・ザ・ロイアル・パレス)と改稱、內大臣は H.S.H. Prince Viplya Sivasitvongs Svasitkula 但し最近 Minister of the Privy Seal (ヒズ・マジェスティス・プライビー・セクレタリ)王秘書官と改稱。

諸改變　今日迄(一九三二年八月末)新政府の行ひたる主なる改變は次の如くである。

農商務省合併—農務省及商務遞信省は合併され、前者管下の土地登錄局・測量局・山林局・鑛務局は合併して土地局とし內務省に移管された。

國防省改組—國防省は次の如く改組された。(一)軍政部(部長は次官陸軍少將 Phya Prasert Songgram 人事・徵兵・法務・醫務保健・會計の諸局) (二)陸軍總司令官は大佐 Phya Bahol Balabayuha Sena) (イ)戰闘部(作戰・教育・航空・步兵・騎兵・砲兵・工兵及通信兵の諸課) (ロ)經理部(主計・兵器・測量の諸課) (ハ)陸軍區部. (三)海軍(總司令官は少將 Phya Pija Jolayudh) (イ)艦船本部 (ロ)軍令部 (ハ)盤谷鎭守府。

其他—最高顧問會議・樞密院・財政會議・國防會議等を廢止し、大藏省內に諸官廳の全需要品を購入管理配給する National Store Dep't (管理委員一五名・委員の任期四箇年・委員長藏相)及 State Audit Dep't (人民執行委員會直轄)を置き、國民教育制度の討議立案の爲め教育委員會(委員一五名・委員の任期四箇年)を創設した。俸給稅・鹽田稅・菜園稅等は廢止、土地及家屋稅・家畜登錄料・郵稅(內地一般郵稅中商品見本及小包の料金を多少變更し、外國飛行郵稅中書狀を最初二〇瓦二〇士丹・超過二〇瓦毎に五士丹・印刷物を五士丹と改正)等は減率し、米田稅は半減、葉煙草輸入稅を最低毎斤〇・七五士丹に引下げた。一方「銀行業及保險業稅法」を公布して預金銀行は毎月運轉資本の一%の四八分の一及毎月平均預金額の一%の三六分の一、爲替銀行は毎課稅年度內爲替取扱總額の一%の四分の一、不動產銀行は毎月運轉資本の一%の四八分の一、貯蓄銀行は毎月預金額の一%の三六分の一を、保險會社は毎年度保險料の一%を納入せしめることとした。八月末人民黨の支派とも見るべき人民會が政府及人民を助援する爲め創設登記されたが、登記前既に會員一萬に達し、行々地方諸市にも支部を置く筈で將來の重要性を囑目されてゐる。尙駐日公使は前第一軍團司令官陸軍少將 Phya Indra Vijit に決定し氏は九月初め赴日の途に上る豫定である。

比律賓

地理

位置・面積・境界　比律賓群島は、馬來群島の北東部を占め、北緯四度四十分より二十一度十分、東經百十六度四十分より百二十六度三十四分の間に散在せる大小七千八十三の島嶼より成る。この中命名されたるもの二千四百四十一にして、他の四千六百四十二は無名の島嶼である。東は太平洋、西は南支那海を距てゝ亞細亞大陸に面し、北は百六十粁を距てゝ我が臺灣と指呼の間に在り、南はセレベス海を距てゝボルネオ及セレベスと相對峙する。全面積二十九萬六千二百九十四平方粁にして、うち呂宋島十萬五千七百八平方粁、ミンダナオ島九萬五千五百八十七平方粁を占め、兩島の面積は群島の約七十%に相當する。今主要島嶼及其の面積を示せば次の如し（平方哩の數字は一九一八年比律賓國勢調査書に據る）。

第一表　主要島嶼面積比較表

	平方粁	平方哩
呂宋 Luzon	一〇五、七〇八	四〇、八一四
ミンダナオ Mindanao	九五、五八七	三六、九〇六
サマール Samar	一三、七二一	五、二三四
ネグロス Negros	一二、六九九	四、九〇三
パラワン Palawan	一二、六五五	四、五〇〇
パナイ Panay	一二、五二〇	四、四四八
ミンドロ Mindoro	九、八二六	三、七九四
レイテ Leyte	七、二四九	二、七九九
セブー Cebu	四、三九〇	一、六九五
ボホール Bohol	三、九七三	一、五三四
マスバテ Masbate	三、二五〇	一、二五五
其他の島嶼	一七、一六六	六、六二八
總面積	二九六、二九四平方粁（一一四、四〇〇平方哩＝一九、二一一平方里）	

地形　比律賓の各島嶼はスンダ諸島のそれと異り其の恰好誠に行儀が惡く、特に最大島呂宋及ミンダナオは切株の心の如き不思議な形態を有して居る。山脈の系統から云へば、明かに二大別され、一は凡そ西北から東南に走り太平洋に向つて大弓を張るもので、呂宋島南部、其の南部のサマール及レイテ島等之に屬する。但しミンダナオの東半では殆んど南北の山脈となり、數列の南北山脈の間には數列の構造谷、それに野地及沼湖、時に入江、或は又海峽の如き形式をとつて割合に整然と連つて居る。然るに他の一系統は明かに西南、北東の形を取るものであつて、特に群島の西部に著しく、中でもパラワン島及スールー諸島の如きは其の走向を明瞭に示して居る。島の密集したビサヤ群島中にもセブーの如きは、此の方向を歴然と嚴守して居る。

若し前者が右傾派の島列又は右傾派の山脈ならば、後者は左傾派の島列であり、左傾派の山脈である。かくて右傾と左傾とが互に接觸する附近には、右傾でもなし左傾でもない、旗色不鮮明の朦朧組もあれば、一部は右傾し、一部は左傾してゐる所謂丁字島や十字島が出來てくる。

比律賓群島の諸山脈は屢々扇狀に分岐する例に引用されるが、實は扇狀とは極めて概括的な見方で、群島を支配する山脈は上述の如き全く方向を異にする二種類の皺曲が明瞭或は不明瞭に交錯せるものであつて、右傾造山は地殻の太平洋進出の結果と見るべきである。呂宋島北部のシエラマドレ及呂宋山脈の如きは明かに臺灣より連結した左傾派に屬するものであるが、南進するほど右傾派に壓せられて居る。從つて北半自身は左傾を維持しながら、右傾の壓迫によりて一大隆起をなし、臺灣島類似の半月會合を作つて居る。

ミンダナオ島は東半が右傾山脈なるに對し西半サンボアンガは左傾山脈そのものである。併し東南ダバオの南方は段々旗色不鮮明になつて海中に入り

次第に左傾の山脈さして現はれ、遂にセレベス島の北端ミナハサ半島に連つて居る。

山系　全群島火山系に屬して居る。國領セレベス北端のサンギ火山帶は北上してサンギル火山島を經、ミンダナオの秀峰アポ山を過ぎ、同島北側海上にあるカミアイン島に至るミンダナオ火山帶となる。更に其の北端はレイテ島のガンン・カシポイ兩火山、其の北方のヒリラン火山島を過ぎ、呂宋島西端カマリネス半島に入り、アルサン・マヨン兩火山に至る所謂南部呂宋火山帶を形成する。此の火山帶の延長方向には、呂宋島の北端カガヤン火山島を過ぎ、蘇灣の東方紅嶼島に達するバブヤン火山帶がある。これはミンダナオ及南部呂宋火山島と共に略々規則正しい一帶をなして比律賓の外側を貫くが、その配列はスンダ火山帶の樣に規則正しいものではない。

右の外馬尼剌の南方約六十粁のタール湖も火山性のもので其の中央にはタール活火山を浮べて居る。馬尼剌灣頭のマリベレス峯も亦現火山であり、灣口を扼するコレヒドル島復火山の殘片である。此の外ネグロス島にはカンラオン・マガス兩火山あり、更に南方スールー群島にも活火山がある。これ等は馬尼剌附近のものと結び付けて前記外側火山帶の内側に更に一帶をなすやうに見えるが、寧ろ夫々獨立に考へ、ネグロス火山帶・スールー火山帶さ稱する人が多い。

以上が比律賓火山系の大略であるが、火山の主なるものは次の如くである。

比律賓火山一覽表　地學協會調査

火山名	所在州及島嶼
Apo	Cotabato-Davao, Mindanao
Babuyan	Babuyanes, Is. Babuyanes
Calayo	Cotabato, Mindanao
Camiguin	Camiguin Is., Mindanao
Canlaong	Bacolod-Dumaguete, Negros Is.
Mayon	Albay, Luzon
Taal	Batangas, Luzon
Bulusan	Sorsogon, Luzon

此の中アルバイ州のマヨン山は一六二六年、一七六六年二回、一八一四年、一八五五年、一九二八年、バタンガスのタール山は一七六六年、一七四九年、一七五五年、一九一一年に爆發し、前者は其の型の我が富士山に似たるがため、後者は世界一の低火山なるため共に其の名が高い。地震の多いのも此の關係からであらう。一六〇一年、一六〇五年、一六一〇年、一六四五年、一八五二年、一八六三年、一八七三年、一八八六年の分は其の著るしきものである。

次に標高二千米以上の山岳名、標高、所在州名或は島嶼名を表示すれば次の如くである。

第二表　主要山岳及標高表　地學協會調査

山岳名	標高(米)	所在州名及島嶼名
Apo	二九三四	Cotabato-Davao Provs., Mindanao
Pulog	二九二九	Ifugao, Mt. Prov., Luzon
Bactan	二八〇〇	Lepanto, Mt. Prov., Luzon
Mayon	二七二九	Albay Prov., Luzon
Halcón	二七〇〇	Mindoro Is.
Banajao or Uanahaw	二六〇〇	Tayabas Prov., Luzon
Datá	二四二八	Bontoc, Mt. Prov., Luzon
Malindang	二四二五	Misamis Prov., Mindanao
Amuyao	二三〇〇	Nueva Vizcaya Prov., Luzon
Matutum	二二九二	Cotabato Prov., Mindanao
Polis	二〇三一	Nueva Vizcaya Prov., Luzon
Mantalingahan	二〇〇六	South of Palawan Island
Namague	二〇〇五	Bontoc, Mt. Prov., Luzon
Asiul	二〇〇〇	Nueva Vizcaya Prov., Luzon
Besao	二〇〇〇	Bontoc, Mt. Prov., Luzon
Pagsan	二〇〇〇	Apayaos, Mt. Prov., Luzon

河系　比島は大體に於て大河がない。又運輸の便に供する程深く且長いものもない。僅に呂宋島中最大河たるカガヤン河(Cagayan)が、豐饒なるカガヤン谿谷の產物をアパリにて船積するために送り出す用を便じてゐるに過ぎない。主なる河川は次の如し。

河川名	通過州
北に流れ海に入るもの	
Agusan	Agusan, Mindanao
Bicol	Camarines, Luzon
Cagayan	Misamis, Mindanao
Apayao	Cagayan, Mindanao
西に流れ海に入るもの	
Agno	Pangasinan, Luzon
Pasig	Rizal, Luzon
Cotabato	Cotabato, Mindanao
南に流れ海に入るもの	
Jalaur	Hoilo Is.
Davao	Davao, Mindanao
Laboc	Bohol Is.
Pampanga	Pampanga, Luzon

湖水も亦比島には尠く何れも小湖に過ぎぬ。呂宋島にあるラグナ・デ・バイ(Laguna de Bay)さタール(Taal)及ミンダナオのラナオ湖(Lanao)が比較的大湖であつて重要視せられてゐる。

海岸線　海岸線の延長は紆餘曲折して複雜であり、一萬八千四百餘粁と稱せらる。北米合衆國は二萬八千二百餘粁、日本は二萬九千百餘粁であるに比較して、比律賓は面積の割合に比較的長い海岸線を有する。港灣としては良港一、二を除き遠淺の所多く、大船巨船の出入に適するものが割合に尠い。

歷　史

年代記摘要

一五二一年　四月七日マゼラン、セブーに上陸す
一五六五年　四月二十七日レガスピー、セブーに上陸す
一五七一年　レガスピー首府を馬尼剌に定む
一五七四年　李馬奔の來寇
第十七世紀　西班牙島內整理時代
一七六二年　七年戰役の結果、馬尼剌一時英人の手に陷つ
一七六三年　巴里條約の結果、還附を受く
第十九世紀初葉　比人覺醒時代
一八九二年　ボニファシヨの出現
一八九六年　リサール銃殺さる
一八九八年　米西戰爭開かる、其結果比島は米國の領有する所となる
一八九九年　アギナルド革命政府を樹立す
一九〇一年　初代總督タフトの著任

一　自十六世紀至十八世紀末葉

比律賓群島の發見　比律賓群島は彼の南米尖端の海峽に其の名を留めて居るマゼラン(F. Magellan)に依つて、一五二一年に發見せられたのである。マゼランは、同年三月十六日サマール(Samar)島の山影を望み、四月七日を以てセブーに上陸した。然れども彼はセブー酋長を心服せんとして、寡兵を以てセブーの對岸マクタン島に於ける土人との戰闘中、不幸にして斃れたる爲め、セブー酋長は却つて西人に敵意を表し、西班牙軍は軍を退いて西本國に歸航した。

一代の冒險兒マゼランに依りて發見されて比島の名一度歐洲に傳へらるるや、風雲兒の東洋に目がけて來るもの踵を接した。中にも西班牙は屢々兵船を艤して比島遠征を試みたが、レガスピー(M. L. de Legaspi)が一五六五年セブーを、次いで一五七〇年馬尼剌を占領するに至る迄いづれも失敗の歷史を繰返してゐる。

當時、東洋に於ける新陸地の發見、又は領土擴張の目的は、一は當時歐洲に於て富の源泉と稱せられてゐた香料の産地が、この方面にあるのを探れて來る者、卽ち經濟上の利益を目的とするものであつて、二は西班牙及葡萄牙の國王が國教を世界に宣傳布教せんとするにあり、從つて是等萬里遠征し來る中には僧侶も混つて居つたのであつた。

其の頃に於ける比島内部の狀況は、幾多の酋長各地に割據し、各勢力範圍を維持して何等の統一もなかつた爲め、比較的少人數と比較的短時間に於て西人の爲に征服せられたのであつた。

西班牙の領有　西班牙人の比島征服は、武力に據りたるは勿論であるが統治には宗教の力を利用するに努めた。これ一にその本國に於ける僧侶の勢力が强大であつたのに因るものであつて、從つて比島に於ても總督は僧侶に一目を置くといふ有樣であつた。斯くの如き僧侶の政治上に於ける强き勢力は、轉て西班牙の比島領有に幾多の禍を誘引するに至つたのである。

比島に於ける僧侶の勢力の强かつたのは、西班牙本國に於ける加特方教の勢力が强大なる爲めと、總督が僅少の年限を以て交代するに拘はらず、大僧正の如きは異動甚だ稀であつたがために、彼等は土地の事情に精通することは勿論、法門の雜輩に至りても各地に於て土人と接觸し、之を撫育する機會多く、殊に政府が人民に對して苛酷の取扱ある場合の如きは其の間に立入りて人民を保護するが故に、土民に對する僧侶の信望及勢力は日を經ると共に增加するのは當然である。

又當時比島に總督として赴任し來る者の眞の目的は、善政を布いて未開の地を敎化せんとするのではなく、愚昧なる土民の智能を啓發せんとするのでもなかつた。一に私財の獲得に努め、從つて比較的短年月に裕福になりて老後を風靜かなる本國の都會に送らんとするのが彼等の眞の目的であつた。故に其の在任中は苛斂誅求を專らとし、行政の主腦者たる總督が既に斯の如きため、その末輩に良吏無きはいふ迄もなかつた。然るに一方土民に對する僧侶の信望は日々に加はるに及び、宗敎の勢力强大なる西班牙植民地に於て、官吏が僧侶の爲に益々壓迫せらるゝは已むを得ないことであつた。殊に總督の更迭に際し、其の治政中の功罪を調査して之を本國政府に報告する委員中に大僧正がある。而も若し總督が彼の逆鱗に觸るゝ事があれば、忽ち彈劾の鐵槌を加へられるのであつた。されば僧侶の勢力加はると共に漸く專橫の爪牙を現はし來つて、遂に人民に對し精神上ばかりでなく政治上に迄全然之を支配するの有樣になつたのである。斯かる專橫の行に對しては總督と雖も如何とも爲す事が出來ず、況んや地方の小官吏に於ては實に爲す術を知らなかつたのである。卽ち比島に於ける政治上の實權は總督の手より僧侶の手に移つて居つたと云つても過言ではなかつた。法門にその人を得れば或は善い結果を得る事が出來たであらうけれども、若しその人を得されば宗敎政治の

前途又危い哉である。一五七〇年より一八九八年に至る三百二十八年の間に、總督を代ふること實に百十五、その更迭の頻繁なることは實に驚くべきものがあつた。

對外接觸　一五七〇年、西班牙の比島領有以來十九世紀の中葉に至る迄、外國との間には多少の事件があつた。例へば支那の李馬奔の馬尼剌入寇の如き、或は豐臣秀吉の比島總督に書を送つて朝貢を迫りたるが如き、又一七六一年英軍の馬尼剌占領(翌年平和條約成立と同時に還附)の如き種々の外患があつたけれども、内政上にはこれといふ變化はなかつた。

併し乍ら、一八六九年東西兩洋の航路短縮として古今の偉業たる蘇土運河の開鑿され、西班牙本國と比島の交通容易になると同時に、歐洲の新風潮は呂宋にも及び、漸次比島土民の思想上の變化を來した。比島革命戰の主腦者であるマビニー(A. Mabini)の如きも其の革命に關する所論に於て、蘇土運河の開鑿が、比島土民の思想に一大變化を與へたと云つて居る。

二　自十九世紀至現代

キヤビテの動亂と三僧侶の死刑　一五七〇年より十九世紀の中葉に至る迄約三百年の間は、内政上に一大事件として特筆するものはなかつたが種々の局部的騷動は各所に於て演ぜられた。一八七〇年に至るや端なくも一般的騷動を惹起する事件が發生した。それは土人僧侶と西班牙人敎團派僧侶との確執である。元來、敎團派の僧侶は我邦の比叡に於ける延曆寺の如く、又高野に於ける金剛峯寺の如く、寺坊を市中に營ます、世間と交涉を絶ちて敎義の研究と修業に專念し、唯市中の僧侶不足なる場合にのみ、出でゝ市内に寺坊を構ふるを許された。故に市内の僧侶充分なるに至らば直ちに市中を引揚ぐべきものなるに、敎團派は之に背きて市中を引揚ぐるを肯んぜず、地の利を有する寺坊を固く持して動かなかつた者が多かつたため、遂に土人僧侶との間に隙を生ずるに至つた。

彼等兩派の宗敎上の爭闘は最も熾烈に進行し、土人側に於ては遠くローマ法王に直訴するものあり。就中、特に力を入れて爭つたのは、ブルゴス(Dr. J. Burgos)、サモラ(F. Zamora)及ゴメス(F. Gomes)の三僧であつた。ゴメスの如き八十五歲の高齡を以て而も熱烈なる抵抗を試みたのであつた。

一八七二年、キヤビテの海軍工廠に小規模の騷動が起きた。其の騷動は稍々土民の謀反的性質を帶びて居つたが、決して一般的の叛亂でなかつたのに拘はらず、奸譎且陰險なる敎團派は常に其の間隙を狙ひつゝあつたので、敵將アルゴス、サモラ、ゴメスの三僧を陷し入るべき好機であるとし、政治上の勢力を利用して、百方策を講じ、キヤビテ謀反の罪を此の三僧の罪に歸せしめた。專橫なる西班牙僧侶に嚴はれて天日爲めに暗く、馬尼剌法院は被告の三僧に對して證憑の何等據るべきものゝなかつたのにも拘はらず、叛逆の罪に問ふて死刑を言渡した。斯くてこの三僧は法衣の儘銃殺の刑に處せられた。無辜の民の生命を絕ちたる暴虐なる裁判は一般比島土人をして甚だしき反感を抱かしめた。卽ち政府竝に敎團派に對して何等かの方法を講ぜざれば、如何なる危險に遭遇するやも知れずとの觀念換言すれば玆に國民的自覺を起さしむるに至つたのである。

偉人リサール現はる　比律賓革命史より抹殺せんとして抹殺し得ざるものは、ドクトル・リサール(Jose Rizal y Mercado)の小說及其の死刑である。彼の健筆に成る二卷の小說は比島の土民に深刻なる國民的自覺を與へ、而して彼の死は國民的自覺の爆發となつた。

ホセリサールイメルカドは彼の本名にして一八六一年に生れた。比律賓人中其の種々なる點に於て他に比類を見ない不出世の偉人であつた。彼は幸か不幸か、其の同胞が稍國民的自覺を起した時代に生れ出たのである。彼は幼

少の頃より學藝衆に秀で、十四歳にして既にラテン語の詩を作つたさいふのに徴しても、決して平凡な人物でなかつた事を知り得るのである。長じて西班牙本國の大學に醫學を修め、後維納・伯林・巴里及倫敦等に轉學して斯學の蘊奥を極めた。彼の修行は單に醫學上計りではなかつた。修學各方面に亘り實に博學多才であつた。語學の如きは英・獨・佛・西は勿論日本語さへも多少解し、其の他繪畫、彫刻、更に土木に至る迄殆ど專門家の壘を摩するものがあつたと云ふ。其の彫刻の如きは作品の今尚馬尼剌に殘存し、後人をしてその技巧を讃嘆せしめてゐる。

彼が歐洲滯在中、祖國の現狀を慨嘆し、同胞を覺醒の一手段として選んだのが小説であつた。彼は一八八五年、白耳義に於てノリ・メ・タンヘレ（Noli Me Tangere）を發表し祖國の暴狀を世界の人士に訴へたのであつた。同書は英譯されて「社會の腫物」と云はれる。

リサールの小説と其の死刑　リサールの小説は其の當時比島に於ける社會狀態を最も明かにし、且西班牙の僧侶が如何に社會上に跳梁跋扈して居たかを一讀瞭然たらしむると同時に、之が救濟策は其の當時土民の騒ぎ立てたる參政權の獲得のみを以てしては、決して目的を達し得るものでない事を知らしめた。卽ち救濟の根本問題は、土民を教育し以てその智能を向上せしめ、而して政治上の權利を行使し得る力を養成せねばならぬと云ふのがリサールの主張であつた。

リサールはこの書に於て何等危險的思想を表して居ない。卽ち同胞に對して西班牙政府に謀反せよとは論じて居ないのである。然るに西班牙の政府及宗教家は此の書を手にして痛く恐慌を感じた。政府はリサールの家族に對してあらゆる壓迫を加へ、而もその壓迫は甚だしく殘忍を極めた。之を傳へ聞いてリサールは非常に憤慨した。故なくして無辜の民を虐たぐる政府の魔手は、温和なるリサールをして過激に赴かしめた。彼は一八九一年同じく白耳義に於て再び一書を發表し、題してエルフィリバステリスモ（El Filibusterismo）といふ。英語では「貪慾の世」と譯された。內容は前者の續篇であるが思想文章共に稍過激に渉り、西班牙の政府及僧侶は恰も第二の爆烈彈を投げつけられた如く驚いた。後者が最も彼等の忌諱に觸れたのは、リサールが同書の卷頭に於て、かの罪なくして殺されたるブルゴス、サモラ、ゴメス三僧の靈前に捧ぐの一文である。前後二卷の小説は、比島の人心に深く滲み渡り、恰も警鐘を亂打する如く祖國の同胞を覺醒せしめたのである。

リサールは其の後香港に歸りて得意の眼科醫院を營んだ。何時の世如何なる國の英雄にも親子の情に渝りなく、リサールの如き憂國の士も祖國に在りて政府の暴虐に泣く親を思ふ時、斷腸の感に堪えなかつたのか、遂に時の總督の許可を得て歸國した。然るに好謀にして執念深き僧侶はリサールを社會に生存せしむるは、恰も虎を野に放つ如き危險ありと爲し、遂に比律賓群島の最南端ミンダナヲ島のダピタン（Dapitan）に幽閉して社會との交通を遮斷した。歐洲に於ける彼の友人等は、彼を救はんとして西班牙政府に請願書を差出し種々畫策して居たが、時も好し、西領玖瑪に內亂起り、兩軍傷病者多くして醫藥の不足せるを聞き、總督へ書を致し傷病者看護のため從軍する事を請ひ、許されて西班牙本國に向け出發した。

當時偶々總督更迭し、新總督は僧侶の讒を容れて本國政府に急報したので、リサールの到着するを待つて捕縛し、更に馬尼剌に還して獄に投じ、疑する所に叛逆罪を以てした。法院はリサールの明瞭な辯解に耳を傾けずして死刑を言渡し、一八九六年十二月三十日、綠蔭濃かなるルネタ公園の芝生に於て銃殺の刑を執行した。リサール時に齡三十五であつた。

アギナルドの蜂起　西班牙政府の比島政治三百有餘年、その間失政の數枚擧に遑あらずと雖も、リサールの死刑は蓋しその最も大なるものであらう。

小銃の一彈を以てリサールの生命を斷つは容易である。然れども、リサールの思想を斷つは難しい。飛彈彼の心臟を貫く時、迸る血潮は全比島の人民に革命の洗禮を與へたのである。

顧れば、蘇土運河の開通より歐洲の新思想漸次呂宋の天地に浸潤して、土人僧對教團派爭論の近因となり、無辜の三僧の死刑に依り、比島人對西班牙人の問題が起つた。更に憂國の士リサールの健筆に成る雄篇に依りて、比島社會の缺點曝露せらるゝや、一般の土民をして國民的自覺の促進となり、遂にリサールの死刑に至つて一大爆發の導火をなし、一般的革命叛亂を起すに至つた。

先是カテイプナン（Katipunan）と稱する一種の祕密結社が土人の間に組織せられ、一八九二年其の本部を馬尼剌に置くに至つたが、一八九六年八月馬尼剌市の一僧侶に依つて、陰謀の內容が發表せられ、止むなく旗擧げの準備未だ整はなかつたにも拘らず、馬尼剌市外カローカン（Caloocan）に於て初めてカテイプナンの革命旗を飜すこゝとなつた。之が爲め各地に散在せる黨員も一齊に烽起し、キヤビテ州に於ては、アギナルド等指揮の下に擧兵した。リサール死刑宣告の一理由は、同人が此の結社の首腦であつたと云ふのにあつたけれども、其の當時リサールはダピタンに幽閉せられ、事實上外部との關係はなかつたと云はれる。

アギナルドは一八六九年キヤビテに生れ、其の旗擧げ當時は二十七歳の青年にしてキヤビテの村長を勤めて居た。最初キヤビテに民軍を起して同地の兵營を襲撃し、相當の武器を奪ふことに成功したので、近隣の評判一時に揚り、來り投ずる同志多く、叛亂は附近に擴延した。が烏合の衆として政府の軍隊には敵し得ず、漸次後退して森林に入り、以て攻むるに難き地の利に據つて防戰した。各地に烽起した叛亂に政府も奔命に疲れ、何等かの名目を以て干戈を斂むるの必要上、土人パテルノ（Señor Pedro A. Paterno）は總督と協議して仲裁する事となり、和議成立、革命軍はアギナルド外首領が政府より八十萬弗を受けて國外に去る事、又政府は內政を改善する事を條件とし、一八九七年十二月アギナルド及首領數名は先づ四十萬弗を受取つて香港に向つて馬尼剌を去つた。此の和議を稱してビヤクナバト條約（Treaty of Biacnabato）と云ふ。斯くて叛亂は表面上平定した樣でも、アギナルド一派は決して比島の獨立運動を中止したのではない。海外に在つて徐ろに再擧を圖る考へのあつた事は疑ひがない。一八九八年、アギナルドは歐洲に於て比島の現狀を說明し、以て一般歐洲人の同情を得んが爲め、香港より渡歐の途に上つたのである。

一八九八年に入りてより、玖瑪問題に因を發した米西兩國の國交は甚だしく危機に陷つた。一方アギナルドは四月香港發西貢を經て四月二十一日新嘉坡に到着した。米西關係は愈々切迫し、米國はアギナルドの新嘉坡着の日四月二十一日を以て西班牙と砲火の間に相見えたのである。アギナルドは新嘉坡に於て、米國領事ブラット（Consul Pratt）と會見し比島獨立の密約を結びその結果アギナルドは在香港の米海軍デューイ提督（Admiral Dewey）と會見するため四月二十八日英船マラッカ號にて新嘉坡を發し五月四日香港に歸着した。併し時既に遲く、デューイ提督は本國政府の電命により、西艦隊擊滅の爲に馬尼剌に向け出發の後であつた。アギナルドは已むなく香港駐在米國領事を介してデューイに請ひ、其の許可を得て米海軍運送船マクロク號に搭乘し、比島の獨立印ち祖國救濟の希望に燃えつゝ、五月十九日馬尼剌灣の一角たる彼の居村キヤビテのピヱホ村に到着し、直ちに上陸したが、當時既に米海軍は西班牙艦隊擊滅の後であつた。

アギナルドとデューイ提督との約束　五月一日、米海軍は比島の海上權を得たるも、陸兵を有せず、纔かにキヤビテの海軍兵營を占領したのみで他の陸上に對しては如何ともなす事が出來ず、馬尼剌市に對してさへも指を

染むる事が出來なかつた。茲に於てデューウイはアギナルドの擧兵を便宜上之を許し、鹵獲せる西軍々器を與へた。茲にアギナルドは同志を糾合して軍隊を組織し、キヤビテを根據として威を近隣に振つた。八月米國陸軍の到着する迄、武を練り兵を養ひ、やがて來るべき一大機會に對し、多大の期待を有した。

八月、米陸兵を滿載せる運送船連檣して來り、直ちに馬尼剌攻撃に移つたが、米軍司令官は考ふる所あつてアギナルド軍の參加を許さなかつた。斯くて米軍專ら馬尼剌攻撃に當り、八月十三日、星條旗はサンチヤゴ城頭高く掲揚せられたのである。

アギナルドとデューウイ提督との間には、プラット領事と同じく比島獨立の約束問題が起つた。アギナルドはキヤビテ擧兵の際、提督と比島の獨立を明かに約束したと主張し、之がため米國政界の問題を惹起し、戰後、議會はプラット領事、デューウイ提督を召喚して該約束の有無を質したが、兩人共に之を否認し、結局確認するに足るべき證憑なき儘有耶無耶の裡に葬り去られた。

然れども比島人民は獨立問題に對して、一の大なる希望と期待を持つて居たため、戰後米國が比島領有に決するや、甚だ之に惑つたのである。そは米國は對西宣戰の布告に於て、領土の獲得を目的とせず、玖瑪の人民が西班牙政府の苛政に虐げらるゝを傍觀するに忍びず、卽ち正義と人道の見地よりして玖瑪人を西班牙の暴政裡より救出するを目的とするに在ると云つた。戰爭の結果は西班牙敗れて米國の勝利に歸した。故に比島も西班牙の手より離るるも米國の領有となるのではなく、比島は比島人の國土として其の獨立を許さるべきものなりと思考して居たのである。斯かればこそ一般比島人をしてアギナルドのプラット領事及デューウイ提督と約束ありとの主張を無稽にあらずと信ぜしめた。然れども比島は米國の領土となるに至つた。

比島共和國の成立及消滅　アギナルドはデューウイ提督の許を得てキヤビテに於て兵を擧げるや五月二十四日、一般比島人民に對し布告を發して曰く

「西班牙軍を殲滅し、憲法を制定して政治の組織完成するに至る迄、予は比島共和國の獨裁主權者たるであらう」

。六月十二日、獨立國旗を掲揚し、同月十八日地方行制々度を設け、代議士選擧令を發し、更に同二十三日に至つて獨裁政治を廢し、革命政府を建設し、アギナルドは假大統領となつた。八月一日、各地の議員選擧を行ひ、本部をキヤビテより馬尼剌の北方二十哩のマロロス(Malolos)に移して此處に議員を召集し、九月二十九日憲法を發布し立國の基礎を完了した。言ふ迄もなくアギナルドは第一期大統領に選擧せられた。

當時米軍は依然馬尼剌市を占領して比島軍の入市を許さず、比島軍は市外サンフアンデルモンテ橋を境界として屯營して居た。先是馬尼剌攻撃に比島軍の參加を許されなかつたことは、アギナルドを始め一般比島人民をして痛く失望せしむると同時に甚だしく彼等を憤慨させた。從つて比島軍は米軍に對し快くなかつた折柄、比島兵のサンフアンデルモンテ橋通過に際し、米兵の誰何に答へなかつたと云ふ一小事件が發した。偶々之が導火を爲して兩軍は砲火を交へるに至つた。米軍は間もなく比島軍の根據地を衝きて之を占領し、比島軍は散亂して折角の獨立も有名無實となつてしまつた。

マツキンレー大統領は比島の處分に關し、調査の必要上時のコーネル大學總長シユーマン博士(Schurman)を委員長とする調査委員の一行を比島に送り、比律賓に對する米國施政の方針を定むる參考資料の報告を爲さしめた。

米西講和條約成立と比島の處分　四月二十一日砲火を開きたる米西戰爭は百十有四日後の八月十二日休戰條約が成立した。その十二日は比島の十三日に相當し、恰も米が軍馬尼剌を攻陷して星條旗をサンチアゴ城頭に樹てた日である。

同年九月、米・西兩國の全權委員巴里に會合し、講和談判を始めたが容易に調はず、就中米國側に取つて難問題とされたのは比島の處分であつた。

先是、アギナルドは五月比島に歸りて擧兵するや、香港に於ける同志に檄を飛ばし、革命政府の利益の爲に各國政府に向つて熱心なる運動を試ましめ、尙米西の講和談判に際しては代表者を巴里に或はワシントンに派遣して米國の比島領有の不條理を說き、只管その獨立の實現に努めた。然れども大統領マツキンレー氏は輿論の趨向に鑑み、左の如き理由に基いて比島の領有を電命した。

米國は西班牙の苛政より比島人民を救つた。故に之を西班牙に還附する事は出來ない。勿論他に讓渡するも不可、然るに比島人民の現狀は智能の發達は未分でない。卽ち獨立の能力なきを以て、其の時期の到來迄之が傳育の任に當るは米國の義務である。

と云ふ理由であつた。斯くて比島の領有を包含する講和條約は一、八九九年四月十一日批准の交換を見たのである。

氣　候

概說及測候所組織　比律賓は熱帶圈內に在るが、四・五月を除き暑熱酷烈でない。規則正しい季節風が絕えず吹き、夜は冷凉、日射病の如きは之有るを聞かぬ。

併し同群島は南北に長く羅列した島であるから氣候も一樣でなく、又降雨・風向の時期も所により異なつて居る。が大體乾燥期、乾冷期、雨期の三つに區分する事が出來る。卽ち四・五月は乾燥期、六月乃至十一月は雨期、十二月乃至二月迄は乾冷期といふ事が出來るのである。

次に比島測候所の組織に就き一言すれば、中央天文臺は馬尼剌市に在つて其の下に支所があり、其の下に第一級・第二級及第三級(First class, etc.)測候所がある。外に降雨のみの測量をなす降雨觀測所(Rain station)がある。尙詳細に就ては後說教育の部學術技藝調査機關の項を參照ありたし。

氣溫　過去二十年間に於ける各地平均溫度は、攝氏二十六度見當を示した。一九一八年度比島國勢調査書に據れば、比島從來に於ける最高溫度は攝氏四一・二度で、之は呂宋タルラック(Tarlac)に於て一、九〇六及一九〇七年バギオ(Baguio)に於て記錄されたのであり、又攝氏三度は最低溫度で一、九〇七年バギオ(Baguio)に於て記錄されたものであつた。バギオは比島に於ける避暑地として知らるる所であつて、北呂宋山岳千五百米の高地にあり、印度のデリの如き夏期首府として、四・五月の候官署全部が移轉すべく、タフト總督により建設された優雅なる都市である。

從來馬尼剌に於ける最高最低溫度は、攝氏三八・六度及一四・五度であつて、前者は一九一五年五月、後者は一九一四年一月に記錄されたのであつた。又最高溫度の長期に亙る記錄は馬尼剌のみに於て取られて居るが、それは一九一二年の大乾魃の時に出現し、攝氏三六度以上の日が四月二十日より五月五日迄十六日に亙つて續いた時であつた。

雨量　比島に於ける各月雨量の分布は比島氣象研究上最も興味ある題目を提供する。若し比島に於ける各月雨量分布が全然同一なる時は、比島內に於ける氣候は大體同一なるべき筈であるが、島內各地に於ける冬期及夏期に於ける季節風は呂宋の如き東西距離の短き島に於てさへ種々なる氣候を呈せしむるのである。冬期に於ける群島の降雨は主として北東氣流によるもので あつて、太平洋より直接に來るため群島の東部に多大の降雨を來し、從つて之は屢々「北東季節雨」と呼ばれる。夏期及秋期に於ける降雨は、一般に東南東より西北西に至る或は北方近海を通過する暴風雨の影響である。この際の

降雨は全群島に於て一般的であるが、特に呂宋及ビサヤ諸島に多く、時には西及南西風に曝さるる比島の西部に目立つて多い事がある。春期には雷雨(Thunderstorm rains)夏期及秋期には旋風雨(Cyclonic rainfall)と稱せらるるものがあるが、上述二種の降雨と比較して殆ど重要視すべきものではない。之等の事實に基き又二重要降雨期を考慮して學者連は全群島を四つの型に分けて居る。卽ち全く反對の型のもの二つ及其の中間のもの二つである。第一型に屬する地方は冬及春に於て乾燥し夏及秋に於て濕潤する。呂宋島西部・ミンドロ・ネグロス及パラワン並パナイの西南方部之に屬する。第二型は乾燥期がなく冬に於ては顯著なる雨期がある。之に屬する地方はカタンヅアネス(Catanduanes)・ソルソゴン(Sorsogon)・アルバイ(Albay)の東部・アムボスカマリネス(Ambos Camarines)の東及北部・タヤバス(Tayabas)東部の大部分・サマールの全部、レイテの東部及ミンダナオ東部の大部分である。第三型は一名中間A型(Intermediate A Type)と稱せられ、最大降雨期なるものはないが、一箇月乃至三箇月に亙る短期の乾燥期がある。この型は前第一型及第二型の中間に屬するものであるが、短期なりとも乾燥期がある點に於て第一型に似て居る。この型に屬する部分は、カガヤン・イサベラ(Isabela)及ヌエバヒシハ(Nueva Ecija)の西部・山岳州の東部・タヤバスの南部・マスバテ(Masbate)・ロムブロン(Romblon)・パナイの北東部・ネグロスの東部・セブーの中部及南部・ミサミス(Misamis)・アグーサン(Agusan)及ブキドノン(Bukidnon)州の一部・サムボアンガが南半島及東部パラワンの大部である。第四型は一名中間B型と稱せられ顯著なる降雨期なく又乾燥期なし。この型に屬する地方は、バタネス(Batanes)州・カガヤン州より東岸タヤバスの三分の一邊迄の北部呂宋大部分・アムボスカマリネス及アルバイ州西部・ボントック(Bontoc)半島・ミンドロの東部・マリンドケ(Marinduque)・カルバヨグ(Calbayog)附近サマールの一部・レイテの西部・セブー北部大部分・ボホール・ホロ(Jolo)及パシラン(Basilan)島・ラナオ及コタバト(Cotabato)州・ダバオ(Davao)及ミサミス北西部・更にサンボアンガ州東部を含むミンダナオの大部分である。比島に於て降雨量の測候をして居る觀測所は七十に及び、一九一八年國勢調査當時に於ても各々は十六年乃至十年の記錄を有して居り、一觀測所の年平均降雨量は四、五九七・六乃至九八九・八粍の間に在る。而して其の最大記錄はバギオの保有する所であつて、最低はサムボアンガに於て現はれてゐる。

濕度　比律賓群島が一體に濕度が高い事は、後表を參照すれば一目瞭然たるものがあるが、之は四邊を圍繞する海水の蒸發が活發なる事、植物の繁茂せる事、一年を通じて風向の異なる季節風がある事及熱帶通有の降雨の多き事實に其の原因を求める事が出來る。この中、前の二事實は比律賓の濕度を高からしむる二大原因であり、後の二事實は群島地方別の濕度を左右する要因である。從つて冬期に於ては群島東半部は北東風の影響を受け雨期であるから、西半部と比較して濕度の高いのは當然であり、六月乃至十月に於ては西半部が西乃至南西風に曝されて雨量多く、自然濕度も高い。一九一八年國勢調査書に據れば、全群島に於て濕度を測定して居る所は十三箇所ある。猶同書に據り年平均濕度を見るにバギオの八五・七%を最高とし、次でスリガオ及パラカレ(Paracale)である。反對に低濕度を示せるはセブー・ダグーパン・サンイシドロ(San Isidro)及馬尼剌である。又年平均極差を見るに、サンイシドロの一九・九を最大とし、カマリネス北端のパラカレの三・三を最少とす。平均濕度の高い月は北東季節風に面する地域は十二月であり、又反對の地域は八・九月である。

風位　風速及風向の研究は氣象研究上重要なる要素であるが、之等に關し比律賓に於ては完全なる調査がない。據るべき資料として纏つたものに一九一八年の國勢調査書があるが、同書には「遺憾な事には風速・風向に關する殊に各州別及副州に於ける强風の調査は完全でないが、或時期に於て之等事實に關する何物かを發表せんことを期す」といふ申譯があり、詳細なる記述を缺く。倘後表は各地別の風向百分率表であるが、サムボアンガの如きは二年間の記錄に據つたもので、明確なる暗示を與ふるものではないが參考のため掲載する。

第三表　各地別風向百分率表

出所＝一九一八年比島國勢調査書

風向	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
サムボアンガ(Zamboanga)　一九一七—一八年												
北—北東	一八	一九	二二	二八	一九	二七	一九	一三	一三	一六	二五	
北東—東北東	二四	一七	九	一三	一〇	一四	八	一〇	九	一三	一九	
東—東南東	一三	一〇	七	六	五	三	六	五	二	九	一三	
南東—南南東	七	七	五	八	一〇	九	一三	一〇	五	六	八	
南—南南西	四	五	二	三	一〇	一一	一三	一二	九	六	四	
南西—西南西	三	四	四	九	一二	一〇	一三	八	一〇	五	三	
西—西北西	一二	一四	一五	一六	一五	一五	一二	一五	一五	一三	一〇	
北西—北北西	一六	一三	一五	一六	一六	一五	一五	一六	一五	一六	一二	
無風	一二	一三	一五	一二	一二	一〇	七	一五	一四	一二	一二	
スリガオ(Surigao)　一九〇三年　一八年												
北—北北東	二	二	六	四	二	二	二	二	五	四	七	六
北東—東北東	三	三	六	一四	一五	一三	一三	一三	一六	一八	一二	一三
東—東南東	一四	一六	一〇	一五	一二	一四	一四	一三	一三	一六	一四	一三
南東—南南東	二	三	五	八	一二	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三
南—南南西	二	二	三	六	八	一一	一三	一三	一〇	一一	一二	一三
南西—西南西	二	二	三	六	八	一一	一三	一三	一〇	一一	一二	一三
西—西北西	一	一	二	四	六	八	一一	一二	八	一〇	一一	一二
北西—北北西	二	二	四	四	六	一一	一二	一二	一〇	一一	一二	一二
無風	四	五	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二
セブー(Cebu)　一九〇三—一八年												
北—北北東	三	三	一五	八	六	三	四	二	一	一	一	一
北東—東北東	三九	四一	三七	二〇	一三	一四	一五	一三	一二	一三	一二	一二
東—東南東	九	一〇	一三	一〇	七	四	六	五	二	四	三	四
南東—南南東	一	一	一	一	二	二	三	二	一	二	二	二
南—南南西	一	一	一	一	二	四	七	三	二	二	二	二
南西—西南西	一	一	一	一	二	四	七	三	二	二	二	二
西—西北西												
北西—北北西												
無風	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
イロイロ(Iloilo)　一九〇三—一八年												
北—北北東	四三	四二	三六	一八	一三	六	三	四	五	七	四二	三三
北東—東北東	四七	四八	四二	二二	一五	一三	一三	一三	一六	一七	一三	一三
東—東南東	四	六	八	一三	一五	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
南東—南南東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南—南南西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南西—西南西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西—西北西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北西—北北西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無風	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
レガスピー(Legaspi)　一九〇三—一八年												
北—北北東	三〇	二五	一八	一二	六	三	四	一三	一三	一二	一二	一三
北東—東北東	五一	五〇	三六	一五	九	五	八	一二	一四	一四	一二	一三
東—東南東	七	一〇	一六	一五	一四	一五	一五	一四	一五	一四	一三	一三
南東—南南東	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南—南南西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南西—西南西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西—西北西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北西—北北西	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無風	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西	無風
馬尼剌(Manila) 一九〇三—一八年	一	一六	一八	二一	一六	一九	二一
	一	一八	二一	一六	一九	二〇	二一
	一	一六	一九	二一	一六	一九	二一
	一	一八	二一	一六	一九	二〇	二一
	一	一六	一九	二一	一六	一九	二一
	一	一八	二一	一六	一九	二〇	二一
	一	一六	一九	二一	一六	一九	二一
	一	一八	二一	一六	一九	二〇	二一
	一	一六	一九	二一	一六	一九	二一
	一	一八	二一	一六	一九	二〇	二一
	一	一六	一九	二一	一六	一九	二一
	一	一八	二一	一六	一九	二〇	二一

	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西	無風
バギオ(Baguio) 一九一〇—一八年	八	八	八	三	二	六	八	七	一	一	一	二	四	五	三	二	二九
	五	六	七	五	三	八	一〇	一〇	二	一	一	二	四	六	三	二	二四
	三	三	五	四	二	五	六	七	一	一	一	二	四	六	三	二	一〇
	二	三	四	五	二	四	五	六	一	一	一	二	四	六	三	二	二五
	三	三	五	六	二	四	五	七	一	一	一	二	四	六	三	二	二五
	二	二	三	二	二	二	三	四	二	二	二	三	四	六	三	二	二七
	五	六	八	六	三	三	四	五	二	二	二	三	四	六	三	二	三四
	八	一〇	一〇	八	六	四	五	六	二	一	一	二	四	六	三	二	三四
	九	一二	一〇	八	六	四	五	七	二	一	一	二	四	六	三	二	三四

	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西	無風
アパリ(Aparri) 一九〇三—一八年	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

颱風　比律賓の颱風は世界的に有名である。避暑地として知らるるバギオは西班牙語にて颱風を意味する。前出國勢調査書に據れば一九〇三年より一八年迄に比島を横斷せる顯著なる颱風は六十あり、之に依りて次の興味ある事實を歸納し得る。

一、比律賓を横斷する顯著なる颱風は大部分呂宋及バリンタン海峽(Balintang Channel)の北方を通過する。

二、六十の颱風中、中心示度七二〇耗以下を示せるは十四回にして、其の中九は馬尼剌北方を通過せるものである。而して以上を特に顯著なる颱風と稱すべきも、其の中心が測候所より遠隔にありたるため特に顯著なる事を見逃したものも少くはあるまい。それで若し測候所設備が完備して居つたならば、其の中心示度を正確に計り得る結果、此の部類に入るべき颱風は恐らく増加したことであらう。

三、特に顯著なる颱風十四の中、中心示度七〇〇耗以下を示せるは四回にして、二回は一九〇五年九月及一九〇八年九月に於て、中心示度各々六九〇・一耗及六九九・一耗を示しサマール島を通過し、一は一九一二年十一月レイテを示度六九三・一耗を以て、他はパターン群島を一九一一年八月示度六九〇耗にて通過せるものである。この外比律賓群島附近にて中心示度の最低記錄は一九一三年八月バブヤン島を通過せるものが、十六日エンパイヤ號にて六八三・一七耗を示した。

四、顯著なる颱風の各年毎襲來率が一定し居らず、一九一四年乃至一八年に於ては十八回のみなるに拘らず、一九一一年乃至一三年には十八回を示した。

五、馬尼剌を中心として見るに其の北方を通過せるもの四十五回、南方を通過せるもの十六回にして其の中心と馬尼剌間の距離により見るに、

〇—	三〇哩	一	
三〇—六〇哩		五	
六〇—一二〇哩		一一	
一二〇哩以上		四四	

となり、比較的馬尼剌は颱風より防備された型になつて居り、三十哩以内を通過せるは一九〇五年九月有名なるカンタブリア颱風(The Cantabria Typhoon)として知らるゝものである。

六、颱風の通過する經過は西北西及西乃至北である。

七、支那海に發生せるものは北東或は東方に移動す。一九一〇年八月バターン島を通過し北乃至北西に屈曲せるものは稀なる例に屬する。

八、西南西及南西に移動するものは例外的なるものと考へられる。

九、比律賓を通過する颱風の發生は、一九〇八—一八年間の例四十二を採つて見ると次の如く東經百三十五度乃至百四十五度及北緯十度乃至十五度にて發生するものが最多である。

東經百二十五度—百三十五度	一三	北緯五度—十度	一五
東經百三十五度—百四十五度	二四	北緯十度—十五度	二四
同　百四十五度の東方	五	同十五度—二十度	三

左に風向を除く各地月別氣溫・雨量・濕度及風速表を掲ぐ。

但し平均風速の數字に就てアパリは十一年間、バギオは九年間、レガスピー・イロイロ・セブーは十一年間の記錄であり、ダグーパン・アンテイモナン・ダバオ及イフヒガの記錄は無い。

第四表　各地月別氣溫・雨量・濕度及風速表

出所＝一九一八年比島國勢調査書

馬尼剌(Manila)記錄年間＝十六年

月別	氣溫 平均溫度	氣溫 平均最高溫度	氣溫 平均最低溫度	氣溫 絕對最高溫度	氣溫 絕對最低溫度	雨量 平均降雨量	雨量 平均降雨日數	平均濕度	平均風速
	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	攝氏	粍			粁
一月	二四・五	二九・五	一七・二	三三・六	一四・五	二〇・六	五	七八・七	四七・〇
二月	二五・〇	三〇・五	一七・二	三五・六	一五・七	一一・六	四	七三・八	五二・九
三月	二六・三	三一・五	一八・〇	三六・四	一六・二	一九・四	四	七〇・八	六五五・〇
四月	二七・八	三三・四	一九・六	三八・〇	一七・二	四七・七	四	六九・三	六五五・六
五月	二八・三	三三・三	二一・三	三八・八	二〇・〇	二一二・三	一一	六五・一	六四二・六
六月	二七・七	三二・八	二一・四	三七・六	二一・九	三〇一・一	一五	八〇・三	六三五・一
七月	二六・八	三一・八	二一・二	三六・三	二一・四	四五八・七	二三	八五・三	八三二・七
八月	二六・九	三一・九	二一・〇	三六・四	二一・三	三八八・六	二三	八五・三	九一七・八
九月	二六・六	三一・六	二一・二	三五・五	二一・二	三八八・二	二三	八六・二	七一七・〇
十月	二六・三	三一・五	二一・一	三五・一	一九・五	一八六・〇	一九	八五・〇	五〇六・三
十一月	二五・六	三一・二	一九・四	三三・八	一六・八	一〇七・八	一四	八二・九	四五七・九
十二月	二四・九	三一・四	一八・二	三三・五	一五・九	七一・三	一三	八二・四	四四九・八
年平均	二六・四	三一・八	一九・六	三六・四	一四・五	一五六・一	一五六	七九・六	六一〇・〇

アパリ(Aparri)記錄年間＝十六年

ダバオ（Davao）　記錄年間＝十六年

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
平均氣壓	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0
平均氣溫	攝氏二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0
最高氣溫	攝氏三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0
最低氣溫	攝氏二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0
平均降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
降水日數	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日
平均濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0

セブ（Cebu）　記錄年間＝十六年

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
平均氣壓	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0
平均氣溫	攝氏二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0
最高氣溫	攝氏三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0
最低氣溫	攝氏二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0
平均降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
降水日數	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日
平均濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0

ヘロイロ（Iloilo）　記錄年間＝十六年

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
平均氣壓	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0
平均氣溫	攝氏二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0
最高氣溫	攝氏三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0
最低氣溫	攝氏二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0
平均降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
降水日數	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日
平均濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0

レガスピー（Legaspi）　記錄年間＝十六年

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
平均氣壓	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0
平均氣溫	攝氏二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0
最高氣溫	攝氏三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0
最低氣溫	攝氏二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0
平均降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
降水日數	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日
平均濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0

ラガヤン（Lagayan）　記錄年間＝十六年

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
平均氣壓	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0
平均氣溫	攝氏二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0
最高氣溫	攝氏三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0
最低氣溫	攝氏二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0
平均降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
降水日數	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日
平均濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0

ミラドール（Mirador）　記錄年間＝十六年

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
平均氣壓	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0
平均氣溫	攝氏二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0
最高氣溫	攝氏三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0
最低氣溫	攝氏二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0
平均降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
降水日數	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日
平均濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0

バギオ（Baguio）　記錄年間＝十六年

月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
平均氣壓	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0	一粍0
平均氣溫	攝氏二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0	二六度0
最高氣溫	攝氏三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0	三二度0
最低氣溫	攝氏二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0	二一度0
平均降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少降水量	粍一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
降水日數	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日	一〇日
平均濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最多濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0
最少濕度	百分一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0	一〇0

人口

總說 一九二九年末比島人口總數は一二、八五九、三〇〇〇（推定にして、一九二七年末に比し五〇五、四〇〇人の增加を見て居る。其の中男六、四八六、六〇〇人、女六、三七二、七〇〇である。而して平方粁當り人口密度は四三人弱となつて居る。併しこの數字は推算であつて、其の計算の根據は一九〇三年及一九一八年の國勢調査數字を基礎として、それにより年增加率千人當り二〇・二五二三を乘じ算出したのである。次に一九〇三年及一九一八年の國勢調査數字、一九二九年の推定數字及平方粁當り密度を擧げる。一九〇三年及一九一八年の數字は一九一八年國勢調査書、一九二九年の推定數字は一九二九年度比島統計要覽（Statistical Bulletin, 1929）に據つたものである。

第五表　各州別人口表　出所＝一九一八年比島國勢調査書、一九二九年比島統計要覽

州名	面積（一九一八年）	人口			
		一九〇三年	一九一八年	一九二九年	平均一平方粁當り（一九二九年）
Abra	平方粁 3,410	57,0	101,0	115,0	33,7
Agusan	11,733	42,0	85,0	154,0	13,1
Albay	2,552	120,0	233	260,0	101,8
Antique	2,148	124,0	146,0	154,0	71,7
Bataan	1,234	57,0	72,0	85,0	68,9
Batanes	219	8,0	12,0	14,0	64,2
Batangas	3,267	124,0	160,0	175,0	53,6
Bohol	3,268	232,0	264,0	311,0	95,2
Bukidnon	10,013	48,0	56,0	70,0	7,0
Bulacan	2,625	124,0	152,0	200,0	76,2
Cagayan	10,649	57,0	101,0	115,0	10,8
Camarines Norte	2,320	57,0	85,0	100,0	43,1
Camarines Sur	5,266	124,0	160,0	175,0	33,2
Capiz	4,244	113,0	132,0	154,0	36,3
Cavite	1,101	113,0	132,0	154,0	140,0
Cebu	4,422	232,0	264,0	311,0	70,3
Cotabato	11,694	14,0	28,0	43,0	3,7
Davao	14,722	10,0	14,0	43,0	2,9
Ilocos Norte	3,398	113,0	132,0	154,0	45,3
Ilocos Sur	1,713	113,0	132,0	154,0	89,9
Iloilo	4,531	232,0	264,0	311,0	68,6
Isabela	10,651	14,0	28,0	43,0	4,0
Laguna	1,764	113,0	132,0	154,0	87,3
Lanao	8,132	—	14,0	43,0	5,3
La Union	1,497	113,0	132,0	154,0	103,0
Leyte	7,213	232,0	264,0	311,0	43,1
Manila（市）	39	219,0	285,0	336,0	8,615,0
Marinduque	1,158	43,0	57,0	72,0	62,1
Masbate	4,001	43,0	57,0	72,0	18,0
Mindoro	10,172	57,0	71,0	86,0	8,5
Misamis	3,542	124,0	146,0	175,0	49,4
Mountain（Baguio を含む）	12,274	28,0	43,0	57,0	4,6
Nueva Ecija	5,284	113,0	132,0	154,0	29,1
Nueva Vizcaya	4,127	28,0	43,0	57,0	13,8
Occidental Negros	5,080	232,0	264,0	311,0	61,2
Oriental Negros	4,101	113,0	132,0	154,0	37,6
Palawan	14,896	28,0	43,0	57,0	3,8
Pampanga	1,681	113,0	132,0	154,0	91,6
Pangasinan	5,010	232,0	264,0	311,0	62,1
Rizal	1,920	113,0	132,0	154,0	80,2
Romblon	1,534	28,0	43,0	57,0	37,2
Samar	13,080	57,0	85,0	100,0	7,6
Sorsogon	1,048	100,0	113,0	132,0	126,0
Sulu	1,086	28,0	43,0	57,0	52,5
Surigao	11,111	14,0	28,0	43,0	3,9
Tarlac	1,360	14,0	28,0	43,0	31,6
Tayabas	11,101	14,0	28,0	43,0	3,9
Zambales	3,714	14,0	28,0	43,0	11,6
Zamboanga	14,731	28,0	43,0	57,0	3,9
合計	296,942	7,635,0	10,314,0	12,859,0	43,3

重要都市人口　重要都市人口に就ては最近の數字を缺くを以て、一九〇三年及一九一八年の國勢調査に依る主要都市人口統計を示す。

第六表　主要都市人口表　出所＝一九一八年比島國勢調査書

市、村名	一九〇三年	一九一八年
Manila	219,0	285,0
Baguio	4,0	8,0
一級村		
Cebu, Cebu	43,0	57,0
Legaspi, Albay	14,0	28,0
Iloilo, Iloilo	14,0	28,0
Lipa, Batangas	8,0	14,0
San Carlos, Occidental Negros	4,0	8,0
Batangas, Batangas	8,0	14,0
Argao, Cebu	8,0	14,0
Laoag, Ilocos Norte	8,0	14,0
Ormoc, Leyte	14,0	28,0

年平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	

Carcar, Cebu	ᙅ1'ᕕᓂ	ᙅᓀ'ᙅᓃ1
Bago, Occidental Negros	11'11ᓀ	11ᙅ'ᘉᘉ
Barili, Cebu	ᙅ1'ᘏ1ᓀ	ᙅᙅ'ᙓᘉ1
Bauan, Batangas	ᙅᓂ'ᕐᓂᙓ	11ᓀ'ᓀ11ᓂ
Baybay, Leyte	111'ᓂᓂᕐ	ᙅᘏ'ᘏ1ᓀ
Burawen, Leyte	1ᕕ'1ᓂᓀ	11ᙅ'ᘏᙓᓀ
Cagayan, Misamis	ᓀ'10ᕕ	11ᘏ'ᕐᘉ11
Calbayog, Samar	1ᙅ'ᕕᓂᙅ	11ᙅ'ᙅᘉᕐ
Dalaguete, Cebu	111'ᙅ11ᙓ	11ᘏ'ᓂᕐᙓ
Escalante, Occidental Negros	11ᕕ'1ᓂ11	11ᓂ'ᓂᙅ11
Guihulñgan, Oriental Negros	1ᙓ'ᙓ1ᙅ	ᙅ1'ᕐᓂᓂ
Guinobatan, Albay	110'ᕕ11ᓀ	11ᙅ'11ᙅ
Malolos, Bulacan	11ᕕ'ᙅᓀᙅ	11ᘏ'1ᕐᓂ
Pototan, Iloilo	110'ᓂᘏᙓ	11ᙅ'ᕕᘏᓂ
San Carlos, Pangasinan	11ᓀ'1ᓂᘏ	ᙅᙅ'ᓀᕕᕐ
San Pablo, Laguna	111'ᘏ1 11	ᙅ1'ᙅᓂᓂ
Santa Barbara, Iloilo	1ᙅ'1ᙓᓂ	11ᘏ'ᙓᘏᓀ
Sara, Iloilo	11'ᙅᘏᘏ	11ᘏ'ᓂᕐᕐ
Sibonga, Cebu	11ᙅ'ᕕᙙᘏ	11ᓀ'1ᓂᙅ
Toledo, Cebu	111'ᓂ11ᓂ	11ᙅ'11ᙓᙓ
Tuburan, Cebu	1ᓂ'1ᙅᘏ	ᙅ0'ᙅᓂᘏ
Zamboanga, Zamboanga	110'ᓂᓂ11	ᙅ0'ᓀᓂᘏ
山 綴 村		
Aparri, Cagayan	1ᕕ'11ᙅ11	110'ᘏ0ᙅ
Bacacay, Albay	1ᙓ'111ᙓ	110'111·1
Bacolod, Occidental Negros	11'ᓂᘏ0	1ᓂ'ᙅᘏ0
Balamban, Cebu	10'ᘏ0ᙅ	1ᕕ'ᓂᙓᙅ
Balasan, Iloilo	ᙅ'1111ᙅ	111'111ᙓ
Baliuag, Bulacan	1ᙅ'ᓂᙅᘏ	1ᕕ'11ᙅᙓ
Basey, Samar	1ᙅ'ᙅ0ᙓ	1ᕕ'100

Batac, Ilocos Norte	1ᓂ'ᙅ11ᙓ	11ᙅ'ᓂᘏᕕ
Binmaley, Pangasinan	1ᕕ'ᙓᙅᓂ	1ᕕ'11ᙓᙅ
Bogo, Cebu	1ᙓ'ᓂ1ᙅ	11ᙅ'ᙓᘏᙓ
Bulan, Sorsogon	1ᙅ'ᙓᙅ1	1ᓂ'11ᕕᕕ
Cadiz, Occidental Negros	1ᕕ'ᙓ11ᓂ	111'11ᘏ0
Calamba, Laguna	ᕕ'0ᙅᕕ	1ᕕ'0ᘏ11
Calape, Bohol	1ᙅ'ᙅᙅᙓ	1ᕕ'ᙅᓂ11
Caloocan, Rizal	ᘏ'11ᓂ1	1ᓂ'ᙅᙓ1
Camalig, Albay	1ᙓ'1ᙅᙅ	1ᓂ'ᓀᓀ11
Camiling, Tarlac	11ᙅ'11ᙓᙅ	11ᙅ'ᙅᓀᙅ
Candon, Ilocos Sur	1ᕕ'ᕕ11ᕕ	1ᓂ'ᙅᙅ0
Cantilan, Surigao	ᓀ'ᙓᘏ1	1ᕕ'ᙅᙓᙓ
Capiz, Capiz	1ᕕ'ᙅ11ᙅ	11ᘏ'0111
Catmon, Cebu	ᓀ'0111ᓀ	1ᕕ'ᘏᙓᘏ
Cavite, Cavite	ᙅ'1101	1111'1ᘏᓂ
Cuyapo, Nueva Ecija	1ᘏ'11ᓂ11	1ᓂ'ᙅᙓᙓ
Daan-Bantayan, Cebu	1ᙓ'ᓀᙅᙅ	11'ᙅᙅᙓ
Dagupan, Pangasinan	110'ᙅᙅᓀ	111'ᙓᙓ1
Danao, Cebu	1ᘏ'1ᓀᙅ	11ᘏ'ᙅᕕ1
Dingras, Ilocos Norte	1ᙅ'ᓀᓂ11	11'ᙅᕕᕕ
Dulag, Leyte	1ᙓ'ᕕᕕᙓ	11ᘏ'ᙅᙅ1
Dumangas, Iloilo	11'ᙓ11ᕕ	1ᓂ'ᕕᓂᙓ
Dumanjug, Cebu	11ᘏ'110ᙅ	11ᙅ'ᘏᓀᕕ
Gubat, Sorsogon	1ᙅ'ᙅᙅ0	1ᓂ'ᙅ11
Guimbal, Iloilo	ᓀ'ᙅᙅ0	11ᙅ'ᓂᘏᙓ
Hagonoy, Bulacan	11'ᙅ0ᙓ	11ᘏ'ᙓᓂ0
Hilongos, Leyte	11'ᙓᓀᕕ	1ᓂ'ᓀᙅᕕ
Ilagan, Isabela	1ᘏ'00ᕕ	11ᙅ'11ᓂ
Inabanga, Bohol	11'001	11ᘏ'01ᓀ
Iriga, Camarines Sur	1ᓂ'11ᓂᓀ	11ᙓ'1ᙓᙅ

Isabela, Occidental Negros	11'ᕕᙅᕕ	1ᓂ'ᕕᙅᙅ
Janiuay, Iloilo	110'1ᙅᕕ	11ᙓ'ᕕᙓ1
Jaro, Iloilo	10'ᕕ1	11ᙓ'ᙅᓀ11
La Carlota, Occidental Negros	1ᙅ'0ᓂᓀ	110'ᙓ10
Leon, Iloilo	10'11ᓂ	11ᙅ'0ᙅᙓ
Ligao, Albay	1ᓀ'ᕕᕕᓂ	111'ᙅᙅᓀ
Liloan, Cebu	10'0110	1ᓂ'ᙅᙅ11
Lingayen, Pangasinan	111'ᙓᓂᙓ	11ᙅ'ᓂᙓ0
Loon, Bohol	1ᕕ'1 1ᙅ	11ᙅ'ᓂ1ᙅ
Lubao, Pampanga	1ᓂ'0ᕕᙅ	111'ᕕ1ᙅ
Maasin, Leyte	1ᕕ'ᕕ0ᙓ	11ᙅ'ᙅᙅᙅ
Malabon, Rizal	110'1ᙅᕕ	111'ᕕᓂᙅ
Malasiqui, Pangasinan	1ᙅᙅ'ᙓᓂ0	11ᙅ'ᙅᙅᓀ
Mambajao, Misamis	1ᙅᙅ'ᙅᙅᕕ	111'ᙅᙅᕕ
Manaoag, Pangasinan	1ᕕ'ᓀᙓᙅ	11ᙅ'ᓀᓀ
Madaue, Cebu	11'0ᕕ	111'0ᕕ
Miagao, Iloilo	110'ᕕᙅᕕ	1ᙅᙅ'ᙓᙅᕕ
Misamis, Misamis	ᙅᙅ'ᙅᙅᙅ	11ᙅ'ᙅᙓᓀ
Nabua, Camarines Sur	1ᕕ'ᕕᙅᙓ	1ᓂ'ᙅᙅᙅ
Naga, Cebu	1ᕕ'ᕕᕕᙅ	111'1ᕕ
Narvacan, Ilocos Sur	1ᓂ'ᙅᙅᙓ	11ᙓ'0ᙅ1
New Washington, Capiz	11ᙅ'ᙅᓀ0	11ᙅ'ᙅᙓᙓ
Opon, Cebu	11'111ᙓ	10'ᕕᕕᕕ
Oroquieta, Misamis	1ᙅ'1ᙓᕕ	1ᕕ'ᙅᙅ
Palo, Leyte	1ᓀ'ᙅᓀ0	10'ᙓ1ᕕ
Parañaque, Rizal	ᕕ'ᙅ0ᓀ	111'1 11
Pasay, Rizal	ᕕ'ᙅᙓᙅ	1ᕕ'ᕕᓀ
Passi, Iloilo	ᓀ'ᙅᙓᕕ	11ᙓ'1ᙅ0
Rosario, Batangas	ᕕ'ᙓᕕ	111'1ᓂ
San Fernando, Cebu	1ᙓ'ᙅ1	11ᙅ'0ᙅ

San Fernando, La Union	1ᓂ'0ᙅᙓ	1ᓂ'ᕕᓂ1
San Fernando, Pampanga	1ᙅ'ᙓᙓᕕ	11ᙅ'ᓂ111
San Jose de Buenavista, Antique	ᕕ'ᓀᙓᕕ	11ᙅ'ᕕᙅ
Silay, Occidental Negros	1ᙓ'ᕕᙓᙅ	11ᙅ'ᙅᙓᕕ
Taal, Batangas	1ᓀ'ᙓᙓᙅ	111'1ᙓᙓ
Tabaco, Albay	111'ᙅᙅᕕ	11ᙓ'ᕕ111
Tanauan, Batangas	1ᕕ'11ᙓᙅ	11·ᙓᙅᙅ
Tanauan, Leyte	1ᕕ'11ᙓᕕ	1ᕕ'ᕕᕕ0
Tarlac, Tarlac	1ᙅ'ᙅᙅ0	11ᙓ'ᕕᕕ
Tubigon, Bohol	1ᙓ'1ᕕ	111'11ᕕ1
Tuguegarao, Cagayan	1ᓂ'10ᙓ	1ᓀ'11ᙓᕕ
Urdaneta, Pangasinan	110'ᙅᙅᙅ	11ᙓ'ᙅᙓᕕ

在留外國人口統計　在留外國人人口に就ても前項同樣最近の數字を缺くを以て國勢調査に據る數字を示せば次の如し。

第七表　在留外國人國籍別人口表

出所＝一九一八年北海國勢調査報告

住別	人口 一九〇三年※	人口 一九一八年
比律賓人	ᙅᕕ1'ᙓᙅᕕ	ᙅᙓᕕ'11ᙓ1
外國人 男	ᙓᙅᙓ'ᙅᕕᕕ	ᙅᙓᕕ'1ᙅᙓ
外國人 女	ᙓᙅᙓ'ᕐᙅᙅ	ᙅᙓᕕ'1ᙅ1
米國人 男	ᕕᙅ'ᙓᙅ	(一)
米國人 女	ᙅᙅ'ᙅᙓᙅ	ᙅᙓ'1ᙅᙓ
米國人	ᙅᙅ'ᙅᙓᙅ	ᙅᙓ'1ᙅᙓ
西班牙人 男	ᙅᕕ'ᙅᙅᙅ	(一)
西班牙人 女	ᙅᙅ'11ᙓ	ᙅᙓ'1ᙅᙓ
西班牙人	ᙅᙅ'ᙅᙅᙅ	(一)

	男	女
英國人	三、一八七	二、〇二〇
	七〇一	一、一八五
獨逸人	(一)	(一)
	六六七	八四一
佛國人	五四九	二〇六
	一、一〇二	一、一〇二
瑞西人	二、一八	一、八九
	三四四	三四四
支那人	(一)	(一)
	四、〇三五	四、二三九
	四〇五、一八	四〇七、四四
	五一七	三〇九八
日本人	四七五	四七、二九四
	九二一	八、二九四
其他	(一)	(一)
	一〇〇三	九七九
	四四八	六、〇四一
	二六五	二六四

備考　※出生地に據る　(一)特別行政區域在住の男女は區分されず

出産死亡統計　衞生の項參照。

宗教別人口　宗教の項參照。

人種別人口　住民及風俗の項參照。

移民　比律賓に於ては、米本國に於ける支那人排斥法の結果、支那人勞働者の入國を禁止して居るので、他の南洋各地と比較して支那人の入國者は僅少であり、殊に最近に於ては減少の傾向が顯著である。本邦人の入國は何等制限が設けられて居らぬと同時に、ダバオの發展に伴ひ年々增加を示して居る。左に最近五箇年間に於ける各國移民出入狀況を示す。

第八表　移民出入數連年比較表

出所＝一九二九年比島統計提要

國別	移入民人口					移出民人口				
	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年
支那人	五、九八九	一〇四、〇八七	九八、二八八	八、三四九	六、五三四	一、八八	三〇	一、三三	一、四一	一、三一
印度人（加爾各答人ヲ含ム）	三五	二八	六七	一八	一八	八七	二	二	二	二
英國人	八四	八八	一一八	一一八	一二六	三三	三一	五二	六六	六三
佛蘭西人	一〇〇	二七四	二九七	二八一	四〇八	六二	六八	五八	八三	七二
獨逸人	三七	三一	五三	六七	五〇	五	八	一六	一四	一四
愛蘭人	八九	八四	一一五	一一三	一〇八	七	一四	三〇	三三	二七
伊太利人	一五	五	一七	一三	一七	六	三	三	二	四
日本人	一、七九七	二、五五三	二、八七九	三、〇四八	三、〇四八	一	一	一	一	一
葡萄牙人	一六	一六	三九	三八	三五	一	一	一	一	一
露西亞人（スカンヂナヴィヤ人ヲ含ム）	二四	三三	三九	六八	七八	二	二	二	二	二
蘇格蘭人	二五	二二	一三	二〇	一六	四	八	一	二	二
西班牙人	一六二	二五九	三一六	二六八	一七二	一六	一九	一二	一二	一二
シリヤ人	二	一	五	三	三	一	一	一	一	一
土耳古人	三	一	五	七	七	一	一	一	一	一
其他	六三	二六	一二八	一九	一六	一三	一三	一三	一三	一三
合計	八、五九三	一四、〇四一	一三、九一五	一二、八三	一〇、八七九	八五七	九六九	八七四	一、二八一	一、八七

在留邦人人口　昭和五年十月一日現在の調査に據れば、南洋各地在留本邦人數は三五、一四五人にして、此の中比律賓在留邦人は一九、六二八人を占め約五割六分に及んで居る。大正八年に於ける數字は二二、八五二人中九、七九八人、更に遡つて明治四十二年には五、五三三人中二、一五八人にして、比

島在留民數の增加率は明治四十二年を基準として大正八年には四倍强となり、昭和五年には約十倍となり、急激なる增加を示して居る。

次に昭和五年十月の國勢調査に依る本邦人職業別人口を見るに、在留邦人

第九表　在留邦人職業別及地方別人口表

職業別＼地方別	總數	內地人	朝鮮人	臺灣人	ダバオ分館受持區域（ミンダナオ島ダバオ・コタバト二州）			ダバオ			其他		
					總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
農耕ニ從事スル者	一九、六二八	一九、五七三	三九	一七	一四、六二四	一四、五七八	四六	三、九八四	三、九四八	三六	一、〇一〇	一、〇〇四	六
畜產ニ從事スル者	七、三八	七、二八八	一〇		一、〇	一、〇		七六	七六		一	一	
蠶產ニ從事スル者	一	一											
林業ニ從事スル者	三三	三二	一		三	三		二	二				
漁業ニ從事スル者	九八三	九七四	九		八	八		九	九				
採炭ニ從事スル者	二	二											
窯業・土石加工ニ從事スル者	二	二											
金屬工業・機械具製造・造船・運搬用具製造ニ從事スル者	一〇三	一〇三											
精巧工業ニ從事スル者	一三	一三											
化學製品ノ製造ニ從事スル者	三	三											
紡績工業ニ從事スル者	八	八											
被服・身裝品製造ニ從事スル者	五七	四四	一三										
紙工業・印刷ニ從事スル者	一一七	一一四	三										
木竹草蔓類ニ關スル製造ニ從事スル者	二一三	二一八	一七										
飲食料品・嗜好品製造ニ從事スル者	一一三	一一三	一										
土木・建築ニ從事スル者	一、〇七九	一、〇七八	一										

職業別＼地方別	馬尼剌市										其他		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
農耕ニ從事スル者	三、九八四	三、九四八	三六	一、〇一〇	一、〇〇四	六	一、九八二	一、九七五	七	九五〇	九四八	二
畜產ニ從事スル者	七六	七六		一	一		七三	七三		二	二	
蠶產ニ從事スル者												
林業ニ從事スル者	二	二										
漁業ニ從事スル者	九	九										
採炭ニ從事スル者												
窯業・土石加工ニ從事スル者	一	一										
金屬工業・機械具製造・造船・運搬用具製造ニ從事スル者	一八	一八										
精巧工業ニ從事スル者	一〇	一〇										
化學製品ノ製造ニ從事スル者	八	八										
紡績工業ニ從事スル者	七	七										
被服・身裝品製造ニ從事スル者	二四	二四										
紙工業・印刷ニ從事スル者	三六	三六										
木竹草蔓類ニ關スル製造ニ從事スル者	一七	一七										
飲食料品・嗜好品製造ニ從事スル者	四三	四三										
土木・建築ニ從事スル者	五二	五二										

出所＝昭和五年在外本邦人國勢調査職業別人口表

中、農耕及同勞働者が約三分の一を占め、次に會社員、銀行員、商店員及事務員等の商業的職業、大工、石工、左官、ペンキ職等土木建築に從事する者之に次いで居る。其の詳細を示せば次の如し。但し職業別欄內には鮮人を含まない。

| | | |

て、階段式水田を作つて米を栽植して居る。犬の肉を愛好するのは本族の特色であつて、バギオの市場にては日曜毎に犬の賣買が行はれる。

(四) イフガオ族　イフガオ族も山岳州中のイフガオ副州よりバギオ附近に居住する。イゴロテ同様首狩人種であつたが今は歸順して平和愛好の民となつて居る。農を業とし清潔を好む。他比律賓人の多くが手指を以て食事をなすに反し獨り木製の匙を用ひて居る。

(五) カリンガ族　山岳州のカリンガ副州に居住する。首狩人種であつたが、山中遠隔の地に在る者の外は多く溫良なる農夫となつて居る。

其の他に呂宋山岳州のイロンゴット及チンギアン族、ミンダナオ山中のマノボ・バゴボ・ブキドノン等がある。ミンドロ島及パラワン島に在るマンゲヤン族及タグバヌア族はサンスクリット擬ひの幼稚なる文字を有し、竹に記して相音通ずと言ふ。

二　言語

言語は比律賓統治上の大難關であつて、其の地勢山岳多く河川急湍にして、交通困難であつた爲め、各地方に於て各々別乾坤を爲して生活し、遂に言語上の連絡全く絶え各村固有の言葉を有し、其の種類百種を數ふるに至つた。其の根幹をなすは馬來語系統のであつたが、西班牙領有三百年間に人種のみならず言語迄混交し、西班牙語を根幹とする語發達し、更に來領となるに及んで英語の普及に努めたる結果、全島を通じて英語を語らざるもの殆ざなき迄に至つた。

三　風俗

前述せるが如く現在比律賓群島の原住民は、ネグリトと稱する短軀醜黑平鼻厚唇の人種であるが、新來馬來人及西班牙統治三百幾十年間に西班牙人と混血し、この混血は又混血を生み、遂に今日見るが如き比律賓人を現出したのである。故に今日比律賓人と稱せられる者は多少共に西班牙の血を混へないものはなく、上は西班牙人と見違ふばかりの白色比人あると思へば、下は蕃人に近い黑色獰猛の比人があつて、果して之が同じ國に生れ、又同じ國に育つた者かと疑はしめる程である。從つて風俗も非常に區々であつて、開化せる比人は清洒なる服裝をなし、美靴を穿ち、頭髮を梳り、社交に長じ、舞踏音樂を好み、大體平和愛好人種であるが、開化してゐない比人即ち行政上非基督敎徒族と呼ばれてゐる北のイゴロテ、南のバゴボ・モーローなどは今猶原始的な風俗をしてゐて、所謂竹の柱に萱の屋根の生活に甘んじてゐる。

今參考の爲め比律賓の人種別人口表を掲ぐれば次の如くである。

第一〇表　人種別人口表

出所＝一九一八年比島國勢調査

人種別		人口 一九〇三年	人口 一九一八年
銅色人種	男	六九一四八八〇	九三八八二六
	女	三四三五八四八	四六九二四二六
黃色人種	男	三四七九〇三三	四六九四九〇〇
	女	四一〇七一	五〇八一六
白色人種	男	一〇三六一	四七二九六
	女	一四二九一	三五三〇
ニグロ	男	一一四五〇	一二三九〇
	女	二八二一	八五九三
アメリカン・ニグロー	男	一〇一九	三七九八
	女	七六七	七六三三
イタ	男	二五二	四〇一九
	女		三五四九
	男		一八五
	女		一二四
	男		六一
	女		七四二八
	男		三九〇五
	女		三五三三

四　在留各國外人の職業及其勢力

（在留邦人を除き一九一八年の數字を基礎とす）

既に人口の部の表に於て示せるが如く、比島在留外國人中最も多數を占むるは支那人である。支那人は往時夙に比島に渡來し、他國人に比し比較的永住したるを以て、其の數も年と共に增加し、一九一八年の國勢調査當時には在留外國人の六割七分九厘を占むるに至つた。馬尼剌市を初めとして全島に散布せられ、比島小賣商の七割以上を占めて經濟上最大勢力を有し、殊に比島土著民と結婚する者多きがため、混血人數は相當の多數に上り、其勢力範圍益々擴大せられつゝある。

本邦人は支那人に次で多數を占め、昭和五年に於ては其の數約二萬人（一九一八年には八二九四人）と稱せられ、馬尼剌市を初め地方迄入込み居り、殊にミンダナオ島南部ダバオ地方には約一萬二千人も在住し拔くべからざる勢力を有して居る。又其の他商業農業竝に漁業等に從事するもの頗る多く、土着民には敬服せられ、其の經濟的勢力も擴張せられつつある（人口の部比律賓在住邦人職業別及地方別人口表參照）。

米國人は在留外國人數の八分九厘に相當するに過ぎず。之は勿論米國陸海軍人竝軍屬を除きたるものにして、米國領有當時は相當多數の米人渡來したるも、漸次比島民に自治が與へらるるに至り、官吏も自然比島人化されたる爲め、米人官吏は年と共に減少し、又米國の對比政策も判然せず頗る不安定の狀態に在つた爲め、商業方面に從事せる米商の數も漸次其の數を減じ逐年減退の傾向がある。

西班牙は、勿論三百年間の比島統治者たりし關係上在留者甚だ多かつたが、比島の米國に讓渡せらるゝに及んで歸國せるもの多く、又比島に歸化せるものも多數あつたため、西班牙の國籍を有し居るものは割に少く、外國人總數の六分二厘弱を占め居るに過ぎない。併し他の外國人に比し古き歷史を有するため經濟上相當の勢力を有して居る。

英國人も支那人同樣日米人に先ち比島に入込み、主として商業に其の勢力を伸ばし居るため大商社にして古き歷史を有して居るものがある。其の數に於ては他國の夫れに及ばないが、其の比島經濟界に於ける潛勢力は侮るべからざるものがあり、又獨逸人、佛蘭西人竝に瑞西人等も英國人と同じく、西班牙領有時代より主として商業方面に手を伸して居るものが多數ある。

宗敎

中世紀の植民は宗敎により其の緖を得、宗敎により其れを失つた幾多の事例を殘して居るが、比律賓も此の例に漏れず、西班牙領有三百年の緖も宗敎により、及其の終末も宗敎に因つたものである。從つて現在比島の政治及文化西班牙領有當時の宗敎史を無視して其の眞相を確知するを得ない。以下宗敎別にして簡單に歷史及現況を述べる。

太古の宗敎　比律賓に於ける太古の信仰はバタラ（Batlala）卽ち神を信じたものである。それよりバムブ（Bumbu）—人間の根源バリット（Balit）—動物・石・河・樹木等の自然崇拜—テイエバラン（Tiebalang）—怪物崇拜—を行つた。

回々敎　回々敎はモーロー族のミンダナオ渡來と共に、比島の南部に入り、同族の北方移動と共に漸次馬尼剌灣に及んだ。本敎の入島により、亞剌比亞文字が紹介され比島文化史上に一新紀元を劃した。モンローの敎育百科辭典に據れば現在に於ても、ミンダナオ及スールー群島のモーロー人は回々敎の敎師及役僧を有して居り、其の通用語を亞剌比亞文字にて書き表はし得

るもの多數ありと云ふ。

基督教　比律賓に於ける基督教の布教は、一五六五年のレガスピーの遠征の際、二・三のオーガスティン派の教團僧が之と行を俱にし渡來したるに始まる。其の後十數年間は何等其の進歩の見るべきものはなく、サンデ總督(Sande)當時は、僅に十三名の僧侶が在住せるに過ぎずと報告して居る。其の後一年にして漸くフランシスコ派僧侶の一隊が到著し、次で一五八一年ゼスイット派三名が到著した。ドミニカン派は一五八七年に、レコレクト派は一六〇六年に夫々渡來した。一五九四年に於て一僧侶は、レイテ・ネグロス・ボホール・サマール・ミンダナオ・マスバテ等の諸島嶼が、西班牙朝貢以來三十年を經たるも、宣教師なきため、布教上進歩なくして、布教師の派遣方を西班牙國王に進言した。西班牙王は之に見る所ありてか、布教上に注意を拂ひ宣教師を派遣し、十七世紀初葉に於ては其の數將に五百を數ふるに至つた。是等僧侶は土人を教會堂に集合せしめ教化に從事し、斯くして、十八世紀の中葉に至つて、モーロー人住居區域・北呂宋及森林密なる山岳地域を除き殆ど全島に亙つて基督教の布教を見るに至つた。又彼等はローマ式アルファベットを紹介し印刷所を設置し教義問答等に關する出版物をなし、一方各教區の卑使用人には土語を以て教育を施した。之が動機となつて、十九世紀中葉に至る迄は教育は專ら教會に委せられ、一六〇一年にはサントトーマス大學・一九一九年にはサントトーマス大學等が設立せられたのである。

然れども教政の强大となるに伴ひ、又僧侶の政治に關係する者多きに至れるは、當時の事情として已むを得ざりし事なるも、此の爲め教勢擴張の背後には政治の魔手が動き、諸國の王者竝に大政治家等、金品を僧侶に與へ、特權を許し治世の道具に供した。眞正に教化の鴻業を志したもの、比島民教化に努めたものもないではないが、又教化を受けた比島人にして教界の爲め犧牲獻身の生涯に立ちたるものなど現はれたけれども、濁流滔々として現世の榮華に眩惑し、教勢漸く比島に普及するに從つて、世を擧げて却て人心運緩し、女人禁制を破りて姦淫に墮し、信徒の女と通じ妾を蓄ふる破戒の行動等、識者の顰蹙を買ひ、加ふるに政治上にも僧侶の勢力擡頭するに及んで益々腐敗し信仰の威信地に墮つるに至つた。馬尼剌市の城內にある多數の僧侶は奢侈贅澤の生活に慣れ、各地美事の建築と內部の設備に驚くべき宏壯な建築物が出來上つた。

舊教は西班牙領有代時の遺物であるが、之が爲め比律賓は東洋に於ける唯一の基督教國となり人智の發達に特殊の意義を齎した。米國比島を領有するや直ちに新教の傳播に從事した。領有以來まだ短日月であるが、爾來長足の進歩を傳播上に示し、馬尼剌其の他の都市には新教の別働隊と見るべきY・M・C・Aの事業が著々緒に就き教化事業の任を全ふしつゝある。ミンダナオのモーロー族は回々教徒であり、イフガオ・イゴロテ・ボントック等は偶像崇拜徒であるから、其の教化は仲々困難であらうが、教化せらるもの、近き將來であらう。而して比律賓に於ける宗教別人口を見れば次の如くである。

第一一表　宗教別人口表

出所＝一九一八年比島國勢調査書

仕別	人口 一八九八年	一九一八年
カソリック	六五五九九三七	七七九〇九三七
アグリパヤン新教徒		一四一七四四八
回教徒		二二四五七五
異教徒		四四三〇三七
佛教徒		五八八五九六
其他		二四二六三

政　治

概說　比律賓人は南洋各地民と比較して政治的に最も進歩して居る。之は西班牙領有により逸早く泰西文明の影響を受けた關係もあるが、其の領有時代の苛政誅求が、彼等をして政治的には世界列國と伍して殆ど優劣なき迄に進歩せしめた原因である。卽ち西班牙時代の惡政は十九世紀に至つて其の極に達し、島民の憤怒は革命の勃發となり、獨立する事が彼等をして此の煩はしき羈絆より脫するの最上方法たる事を覺らしむるに至つたのである。從つて米國領有後と雖も、米國は銳意領內の安定・教育の普及・諸設備の改善等に努めたるに拘はらず、彼等は之を以て慊らずとし、絕對完全卽時獨立を標榜し、其の目的達成に向つて一路邁進不斷の努力を續けつゝある。

比律賓島民の政治思想は以上述べたるが如く、南洋各地に比較して頗る發達して居り、獨立問題の研究は比律賓の現代政治を知る上に於て見逃す事の出來ぬものとなつて居る。

獨立運動の現狀　ジョーンズ法が、一九一六年八月二十九日米國議會で可決されて以來、今日まで比律賓政治家の多數は絕對完全卽時獨立を唯一の目標として勇往邁進した。由來現在迄の比島歷史は、島民に神の如く尊敬さるゝ愛國者にして國手たるホセリサールは云ふに及ばず、幾多の貴き犧牲を拂つて、以前には西班牙より、後には米國より獨立を得んとして運動し來つた記錄に外ならぬものである。

米國がタフト、ライト、アイデ、スミス、フォーブス、ハリスン、ウッド、スチムスン、デイビス諸氏を歷代の總督として派遣した間に、多少米國政界の動きも伴ふたが、獨立要望の聲は日を逐うて次第に濃厚となつた。特に民主黨總督のフランシス バートン ハリスン（一九一三・九・二―一九二一・一〇・五）時代の如き、獨立の機運が比島に漲り、今にも比律賓國旗が星條旗に代らんとする意氣と態度とを遺憾なく示したものである。當時全く比島獨立將に成らんとする夢を結んだものは、決して獨り比島政界の巨頭のみではなかつたであらう。

ハリスン一度歐洲に去り、ウッドこれを襲ふに至つて獨立の機運頓に挫折し、延いて比律賓政治界に一種の暗雲を低迷せしめ、比島政黨首領との間は事々に衝突疎隔し、政治の運用又極めて圓滑を缺き官業會議の廢止となり、或は各部長官の辭職となつたのである。クーリッヂ大統領が特派使節として比島實情調査の爲めカーミ トムスン大佐一行を差遣したのは、多少この間の空氣を緩和する目的が加味されたのである。

ウッド總督は歸來後間もなく他界し、フーバー大統領より招致されて米國務卿になつたスチムスン氏が後任總督に任ぜられ、協調主義により米比の感情漸く融和した。更にデイビス總督着任し大體に於て前任總督の政策を踏襲したが、この間における世界の風潮は驚嘆に値するほど著しく變化した。一九一八年四月二十一日米西戰爭を開き、同年八月十二日巴里に於て休戰條約となり、一九一九年二月六日北米合衆國は上院に於て平和條約を批准した。當時の大統領マッキンレー氏は比島領有につき

「莫大の國帑と人命を失ひて樹立せる星條旗は容易に撤退し得ざるものなると同時に、西班牙の暴政より救ひ出した比島を此儘放任するは決して米西戰爭の目的を徹底せしむる所以でなく、繼母の苛酷より救ひたる幼兒を路傍に拋棄するわけにゆかぬと同樣である。基督教化の便宜もあり智能の發達未だ獨立自治の能力なきをもつて、その時期の到來するまで傅育の任に當るは米國の義務である。」

と中外に聲明した。更にジョーンズ法は西班牙と戰端を開きし動機が領土獲得にあらずして、比島に確乎たる政府の樹立せらるゝに至れば、合衆國の主權を撤廢し、比島民に獨立を與ふるにある。この目的を達成するため、合衆

國の主權に障碍を與へざる範圍に於て比島民を比島の內政に關與せしめ、獨立の曉、能くその權利の行使に適せしめんとて法の精神を敷衍してゐる。大統領マツキンレー氏の宣告、ジョーンズ法の精神を善意に解釋すれば、今日の米國民の祖先が、ヒユウリタンとして英國より米國に逃れ、自由と獨立のために健鬪した傳統的精神は、米國が強く主張する正義の觀念に立脚し、今の米國民が享受した樣に比島民にも早晩自由と獨立とを賦與せればならぬと考察するのは些かも怪しむべきではあるまい。於是比律賓人民は東洋に於ける唯一獨歩の基督教民として、鋭意教化の任に當り政治・道德・教育其の他文物制度を攝り入れ、確乎たる政府の建設に專念し、十分その能力を發揮することに努力した。

比律賓人民は過去十數年間に亙り殆ど間斷なく使節を米國に特派し、米國議會その他官民有力者を歷訪し、比島獨立の絕對完全卽時の許容を運動宣傳し諒解を求めた。比島政界の巨頭、上院議長ケソン氏は病を冒ど屢々渡米運動し、一九二九年末の如き既に危篤を傳へられたに拘はらず、米國に赴き此の氣運の促進に從事した。

之等の運動は既述の米國の公約を土臺としてであるため、昨今頻りに米國民の同情を得、米國上院には比島事情を審議する特別委員會が設けられ、比律賓獨立許容に關する法案の作成を急ぐべきであると云ふが如き形勢を馴致した。

從來米國の一領土となつてゐる比律賓に就て、米國民多數は其の實情に通ぜず、比律賓獨立問題を雲煙過眼視して居つたものも尠くはない。が一方上院議員にして領土委員長たるピンガム氏の如きは極めて懇切に熱心と周到の注意とを以て、比島事情の審査に著手せる狀態で、一九三〇年の如き、比島議會の特派せる獨立促進運動中の比律賓下院議長ロハス氏一行の陳情を聽取し、獨立許容の成案を得んと努力してゐる。

比島獨立後の財政關係も、一九二八年の比島議會に於て一議員の提案によれば、上院議長の任命にかゝる十一名の上院議員と、下院議長の選任により二十名の下院議員を以て經濟審議をなさしめ、獨立後の豫算編成、竝に經費資源の捻出準備に當らしめ、且米國當路に釋明の用に供しようと云つてゐるが、之も比島民として獨立許容には必要の態度であらう。

今後米比兩國の關係が全然一變し、比律賓は產業發展の大顧客たる米國市場を喪失し、經濟上危機を孕み、經濟能力を低下せしめ、延いて比島民の生活程度を引下ぐるに至り租稅負擔の能力をも殺ぎ、陸・海軍の建設維持費、外交當局の交換差遣、警察力の支持等すべて獨立國の爲すべき幾多の仕事と體面を如何にすべきか。之は勿論一つの問題であるが、解決するには米國民が安堵し得る具體的事實と、確かなる基礎のある說明、實行可能の計劃を示さればならぬ。併しそれが不思議にも近頃米國の空氣は之等財政竝に經濟資源に就ては深く問ふに及ばぬとの論擡頭し、現米國上院議員タイデイングス氏の如きは公然之を言明してゐる。そして寧ろ考慮すべき緊急事は絕對的正義の觀念のみだと云つてゐる。財政經濟問題は比島自身の善處に委すべしと云ふのである。

近年加州ソツトソンビユーに突發した比島移民排斥事件もまたこの際閑却すべきでない。日支移民同樣、西海岸の米國勞働團體が人種的僻見から有色人種として排斥したのは米國勞働者としては理由の存するものであらうけれど、米國全體から見ればインディアンの存在する矛盾に鑑み、まだ自分の領土としてゐる比律賓人は東洋人であるからとて日支人同樣排斥は困難であらう。現に角この事件は格別大事に至らずして一應落着したが、獨立許容を形づくることが同時に比島移民問題の結末ともならうかと思はれる。それに比律賓から見るも大小七千有餘の島嶼に今や一千三百萬人からの比島民が、全人口の九割を占むる基督教徒は勿論、殘りの一割に當る回教徒・佛教徒・其の他の蠻族といはるゝ北部ミンダナオ島及スールー島にある有力者のモーロー族まで、曾ては米國の保護を以て有利としたのに拘はらず、最近比島獨立を要望するに至り、又一昨年位まで國民投票を試みても、無關心の狀態にあるものが相當あるであらうといはれたのに、今や國民投票が若し實行されば、恐らく島民全部擧つて獨立要望の聲を表明するに及ぶであらう狀態に迄及んでゐるとも見られ、全く隔世の觀があると言はればならぬ。

政治家中にあつても、かの比島革命軍の元老エミリオアギナルド將軍の如き、これまでケソン氏と犬猿啻ならぬものであつたが先般來病蹇に犯され比律賓公立病院で宿痾の治療をなしつゝあつた際、ケソン氏も又病みて共に同病院にあり、病種は違つても同病相憐れむものか、アギナルド將軍もケソン氏一派の樣に比島獨立を要望するに至つた。それに政治上少數黨と目されたデモクラヌ黨も、多數黨なるナショナリスタコンソリダド黨に共鳴し、比島の獨立を望み、共同して渡米運動するに至つた。

今や比律賓獨立は擧國一致眞に政黨政派・宗教を超越し、これを翹望する緊急の事件と化した。米國多數の識者に深く廣く認識せられて來たのも偶然ではない。

たい問題は絕對完全卽時の獨立が許容されるや否やの點、未だ哦に逆睹することを許されぬが、尠くとも今より十年乃至二十年の期限を附し、その間に適當の準備を全うし、獨立を許容しようとの意向は多少實業家方面に反對の聲があつても、米國の輿論と見ることが出來るやうである。フーバー大統領が迅速の獨立許容は好まぬと傳へらるゝはこの邊の消息をいふのであらうと窺はれる。米國に於て共和黨が政治上の勢力を保持する間、到底比律賓獨立は望まれまいとされてゐた。然るに米國上院にも、下院にもレパブリカン黨も將又デモクラット黨側もこの機運を醞釀し、ピンガム、キングス、タイデイングス、デール、ヴアンデンバーグ等各上院議員の意中には、比律賓共和政を樹立するに傾き、下院議員ネルソン氏等もまた大體期限付獨立許容說を持するものと見て大過はないと思はれる。この形勢の如きは全く世界風潮の一大變化の齎したものである。

國際的には國際聯盟の活躍、海軍軍縮會議などが、弱小國にも獨立を與へ世界の表面に起てやうといふ傾向の顯著なるものがある。倫敦に於て協定せる五國海軍軍縮會議は、其の成果が或は一九三六年の次の會議でなければ完全に現はれぬものとしても、偉大なる援助力を投じたものと見るべきであらう。そして米國としては原料供給地として及東洋・南洋に於ける市場として實は比律賓を永久に領有したいのであらう。國防上日本に領土的野心の存せざる以上、米國は正義の國として公約を無視する譯にゆかぬ。國內關係から見てマツキンレーの宣言、ジョーンズ法の精神等、米國本來の傳統から自由と獨立を慕ひ、人類愛と正義に生かしめんとするものとして、獨立許容が極めて自然の歸結であつて、これ以外如何ともし難い關係にある。

政治的見地卽ち確固たる政府の建設は最早問題でなく、經濟上の比島獨立は多少の問題を殘してはゐるが、關稅關係などからも比島產業殊に砂糖の前途は危惧するものもないではないけれど、米國保護下の搖籃に置かれば比島竝比島民は極めて幸福であらう。獨立後經濟上の不振は財政的に行詰りを招來し國家破產を見るに至るべきは煤原の火の如しさまで未練氣に極言するものもあるが、米國今期議會で斷然と態度を決定せぬまでも、今日では獨立の曙光が太平洋を通じて彼岸に見えた。世界を指導せんとする偉大なる米國竝米國民はこの試金石に直面して比島民に公約せる獨立を與ふると否とにより一層その偉大さを輝かさんとしてゐる。

米國領有後の墨史　米西戰爭の結果、西班牙破れ途に一八九八年十二月一日米西兩國間にパリー條約の締結を見、其の結果米國は貳千萬弗を西班牙に

支拂つて比律賓を讓受ける事となり、爾來米國の領有となつたのは既述の如くであるが、之に先ち米軍は同年八月十三日馬尼剌を陷落すると共に直ちに軍政府を設け、軍司令官は立法・行政及司法の三權を掌握した。併し乍ら司法事務は西班牙領有時代より繫爭中の事件ありたるため、一八九九年五月司法部を新設して裁判事務を取扱はしめ、又一九〇〇年九月一日比律賓委員會(Philippine Commission)を組織して立法を掌らしめ、一九〇一年七月四日タフト氏最初の文官總督として來任すると共に行政權を之に移し、軍政府は一九〇二年七月三日大統領令を以て全部撤退するに至つた。

比律賓委員會は當初米人のみを以て組織されたが、第二次委員會からは米人四名(各部長官を兼任した)の外比人三名を加へ、一九〇八年に至り、比人を四名に增員した。米國議會は第一次及第二次比律賓委員會及タフト總督の提唱に基き、比島民選議會(Philippine Assembly)召集の件を許可したので、議員八十一名から成る第一次比島民選議會は一九〇七年十月十六日を以て開會せられたのである。比律賓委員會には一九一六年比島自治法の制定と共に上院と改められ、爾後比島立法部は前記上下兩院を以て成立するに至つた。

總督　比律賓總督は米國上院の協贊を經、米國大統領の任命する所であつて、比島巡警隊竝に國防總指揮官を兼ねる。總督は比島に於ける最高行政官であつて、比島巡警隊竝に國防總指揮官且米國主權の代表者である。

總督權限の主なるものを列擧すれば次の如し。

一、官吏任命權　總督は一般官吏の指名及任命權を有する。但し特別の規定なき限り任命權の行使には比島上院の承諾を必要とする。上院閉會中の任命は、次の開院の際其の承認あれば有效なるものとす。

比島官吏中米國大統領任命に係る官職次の如し。總督・副總督(教育部長官兼任)・會計檢査院長・會計檢査副院長・大審院主席判事及陪席判事

二、官吏身許調査及罷免權　官吏罷免に就ては法文中何等詳細なる規定なきも、任命權附隨の權限なりと解釋せらるゝ。官吏の任期に就ては何等規定なし。

三、公有地保有權　陸海軍使用の爲めの保有―合衆國大統領の命令により總督は告示により合衆國政府使用に供する爲め土地の保有をなさざるべからず。

比島政府使用の爲めの保有―農務富源部長官の勸告により總督は告示を發し比島政府の爲め土地の保有をなすことを得。

非基督教徒族の爲めの保有―農務富源部長官の勸告により總督は非基督教徒族の使用及所有にかゝる十ヘクタールを超えざる土地を、非基督教徒族の爲めに使用或は保有する事を得。

農業試驗地用土地保有―農務富源部長官の勸告により總督は一定の地域を農業試驗地用として保有することを得。

都市用土地―新都市建設が一般の利益なりと考へらるゝ時、農務富源部長官は土地局長をして、都市建設豫定地の境界を測量せしめ、總督宛に斯くの如き土地の保有に關する書類を提出し總督の決裁を得る。寺領地保有に關する權限―上院の決議ある時、總督は寺領地の一定區域を公共の使用のため保有する事を得。

以上に關する土地保有權は河川にも適用せられる。

四、米國陸海軍派遣方請求權　比島の治安維持のため必要とする時、總督は米國軍務當局宛陸海軍の派遣方を請求する事を得る。同時に總督は戒嚴を宣する事を得る。

五、土地收用權　元來土地收用權は主權と離すべからざるものにして、國家存立上それが如何に幼稚な形式であるにせよ存在する。

比島總督は行政法中に於ける總督の權限を規定する六四條第ｈ項に據つて、比律賓群島政府の爲め土地收用權の行使が必要にして利益あり

や否やの決定權、及斯くの如き行爲が必要なる時、檢事總長をして管轄裁判所に收用手續をなさしむるの指揮權を有する。收用に關する規定は多々あるが主なるものは次の如し。

一九〇二年七月一日合衆國議會法律第七四條　ジョーンズ法第三節及二八條・法律第一九〇號民事訴訟法第二四一條乃至二五三條・法律二八二六號・法律二九四號・法律一四五九號・法律六六七號・法律一二五八號・法律二二四九號・法律二八九三號・法律一五一〇號。

六、赦免權

七、特別基金に關する權限　總督は財務部長官が一定の銀行へ年々貳百五拾萬比以下の金を預金なし之を農業資金として使用する行爲を監督し又馬尼剌鐵道會社への貸出金を承認し、國務會議の承認を經て適法に組織せられたる病院の建築・設備・活動及維持のため百萬比を分配する等々の權限を有して居る。

八、官營事業管理權

九、契約に關する權

十、各局一般監督權

十一、州及市區に關する權

十二、選擧に關する權

十三、立法的權限　純粹の意味に於て立法權と云ふ事を得ないが、立法的權限の主なるものを列擧すれば次の如し。

イ、法案裁可及拒否權

ロ、豫算提出權

ハ、政府に對し與へられたる判決を議會開會の當初に於て立法府へ移牒するの權

ニ、命令及布告發布權

ホ、特別休日制定の權

ヘ、人身保護令狀發遣の權

ト、各州に於ける人頭稅支拂延期に關する州參事會決議裁可權

チ、必要と認むる場合、州に於ける不動產稅支拂の期日を決定し、或は延期し、或は免除し、或は減額するの權

リ、米輸入稅を減額し或は中止なすの權

ヌ、財務部長官の勸告により水硬セメント輸入稅減額をなすの權

ル、車輛稅中止の權

ヲ、禁獵期制定の權

ワ、公道使用に關する道路稅裁可の權

カ、非基督教徒狩獵許可權

ヨ、巡警隊員捕縛に關する特殊規定作成の權

タ、內務部長官の起草による海綿漁業保護に關する規則裁可に關する權

レ、新產業會議により起草せられたる規則裁可の權

ソ、傳染病期に於て、衞生局長へ非常權賦與の權

ツ、匪徒暴動蜂起の場合に其の隣接區の住民を集中するの權

ネ、國務會議の承認を經て、必要なる場合米輸出禁止をなすの權

ナ、兩院議長の承認を經て、家畜類輸入禁止をなすの權

ラ、比律賓領土內に於ける航空規定發布の權

ム、スールー王及其の後繼者に對し土地を保證するの權

一　行　政

中央行政

比律賓總督府は、六部及總督直屬たる會計檢査院及文官任用局より成り、總督直屬(Office of Government General)たる會計檢査院(Bureau of Audits)及文官任用局(Bureau of Civil Service)には各々院長及局長ありて其の管轄事務の遂行監督に當り、又各部には長官(Secretary)を置きて同じく管轄事務の遂

行監督に當る。今總督・副總督・各部長官・部次官及局長の法制上の地位其の他を述べれば次の如くである。

總督―總督の行政上の權限に就ては前に述べた通りである。

副總督―米國上院の協賛を待て、米國大統領により任命せられ、總督不在中は總督を代理し、副總督として教育部長官を兼任する（行政法第五九條）。

部長官―比島上院の協賛を待て、比律賓總督之を任命し（教育部長官を除きそ々其の部務を統轄し、所屬官署を指揮監督する（同上七六條及七七條）。而して其の被任命資格は比島市民たる事、任命前三年間比島に在住するもの及年齢三十を過ぎたるものたる事を要する（同上第七八條）。其の在職は爭年議會に先ち更新せらる。

部次官―比島上院の協賛を經て、比島總督之を任命し、部長官を輔佐し長官不在中は之に代る。

局長―比島上院の協賛を經て、比島總督之を任命し、所屬長官の命に從つて其の局務を統轄する。

總督諮問機關―總督諮問機關としては、國務會議（Council of State）及總督顧問の二あり、國務會議はウッドロー總督時代政界領袖連の軋轢の爲め、廢止同樣の運命に在りたるものなるも、スチムスン總督は一九二六年八月三十日附行政命令を以て之を復活した。其の目的、組織は總督が臨時當面する公共政策に就て總督の諮問に應ぜしむるものにして、總督は議長、議員は總督の隨時任命し召集する者より成る。現在上下院議長、上下院多數黨院內總務及六部長官が其の議員である。

總督顧問としては、現在先年比島議會を通過せるベロー案による顧問がある。之は適時總督が必要なりと認むる場合に於て任命し、各種の諮問調査に當らしむるのである。

官署系統―中央政府を分けて內務・教育・財務・司法・慶務・商業及通務・交通の七部とす。

六部とす。各部所屬官署次の如し。

Office of the Governor-General	總督	
Bureau of Audits		會計檢査院
Bureau of Civil Service		人事局
Philippine Militia		比島防備軍
Department of Interior	內務部	
Executive Bureau		地方行政局
Bureau of Non-Christian Tribes		非基督教徒比律賓人局
Philippine Constabulary		比律賓公安警隊
Philippine General Hospital		比律賓立病院
Office of the Public Welfare Commissioner		公益調査委員會
Metropolitan Water District		水道局
Board of Medical Examiners		醫師試驗委員會
Board of Pharmaceutical Examiners and Inspectors		藥劑師試驗委員會
Board of Dental Examiners		齒科醫試驗委員會
Board of Examiners in Optometry		眼科醫試驗委員會
Board of Examiners for Nurses		看護婦試驗委員會
Department of Public Instruction	教育部	
Bureau of Education		教育局
Philippine Health Service		比律賓衞生局
University of the Philippines		大學
Department of Finance	財務部	
Bureau of Customs		關稅局
Bureau of Internal Revenue		收稅局
Bureau of the Treasury		財務局
Bureau of Printing		印刷局
Bureau of Banking		銀行局
Department of Justice	司法部	
Bureau of Justice		檢事局
Courts of First Instance		法院

又特設州に非ざるも其の住民、生産狀態等からして未だ一州を形成する迄に至らぬ地方には、副州を設けて最寄の州に附屬せしめ、副知事は州知事に代つて諸般の事務を處辦し、州參事會を兼任する。

州を分けて村（Municipality）となす。村は人口に依つて五等級に區分し、一等級・二等級・三等級・四等級及五等級とす。村長は村民の選擧に依り任期を三箇年とし、村參事會議長を兼任する。

村の等級標準を示せば次の如し。

一等級村	過去三年間に於ける年平均收入	₱50,000比以上のもの
二等級村	同 同	₱30,000未滿₱50,000比以上のもの
三等級村	同 同	₱15,000未滿₱25,000比以上のもの
四等級村	同 同	₱25,000比以下のもの
五等級村	同 同	

村を分けて區（Barrio）となす。村參事會員各一區宛を受持ち、各自區長を任命して區務に當らしむ。

又普通の村を設置する事出來ずに散在してゐる遠隔の地には、特にタウンシップ（Township）を設け、州知事の任命に係る吏員が其の事務を處理し居住民の安寧秩序を計る事さなつて居る。各州所在島名、州設置年及州廳所在地名を示せば次の如くである。尙主要村名等に就ては人口の部の各表參照。

第二二表　各州所在島、州設置年及州廳所在地表　（一九三〇年現在）

州名	島名	設置年	州廳所在地名
Abra	Luzon	1901	Bangued
Agusan	Mindanao	1907	Butuan
Albay	Luzon	1901	Legaspi
Antique	Panay	1901	San Jose
Bataan	Luzon	1901	Balanga
Batanes	Batanes	1909	Basco

General Land Registration Office　土地登記局
National Library　國立圖書館
Bureau of Prisons　刑務局
Public Service Commission　公利委員會
Department of Agriculture and Natural Resources　農務資源部
Bureau of Animal Industry　畜產局
Fiber Standardization Board　纖維委員會
Philippine Fiber Inspection Service　纖維檢查所
National Museum　國立博物館
Bureau of Forestry　林務局
Bureau of Lands　地土局
Bureau of Plant Industry　農產局
Bureau of Science　科學局
Weather Bureau　中央氣象臺
Department of Commerce and Communications　商務交通部
Bureau of Public Works　土水局
Bureau of Posts　通信局
Bureau of Supply　供給局
Bureau of Commerce and Industry　商工局
Bureau of Labour　勞働局

地方行政

島內を分けて二市四十九州とする。市に市長、州に州廳を置いて、州は內務部地方局長が之を統轄する。

市長は比島總督、比島上院の協賛を經て任命し、任期を三箇年とする。

又州知事は特設州を除き、各州共州民の選擧に依り任期を三箇年とする。

特設州は概して未開地方に設けられたものにして、同州民が未だ選擧權を行使する資格の無きもの之認められて居る地方であるから、斯かる州知事は比島上院の協賛を經て比島總督が之を任命する。

Batangas	Luzon	1901
Bohol	Bohol	1901
Bukidnon	Mindanao	1914
Bulacan	Luzon	1901
Cagayan	〃	1901
Camarines Norte	〃	1920
Camarines Sur	〃	1920
Capiz	Panay	1901
Cavite	Luzon	1901
Cebu	Cebu	1901
Cotabato	Mindanao	1914
Davao	〃	1914
Ilocos Norte	Luzon	1901
Ilocos Sur	〃	1904
Iloilo	Panay	1901
Isabela	Luzon	1901
Laguna	〃	1902
Lanao	Mindanao	1914
La Union	Luzon	1901
Leyte	Leyte	1901
Manila	Luzon	1901
Marinduque	Marinduque	1901
Masbate	Masbate	1901
Mindoro	Mindoro	1902
Occidental Misamis	Mindanao	1930
Oriental Misamis	〃	1930
Mountain	Luzon	1908
Nueva Ecija	〃	1901
Nueva Vizcaya	〃	1902
Occidental Negros	Negros	1901
Oriental Negros	〃	1901
Palawan	Palawan	1902

Batangas	Batangas	1901
Baguio	Tagbilaran	1901
Malaybalay	Malaybalay	1914
Malolos	Malolos	1901
Tuguegarao	Tuguegarao	1901
Daet	Daet	1920
Naga	Naga	1920
Capiz	Capiz	1901
Cavite	Cavite	1901
Cebu	Cebu	1901
Cotabato	Cotabato	1914
Davao	Davao	1914
Laoag	Laoag	1901
Vigan	Vigan	1904
Iloilo	Iloilo	1901
Ilagan	Ilagan	1901
Sta. Cruz	Sta. Cruz	1902
Dansalan	Dansalan	1914
San Fernando	San Fernando	1901
Tacloban	Tacloban	1901
Manila	Manila	1901
Boac	Boac	1901
Masbate	Masbate	1901
Calapan	Calapan	1902
Oroquieta	Oroquieta	1930
Cagayan	Cagayan	1930
Bontoc	Bontoc	1908
Cabanatuan	Cabanatuan	1901
Bayombong	Bayombong	1902
Bacolod	Bacolod	1901
Dumaguete	Dumaguete	1901
Pto. Princesa	Pto. Princesa	1902

Pampanga	Luzon	1901
Pangasinan	〃	1901
Rizal	〃	1901
Romblon	Romblon	1901
Samar	Samar	1902
Sorsogon	Luzon	1901
Sulu	Sulu Is.	1914
Surigao	Mindanao	1901
Tarlac	Luzon	1901
Tayabas	〃	1901
Zambales	〃	1901
Zamboanga	Mindanao	1914

Pampanga	S. Fernando	1901
Pangasinan	Lingayen	1901
Rizal	Pasig	1901
Romblon	Romblon	1901
Samar	Catbaloga	1902
Sorsogon	Sorsogon	1901
Sulu	Jolo	1914
Surigao	Surigao	1901
Tarlac	Tarlac	1901
Tayabas	Lucena	1901
Zambales	Iba	1901
Zamboanga	Zamboanga	1914

二　立　法

全比律賓群島上の一般立法權は、米國の法律に據つて、比律賓立法府へ賦與されて居る。比律賓立法府は分立した同位機關である上院及下院より成る。

立法府　議會は毎年七月十六日、若し其の日が休日なるときは其の翌日召集せられ、日曜を除き百日より長からざる期間に亙つて開會せらる（行政法第九四條）。之は通常議會であるが、總督は一般立法のため或は其の提示する緊急事項に就て、臨時に臨時議會を召集する事を得るが、三十日を超える事が出來ない。

比島上院（The Senate）―議員は二十四名で全部比島人である。島内を十二選擧區に分ち、一選擧區から二名の議員を選出する（同上一一一條）。但し非基督教徒族の居住地域を網羅する第十二區代表議員は、選擧に依らず總督により任命せらる。第十二區を除く議員の任期を六箇年とし、選擧議員の半數宛三箇年毎に改選せらる。第十二區議員は總督により解任せらるゝ迄其の職に在るものとす。上院議長は上院議員の互選に依るもので、總督に亞ぐ最大勢力を有し、事實上比島民施政者側の代表者である。

比島下院（The House of Representatives）―議員は九十四名であつて、全部比島人である。島内を四十三選擧區に分ち、各州から少くとも一名以上を選出する。内九名は非基督教徒族の居住地域即ち山岳州・ヌエバビスカヤ州竝スールー及ミンダナオ地方を代表するものであつて、選擧法に依らず上院の協贊を經て比島總督により任命せらる。普通議員の任期を三箇年とする。非基督教徒居住區域の議員は上院議員と同じく總督によつて解任せらるゝ迄其の任に在るものとす。下院議長は、下院議員の互選に依るものであつて、其の勢力は上院議長に亞ぐ。

比島上下兩院は比島の中央立法機關であつて、一九一六年ジョーンズ法即ち比島根本法の制定に係り、從來の比律賓委員會竝比律賓民選議會の組織竝に名稱が各々改變せられたものである。上院は前述立法機關たる以外に、比島總督に依る官吏の任命・寺領地の保留・公安維持の目的を以て僻遠の地に居住する住民の集中等に關する協贊竝に比島總督に依りて行はれる比律賓關稅法規定の米輸入稅改變方に關する承認等、行政上の機能をも有して居る。

上下兩院を通過した總ての議案又は合同決議は之が法律になる要件として總督の裁可を必要とする。若し總督が裁可したる時は之に署名し、裁可せざる時は意見を附して其の法案又は合同決議の提案せられた議院に返附せらる。所が返附を受けたる議院に於て議席を有する議員の三分の二が此の議案に同意したる時は、總督の反對意見と共に其の他の議院に再考のため回送せらる。其の議員に於ても三分の二以上の議員の贊成ありたる時は總督へ再提出する。總督は之を裁可するか又は之を米大統領へ送付して其の可否を決して貰ふのである（同上一一〇五條）。

普通の場合總督に回送された議案又は合同決議が、總督へ提出後二十日（休日、祭日を除く）にして、之が提案されたる議院に返附せられざる時は、總督の署名せるが如く、法律として效力を有するに至る。議會の休會せる時は此の期間は休會後三十日に延期さる。

駐米委員（Resident Commissioner）　一九〇二年米國議會を通過し大統領の裁可を經たる比律賓法に依り創設せられたものであつて、比島上下兩院（ジョーンズ法制定前は比律賓委員會及比島民選議會―前揭）に於て夫々一名宛を選出し華府に駐在せしむ（同上一一〇七條乃至一一〇九條）。

該駐米委員は米國議會竝米國民の前に比島民を代表する者にして米國議會に席を有し、米國々會議員に對する諸特權を附與せられる。而して議會内に於て發言權を有してゐるが、投票權を附與せられてゐない。

地方議會　馬尼剌及バギヲの如き市制を施きたるものにありては、市參事會がある。其の他州に於ては州參事會（Provincial Board）又村には村參事會（Municipal Council）がある。

馬尼剌市參事會（同上二四三九條乃至二四四四條參照）―馬尼剌市參事會（Municipal Board）は同市立法機關にして、十名の議員から成る。議長は議員の互選に依りて定められ、何れも市民の選擧に依るものであつて、任期を三箇年とする。

バギヲ市參事會（同上二五五二條以下）―バギヲ市參事會（City Council）はバギヲ市長同助役選擧議員二名及比島總督の任命議員一名を以て組織せらるゝ立法機關にして、同地方は未開人種イゴロテ族の居住地域たる關係上、特に五名のイゴロテ人より成る一の諮問會を設置して市參事會の諮問機關として居る。

州參事會（同上二〇九五條乃至二一〇九條）―州參事會は各州の立法機關であつて、州知事を以て議長とし、二名の選出せられたる參事官を議員とする。各任期を三箇年とし、週一回開會せらるゝを常とするも、議長卽ち州知事の必要に應じ臨時參事會を開催することが出來る。然し比較的未開地方に於け

る特設州に在りては、州知事・州會計兼書記官及選擧議員一名より成り、又副州に在りては、副州行政長官である副知事が其の所屬州參事會の一議員として州參事會に列席する。

村參事會（同上二一一六條乃至二二四八條）―村參事會は村の立法機關であつて、其の村の大小に依り八名乃至四名の議員を以て組織し、何れも選擧に依るものにして、任期を三箇年、名譽職とし、村長が之の司會者を兼任する。村の等級別に依る議員數を示せば左の如し。

等級	議員數	等級	議員數
一等級	八名	二等級	八名
三等級	六名	四等級	六名
五等級	四名		

三、司法

司法組織　（行政法一二五條以下二五二條迄）司法部は比島高等法院（Supreme Court）、始審裁判所（Court of First Instance）、治安裁判所（Justice of Peace）竝馬尼剌市裁判所より成り、米國大審院も亦比島司法部の一と見做すことが出來る。

比島高等法院　は比島に於ける最高裁判所であつて、上訴事件を取扱ひ主席判事一名及陪席判事八名より成り、何れも米國上院の協贊を經て、米國大統領が之を任命する。現在院長は比島人であつて、判事中五名は米國人、三名は比島人である。馬尼剌市が同院の所在地である（同上一三三條乃至一四五條）。

始審裁判所　一九三一年末迄に島内に二十八箇所在り、始審裁判所判事が駐在する。所屬裁判區域内に於ける司法事務を取扱ひ、同區内治安裁判所を監督する。判事は比島上院の協贊を經て、比島總督之を任命する（同上一四六條乃至一五二條）。

治安裁判所　は各村内に設置せられ、比較的小犯罪竝婚姻宣誓及一般公證事務を取扱ひ、比島總督の任命に係る治安判事が駐在する（同上二〇三條乃至二三〇條）。

市裁判所　馬尼剌は他の地方と異り、人口が稠密であるから、便宜上特殊の制度を布いて居る。卽ち治安裁判所を有するばかりでなく、市裁判所を特設し比島上院の協贊を經、比島總督の任命する判事が駐在して比較的輕少な刑事事件を取扱つて居る（同上二四六六條以下）。

米國大審院　比島に於ては裁判の最後の上告法廷を米國大審院とする。同院は米國の憲法法令條約・權限又は特權等に關聯する事件又は論爭・價格五萬比以上の事件に限り、比島高等法院の判決を審議採決するものであるが、概して比島高等法院の判決を以て最後とし、米國大審院迄上告せられるものは甚だ稀である。

司法運用狀況　大審院を除く外は悉く單獨判事制であつて、大審院判事は元より其の他の判事も一般に尊敬優遇せられる。卽ち英米制度を採用したものであつて、行政裁判所を設けず、事件全部を司法裁判所で裁決する。

始審裁判所及治安裁判所判事に在ては六十五歳を停年とするが、大審院判事には停年の規定無く從つて眞の終身官であると云ふ事が出來る。司法部は全然獨立し、他の立法行政部に依り支配せられる樣な事があつてはならぬが、比島司法制度の完全な獨立を期するに當り多少障碍であると認められるのは、卽ち總督及司法部長官に附與せられて居る始審裁判所判事の昇進竝に任地指定權である。卽ち行政部に信任薄き裁判官は、動もすれば一般に希望せられない未開邊陬の地に遣られることがある。かうして、事實上、總督竝に司法部長官或は之に關聯する政黨首領等は、前記昇進又は任地指定權を驅使して司法官に對して偉大な權勢を有する。

始審裁判所判事及治安裁判所判事の任期は、別に定められて居らぬ。誠實に職務を執行する間は免職される事は無い。

又始審裁判所判事の罷免は、比島高等法院の判決に依つて始めて總督が之を執行し、又治安裁判所判事に於ては、其の監督判事である始審裁判所判事の進言無くして罷免する事は出來ないから、行政官の獨斷に依つて司法官を免黜する事を許されない。

前記總督及司法部長官の司法官の任地指定又は變更に關する權能は、往々論議せられて居つたが、數年前比島高等法院は、司法官の意志に反しての轉任を命ずることの出來ぬ旨の判決を下したのである。

比島高等法院は、毎年七月一日から翌年四月一日迄、馬尼剌市で定期會合をなし、休暇中は休暇判事一名に依つて若しくは同院特別部に於て裁決せられる。

高等法院判決は「比律賓判決錄」（Philippine Reports）に編纂され、米國竝に比島議會に依つて通過制定された法律の信ずべき解釋を包含してゐるから、一般に極めて重要視され、不同意判事の意見も同判事の希望に依り比島官報紙上に發表する。

始審裁判所判事及治安裁判所判事の外に、補助始審裁判所判事及補助治安裁判所判事が居る。何れも其の任免は正格判事と同樣であつて、常に正格判事を補助し、正格判事不在の時は之に代理する。

執行官は馬尼剌市に在つて、始審裁判所書記、又州に於ては州知事が其の職務を遂行し、又若し州知事が之を拒否する時は、始審裁判所判事の進言に基き檢事總長が執行官を任命する。

警察

刑務所　比島の警察行政は内務部に屬す。比島巡警隊の司る所である。

一八六五年比島が未だ西班牙の統治下にある時、ビリヒッド監獄、今の刑務局が建設された。其の當時建築監督の任にあつた西人技師は馬尼剌で發行されて居るエルガリエンテ新聞紙上へ、其の理由を述べずして、建築の不良なることを發表したに拘らず、其の後半世紀以上の歳月が流れ、幾度かの地震にも遭遇し、洪水にも浸つたが大堂宇は依然として揺がず、マニラ名物の一つとして今に遺つて居る。

ビリヒッドを中央刑務所とし、イワヒグ四人植民地、サンラモン四人植民地等がある。總て之等刑務所は司法部の監督に屬するものである。ビリヒッド刑務所は比島に於て代表的なもので、服役するもの二千乃至三千、呂宋島及ヴィサヤ諸島裁判所で刑の宣告を受けたものを收容する。内部には幾多職業別の科を設け、四人各自の經驗に依り、最も適する職に就かしめ、最高能率を發揮せしめる制度を採用して居る。

第一三表　在監四人數連年比較表

出所＝一九二九年比島統計概覽

年次	ビリビッド監獄	サンラモン四人植民地	イワヒグ四人植民地	コレヒドル州	其他の刑務所	總數	十萬人に對する割合
一九二六年	二、七二四	一、五五三	一二九六	五九二	二〇五	七、三七	五九、七
一九二七年	三、二一〇	九七八	一七二六	六〇〇	二三九	八、一〇四	六五、六
一九二八年	三、八〇四	九四三	一、八八六	六〇八	二〇二	八、五一〇	六七、五
一九二九年	三、八〇一	九九二	一、七四六	六六二	一二三三	一九〇	八、七一四	六七、八
一九三〇年								

比律賓要部職員錄

出所＝一九三一―三二年馬尼剌市案内書

官名	氏名
Governor General	Theodore Roosevelt
Vice Governor General	George C. Butte
President of the Senate	Manuel L. Quezon
Speaker of the House of Representatives	Manuel Roxas
Chief Justice of Supreme Court of the Philippine Islands	Ramon Avancena
Office of the Governor General	
Insular Auditor	Creed C. Hammond

Director of Bureau of Civil Service	Jose Gil
Chairman of Philippine Militia	The Secretary of the Interior
Secretary of Interior	Honorio Ventura
Chief of Executive Bureau	Modesto Castillo
Director of Bureau of Non-Christian Tribes	Lubovico Hidrosollo
Chief of Philippine Constabulary	Brigadier General Charles E. Nathorst
Diretor of Philippine General Hospital	Dr.Fernando Calderon
Public Welfare Commissioner	Dr. José Fabella
President of Metropolitan Water District	Mayor of Manila
President of Board of Medical Examiners	Dr. Basilio J. Baldes
President of Board of Pharmaceutical Examiners and Inspectors	Pedro T. Maglalang
President of Board of Dental Examiners	Dr. Hilario P. Perez
President of Board of Examiners in Optometry	Hermogenes C. Lim
President of Board of Examiners for Nurses	Dr. Angel Trinidad
Secretary of Public Instruction (教育部長官)	George C. Butte
Director of Bureau of Education	Luther B. Bewley
Director of Philippine Health Service	Dr. Jacobo Fajardo
President of the University of Philippines	Rafall Palma
Secretary of Finance (財務部長官)	Miguel Unson
Insular Collector of Customs	Vicente Carmona
Collector of Internal Revenue	Juan Posadas, Jr.
Insular Treasurer	Salvador Lagdameo
Director of Printing	Pablo Lucas
Bank Commissioner	Leo H. Martin
Secretary of Justice (司法部長官)	José Abad Santos
Attorney-General	Delfin Jaranilla
Judges of Court of First Instance	Pedro Concepcion, and Etc.
Chief of General Land Registration Office	Enrsque Altavas
Director of National Library	Teodoro M. Kalaw
Director of Bureau of Prisons	Paulio Santos

Acting Commissioner of Public Service Commission	Manuel V. del Rosario
Secretary of Agriculture and Natural Resources (農務商業部長官)	Rafael R. Alunan
Director of Bureau of Animal Industry	Dr. Stanton Youngberg
Director of National Museum (Acting)	A. S. Arguelles
Director of Forestry	Arthur F. Fischer
Director of Lands	Serafin Hilado
Director of Bureau of Plant Industry	Dr. Manuel L. Roxas
Director of Bureau of Science	William H. Brown
Director of Weather Bureau	Miguel Sega
Secretary of Commerce and Communications (商務交通部長官)	Filemon Perez
Director of Bureau of Public Works	A. D. Williams
Director of Bureau of Posts	Juan Ruiz
Purchasing Agent	Francisco Segado
Director of Bureau of Commerce and Industry	Tomas Confesor
Director of Bureau of Labor	Hermenegildo Cruz

第一四表　官吏數俸給支拂額進年比較表

比率ハ一九二六年度ヲ基礎トセル

年次	官吏數 米國人	官吏數 比人	官吏數 合計	俸給支拂額(比) 米國人	俸給支拂額(比) 比人	平均俸給額(比) 米國人	平均俸給額(比) 比人
一九二六年	四三一	一七、三五五	一七、七八六	一一、四三〇、〇〇〇	一一、八九〇、〇〇〇	四、三五二・三五	一、一四九・三五
一九二七年	四八四	一七、八一五	一八、二九九	一一、四三〇、〇〇〇	一一、八九〇、〇〇〇	四、三五二・三五	一、一四九・三五
一九二八年	四九五	一〇、三五五	一〇、八五〇	一一、四三〇、〇〇〇	一一、八九〇、〇〇〇	四、三五二・三五	一、一四九・三五
一九二九年	四九一	一〇、三五五	一〇、八四六	一一、四三〇、〇〇〇	一一、八九〇、〇〇〇	四、三五二・三五	一、一四九・三五
一九三〇年	四九一	一〇、三五五	一〇、八四六	一一、四三〇、〇〇〇	一一、八九〇、〇〇〇	四、三五二・三五	一、一四九・三五

概況　西班牙領有前は各島間に完全な交通は行はれてゐなかつた。言葉のなく、國語即ち標準語と稱すべきものも無かつた。爲めに現地的に教育を施すにも寧ろ困難であつた。一五六五年西班牙が五名の羅馬加特力教僧侶を派遣してから、度々僧侶が來比して布教を圖ると共に、學校を設營して島民の教育に努めた。又政府當局も之等教會と協力して教育の普及に腐心したが、十九世紀中葉迄比律賓人の多數は教育に於て教義及教義問答教育を受けたるに止まり、實質上僧侶としての以外に何等の教育を受けて居らなかつた。西班牙王は屢々勅令を發して西班牙語を使用し且普及せしむる樣命令したが、實讓を夥げる事は實だ困難であつた。一八七〇年頃迄に比島へ渡來した旅行者は一樣に、比律賓人にして西班牙語を操り得る者は至極稀だつたと云つてゐた。

其の後暫くして群島の開發と共に、麻・砂糖及煙草の生産增加は商業の發展を伴つた。而も此等を取扱ふ商人が土人の地方的有力者であつた爲め、自然彼等は西班牙語の必要を痛感し、此等有力者は其の子弟の教育に注目するに至つたのである。それで彼等は進んで其の子弟を海外へ遊學せしめ、西班牙領有の末期に於て數百に餘る青年が歐洲に遊學して居つた。

比律賓の教育が本格的な發展を遂げるに至つたのは、一八五九年ゼスイット派再渡來以後の事である。一八六六年同派はアテネオムニシパル（Ateneo Municipal）と稱する學校を馬尼剌市より程遠からざる所に設立した。一八六三年西班牙政府は公立學校制度の樹立を決し、其の爲めには比律賓行政組織の改革を試みるのが對比重要政策の一なる事を看取した。次で同年十一月二十日重要法令が、植民大臣ホセデラコンチャ（Jose de la Concha）によつて發布された。其の内容が次に述べるが如く廣汎なる範圍に亙る教育制度の樹立にして、今日教育繁榮の基礎は之に在るも過言ではない。即ちゼスイット派による馬尼剌市に於ける師範學校の設立・島内各所に少年少

女小學校の設立・授業料免除・義務教育制度の確立・教育費の校教員の戸稅免除・五年後教員は校長或は地方當局たる資格の賦與である。

斯の如くにして計畫せられたる教育制度は漸次實現を見、西班牙領有の末期に於ては全島に二千百の學校が開設せられ、教育は普及せられるに同時に都會は勿論何れの地方に行つても西班牙語を話す者が多く、遂に西語が國語かのやうな觀を呈するに至つたのである。

米國領有以前の比島教育狀勢は以上の如くであるが、一八九八年八月三日米軍の馬尼剌占領に次で、九月一日市内各學校は再開せられた。教授法及其の他には格別の新味は加へられなかつたが、米人教師は英語により其の教育を施した。後一年、米國の群島占領が進捗するに從つて、各地學校の再開せらるゝもの漸次增加し、教師の不足せるものは士官を以てこを補つた。當時軍政府は人心を安定し、靜穩を回復せしむるの一手段として教育第一を唱へ、頭高く掲げたのである。一九〇〇年六月に着比せる比律賓委員會はマッキンレイ大統領の指揮を受け、立法機關として翌年一月二十一日學校法を制定せしめた。本法は其の後幾多の改正を見たるも尚今日教育行政の根本なすものにして、各公立學校の監督指揮に教育局に集中せるものであり、其の重要點を要約すれば、教授法は自由なるも非宗教的なる事、用語は英語なる事、宗教に關するものは僧侶により教育せらるゝ事、共學制なる事等にして、同時に師範學校及實業學校の設立をも認めた。一九〇三年及四年に亙つて地方慣勢滯く教育の普及を忽來するに至り、教育局長の任命親學官及教師の增員あり、教授課目は制定せられ漸次教育制度の完備を見るに至つた。

現在に於て、一般公文書には尚ほ英語を用ひ、立法當つても英語を比島の國語にしやうといふ議が起り、米國教育の餘澤を被つた代議士、教育家の如きは之が實現に專念するけれども、昨今比島大學教授、學生間には「國語の獨立」といふ議が勃然として起り、タガログ語を以て標準語とするといふ契約は之が實現に專念するけれども、昨今比島大學教授、學生間には「國語の獨立」といふ議が勃然として起り、タガログ語を以て標準語とするといふ契約

すら出來上り、今後は之が宣傳に努むる形勢である。

今一九〇三年及一九一八年の國勢調査に依る比島民度は次の如くである。

第一五表　民度別人口表

出所＝一九一八年比島國勢調査書

民度別	人口 一九〇三年	人口 一九一八年
讀み書きし得る者 男	二二一、四三三	三七五、九一三
讀み書きし得る者 女	一一六、九一五	二〇〇、〇七七
話し得る者 英語	一〇四、五〇八	一七五、一〇五
話し得る者 英語 男		三七、九一三
話し得る者 英語 女		二〇〇、〇七七
西班牙語		一七五、一〇五
西班牙語 男	七六、六二七	八九、二五八
西班牙語 女	五九、〇一〇	八五、九五〇一
讀み得る者 英語	一七、二〇七	三二、七五七
讀み得る者 英語 男		七五、四六三
讀み得る者 英語 女		五一、七二一
西班牙語		二四五、七四二
西班牙語 男		八八、八五四
西班牙語 女		五六、三四九
書き得る者 英語		三二、三五九
書き得る者 英語 男		八七、八一一
書き得る者 英語 女		二五、二三三
西班牙語		八五四、五四五
西班牙語 男		五四、五五三
西班牙語 女		三一三、九三三
無學者	三、二四二、八三七	三、二四二、八三七

教育行政　教育行政は比島統治上最も主要なるものであつて、行政六部中、教育部の長官のみは副總督即ち米人を以て充てゝ居る。教育部は教育學藝に關する諸般の事務を司るものであつて、教育局（Bureau of Education）衞生局（Philippine Health Service）等に分れて居る。而して各局には局長を置き局長の下に副局長を置く。教育局は局長專屬の外に之を數課に分ち、教育局長所屬の事務を分掌する。

州市區の教育事務―州は公立初等學校、中等學校設置の權利及義務を有し、公選の州知事、州會及地方學務委員があつて自治を行ふも、教育事務に關しては、地方視學官に於て教育費豫算の認可權及支出權を有し、且教員の進退も亦地方視學官の所管に屬する。馬尼剌市は大體に於て州に等しく、區は初等學校のみの設立權を有する。比島教育の急激なる發展は、全く斯の如き徹底せる中央集權主義の結果である。

今教育部を中心とせる教育費支出統計を擧ぐれば次の如くである。

第一六表　教育費連年比較表

單位＝比　出所＝一九二九年比島統計總覽

年度	大學程度以下學校への支出 (一) 中央政府 (二)	州及市村支出 (二)	寄附 (三)	比律賓大學費 (三)	留學生費 (四)	合計
一九二六年	一六、二六八、七四二	九、二三三、三五九	一四五、三七六、二〇三、六八			二九、一五九、八二五
一九二七年	一七、九四五、一八三	九、六四三、三四二	二一、七九三、九〇三	二、〇〇〇、〇〇〇	三一、三六八、二〇三	
一九二八年	一八、九九九、〇九八	一〇、〇一五、八六八	二一、七九三、九〇三	二、〇〇〇、〇〇〇	三二、七〇三、九〇三	
一九二九年	一九、八一九、四三八	一〇、七六八、九一四	二一、七九三、九〇三	二、〇〇〇、〇〇〇	三三、八六一、五八二	

註　(一) 技藝學校を含む教育局管轄學校への支出
(二) 教育局年報による
(三) 比律賓大學年報による
(四)(五) 會計檢査院年報による
概　算

教育機關　就學者には年齡の制限なく、共學制度である。

學校制度は尋常小學校（Primary School）高等小學校（Inter-mediate School）中學校（Secondary School）大學（University）の四に分たる。更に小學校には普通小學・工業・農業及商業の各校を含み、中學校には普通中學（High School）の外に師範・農業・工業・商業・航海の諸校を含む。何れも英語を教授用語としてゐる。最高學府としては比律賓公立大學があり、外に數多の私立大學があるけれども、加特力教會の經營するサントトーマス大學は醫科と法文科とに分れ、其の歴史は、米國で一番古い歴史を有して居ると云はれてゐるハーバート大學より更に二十五年も古い。新校舍は今や馬尼剌の名物の一つとして、サンパロック區に聳え偉觀を呈して居る。

私立大學中では、ユニオンスクールが最も優秀な教授を網羅して學生の收容數も多く、卒業生も有力者を出して居る。比律賓では一般に公立學校を除くの外すべて夜間教授で、比律賓公立大學ですら夜間・晝間の卒業生は同一資格である。

今比律賓の學校系統を表示せば次の如くである。

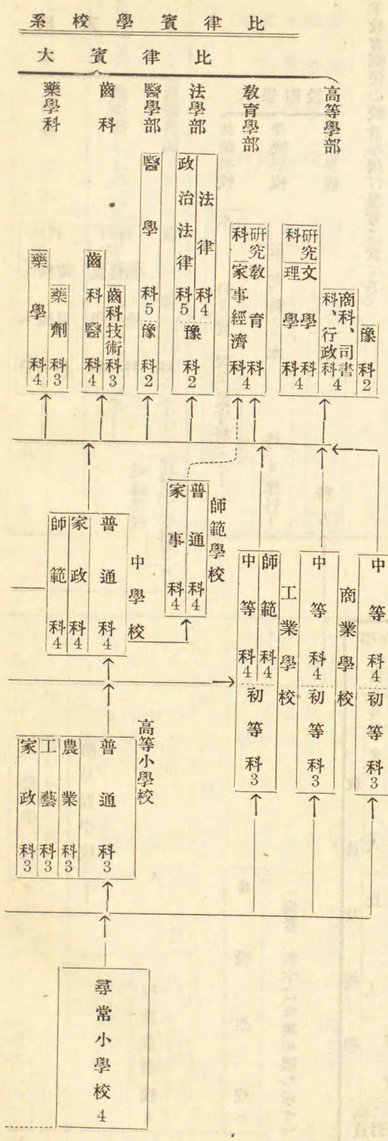

以下教育關係の統計を掲げ參考に資する。

第一七表　公立學校在籍者數連年比較表

出所　各年度高等學校一覽

今最近五年間に於ける公立學校在籍者關係數字を擧ぐれば次の如し。

年度學年（自六月至三月）	學校數	在籍者數	在籍者數平均	出席者數平均	酸就學者數	在籍者數に對する酸就學者數の割合
一九二五―一九二六年	七四九	一、一〇八、九五五	一、〇一四、〇三五	九六二、三五五	三、〇九〇、九九五	三、五六四
一九二六―一九二七年	七三四	一、一〇九、三〇六	一、〇一五、二五三	九六三、〇三三	三、〇九〇、九九五	三、五六四
一九二七―一九二八年	七三四	一、一一二、〇九九	一、〇二〇、八二一	九六七、〇三〇	三、〇九〇、九九五	三、五六四
一九二八―一九二九年	七三四	一、一一五、〇九九	一、〇二〇、八二一	九六七、〇三〇	三、〇九〇、九九五	三、五六四
一九二九―一九三〇年	七三四	一、一一五、〇九九	一、〇二〇、八二一	九六七、〇三〇	三、〇九〇、九九五	三、五六四

出所　一般教育局報告

第一八表　公立學校職員數連年比較表

出所　一般教育局報告

又公立學校職員數は次の如し。

年度學年（自六月至三月）	學校數	男生	女生	合計
一九二五―一九二六年	七四九	一、〇一四、〇三五	九六二、三五五	三、〇九〇、九九五
一九二六―一九二七年	七三四	一、〇一五、二五三	九六三、〇三三	三、〇九〇、九九五
一九二七―一九二八年	七三四	一、〇二〇、八二一	九六七、〇三〇	三、〇九〇、九九五
一九二八―一九二九年	七三四	一、〇二〇、八二一	九六七、〇三〇	三、〇九〇、九九五
一九二九―一九三〇年	七三四	一、〇二〇、八二一	九六七、〇三〇	三、〇九〇、九九五

出所　一般教育局報告

第一九表　大學在籍者數連年比較表

出所　一九二九年比島統計書

比律賓大學在籍者數を示せば次の通りである。

學校名	一九二五―一九二六年	一九二六―一九二七年	一九二七―一九二八年	一九二八―一九二九年	一九二九―一九三〇年
比律賓大學	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇
聖多馬大學	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
聖多馬女子大學	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖路加大學	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬醫科大學	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬法科大學	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬高等工藝學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬農業學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬商業學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬藥學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬獸醫部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬測量學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬林業學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬音樂學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬美術學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬看護學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬齒科學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬工藝學部	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
聖多馬高等

らの繼承物である。東洋に於ける最も古き且重要なる天文臺として知られ、巨大且精巧なる望遠鏡の設備があるのを以て名高い。

觀測の結果は毎月月報を以て報告して居る。測候所は馬尼剌の中央氣象臺を初めとし全島に亙りて次の階程に分たれて居る（數字は測候所數）。

Central Observatory ..... (1)
Branch of Central Observatory ..... (1)
First Class Station ..... (6)
Second Class Station ..... (12)
Third Class Station ..... (28)
Rain Station ..... (12)
Voluntary or Cooperative Station .....

衛　生

概說　西班牙領有三百年間は衛生設備として特に見るべきものなく、主として高敷師が一般の患者に施藥した程度に過ぎなかつた。從つて死亡率も高く一八七六年は千人當り二六・七、八五年は二六・九、九八年は三〇・五にして、現在の一七・三〇五に比し多大の相違がある。

米國領有後は專心衛生設備の完成及教育の普及に努めたる結果、衛生狀態は著しく好轉し、現在に於ては南洋各地中恐らく第一の健康地であらう。

今最近數箇年間に於ける出生死亡數・幼兒死亡數・年齡別死亡數及馬尼剌市に於ける國籍別死亡數を見れば次表の如くである。

第二一表　出生死亡數連年比較表

出所＝一九二五年度統計報

年別	推定人口	出生 數	出生 千人當	死亡 數	死亡 千人當	百に出生に對する死亡數
一九一四年	一一、三五二、〇〇〇	三五、八四八	三一・四	二八、七九九	二五・三	八〇・五
一五	一一、五〇一、〇〇〇	三四、八三四	三〇・三	二八、三四八	二四・六	八一・四
一六	一一、六五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二九・四	二八、〇〇〇	二四・二	八二・三
一七	一一、八〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二九・〇	二八、〇〇〇	二三・八	八二・三
一八	一一、九五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二八・六	二八、〇〇〇	二三・五	八二・三
一九一九年	一二、一〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二八・二	二八、〇〇〇	二三・一	八二・三
二〇	一二、二五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二七・八	二八、〇〇〇	二二・八	八二・三
二一	一二、四〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二七・四	二八、〇〇〇	二二・六	八二・三
二二	一二、五五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二七・一	二八、〇〇〇	二二・三	八二・三
二三	一二、七〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二六・八	二八、〇〇〇	二二・〇	八二・三
二四	一二、八五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二六・五	二八、〇〇〇	二一・八	八二・三
二五	一三、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二六・二	二八、〇〇〇	二一・五	八二・三

第二二表　馬尼剌市國籍別死亡數比較表

國籍別	一九一四年 數	一九一四年 %	一九一五年 數	一九一五年 %	一九一六年 數	一九一六年 %	一九一七年 數	一九一七年 %	一九一八年 數	一九一八年 %
比律賓人	一、三〇一	四五・一	一、三〇一	四五・一	一、三〇一	四五・一	一、三〇一	四五・一	一、三〇一	四五・一
支那人	一、〇四一	三六・一	一、〇四一	三六・一	一、〇四一	三六・一	一、〇四一	三六・一	一、〇四一	三六・一
米國人	一〇一	三・五	一〇一	三・五	一〇一	三・五	一〇一	三・五	一〇一	三・五
西班牙人	一〇一	三・五	一〇一	三・五	一〇一	三・五	一〇一	三・五	一〇一	三・五
其他	三〇一	一〇・四	三〇一	一〇・四	三〇一	一〇・四	三〇一	一〇・四	三〇一	一〇・四
合計	二、八七九	一〇〇・〇	二、八七九	一〇〇・〇	二、八七九	一〇〇・〇	二、八七九	一〇〇・〇	二、八七九	一〇〇・〇

註　(一)括弧數字は材料缺如を示す。
(二)

農商務省農業調査研究機關　さて擧ぐべきものは、科學局と中央氣象臺である。

科學局は前述の如く 'Bureau of Science' と稱し、比島科學文化の根源地であり、又寶源地である。同局は七課、即ち化學・地質・應用藥學・臨床藥學・植物・動物及人類學各課より成り、各課には課長（Chief）が置かれてある。勿論有數な人物を網羅して居つて、研究の結果はジャーナル・オブ・サイエンス（Journal of Science）或はモノグラフ（Monograph）となつて發表され、前者は定期刊行物（年十二回）として、後者は隨時刊行物として公表されて居る。書物注文の際の宛名は次の通りである。

Business Manager.
Philippine Journal of Science,
Bureau of Science,
Manila, P. I.

備考　後記產業一般の項產業情報機關參照

中央氣象臺は、後段馬尼剌市參內の項に於て述べるが如く、西班牙時代か

年	計 合	(一)	(二)	(三)	(四)
一九一三年	六、〇〇〇	六、〇〇〇			
一四	五、〇二五	三、七五五			
一五	四、八一三	三、八一三			
一六	四、八六八	三、八六八			
一七	四、三三	三、四三			
一八	四、三五二	三、四三五			
一九一九年	四、三五二	三、四三五			
二〇	四、三五二	三、四三五			
二一	四、三五二	三、四三五			
二二	四、三五二	三、四三五			
二三	四、三五二	三、四三五			
二四	四、三五二	三、四三五			
二五	四、三五二	三、四三五			

第二三表　幼兒死亡率各州別連年比較表

出所＝同前表

州別	一九一四年 數	一九一四年 %	一九一五年 數	一九一五年 %	一九一六年 數	一九一六年 %	一九一七年 數	一九一七年 %	一九一八年 數	一九一八年 %
Abra	三九	一〇・一〇	一一〇	二九・三	一〇〇	二九・三	一九	二〇・三	二一	二九・四
Agusan	一四	一六・一	一八	一八・〇	一六	一六・〇	一九	一八・三	一八	一六・五
Manila	三六	一一・六	一五七	一四・〇	一四三	一三・〇	一八〇	一四・七	一五八	一三・一
Marinduque	九	一〇・一	一一	一一・一	一〇	一〇・〇	一四	一三・〇	一五	一三・一
Masbate	一〇	一一・〇	一一	一一・〇	九	九・〇	一四	一三・〇	一五	一三・一
Mindoro	九	一〇・〇	一一	一一・〇	一〇	一〇・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Misamis	一一	一二・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	九	九・〇	一二	一一・〇
Mountain	一一	一二・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Nueva Ecija	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Nueva Vizcaya	三	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇
Occidental Negros	四	一〇・〇	一	一〇・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Oriental Negros	三	一〇・〇	一	一〇・〇	三	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇
Palawan	七	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇
Pampanga	一九	一一・〇	一一	一一・〇	一九	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Pangasinan	一九	一一・〇	一一	一一・〇	一九	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Rizal	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Romblon	二	一〇・〇	一	一〇・〇	二	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇
Samar	四	一〇・〇	一	一〇・〇	三	一〇・〇	三	一〇・〇	四	一〇・〇
Sorsogon	一一	一一・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇
Sulu	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇
Surigao	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇	一	一〇・〇
Tarlac	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Tayabas	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Zambales	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇	一一	一一・〇
Zamboanga	一	一一・〇	一	一一・〇	一	一一・〇	一	一一・〇	一	一一・〇

年齡別	馬尼剌市 一九二七年 男	女	計	馬尼剌市 一九二八年 男	女	計	各州 一九二七年 男	女	計	各州 一九二八年 男	女	計	全島 一九二七年 男	女	計	全島 一九二八年 男	女	計
Albay	一′五五	一一·五七	一′六一八	一一·四八	一′六三一	一一·七一	一′七五	一一·三五	一′六七四	一一·〇九
Antique	五〇七	九·五一	四八八	八·〇〇	五六五	一一·六八	五六三	一〇·五五	五四四	九·四〇
Bataan	六四〇	一二·一四	六四〇	一二·六九	五九九	一一·七四	五九四	一一·三四	五九〇	一一·三四
Batanes	三八	一六·一四	二八	一〇·三四	三四	一三·一四	三四	一三·一八	三四	一三·一一
Batangas	一′五五四	一七·九六	一′四一一	一五·三一	一′三四三	一六·〇一	一′五六八	一七·六五	一′四〇〇	一六·六四
Bohol	一′一一〇	一三·九六	一′二四八	一三·三一	一′二四〇	一四·〇一	一′二八四	一四·五〇	一′二四〇	一三·五〇
Bukidnon	一三	八·三三	三	一·三〇	一三六	一七·九七	一四五	一一·〇一	一′六七	一一·六三
Bulacan	一′三六一	一六·八六	一′三一三	一六·三五	一′三九九	一六·四六	一′三四九	一三·〇一	一′六五五	一一·六一
Cagayan	一′六五六	一七·一三	一′四六一	一五·六六	一′四〇四	一五·一七	一′四四八	一四·一〇	一′八五四	一八·〇四
Camarines Norte	三四〇	一四·七一	四四〇	一一·七七	三四八	一三·八九	三四八	一三·六八	三七七	一一·五一
Comarines Sur	一′一七一	一一·一一	一′一四一	一一·四四	一′一四九	一一·六五	一′三九三	一四·一七	一′六五〇	一四·五〇
Capiz	一′四一八	一四·九六	一′一八八	一一·四八	一′六三〇	一八·〇九	一′七七七	一八·四九	一′四四四	一一·五五
Cavite	一′四五一	一五·五五	一′三九五	一三·七一	一′三九四	一五·一七	一′三五八	一三·七〇	一′三五八	一三·六六
Cebu	三′九六〇	一〇·七四	三′八六五	一〇·四四	四′〇五五	一〇·四五	三′八二一	一〇·四一	四′一八一	一〇·七六
Cotabato	四七	一〇·三五	三九	八·一三	五一	一〇·五七	六七	一一·三五	一〇七	九·六六
Davao	一三四	一六·六一	一三八	一六·五八	二六八	一八·四一	二六八	一九·四八	二七四	一七·〇〇
Ilocos Norte	八〇〇	一一·三五	七〇〇	一一·九八	八一一	一一·四四	七七八	一一·一六	七七八	一一·四四
Ilocos Sur	一′〇四五	一三·七七	一′〇一五	一四·四一	九〇〇	一四·一八	九六〇	一四·一八	九六〇	一三·八一
Iloilo	一′六八三	一三·九六	一′七一五	一〇·六四	二′七一一	一四·六八	二′五四〇	一一·八八	二′七四八	一二·六〇
Isabela	八六四	一六·七九	六三一	一一·一一	七三五	一三·九一	七六六	一四·九五	七六六	一三·八〇
Laguna	一′七六〇	一四·四七	一′六四〇	一三·〇〇	一′六一〇	一三·七七	一′六〇〇	一三·五七	一′六二一	一三·八〇
Lanao	七〇	一八·九八	五三	一四·四八	四〇	一一·一一	五八	一四·四八	四〇四	一四·四八
La Union	六七一	一一·四四	六一五	一一·四六	七一七	一一·九六	六九九	一一·三五	七〇六	一〇·八九
Leyte	三′一四一	一四·九五	三′〇三四	一一·四六	三′一三八	一一·九六	三′五〇七	一四·九五	三′四四四	一四·〇四
合計	六′四六八	一三·九八	六′三九九	一二·九四	一〇′六六七	一三·六三	一〇′六六七	一三·六三	一〇′三四一	一三·〇一

出產＝同額象

第一三表、年齡別死亡統計

年齡	馬尼剌市 一九二七年 男	女	計	馬尼剌市 一九二八年 男	女	計	各州 一九二七年 男	女	計	各州 一九二八年 男	女	計	全島 一九二七年 男	女	計	全島 一九二八年 男	女	計
未滿一歲	一′三一九	九四八	二′二六七	一′三五五	九四一	二′二九六	一′〇一一	七四七	一′七五八	一′〇三六	七四六	一′七八二	一′九六七	一′四一五	三′三八二	一′九六〇	一′四一五	三′三七五
一歲	四八五	四五五	九〇一	四八一	四五一	九三二	一′三五七	一′〇一一	二′三六八	一′三五五	一′〇一一	二′三六六	一′八四二	一′四六六	三′三〇八	一′八四一	一′四六六	三′三〇七
二歲	一一〇	一〇〇	二一〇	一一〇	一〇一	二一一	四五五	三五五	八一〇	四五五	三五五	八一〇	五六五	四五五	一′〇二二	五六五	四五五	一′〇二二
三歲	七〇	六〇	一三〇	七〇	六〇	一三〇	二八一	二四一	五二二	二八一	二四一	五二二	三四五	二九一	六三六	三四五	二九一	六三六
四歲	五〇	四〇	九〇	五〇	四〇	九〇	一六一	一四一	三〇二	一六一	一四一	三〇二	二一一	一七一	三八二	二一一	一七一	三八二
五歲	四〇	三〇	七〇	四〇	三〇	七〇	一一一	一〇一	二一二	一一一	一〇一	二一二	一五一	一三一	二八二	一五一	一三一	二八二
六歲	三〇	二〇	五〇	三〇	二〇	五〇	一〇一	九一	一九二	一〇一	九一	一九二	一三一	一一一	二四二	一三一	一一一	二四二
七歲	二〇	一〇	三〇	二〇	一〇	三〇	八一	七一	一五二	八一	七一	一五二	一〇一	八一	一八二	一〇一	八一	一八二
八歲	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	六一	五一	一一二	六一	五一	一一二	七一	六一	一三二	七一	六一	一三二
九歲	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	四一	四一	八二	四一	四一	八二	五一	五一	一〇二	五一	五一	一〇二
一〇歲—一四歲	三〇	二〇	五〇	三〇	二〇	五〇	一四一	一二一	二六二	一四一	一二一	二六二	一七一	一四一	三一二	一七一	一四一	三一二
一五歲—一九歲	四〇	三〇	七〇	四〇	三〇	七〇	一一一	一〇一	二一二	一一一	一〇一	二一二	一四一	一三一	二七二	一四一	一三一	二七二
二〇歲—二四歲	五〇	四〇	九〇	五〇	四〇	九〇	一六一	一四一	三〇二	一六一	一四一	三〇二	二一一	一七一	三八二	二一一	一七一	三八二
二五歲—二九歲	四〇	三〇	七〇	四〇	三〇	七〇	一一一	一〇一	二一二	一一一	一〇一	二一二	一四一	一三一	二七二	一四一	一三一	二七二
三〇歲—三四歲	三〇	二〇	五〇	三〇	二〇	五〇	一〇一	九一	一九二	一〇一	九一	一九二	一三一	一一一	二四二	一三一	一一一	二四二
三五歲—三九歲	二〇	一〇	三〇	二〇	一〇	三〇	八一	七一	一五二	八一	七一	一五二	一〇一	八一	一八二	一〇一	八一	一八二
四〇歲—四四歲	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	六一	五一	一一二	六一	五一	一一二	七一	六一	一三二	七一	六一	一三二
四五歲—四九歲	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	四一	四一	八二	四一	四一	八二	五一	五一	一〇二	五一	五一	一〇二
五〇歲—五四歲	三〇	二〇	五〇	三〇	二〇	五〇	一四一	一二一	二六二	一四一	一二一	二六二	一七一	一四一	三一二	一七一	一四一	三一二
五五歲—五九歲	四〇	三〇	七〇	四〇	三〇	七〇	一一一	一〇一	二一二	一一一	一〇一	二一二	一四一	一三一	二七二	一四一	一三一	二七二
六〇歲—六四歲	五〇	四〇	九〇	五〇	四〇	九〇	一六一	一四一	三〇二	一六一	一四一	三〇二	二一一	一七一	三八二	二一一	一七一	三八二
六五歲—六九歲	四〇	三〇	七〇	四〇	三〇	七〇	一一一	一〇一	二一二	一一一	一〇一	二一二	一四一	一三一	二七二	一四一	一三一	二七二
七〇歲—七四歲	三〇	二〇	五〇	三〇	二〇	五〇	一〇一	九一	一九二	一〇一	九一	一九二	一三一	一一一	二四二	一三一	一一一	二四二
七五歲—七九歲	二〇	一〇	三〇	二〇	一〇	三〇	八一	七一	一五二	八一	七一	一五二	一〇一	八一	一八二	一〇一	八一	一八二
八〇歲—八四歲	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	六一	五一	一一二	六一	五一	一一二	七一	六一	一三二	七一	六一	一三二
八五歲—八九歲	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	四一	四一	八二	四一	四一	八二	五一	五一	一〇二	五一	五一	一〇二
九〇歲—九四歲	三〇	二〇	五〇	三〇	二〇	五〇	一四一	一二一	二六二	一四一	一二一	二六二	一七一	一四一	三一二	一七一	一四一	三一二
九五歲—九九歲	四〇	三〇	七〇	四〇	三〇	七〇	一一一	一〇一	二一二	一一一	一〇一	二一二	一四一	一三一	二七二	一四一	一三一	二七二
100歲以上	八	一〇	一八	八	一〇	一八	一四一	一二一	二六二	一四一	一二一	二六二	一五一	一三一	二八二	一五一	一三一	二八二
年齡不詳	一	一	二	一	一	二	一一	九	二〇	一一	九	二〇	一一	九	二〇	一一	九	二〇
合計	五〇四	四〇一	九〇五	五〇八	四〇一	九〇九	一′一一八	九六七	二′〇八五	一′一一八	九六七	二′〇八五	一′三九二	一′一一一	二′五〇三	一′三九二	一′一一一	二′五〇三

第二四表　馬尼剌市在留者國籍別死亡統計

出所ヨ同前表

國籍別	一九二七年 人口	一九二七年 男女	一九二七年 合計數	一九二七年 合計率	一九二八年 人口	一九二八年 男女	一九二八年 合計數	一九二八年 合計率
比律賓人	二九七、九〇〇	三、九二三、四八〇	七三八、二四〇	三一四・三	三、〇〇〇、〇〇〇	三、六三五、七一〇	一、三一六、八六〇	四三・九
米國人	六、四〇〇	二、九〇五	三四	五三一	六、七〇〇	二、三	四	二七
西班牙人	二、九〇〇	三〇	二一	五一七・九	三、〇〇〇	二〇	八	二八・九三
支那人	二八、八〇〇	二一五	五三	二六、九三一	三〇、一〇〇	二三三	五〇	二八三・八
其他歐洲人	三、八〇〇	五	四	九、二三七	三、九〇〇	四	五	九、二八
其他	四、四〇〇	一九	九	二、六三八	四、七〇〇	三〇	五	九三五
合計	三四三、一〇〇	四、二六三、五三一	七七八、二四〇	三六二・八〇	三五二、八〇〇	四、〇七四、三一〇	一、三七四、八三〇	四〇六・三

風土病及傳染病　比律賓群島に於ける主なる風土病はマラリア・赤痢・脚氣・十二指腸蟲病及肺結核である。其の他コレラ・チフス等が一種の地方病として年々流行するけれども餘程微力である。ペストなどは一九一四年來未だ一回も發生してゐない。

丹毒・ヂフテリアの如きは頗る稀であるが、未開地蕃族には惡性の皮膚病があり、近來著しく其の影を潛めたが、熱帶梅毒といふ特有のものがある。

癩病の撲滅には比島政府の甚だ力を致す所で、パラヲン島のクリオン及セブーに隔離所があり夫々患者を收容して居る。一九二九年に於てはセブー隔離所に參拾六萬比支出する以外に、ウッド記念基金からクリオンに貳拾八萬五千比、セブーに於けるスキン・クリニックの建設に參萬比の支出をした。ウッド記念基金といふのは、ウッド總督の癩病撲滅上に盡されたる功績を稱へ癩病撲滅のため合衆國及比律賓に於て募集されたる資金である。

今參考のため一九二八年に於ける各州別疫病別患者及死亡數を掲げる。

第二五表　各州疫病別患者及死亡數表

出所ヨ一九二八年衞生局年報

州別	赤痢 患者數	赤痢 死亡者數	チフス 患者數	チフス 死亡者數	脚氣（成年者） 患者數	脚氣（成年者） 死亡者數	脚氣（幼兒） 患者數	脚氣（幼兒） 死亡者數	ヂフテリア及コロリップ 患者數	ヂフテリア及コロリップ 死亡者數	コレラ 患者數	コレラ 死亡者數	インフルエンザ 患者數	インフルエンザ 死亡者數	マラリア 患者數	マラリア 死亡者數	痲疹 患者數	痲疹 死亡者數	天然痘 患者數	天然痘 死亡者數	肺結核 患者數	肺結核 死亡者數	其他の結核 患者數	其他の結核 死亡者數	水痘 患者數	水痘 死亡者數	百日咳 患者數	百日咳 死亡者數	狂犬病 患者數	狂犬病 死亡者數
Abra	六四二	二二三	八	五	一〇	九	四	三					一一六	二	一一三	一	二	一	一〇	一	一九八	一四	一四	一	一九	一	一二	七	一	一
Agusan	一〇	五			二七	一	六六	四四					八八	二五九	一、三一四	四〇〇	二	一	一	一	九九九	六四七	六	四	二	一	一	一	一	一
Albay	四八	二八	四六	四〇	二二	一九	一四三	一二五	三	一			五四二	三四	一、〇三一	三〇〇	一	一	一	一	六八八	二六八	二	一	一	一	一	一	一	一
Antique	九五	五三	一	一	二九	一八	一二	九二	一	一			七二	一四	一、〇一九	二九九	一	一	一	一	六四七	二九二	一	一	一	一	一	一	一	一
Bataan	一五	八	二七	一八	二二	一二	一二	八八	一	一			一二四	一二	九二一	二八	一	一	一	一	六八八	二九五	一	一	一	一	一	一	一	一
Batanes	二八	四	一	一	一	一	一	一	一	一			一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
Batangas	一〇	九	三〇	二七	一二	一〇	一二	一〇	一	一			一二	一	一、一三八	一〇一	一	一	一	一	一、一三八	一、〇一九	一	一	一	一	一	一	一	一
Bohol	一一	五	九	五	一〇	七	一一	六	一	一			一二	一	一、一三八	一〇一	一	一	一	一	一、一三八	一、〇一九	一	一	一	一	一	一	一	一
Bukidnon	八	四	一	一	一	一	一	一	一	一			一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
Bulacan	六〇一	二三一	八	五	一〇	九	四	三					一一六	二	一、一三八	一〇四	一	一	一	一	一九八	一四	四	二	一	一	一	一	一	一
Cagayan	一六九	五五	一四	九	八七	六〇	一七	一二	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Camarines Norte	五五	二五	一七	一四	六〇	四二	一四	一〇	一	一			三七	一〇	一、一三五	四四七	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Camarines Sur	一九八	六八	一四	一一	九五	六八	一七	一二	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Capiz	一九〇	一四七	一四	一一	九五	六八	一七	一二	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Catanduanes	一一〇	五五	一四	一一	九五	六八	一七	一二	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Cavite	八五九	二五	一四	一一	九五	六八	一七	一二	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Cebu	五八八	二七六	六一	四四	一四三	一三八	一〇一	九〇	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
City of Baguio	一八	一二	四	二	一九	一四	一四	一〇	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Cotabato	一〇二	七四	一八	一三	四三	三一	一八	一三	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Davao	三四	九	一〇	六	一二	八	一五	一一	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Ilocos Norte	二六五	二三	一〇	七	一二	八	一五	一一	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Ilocos Sur	一四八	一〇	一九	一四	一八	一三	一八	一三	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Iloilo	三五八	一六五	八八	六六	一八九	一四一	一八一	一三五	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Isabela	四三四	一七四	三	三	一一	八	一一	八	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Laguna	二四三	六七	一三	一〇	二五六	一九二	一〇五	七九	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Lanao	六八	三	一	一	一二	八	一〇	七	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
La Union	五七七	一四	一一	八	一五五	一一五	一一五	八五	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Leyte	一二〇	八八	一六	一二	一四五	一〇三	一三五	九五四	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Marinduque	一五	五	一八	一三	一八	一三	一三	九四	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Masbate	三四	一一	一一	八	一一	八	一一	八	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Mindoro	三三九	一一一	三〇	二二	一〇一	七三	一三八	一〇一	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Misamis	三七	二七	一八	一三	六一	四一	一三七	一〇三	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Mountain	九九一	三〇二	一八	一三	四三	三一	一三五	一〇三	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Nueva Ecija	一〇五	九九	五一	三八	二六一	一九五	二五五	一八四	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Nueva Vizcaya	一三五	一二六	三	三	二五	一九	二四五	一八四	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一
Occidental Negros	六〇八	二三四	八八	六三	一四三	一〇七	一四六	一一四	一	一			一三七	三七	四、三四二	九四四	一	一	一	一	一、一三五	四九六	一	一	一	一	一	一	一	一

	Total	Non-residents	Zamboanga	Zambales	Tayabas	Samar	Sorsogon	Sulu	Surigao	Tarlac	Romblon	Rizal	Pangasinan	Pampanga	Palawan	Negros Oriental
一、傳染病々院及療養所の指揮管理	一一〇五六	七八	一五四	七四〇	一八三	四六〇	一五三	一三三	一三七	一〇六	一五〇	一一〇	一一四八	一三三七	一五四	四
二、傳染病々院の監督、該病患者の捜査・監禁及隔離に關する規約の作成	四四九〇	二五	三五	一五〇	一五	一五	四五一	一四四	一五六	一〇	一五五	九四	一四四	一四四	一五	一
三、學校衞生の監督、刑務所、ペナルトルメント・留置所及捕繩人・罪人等留置所衞生の監督	一一〇六八	一三	一五	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四、傳染病流行期に於ける內國檢疫の施行	一三八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五、死亡者の衞生的處理及墓地衞生の監督	一三九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六、一定の期間或は必要なる時、隨時痘苗、血清或は豫防藥による罪島民	四四九〇	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七、嬰兒に關する注意及傳染病に關する豫防方法に就いて罪島民衞生的思想の普及	一一〇五六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八、隨時衞生機關の檢查	一一〇一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九、次の事項の調査、關係統計及情報蒐集 比律賓罪島一般生命統計・疫病に關する化學的組成及醫學的性質	一一〇一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水、各階級兒童に及ぼす各種影響及其の生命の保護及比律賓罪島に於ける死病	一一〇一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
亡率、殊に傳染性疫病に就ての原因、病狀及豫防法、比律賓罪島一般生命統計・疫病	一一〇一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

而して衞生局所屬病院名及ベッド數は次の如くである。

衞生局所屬病院	三七	內務部所屬病院	二
司法部所屬病院	三	公益委員會所屬病院	七二
陸海軍所屬病院	七	教會所屬病院	一八
社會開拓所屬病院	八	企業家所屬病院	四

第三六表　衞生局所屬病院名及ベッド數表　出所＝一九二八年衞生局年報

病院名	ベッド數
Albay Provincial Hospital	四二
Baguio Hospital	六七
Batangas Provincial Hospital	三〇
Bayombong Hospital	二〇
Bontoc Hospital	三五
Butuan Public Hospital	四二
Cotabato Public Hospital	五〇
Cuyo Hospital	二〇
Davao Public Hospital	六〇
Ilocos Sur Provincial Hospital	一八
Kiangan Hospital	五
Laguna Provincial Hospital	三
Lanao Public Hospital	四五
Lubuagan Hospital	一
Occidental Negros Provincial Hospital	三〇
Pangasinan Provincial Hospital	五〇
Puerto Princesa Hospital	一六
Rizal Memorial Hospital	五〇
Sulu Public Hospital	四〇
Tarlac Provincial Hospital	三〇
Tayabas Provincial Hospital	六〇
Zamboanga General Hospital	八〇
Leyte Provincial Hospital	三〇
Misamis Provincial Hospital	二五
Naga Provincial Hospital	二
San Pablo Hospital	一
Antipolo Emergency Hospital	五
Bukidnon Emergency Hospital	四
Cervantes Emergency Hospital	八
Dipolog Emergency Hospital	二
Ilocos Norte Emergency Hospital	一
Iloilo Emergency Hospital	四
Margosatubig Emergency Hospital	一
Mati Emergency Hospital	六〇
Pampanga Emergency Hospital	二
San Lazaro Hospital	一、一六〇
Culion Leper Colony Hospital	五、〇〇〇
Total	二、七八六

註　表中 Non-residents とあるは、地方に戸籍を有する者にして馬尼剌に於て發病又は死亡せざる者を指す

衞生行政及衞生機關

比律賓に於ける衞生中央機關は教育部内の衞生局である。局内に局長及副局長を置く。局長及副局長たるには一定程度の醫學の素養を要し、特に局長は熱帶醫學に通曉することを要する。局長の任期は四箇年である。局長の權限は左の如し。

一、官立病院及療養所の指揮管理

二、傳染病々院の監督、該病患者の捜査・監禁及隔離に關する規約の作成

三、學校衞生の監督、刑務所、ペナルトルメント・留置所及捕繩人・罪人等留置所衞生の監督

四、傳染病流行期に於ける內國檢疫の施行

而して地方機關としては罪島を適當なる衞生區に分ち、衞生局長に據り任命せられたる區衞生官を置く。區衞生官は管轄區域內衞生事業の監督をなし、又市區衞生會議或は其の他の衞生機關及地方衞生官吏の監督をなす。

一九二八年に於ける衞生局の總支出は三、六八八、三六二・三三比にして前年より約二十萬比の超過を示して居る。

醫療機關

比律賓には多數の醫療機關がある。其の代表的なるものは內務部所屬の比律賓公立醫院(Philippine General Hospital)であるが、各官署所屬別病院數を左に掲出する。

衞生局所屬病院	三七	內務部所屬病院	二
司法部所屬病院	三	公益委員會所屬病院	七二
陸海軍所屬病院	七	教會所屬病院	一八
社會開拓所屬病院	八	企業家所屬病院	四

五、死亡者の衞生的處理及墓地衞生の監督

六、一定の期間或は必要なる時、隨時痘苗、血清或は豫防藥による罪島民

七、嬰兒に關する注意及傳染病に關する豫防方法に就いて罪島民衞生的思想の普及

八、隨時衞生機關の檢查

九、次の事項の調査、關係統計及情報蒐集　比律賓罪島一般生命統計・疫病

水、各階級兒童に及ぼす各種影響及其の生命の保護及比律賓罪島に於ける死亡率、殊に傳染性疫病に就ての原因、病狀及豫防法、比律賓罪島一般生命統計・疫病

邦人醫師開業

比律賓に於ては一九二九年議會に於て、下院法案第一七四〇號「其の本國に於て同等の權利を比律賓市民に與ふる國の市民には比律

賓に於て醫業に從事するを禁止する法律」を通過し、總督の裁可を經た。日本に於ては外國人醫師開業禁止令なさを以て本法の適用を受けざるも、本法の主旨よりして開業試驗に手加減を加へらるゝ事は勿論であるから、今後日本人醫師にして比島に於ける開業は困難となるであらう。

現在開業試驗のため次の四委員會が設けられて居る。

藥劑師試驗委員會(Board of Pharmaceutical Examiners and Inspectors)

醫師試驗委員會(Board of Medical Examiners)

齒科醫試驗委員會(Board of Dental Examiners)

眼科醫試驗委員會(Board of Examiners in Optometry)

保健と避暑地　比律賓殊に馬尼剌市に於ける四・五月頃の氣候は實に堪えられぬ程暑い。室内温度が華氏の百八度を超える事があり、ために街路のアスファルトは熔融して支那・日本の履物は之が爲め奪はれる事さへあると云ふ。從つて傳染病などの最も流行するのは此の時期である。過度の氣温或は濕度の單調などは人爲的に如何ともし難いが、吾々は過度の行爲を愼み、規則的に運動し、食物中にある類似蛋白質を減じ、夜風が冷涼となり其の時分に引込み易い寒氣に對して、相當警戒する事等によつて生活を堪え易いものにする事は出來る。

又比律賓には山地保養地として有名なバギオがあるから之に避暑するのも一方法であらう。

財　政

總說　比律賓政府の經費は全部比島國庫から支出される。但し亞米利加本國で負擔して居るものは比島駐在米國陸海軍經費、米國議會に議席を有する華府駐在比島委員に對する俸給及沿岸測量局の經費である。一九二九年中央政府の歲出入實蹟に就て見るに歲入九四、一四一、一七四比、歲出八三、六五二、五二三比にして、之を一九一五年の歲入三九、四四八、二二〇比、歲出三八、〇九七、二〇〇比と比較すれば、歲入は約二倍半歲出は約二倍の膨脹を示した。

財政機關　比島の財政機關としては、財務部及會計檢査院がある。財務部は更に關稅・收稅・財務・銀行・印刷の五局に分たる。

中央・地方歲出入總額　今一九二五年より一九二九年迄、比島中央政府・馬尼剌市・バギオ市・州政府及村政府の各年度當初に於ける剩餘金・歲入・歲出及同年度末に於ける剩餘金或は不足金を表示すれば左の如くである。

第二七表　中央政府・市廳・州・村政府別歲出入額連年比較表

出所＝一九二九年比島統計要覽

年度	各年度當初に於ける剩餘金	歲入	歲出	同年度に於ける剩餘金
中央政府				
一九二五年	一七四、〇四九、九比	八三、四三〇、七五一比	六八、八七三、七六一比	一四、五五六、九九〇比
一九二六年	三一、九六七、四八九	七九、八〇六、七七一	七六、二八一、二五五	三、七二五、五七三
一九二七年	三五、四〇三、二八一	七九、六八五、九六八	七六、三六九、四九七	三、三一六、四八四
一九二八年	三六、七一九、三九	八八、二一三、二一四	八四、〇三一、九三九	四、〇八二、二八五
一九二九年	四〇、八〇一、〇一四	九四、一四一、七一四	八三、六五二、五二三	一〇、四八八、六五一
馬尼剌市				
一九二五年	一、二二五、一四七	七、一〇七、七九六	五、二八〇、四二四	一、八二七、三七二
一九二六年	一〇四、二五一、一九	七、三五八、七四一	七、三三七、三九六	三四一、三四五
一九二七年	一三八、八八四	七、六四四、〇九六	七、三七四、五二一	二六九、七五
一九二八年	一、六五三、四三九	八、八二五、九八七	八、二五五、三三一	六七〇、六五六
一九二九年	二三三、四〇九五	八、八五五、四六四	八、三七二、五三六	五二一、九二八
バギオ市				
一九二五年	三二七、九一五	六二七、九一五	(一) 五三五、八七	三八三、五六
一九二六年	一七五、七一二	四三九、八九六	(+) 四九五、四三八	一三五、一一四
				七〇九、六四〇
				一五四、二三九
				四八九、九二五

年度	歲入	歲出	剩餘金
一九二五年	六、二六、九八七比	六七、〇四五、二四九比	一八、七三八比
一九二六年	六九、〇二三、八五〇	七一、九一八、五八九	一、一三四、二九二
一九二七年	七三、一五三、一〇〇	七二、三四三、二六〇	二、三八五、四四〇
一九二八年	七二、四三三、二六〇	七二、三八五、四五	一、九四三、一九八
一九二九年	六八、八七二、八四〇	七五、五二〇、八五二	一、八二二
一九三〇年	七七、六五二、六九〇	七七、六三四、三九八	

中央政府歲出入內容　次表は比律賓中央政府の歲出入決算を過去三箇年間に亘り對照したものである。

第二八表　中央政府歲出入費目別決算額連年比較表

出所＝前同

費目	一九二七年	一九二八年	一九二九年
歲入			
課稅收入	六五、六五六、六三〇	七二、一五四、三四四	七六、一〇八、〇九五
免許及營業認可料	二二、三五七、一二五	二三、三七一、〇五五	二三、八〇八、〇五
輸入稅	一五、九五二、八四〇	一九、一七三、七六	二一、〇六七、五一四
消費稅	一八、六九六、五五六	二〇、二八四、二一	二〇、七五六、五九
所得稅	三三、三一八、	四二、三七八、三一	四七、三七、九七
機橋稅	二、四七四、九二〇	二、五七八、三一	三、〇九三、〇三一
印紙稅(收稅局)	七四五、八九	八〇四、三八四	九一八、四九九
印紙稅(關稅局)	六三三、八三八	六五九、〇八六	七一八、四八八
相續稅	五二八、七六	二七〇、三六〇	六四三、四〇六
順移民入國稅	三九四、〇〇六	三九五、四九三	四六四、四〇三
免許稅	三五五、〇一四	二九八、四九六	三三八、五一二
其他	一五七、五二二	一九〇、九六	一八一、七六
臨時收入	一三三、八五五	一六、九六六	
	二、九五八、一〇一	三、三〇八、九一五	三、四五一、〇七七

第二五表　中央政府歲出入豫算及剩餘金額連年比較表

出所＝前同

年度	歲入	歲出	剩餘金
一九二五年	六七、一六一、九八七比	六七、〇四五、二四九比	一八、七三八比
一九二六年	六九、〇二三、八五〇	七一、九一八、五八九	一、一三四、二九二
一九二七年	七三、一五三、一〇〇	七二、三四三、二六〇	二、三八五、四四〇
一九二八年	七二、四三三、二六〇	七二、三八五、四五	一、九四三、一九八
一九二九年	六八、八七二、八四〇	七五、五二〇、八五二	一、八二二
一九三〇年	七七、六五二、六九〇	七七、六三四、三九八	

豫算　比島政府豫算は當初國務會議即ち閣議に於て大體の財政方針を決定し、其の方針に隨つて各局課長先づ其の豫算を所屬長官に提出し、各部長は之に增減を加へて部豫算として財務部に回付する。財務部長官は全體に亘る檢査を行つた後、政府豫算を編成し之を閣議に提出する。閣議に於て之を承認するとき、總督は之に意見を付して比島議會に提出する。議會に於ては、先づ下院に於て附議し、後上院に回送するを例とする。今中央政府に於ける一九二五年來の歲出入豫算及剩餘金を示せば次の如くである。

第二六表　中央政府歲出入豫算及剩餘金額連年比較表

出所＝前同

年度	歲入	歲出	剩餘金
一九二五年	八四、四〇四、九七八	二八、四三七、三三五	二八、八〇、二四二
一九二六年	八〇、一三八、一三九	三一、三八一、一四二	二八、八〇、二四二
一九二七年	九三、七六、五〇六	三二、五八四、八三七	三一、三八一、一四二
一九二八年	八六、六六、八六、八六	三六、三二、六、八七	三二、五八四、八三七
一九二九年	一〇二、六、一〇五	三六、四一、五三〇	三六、三二、六、八七

備考　(+)は剩餘　(−)は不足を示す

豫算　比島政府豫算は當初國務會議即ち閣議に於て大體の財政方針を決定し、其の方針に隨つて各局課長先づ其の豫算を所屬長官に提出し、各部長は之に增減を加へて部豫算として財務部に回付する。財務部長官は全體に亘る檢査を行つた後、政府豫算を編成し之を閣議に提出する。閣議に於て之を承認するとき、總督は之に意見を付して比島議會に提出する。議會に於ては、先づ下院に於て附議し、後上院に回送するを例とする。今中央政府に於ける一九二五年來の歲出入豫算及剩餘金を示せば次の如くである。

第二八表　中央政府歲出入豫算及剩餘金額連年比較表

出所＝前同

年度	歲入	歲出	剩餘金
一九二五年	八四、四〇四、九七八	二八、四三七、三三五	二八、八〇、二四二
一九二六年	八〇、一三八、一三九	三一、三八一、一四二	二八、八〇、二四二
一九二七年	九三、七六、五〇六	三二、五八四、八三七	三一、三八一、一四二
一九二八年	八六、六六、八六、八六	三六、三二、六、八七	三二、五八四、八三七
一九二九年	一〇二、六、一〇五	三六、四一、五三〇	三六、三二、六、八七

備考　(+)は剩餘　(−)は不足を示す

豫算　比島政府豫算は當初國務會議即ち閣議に於て大體の財政方針を決定し、其の方針に隨つて各局課長先づ其の豫算を所屬長官に提出し、各部長は之に增減を加へて部豫算として財務部に回付する。財務部長官は全體に亘る檢査を行つた後、政府豫算を編成し之を閣議に提出する。閣議に於て之を承認するとき、總督は之に意見を付して比島議會に提出する。議會に於ては、先づ下院に於て附議し、後上院に回送するを例とする。今中央政府に於ける一九二五年來の歲出入豫算及剩餘金を示せば次の如くである。

第二八表　中央政府歲出入豫算及剩餘金額連年比較表

出所＝前同

費目	一九二七年	一九二八年	一九二九年
歲入			
課稅收入	六五、六五六、六三〇	七二、一五四、三四四	七六、一〇八、〇九五
免許及營業認可料	二二、三五七、一二五	二三、三七一、〇五五	二三、八〇八、〇五
輸入稅	一五、九五二、八四〇	一九、一七三、七六	二一、〇六七、五一四
消費稅	一八、六九六、五五六	二〇、二八四、二一	二〇、七五六、五九
所得稅	三三、三一八、	四二、三七八、三一	四七、三七、九七
機橋稅	二、四七四、九二〇	二、五七八、三一	三、〇九三、〇三一
印紙稅(收稅局)	七四五、八九	八〇四、三八四	九一八、四九九
印紙稅(關稅局)	六三三、八三八	六五九、〇八六	七一八、四八八
相續稅	五二八、七六	二七〇、三六〇	六四三、四〇六
順移民入國稅	三九四、〇〇六	三九五、四九三	四六四、四〇三
免許稅	三五五、〇一四	二九八、四九六	三三八、五一二
其他	一五七、五二二	一九〇、九六	一八一、七六
臨時收入	一三三、八五五	一六、九六六	
	二、九五八、一〇一	三、三〇八、九一五	三、四五一、〇七七

| 年度 | 同年度剰餘金（不足金） | 前年度末剰餘金 | 比律賓國立銀行調整 | 公債 | 恩給及退職給與 | 臨時手當 | 馬尼剌市街鉄道及電燈會社ヨリ收入 | 低地州立公債 | 州擔保附公債 | 州擔保附公債 | 州擔保附

ちうる。

米・比間の自由貿易　一九〇九年の原法（第十二條）に於ては、米米上庭に米國及其の屬領に出、其の目的滋及珠蟲船の國籍如何に拘はず、米國に輸入せらるゝ米を除くの生產品に對しては、關稅を賦課せざることゝなつた。但し米・比政府用の物資に付ては此限りでない。

ベンゲット　比島の關稅收入は、輸出關に於ける輸出貨物の價格を以て課稅標準とするが、比島の自由貿易は、米國の目的と異つた點が多い。例へば米國の輸入關稅は從價稅を原則とするが、比島では從量稅を原則とする點、米國の輸入關稅は輸入國の通貨を以て表示されるが、比島では米貨を以て表示される

に輸入原料を使用し、若しくは右輸入原料品と同一の內國原料を使用したるときは、輸入原料に就ては關稅の全額、內國原料に就ては之と同一なる輸入原料の關稅九九%に相當する額の拂戻をする。但し右外國原料に對する戻稅は輸入後三箇年內に輸出するものに限るのである。戻稅は米國・其の屬領及政府支配下に在る地方にして、無稅輸入を許さゞる地に輸送するものには之を許さない。箱・嚢・其の他の容器にして稅關に於て容易に之を認識し得べきものは輸出の際拂戻を受け、又は輸入の日より一年以內に輸入稅を收むる條件の下に、輸入稅の二倍の保證金を納附して之を引取ることを得る。

備考　關稅の外米國以外の外國よりの輸入品は、比島に於て製造消費せらるゝもの及消費の目的を以て米國より移入せらるゝものと同樣比島政府により國內收入稅を課せらる

噸稅　比島と比島以外の地點との間に出入する船舶は、國籍の如何を問はず、船籍證明書に記載せられた輕噸一噸に付十二仙半、若しくは比島の港に於て積荷積卸を爲す貨物一千瓲に付三十五仙を、船長若しくは船舶受託者の選擇によりて課する。然し前記稅は左のものには之を課さない。

一、船荷の積卸しを爲さず、單に船客及船客の荷物の積卸しを爲すもの
二、米國政府若しくは外國政府に所屬若しくは傭船せられたる船舶にして貿易に從事しないもの　三、海難船舶　四、噸稅又は之と同樣なる稅を米・比ヨットに課さない外國のヨット

二　中央政府の稅制

中央政府の稅制は次の大要に分たれる。

一、人頭稅　二、印紙稅　三、特權稅　四、特別消費稅　五、山林產物稅　六、度量衡計器檢查稅　七、鑛產物稅　八、相續稅　九、所得稅

之を順次解說する。

人頭稅(Cedula Tax)　比島內に居住する十八歲以上六十歲未滿の男子は內外人を問はず人頭稅年一比(但し馬尼剌市・山岳州及ヌエバビスカヤ州以外の市及州は、市會及州會の決議に依り二比を賦課することあり)を納むる義務あり。軍人・軍屬・外國の外交官・領事官・不具者・精神病者・隔離癩患者・一年以上の刑に服するもの及ミンダナオ・スール地方以外の非基督敎徒にして州會に於て、除外例を設けたる地方の住民は納稅の義務なし。

本稅領收書は自己證明の必要ある場合若しくは官吏・議員選擧・納稅・公證・公金受領・免狀許可證の下附其の他官吏と公取引する際に提示を求めらる。

本稅收入は一比を課するものは州及郡に二等分し、二比を課するものは一比は前同樣、他の一比は特別規定あるものを除き、道路・橋梁其の他の土木工事に當てる。

印紙稅(Documentary Stamp Tax)　本稅は官廳の發行する證書及慈善團體の發行する保險年金證書を除き、總ての證書書類・債務・權利財產の受領賣買讓渡移轉に關し、署名發行受領移轉する每に當事者の納付すべき印紙稅なり。證書書類の性質に應じ最低二仙の額を納付せしめらる。

特權稅(Privilege Tax)　營業又は職業に從事若しくは開業するものに課す。營業事務所每に又營業若しくは職業二種以上兼業するときは、各別に本稅を課す。本稅は別に村稅を以て本稅と同性質のものを重れて賦課するを妨げず。本稅は之を大別して營業稅(Business Tax)と特種業稅(Occupation Tax)とに分つ。營業稅を課せらるゝ營業中定額稅と歩合稅とを併課せらるゝものとあり、定額稅のみを賦課せらるゝものとあり。

特別消費稅(Specific Taxes)　特別消費稅は比島の製產品にして島內にて販賣消費せられ、又米國及外國より輸入したる特定のものに課す。但し比島にて產出又は製造せられたる物品にして、原料の儘なると製產品の一部としても用ひられたるとを問はず、輸出せられ比島に歸還せざるものには之を課せず。(註　輸入品には關稅の外內國收入稅をも課す)。本稅は米國陸海軍用として直接賣却輸送せられたるもの及米國政府の資金にて購入せられ、沿岸及測

量局に賣却せられたるものは之を課せず。若し已に納稅したるものに對しては拂戻を爲す。

課稅の目的物及其の稅額を示せば次の如し。

一、蒸溜酒類は一プルーフ立に付三十八乃至八十仙
二、葡萄酒は一立に付一比二十仙より六十仙
三、醱酵酒類は一立に付十仙
四、葉卷煙草は千本に付二比より六比
五、紙卷煙草は千本に付一比二十仙より二比
六、其の他煙草一瓲に付四十八仙より六十仙
七、燐寸は一グロス(一箱八十本以下)に付四十仙、一箱八十本を超ゆるものは右に比例し割增
八、脫脂乳は一瓲に付二十仙
九、製油は精製及製造礦油共一立に付一仙半より三仙迄
十、石炭鰕炭は一比に付五十仙
十一、活動寫眞フィルムは一米に付三仙
十二、骨牌一箱五十八枚以下のものは三十仙、五十八枚以上は增加數に比例して割增

山林產物稅(Charges for Forest Products)

(一)、本稅賦課に關する材木の量定―材木の量定は挽き切り又は製材せざる以前に圓又は角の儘にて量定す。但し製材所免許を得たるものは挽き切りたる後に量定するを得べし。此の場合山林稅として木材類別法による一等材及二等材のラムバー一千ボード呎に付十比以上を、其の他のものに付ては五比以上を課す。其の確定稅額は每年山林局長と協議をなし財務部長官の裁量を以て決す。角材の容積は切口と長さの積を以て決定し、之に角材製造上の缺損に該當するものとして二五%を算入す。

(二)、公有林より伐採したる材木に對する料金―特別の規定あるものを除き、公有林又は比島內の保有林より伐採したる材木には、該林より運搬せると否とを問はず一立方米に付

一、白太を削除したる黑檀・カマゴンを除く一等材には二比五十仙
二、白太を削除したる黑檀には六比
三、カマゴンには四比五十仙
四、二等材には一比五十仙
五、薪を除く三等材には一比
六、薪を除く四等材には五十仙

(三)、公有林より伐採したる薪に對する料金―公有林及保有林よりの伐採したる薪に關する料金。

バカナン及びダンガルは一平方米　二十仙
其の他は　十　仙

(四)、登記せざる私有林より伐採したる木材―之に對しては前記料金を課し、此の種土地より伐採運搬したる木材は公有林より免許の下に伐採運搬したるものと見做し、之に關し法規を準用す。

(五)、不法の伐採運搬及滯納―免許なくして公有林より伐採したるときは倍額の料金、インボイスなくして運搬し、又は運搬後許可なくして船車其の他の運輸機關より荷卸したるときは五〇%の割增料金、滯納したるときは五〇%を割增す。

(六)、鑛業權行使の爲めの伐採に對する料金―鑛業權を有する土地以外に於て鑛業權行使の爲め木材伐採免許を得たるときは、之に對して前記諸料金の半額を課す。

(七)、樹膠樹脂其の他の森林產物に對する料金―公有林保有林より之等を集取したるものに對しては、其の市價の一〇%を課す。

(八)、森林より取れる土及石に對する料金―公有林保有林より之等を採取したるときは、箇々の場合につき山林局長料金を決定す。

(九)、無償免許に依り且關係法規に準據する伐採―此の場合無料とす。

度量衡計器檢査稅(Taxes testing and sealing of Weights and Measures)　本稅は度量衡計器の檢査・使用に對する證印及認可に對して課す。

計　度　器　は	十仙又は二十仙	
計　量　器　は	二十仙又は三十仙	
計　衡　器　は	三比より三十仙迄	

本稅の領收書は、其の日附より一年間計器の缺損せざる限り使用方認可の證憑となる。

本稅の收入は徵收したる州及村に等分す。

鑛産物稅(Ad Valorem Tax on Output of Mines)　本稅は礦山の總産額市價に一・五%を課するものである。市價は同種産物に關する一定の賦課元高を定むる目的を以て收稅官臨時に之を定む。本稅は採掘地より産物を移轉するときに課す。

但し所有者又は權利所有者が收稅官の定むる保證金を提供したるときは、收稅官の指定する時及場所に於て、本稅を納むる條件の下に本稅を納付せずして産物を移轉することが出來る。

相續稅(Taxes on Inheritances, Legacies, and other Acquisitions Mortis causa)　遺産・遺贈・遺物及相續を豫期して爲したる贈與に對して本稅を課す。

一、賦課目的財産の種類―比島内に在る不動産及不動産上の物權、比島内にて行使すべき特權、比島内に於て比島法に準據し組織したる會社又は社團の發行したる株式債券證券、比島に於て設立したる組合・商業又は工業の持分權利、比島に存する動産

二、稅率及課稅方法―殘存配偶者及法定の嫡子・認知子・養子及其の子孫が相續人なるときは財産目錄中其の配分額の最初の一萬比に對し一分、以上千萬比乃至千五百萬比迄一割五分の累進稅を課す。

法定實親・兄弟・姉妹及被相續人を認知したる親なるときは前項の二倍。前二項に該當せざる親族が相續人なるときは其の三倍。

他人(六親等間の血族及配偶者に非ざるものを云ふ)が相續人なるときは其の四倍。

所得稅(Income Tax)　比島に於ける所得稅法は一九一八年迄米國法を適用せられたのであるが、一九一九年以後比島會議の制定したる所得稅法施行せらる。稅法大要左の如し。

第一　個人所得

普通稅(Normal Tax)と附加稅(Additional Tax)とに分つ。

普通稅　比島に居住する者及外國に居住するものに就ては比島より得たる純所得(個人及團體の證券利子を含む)に對し年三分の稅を課す。

附加稅　附加稅は一萬比以上の所得に對し左の如き累進稅を課す。

所得 比	稅率 %
10,000―20,000	0.5
20,000―30,000	1.0
30,000―40,000	1.5
40,000―50,000	2.0
50,000―60,000	2.5
60,000―70,000	3.0
70,000―80,000	3.5
80,000―90,000	4.0
90,000―100,000	4.5
100,000―110,000	5.0
110,000―120,000	5.5
120,000―130,000	6.0
130,000―200,000	6.5
200,000―300,000	7.0
300,000―400,000	8.0
400,000―500,000	9.0
500,000―1,000,000	10.0
1,000,000―1,500,000	11.0
1,500,000―2,000,000	12.0
2,000,000―3,000,000	13.0
3,000,000―4,000,000	14.0
4,000,000―5,000,000	15.0
5,000,000―以上	16.0

所得稅賦課の目的とならざるもの―

イ、被保險人の死亡に依り、保險金受領者に支拂はれたる保險金

ロ、契約期間又は期間滿了の際支拂はるゝ保險金・保險料返金

ハ、讓渡遺贈により獲得したる財産價額、但し該財産より生ずる所得は此の限りに非ず

ニ、合衆國政府の公債より生ずる利子、比島中央及地方政府の利子
但し該公債發行法律に定めたる限度内に限る

純所得計算上の控除―

其一、比島市民及比島住民に對し純所得を決定するに付左の控除をなす

一、營業維持の爲め支拂はれたる必要費、但し個人の生活及家族の費用を除く

二、負債に對し一年間に支拂ひたる利子但し本法に於て所得として課稅を免除せらるゝ利子を生む債務及擔保買收のため生じたる負債を除く

三、一年間に於て外國政府、比島政府及地方各政府に納付したる稅額、但し特定地の便益のため課せられたるものを除く

四、一年間に營業に關し受けたる損害、火事・暴風雨・船舶難破・其の他による損害にして保險其の他により辨償せられざりしもの

五、營業に關係なき營利的行爲より生じたる損失にして、損失による利益を超過せざるもの

六、納稅人に支拂はるべき負債にして納稅人が無償値となりと認めたるもの

七、營業上使用したるため若しくは使用せざりし爲め生じたる財産の合理的減額

八、油井瓦斯井に就ては湧出減少量、鑛山に就ては減少産出高

九、純然たる宗教・慈善・教育・科學の團體に對する寄附金

其二、住居せざる外國人に對し純所得を決定するに付左の控除をなす

一、比島に於ける營業費

二、負債に對する利子

三、米國及比島政府の稅

四、比島に於て生じたる損失にして保險により辨償せられざるもの

五、比島に於ける營業以外の營利的行爲による損失にして損失による利益を超過せざるもの

六、營業に關する負債にして納稅人に支拂はるべきものが無價値となりたるとき

七、比島に於ける財産が營業上使用或は不使用によりて減損したるに對する額、油井瓦斯井の湧出定量の減少額、鑛山産出額の減少産出高

人に關する純所得中よりの控除―普通稅のみに對し、比島市民住民の純所得額より四千比の控除を爲す。

更に左の各項に該當するときは夫々左の控除を加ふ。

イ、既婚者にして配偶者と同棲するもの……二千比

ロ、未婚者にして親又は一人以上自己の扶養する兄弟姉妹あるもの二千比
但し「イ」及び(ロ)の二原因を具ふるものと雖も二千比の控除をなすに止む、夫婦共稼にて同棲するとき又同じ

ハ、申告者が家長なるとき、未成年者又は自活し得ざる嫡子・庶子又は養子を扶養するときは一人に付四百比
但し後見人保佐人に就ては、右控除を被後見人被保佐人のために管理する財産の所得につきて行ふ

ニ、管理清算中の比島市民又は住民の遺産より生ずる所得……四千比

比島に住居せざる外國人の所得に關しては、其の本國の所得稅法が同國に居住せざる比島人に同樣の控除を與ふるときに限り、右控除をなす

但し正當の申告をなしたる場合に限る、申告による稅は前記方法により決定したる前年度純所得に課す、四千比以上の所得あるものは、毎年三月末日に島內收稅官吏又は州財務官に申告するを要す

六月一日迄に稅額の通知を受け六月十五日迄に納附す

期日內に納付せず且十日間の催告を受け尙納付せざるときは、月に五分の增稅を爲し、期日後一月毎に稅額に一分の利子を附加し徵收す

第二　法人の所得

比島に於ける法人は、其の組織の方法如何に拘はらず—登記したる全般的共同營業（General Co-partnership）を除く—其の收入に三分の稅を課す。外國にて組織認可現在する法人にして比島より所得を得るもの又同じ。

所得法を賦課せられざるもの左の如し。

一、勞働・農業及園藝に關する法人

二、相互貯金銀行にして株式に依る資本を有せず無利益にて相互の目的の爲めに運用せらるゝもの

三、友愛的團體にして合資組織をなし生命・疾病事故・其の他全員の利益のため支拂をなすもの

四、會社法規定の信託・建物會社

五、會員の利益の爲めに存する墓地會社

六、宗教・慈善・科學・教育の爲めの法人にして何等收入が個人株主等に歸せざるもの

七、商業會議所・營業聯盟（Business League）・貿易會議所にして利益の目的を以て經營せられず、而も其の所得が個人に歸せざるもの

八、市民聯盟組織にして營利の目的を有せず、且所得が個人に歸せざるもの

九、娛樂の爲めのみに組織せられたる俱樂部にして營利の目的を有せず、且其の所得個人に歸せざるもの

十、農夫・果實栽培者又は之等の產業組合式販賣組合

十一、農夫・果實栽培者又は之等の產業組合式販賣組合

十二、財產權所有確保の目的にのみ組織したる會社・組合にして、其れによる利益を所得稅法により課稅を免除せらるゝ法人に移すもの

十三、合資土地銀行に關しては、他の合資土地銀行の證券より得たる所得

所得控除法—

(A) 比島にて組織現存する法人の純所得は一年間の總所得より左のものを控除し決定す。

一、營業及財產の維持に普通必要なる費用、但し財產の賃借其の他の賦拂金を含む

二、一年間に蒙りたる損害にて保險其の他の方法により辨償せられざるもの、營業上の使用或は不使用による財產の自然減損（イ）油井瓦斯井に就ては定滿量の減額（ロ）鑛山に就ては減產額（ハ）保險會社に關しては法律により該一年間に準備金繰入を命ぜられたる額及配當金に非ざる金額にして、該年間に保險證書又は年金契約書に對し支拂ひたる額、但し新建築、永久的改良工事又は財產の價值を增加する爲めの改良工事に就て支拂はれたる金額は控除せず、又控除せらるゝ自然減損に對する回復的措置の費用に就ても控除せず。尙相互火災、相互使用主責任及相互職工補償及相互傷害保險會社にして社員に損害及費用充當の目的を以て保險料の供託をなさしめるものに就ては、保險加入者に返金したる保險料は所得として申告するを要せず。但し他の財源より得たるもの及保險料中損失費用及再保險の準備金として止め置きたるものは課稅せらるゝ所得として申告すべし

相互海上保險會社は其の總所得として、徵集したる總保險料より再保險料を差引たるものを記載するを要するも、記載すべき申告は保險加入者に對し、保險料前納の理由により拂戻したる金額及右金額に對する保險料前納の事實發見の時より拂戻しに至る迄の利子とを控除す。

生命保險會社に就ては個人保險加入者より受入れたる拂戻をなすべき保險料及保險料減額として取扱ひたる金額は所得として計算せず。

三、(1)負債に對する年度內支拂利子（但し債務及擔保買收のため蒙りたる負債に對する利子にして該債務の利子が所得稅法により課稅を免除せらるゝものを除く）は、該負債が（イ）該年度の末に於ける拂込資本株の金額、拂込資本株無きときは該年度末營業に使用したる資本總額、（ロ）利子付負債の半額を超えざる程度內に於て控除す

(2)本法に關しては優先資本利子附負債と見做さず、同株に對する利子配當金は總所得より控除せず

(3)資本株が額面價格を以て發行せられざりし時は、本項による拂込資本株は同株に對する現金額を以て計算す

(4)但し會社組合が其の營業上取扱ふ財物を以て負債の抵當としたる場合には、該負債の利子は負債が抵當物件價格の範圍內に止まる限り營業として控除す

(5)尙利子課稅免除保證の下に發行したる債券其の他の負債に關しては本項の控除をなさず。銀行・金融組合及信託會社の就ては預金又は投資金額にして該銀行等の債券證書（利子付）により保證せられたる金額に對する利子は控除す

四、該年度內に於て外國政府・比島政府・地方政府の課したる稅額、但し局部的地域の便益のためにする賦課は此の限に非ず

(B) 外國にて設立・組織・現存する法人の純所得は比島より受けたる總所得より左の控除を爲す。

一、同國法人(A)の第一項と同じ（但し比島に關するもの、みに付）

二、同　　第二項と同じ（但し比島に關するもの、みに付）

三、同　　第三項と同じ（但し比島に關するもの、みに付）

(A)第三項の中 (2)(3)(4)に就ては內國法人に準用せず

(A)第三項の(5)銀行等の預金投資金の利子に就ては比島市民住民の預金投資金のみにつき準用せらる

四、比島にて支拂ひ且來國政府・比島政府及地方政府の課したる稅額

但し局部的地域の便益のために課するものを除く

申告及納稅

稅は前記の方法を以て決定したる前曆年の純所得に課す。但し法人は任意の月の末日を以て會計年度の締切をなしそれより前一年內の純所得につき課稅を受くるを得、曆年制によるものは三月一日前三十日以內に、又會計年制によるものは右期間內に締切日を收稅官に通じ締切後六十日間に申告すべし。

曆年制に依るものは六月一日に納稅額告知を受け同月十五日迄に納附し會計年制によるものは申告期限後百五日迄に納附すべし。

納稅期限迄に納附せず、且十日間の催告期間に尙納附せざる時は、月に五分の增稅及期限後一箇年毎に稅額の一分の利子を附加す。申告を怠り又は拒絕し又は虛僞の申告をなしたる時は二萬比を超えざる罰金を課す。

第三、所得稅に關する罰則其の他の補則

期間内に申告をなさざる時は稅額五割を增し、故意に虚僞の申告をなしたるときは稅の倍額を課す。之等增加稅に就ては所得稅納附に關する規定を準用す。稅を納附せず申告をなさず又求められたる事實を申立てざるものは、特別規定なき限り四十比以上二千比以下の罰金を課す。

個人又は法人の役員にて申告書の作製提出署名證明をすべきものが、故意に虚僞の申告をなしたるときは、四千比を超えざる罰金又は一年を超えざる禁錮に處し或は之を併課す。

所得稅の賦課收納免除拂戻等に關しては、反對の規定なき限り國內收入稅の規定を準用す。所得稅法中、外國及外國人なる語は、米國及米國の地方行政區劃米國人をも含む。比島に居住する米國市民の米國より得たる所得は、米國政府の米國に納稅したることを證明するものに限り課稅せず。

國庫收入の配分　比島に依る國內收入稅は特別規定なき限り、左記の充當費を除き比島財政部に歸屬せしめ中央政府の一般費用に充つ。

島財政部に歸屬する國內收入の
一〇%は州へ、一〇%は道路橋梁へ、二〇%は村へ配分す
右の三特別充當費は合計千九百九年度會計を超ゆるを得ず。

金　融

貨幣及貨幣流通高　合衆國の屬領となる以前は、墨西哥比貨を貨幣として居つた。當時比律賓は西班牙の勢力下に在つた墨國との貿易關係が深かつたため、漸次移入されたものである。此の外に西班牙金貨、中南米各國の銀貨及海峽植民地貨幣があつて、識別するのに甚だ困難を極めた。之が爲め贋造物も市場に流通し、又其の中に東洋諸國の銅貨も流れ込んで比島は貨幣のものが多くなつた爲め、遂に國外から貨幣の移入することを斷禁したが、一度通貨の效用を知つた島民は貨幣に代るべき何物かを要望するので、止むを得ず墨西哥銀貨の流通を認めざるを得なくなつた。然し之程有力であつた墨西哥銀貨も、西班牙がアルフォンソ七世の像を印した金貨を比島貨として制定輸入後、忽然として其の姿を消したのである。

一八九七年西班牙はフィリピナスといふ語を刻んだ一比銀貨を六百萬比輸入した。中にはメキシコ銀貨あり、他の國の貨幣を見受けられたけれ共、主にバンコ エスパニョル フイリピノ(Banco Español Filipino de Isabela II)の貨幣であつた。合衆國が領有の當初最も困難としたのは、新舊貨幣の交換率で、遂に總督令を以て之を定め卽時交換を決行した。現行比島の貨幣法はチャールス エー コナント氏(Charles A. Conant)の提案に成るもので貨幣意匠はメレシオ フイゲエロア氏(Melecio Figueroa)の考案に掛るのである。一九〇三年比律賓委員會を通過し金爲替本位と定まつた。硬貨を一仙銅貨・五仙ニツケル貨・十仙・二十仙・五十仙及一比の銀貨とし、一比は銀二十五・品位を八百・五十仙は銀十瓦で七百五十・二十仙は銀四瓦で七百五十とした。財務局の內に造幣課を設け、諸機械の据付け後多少の硬貨が鑄造された。一九二二年中は此の機械の鑄造能力の八分の一で、僅に一仙銅貨三、五一九、一〇〇個だけ鑄造して見たけれども、大部分は米本國造幣局で造つたものを流通して居る。

今此の純分及邦貨との純比例を示せば次の如し。

比＝百センタボー＝七・五二三二八デシ五純金
比＝邦貨一・〇〇三〇八圓

又兌換券は一比・二比・五比・十比・二十比・五十比・百比及五百比の八種に分れ、現下の處財務局及比島國立銀行で發行せられるけれども、バンコ エスパニョル フイリッピノの後身比律賓群島銀行亦舊西班牙時代からの特權を繼續して、今尙多少の兌換券發行權を保有する。

硬貨・財務局兌換券・銀行券の流通高を表示すると次の如し。

第三三表　貨幣流通高連年比較表　　出所＝一九二九年比島統計要覽

年月別	硬貨	財務局兌換券	銀行兌換券	人口一人當通用高
	比	比	比	比
一九二五年一月	二〇、九三三、六七七	七二、六四六、九二二	三九、六二〇、九八四	一二、二四
一九二六年一月	二二、二五四、四五九	六六、四八二、九一四	三六、〇一一、六八三	一〇、二二
一九二七年一月	二二、二一〇、九三四	七五、五七七、四五六	三〇、八七七、八九九	一〇、三三
一九二八年一月	二二、六七三、二八一	八四、〇五三、〇四三	三三、九〇四、八七二	一〇、二九
一九二九年一月	二二、六九二、五六四			九九四
二月	二二、八一九、一九二	八六、七二、七二五	三三、一九、二一〇	一〇、一〇
三月	二二、九一一、一四六	九〇、一二、九二一	三二、六八九、七七七	一〇、四八
四月	二二、九一九、八六〇	八六、八七四、七三六	三二、四一七、九九七	一〇、一九
五月	二二、九二二、四七二	八五、二一二、二五一	三二、三〇二、八七三	一〇、〇五
六月	二二、八二七、五二三	八〇、八九三、四八五	二二、四〇四、七八一	九、九五
七月	二二、七三〇、五〇八	八二、一八四、八一六	三二、六二、七七七	九、八三
八月	二二、八一七、四二五	七八、八六四、二三〇	三二、六八九、七七七	九、四一
九月	二二、八二四、四〇〇	七八、八六九、二四三	三〇、八七七、八九九	九、三八
十月	二二、八二二、二二〇	八〇、三九五、三三七	一九、八五四、三四〇	九、四七
十一月	二二、九一四、二四一	八一、九六六、三三三	一九、九一、六五九	九、五六
十二月	二二、五八七、五五〇	八三、三七八、三一〇	一八、八四四、八〇五	九、六三

二、比律賓銀行(Bank of the Philippine Islands)

本銀行は西班牙時代から古き基礎を有して居り、當時賦與せられてゐた特權に依り、今尙紙幣發行權を有して居る。支店所在地―イロイロ・セブー・サムボアンガ

三、支那合同銀行(China Banking Corporation)支店所在地厦門・上海。

四、支那商業銀行(Mercantile Bank of China)

五、比島信託會社(Philippine Trust Co.)

前二者は支那人間に勢力を有して居り、後者は信託會社であつて銀行を兼營してゐる。而して基督敎派・舊敎團體の勢力を背景として設立されたものであるといふ。又子銀行として Mont de Piedad & Saving Bank と稱する貯蓄銀行をも經營する。

之等銀行の資本金・拂込金及積立金を表記すれば左の如くである。

銀行名	資本金	拂込資本金	積立金
比律賓國立銀行	比 10'000'000	比 10'000'000	比 六、九五六、六二六
比律賓銀行	10'000'000	六、三五〇'000	二、四〇〇'000
支那合同銀行	10'000'000	五七二'000	六八二〇'六
支那商業銀行	2'000'000	1'011'250	二五六、三一四
比島信託會社	五九五'000	五九五'000	一八八〇'四〇六

銀行　比島に於ける銀行を列擧すれば左の如くである。

一、比律賓國立銀行(Philippine National Bank)

當地の中央銀行とも稱せらるべきものであつて、官金公金を取扱ひ且紙幣發行權を有する。支店所在地―バコロッド・イロイロ・カバナトアン・ルセナ・レガスピー・セブー・ダバオ・ダグーパン・紐育

外國銀行の中目下營業してゐるものに次の四行がある。

喳打銀行(Chartered Bank of India, Australia & China)

香上銀行(Hongkong & Shanghai Banking Corporation)

國際合同銀行(International Banking Corporation)

横濱正金銀行(Yokohama Specie Bank)

右の中前二者は英國系統であつて、各一八七〇年代に設立せられ最も古く

より活動し、嘗ては政府の公金を取扱ひ、又其の獨占地位を利用して爲替相場を左右する等偉大なる勢力を振つた事があつた。

米國系の國際合同銀行の設立は遙に之に遲れ、一九〇二年で我が正金銀行が當地に支店を開設したのは一九一八年で更に近年の事に屬する。

之等外國銀行は悉く世界的有力銀行であるから、其の勢力は比律賓銀行を遙に凌駕し、殊に輸出入關係に於て然るを見るのである。

其他の金融機關　銀行以外の金融機關としては支那商ティカムコソプリノ(Ty Comco Sobrino)其の他出稼支那人の鄉里送金を取扱つて居るものがある。又質屋の數は頗る多い。日本人間の金融機關としては馬尼剌信用組合最近設立を見たるも、未だ其の機能を充分に發揮するに至らず、賴母子講は盛んに行はれて居る。

金利　當地には所謂金融市場なるもの存在せず、株式或は物産の取引所は固よりコールマネー取引の如きも全然ない。且銀行間は自由競爭であつて預金利率等は別に協定することなく、中央銀行又存在せず、爲めに標準的金利割引歩合を求むるは困難であるが、大體左記の如くである。

一、當座預金　二分五厘—三分
二、特別當座預金　四分—四分五厘
三、定期預金　五分五厘—六分
四、通知預金　三分

銀行に依つて左記利率より五厘内外高率を附するものもある。又貸出利率は

一、當座貸越　八分—九分
二、割引手形　一割—一割二歩
三、輸出前貸　八分—九分(輸出品買附資金として融通するもの)

右は馬尼剌に於ける銀行利率の大體を示したものであるが、富裕なる比島人は一般に貴金屬を多く所有し、金融を計る習慣あり。其の利率は無論高率である。地方に於ては今尙利息代りとして農作物其の他を支拂に充てることがあり、其の割合は利廻二割五分を最低とし、最高十割にも及ぶと云ふ。

爲替取組の方法

一、輸出爲替は大部分信用狀又は信用指圖書に依り振出される。期間は一覽後六十日拂のもの最も多い。又手形金額は先方貨幣を以て表示するもの大部分であつて、比貨を以て額面金額とする所謂利附手形は極めて小額である。

二、輸入爲替は之に反し殊に日本よりの輸入の場合の如き大部分圓貨の利付手形である。期限は一覽後三十日乃至六十日拂のものが普通であつて、條件はD/A手形(手形引受と同時に船積書類を手形名宛人に交付するもの)が、D/P(手形支拂後に非れば船積書類を手形名宛人に交付せざるもの)より遙かに多い。

三、此の外に其の金額比較的多いのは出稼人の鄉里送金であつて、其の方法に普通二種ある。卽ち口頭を以て直接銀行に申込むものと、郵便爲替を利用するもの之である。更に急を要する場合は銀行に電信爲替を送り、同時に電報を以て之が轉送方を依賴する。

金融に關する法制及慣習　金融に關する慣習に就ては以上各項に於て記述せる外特記すべきものはない。金融に關する法制としては西班牙領有時代の商法の外、米領となつて以來制定された會社法(Law of Corporation)・流通證券法(The Negotiable Insurance Law)・倉庫領收證法(The Warehouse Receipt Law)・金利法(法律第二六五五號)がある。内特殊のものは最後の金利法であつて高利貸の制限を目的として居る。

産業一般

總說　西班牙領時代に於ける比律賓産業の發達は實に遲々たるものにして、本格的發展を遂げるに至つたのは米領になつてからの事である。勿論西班牙時代と雖産業開發には盡力したであらうが、其の領有末葉に於ける僧侶對官吏の葛藤の結果資源の開發は立遲れざるを得なかつた。米領となつてからは、各州に農業學校を設立したり又試驗園を設けたりして大いに産業を助成し、殊に農業方面に著しい進歩を遂げたのである。

比律賓は地位恰も亞細亞貿易に對する絶好の配給地であり、加ふるに地味豐饒にして所謂熱帶植物の栽培に適し、且水産・鑛物資源にも乏しくないが而も尙各般の産業は未だ幼稚の域を脫して居らぬ。此の天惠にして普く利用せられ又比島原料品が加工せられて、近接の諸國に輸出せられる事になれば地の利に於て歐米諸國の商品と競爭する事は難事ではない。然るに現在比律賓は原料糖の如きは米國にどし〳〵輸出して居るに拘はらず、精製糖に對しては米國人よりも高價を支拂つて居る有樣である。

比島が斯くの如く産業上自然の好條件を具備して居りながら、其の進歩の見るべきものがない原因は、資本の缺乏と島民の企業心旺盛ならざることに歸せらるべきであらう。比島人は外資を輸入するに非ざれば、迅速に富源の開發を計り得ない實情を能く知つて居り、資本の缺乏は外資の輸入に俟つべしと提唱する識者もあるが、之は必ずしも徹底的のものではない。

比島政治家中には、比島開發は比島民の手に依るべしと云ふ思想を頗る露骨に發表し、米國其の他の外國資本家に危惧の念を與へて居る。勿論此の樣な現象は比律賓刻下の國情としては當然生ずべき傾向であらう。何故ならば比島政治家中には外資輸入の結果は將來比島獨立の曉、何等かの累を招來しはせぬかと心痛するがためである。之も一面の道理はあるが、一國獨立の要素たる産業の開發を無視する事も出來ない。比島民の外資に對する稍々一致せる國論とも見るべきものを要言すれば、土地を基調とする農業以外の産業投資は大いに歡迎すると言ふにあるが、概して製造工業其の他の産業は農業の發展に附隨するのが順序であるから、所謂外資歡迎も成果は覺束ない感がある。米國の比島に獨立を許さぬ理由は、比島の經濟的發展の不十分なるに歸して居る。世界に生産する諸穀の七割を消費する北米合衆國は、之が供給を自國領土内に求めんとして焦慮しつゝあつたが、近來比島の地味氣候共に護謨の栽培に適當なる事に著目せるも、比島公有土地法が大規模の産業投資に不便なるを見て之が修正を要求して居る。けれども米人の大々的農業投資は結局獨立問題の障害たるべしとして、比島政治家は猛烈に反對して居る。此の問題の歸着點は果して如何であるか輕々には豫斷を許さない。唯今後の推移に俟つの外はない。

左に一九二七年各州別投資表及一九二六年一月一日現在に於ける各州別土地分類表を掲げる。

第三四表　一九二七年各州別投資額表

出所＝一九二七年比島統計局報

州名	農業	鑛業	其他	商業	製造業	其他	合計
	比	比	比	比	比	比	比
Agusan	二二、二一〇						二二、二一〇
Albay	一五九、一〇〇			八九、一〇			一五八、一一〇
Antique	一四五、〇〇〇						一四五、〇〇〇
Bohol	一三三、〇〇〇					二四五、〇	一五七、〇〇〇
Bukidnon	二一、〇〇〇						二一、〇〇〇
Bulacan	二一、〇〇〇			二三五、〇〇		一、〇〇〇	一五六、〇〇〇
Cagayan	二四〇、〇〇〇						二四〇、〇〇〇
Camarines Norte	四九、一						四九、一
Camarines Sur	一三五、四八一						一三五、四八一
Capiz	一八、〇〇〇			二七、〇〇			二〇、〇〇〇
Cavite	一五、八一〇			一〇、〇〇〇			二五、八一〇
Cebu	一〇、〇〇〇			六〇、九〇〇		五一、九五〇	七四、〇一三
Cotabato	三五、七〇〇			一、〇一〇			三六、七一〇
Davao	一五、〇〇〇			一〇、五〇〇		四五、一〇	三〇、〇一〇

州名	総面積	商業林 面積	商業林 %	非商業林 面積	非商業林 %	耕作地 面積	耕作地 %	草地及未耕作地 面積	草地及未耕作地 %	マングローブ沼澤地 面積	マングローブ沼澤地 %	未探險地 面積	未探險地 %
Abra	三六'〇三五	一五'七〇三	四六·三	三三'九一〇	八·九	一四'一五〇	三·七	一五'六四〇	四·一	—	—	—	—
Agusan	一'一一一'四六	九六'一'三五	八·五	七四'九六五	六·三	五七'七三五	一·三	一四'六五五	三·三	一三'八一一	〇·三	—	—
Albay	三九'九三五	一六'三五〇	四一·四	一〇一'六四〇	二五·四	一一'七四九	三·四	一三'七三四	三·五	一'三六〇	〇·三	—	—
Antique	一三'八四五	一三'八三〇	一〇·八	四六'五五五	三七·七	三〇'六三五	二·五	一五'六一九	五·五	〇〇六	〇·三	—	—
Bataan	一一四'三一〇	六一'〇〇〇	五六·〇	一〇'四六〇	八·二	三'二一四	一·八	一'七九〇	一·三	一'七九八	一·三	—	—
Batanes	一九'一六六	二'一五九〇	一三·五	四'五四〇	二一·一	三五'八七	一八·七	八'三五九	四六·七	—	—	—	—
Batangas	三一六'九五〇	三一'六六〇	一〇·三	六四'〇〇五	一九·五	一一'三七〇	三·一	一一'七七五	三六·〇	三〇〇	〇·一	—	—
Bohol	三七七'八一四	八三'〇〇〇	二一·四	一六'七三〇	四·二	一〇'八六〇	二·七	一三'七三四	三·七	一三'五一〇	三·四	—	—
Bukidnon	八一一'八七五	三一六'七〇五	三九·八	三一'九一八	四·〇	一九'五八〇	二·四	三七'四三五	三四·〇	—	—	一K'〇一八	一·八
Bulacan	一K〇'八一四	七四'三五五	三〇·四	三六'七七五	一四·一	一一三'四七〇	四·一	三'八六五	一一·三	一一〇	〇·一	—	—
Cagayan	七六'八一四	三八'七六五	四二·八	四四'三六八	五·八	一〇一'一四三	一三·六	一四四'〇五六	一七·一	一〇'六四三	一·四	—	—

州名	総面積	商業林 面積	商業林 %	非商業林 面積	非商業林 %	耕作地 面積	耕作地 %	草地及未耕作地 面積	草地及未耕作地 %	マングローブ沼澤地 面積	マングローブ沼澤地 %	未探險地 面積	未探險地 %
Camarines Norte	一一〇一'八〇〇	一四〇'一一〇	六三·五	三六'三八〇	一七·一	一一〇'八一四	一〇·三	四八〇	〇·四	一'八一六	〇·七	—	—
Camarines Sur	三四六'八〇七	一四三'八六六	三六·一	一〇四'一九五	一七·七	一四一'九一七	一一·六	七一'六四一	一七·一	四'〇七六	〇·七	—	—
Capiz	四四一'八六〇	五〇'四一〇	一一·四	七四'四〇〇	一七·三	六八'一三〇	一一·七	七四'八〇〇	一八·一	一一四'一四〇	五·一	—	—
Cavite	一一〇'一六六	一一'一一三	七·三	八'八六五	八·一	四八'八一五	四〇·七	五〇'一一四	四一·八	—	—	—	—
Cebu	四八三'三五三	一三四'〇〇〇	四·七	三四三'四五五	七·一	一〇八'〇一五	四三·〇	一一四'九六〇	四四·四	三'四一三	〇·七	—	—
Cotabato	一一'四五一'六八〇	一'六六〇'三四〇	七六·七	三九'六八五	一·八	一四'一三〇	〇·六	七一'六四〇	一一·七	一'七一五	〇·一	四〇一'八八〇	一八·一
Davao	一'七三八'八七四	一'〇八三'六八一	五四·八	七一'七三七	三八·七	一〇八'五六七	五·六	四八'四三五	二·八	八'一一四	〇·四	—	—
Ilocos Norte	三四四'八六七	一〇三'七一七	三一·〇	四一'八四五	一一·五	六四'五七〇	一七·六	一一三'七五五	三六·七	—	—	—	—
Ilocos Sur	一一八'三五八一	三三'八〇〇	一〇·三	一'八六〇	〇·七	八四'〇〇三	三一·九	一一四'〇八八	四七·一	—	—	—	—
Iloilo	三一八'八三八〇	三八'四三五	七·三	四一'七三〇	七·五	一四三'三八五	一七·五	一三一'八五〇	一五·三	六'八四三	一·七	—	—
Isabela	一'〇四五'四六八	六四五'一八〇	六一·四	六'五六八	〇·六	一七三'八六〇	一八·三	一一〇四'四八〇	一三·六	—	—	—	—
Laguna	一八六'九五八	一一八'八三六	一五·四	四〇'三四四	一一·七	六七'七六八	三六·三	四五'七四〇	一一·六	—	—	—	—
Lanao	六一一'九五六	三五三'一四五	六四·三	一一三'九七〇	四·一一	九'〇八〇	一·一	五〇'七一〇	八·四	九'〇一五	一·五	一一四'〇〇六	一一〇·一
La Union	一四〇'七一九	九一六	〇·七	五'三四五	四·三	四三'三四〇	三五·七	七四'八〇八	五六·三	—	—	—	—
Leyte	七七八'一五五	三六八'八六〇	五〇·〇	四七'五一八	六·一	一一〇四'〇一六	一六·三	一一四'一四四	一七·〇	四四四七	〇·六	—	—
Marinduque	九一'一一四	一〇'〇八〇	一〇·九	一三'九一〇	一三·一	三〇'八六〇	三三·五	三五'八四〇	三六·一	一'一四〇	一·四	—	—
Masbate	四〇〇'一五五	一三九'四九八	三四·八	三'〇一一	〇·七	四一'三四八	一〇·四	一一〇'九六一	四一·七	三'一一四	一·一	—	—
Mindoro	一'〇一九'四一四	四九'一六六	四·〇	一四六'四五六	一四·四	一七'七一六	一·七	三四'一九五	三四·七	一四'九六六	一·四	—	—
Misamis	四六七'一一三〇	一一七'四七一	五九·〇	六四五	〇·一一	一〇'三一四	一一·一	一四'八四四	三·一	一四'一〇五	三·四	一四〇'一五〇	三一·一
Mountain	一'四六〇'六一一	六七六'七四四	五九·一	四'〇九五	〇·三	三三'四六〇	一一·三	五六'一五一	三七·一	—	—	—	—
Nueva Ecija	五三五'八七一	一八〇'八三五	三五·六	一六四'四七九	三四·五	六四'四四四	一一·一	九五'三七七	一七·八	—	—	—	—
Nueva Vizcaya	九一四'一一七〇	七一四'一八〇	七八·一	六四'一一〇	六·七	一三'四八〇	三·一	一五四'〇七〇	一八·六	—	—	—	—
Occidental Negros	八〇六'三一五	三八三'一〇五	四七·三	一八'五〇	一·一	一五五'九三五	一八·三	一四一'七四〇	一七·〇	四〇〇	〇·一	—	—
Oriental Negros	四六一'八一八	一四一'三四五	三一·一	四〇'七一〇	六·一	八六'九一〇	一八·三	一一八'四七四	一四·一	一'〇八〇	〇·一	—	—
Palawan	一'四五五'三一一	一'一一八'五六五	八六·一	六八'六一〇	四·一	四〇'一一〇	一一·八	六四'〇八八	一四·四	六四一	〇·五	—	—
Pampanga	一一一'一五七	一九'五五五	九·一	一七'七五五	一四·〇	一〇八'九五四	四五·七	五九'六一一	二四·一	一八〇	〇·一	—	—
Pangasinan	五〇四'四六六	九一'〇一六	一八·一	六〇'八五五	一八·〇	一八'三四四	三六·八	一三一'七四四	二六·一	四'四二八	〇·九	—	—
Rizal	一四六'四六七	八七'五一〇	三七·〇	一八'一三〇	一一·九	三四'一〇七	一四·五	八六'八一〇	三六·八	—	—	—	—
Romblon	一一八'七一四	八七'五一〇	四八·七	四八'七四〇	一八·四	一四'八五〇	一八·五	三五'七四六	一七·八	七八〇	〇·六	—	—
Samar	一'三五五'八〇六	六八一'三八六	六五·〇	一九'六〇三	一四·五	一八'六八〇	一三·六	六八'四五五	五·一	一四六'八三一	一·八	—	—
Sorsogon	一八六'八一一	一一七'七八	一四·七	五〇'八四〇	三八·九	一〇一'八一一	五三·九	六'一四〇	三·三	一'一一一	一·一	—	—

州名					
Occidental Negros	一四〇'〇〇〇	—	一〇'〇〇〇	三'一一〇	一六'三一一〇
Pampanga	—	七'〇〇〇	一〇'三〇〇	—	一七'三〇〇
Pangasinan	—	一九'六〇〇	一一'七〇〇	一〇'一〇〇	四一'七六〇〇
Rizal	—	三八'七三五	三八'七三五	三〇'四一〇	九九'八七〇
Romblon	—	一三'七三〇〇	—	—	一三'七三〇〇
Samar	—	一五'四〇〇〇	八'〇〇〇	三〇〇	一六'三四〇〇
Sorsogon	—	一一'四〇〇	一一'〇〇〇	—	一三'四〇〇
Surigao	—	一八'〇〇〇	—	—	一八'〇〇〇
Tarlac	—	一'〇〇〇	四'三五〇	—	五'三五〇
Tayabas	—	三一'四三五	四五'三五	一'〇〇〇	三六'四三八
Zamboanga	一一'九四〇〇	三三四'三四四	—	—	四五'三五四
合計	一'〇三八'四一〇	一〇'九四一'六八一	三四'三三'五〇	三一五'四八五	一五'七八'九三七

第三五表　各州別土地分類表（一九二六年一月一日現在）

面積ノ単位ハ一エーカー＝〇・四〇四七ヘクタール

農業

總說

比律賓群島は農業國である。此島は農業を以て其の立國の基さしてゐる。卽ち此島輸出貿易の約九割迄は農産物である。一九三〇年に於て砂糖は輸出總額の三九%、椰子油は一四%、麻尼剌麻は一四%、コプラ一〇%、煙草五%に及び、主要農産物のみで輸出總額の約八一%を占めて居るのである。此の外に米・マイ等重要農産に入れらるべきものはあるが、漸く國内消費を充たすに止まり未だ貿易品としての地位を占むるに至らぬ。

言ではない。此の外に米・マイ等重要農産に入れらるべきものはあるが、漸く國内消費を充たすに止まり未だ貿易品としての地位を占むるに至らぬ。

すれば次の如くである。

第三六表　主要農産物耕作面積及生産額國係表

年度（六月末）	植付面積（ヘクタール）	收穫數量（千瓲）	收穫當リ平均一ヘクタール當リ收穫量（瓲）	價額（比ペソ）
水稻（ヘ）				
一九九九年（ト）	二、七三五、〇〇〇	一、九〇三、〇三一	一、一三八	一九、三七二、〇一〇
一九九九年	二、七五六、〇〇〇	一、九〇四、四五〇	一、一一〇	一九、四〇四、一一〇
二〇〇〇年	二、七五六、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇	一九、四〇〇、〇〇〇
二〇〇一年	二、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇	一九、四〇〇、〇〇〇
二〇〇二年	二、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇	一九、四〇〇、〇〇〇
馬尼剌麻				
一九九九年（ト）	四七七、〇〇〇	二、〇三四、〇〇〇	四二五	二、〇三四、〇〇〇
一九九九年	四七七、〇〇〇	二、〇三四、〇〇〇	四二五	二、〇三四、〇〇〇
二〇〇〇年	四七七、〇〇〇	二、〇三四、〇〇〇	四二五	二、〇三四、〇〇〇
二〇〇一年	四七七、〇〇〇	二、〇三四、〇〇〇	四二五	二、〇三四、〇〇〇
二〇〇二年	四七七、〇〇〇	二、〇三四、〇〇〇	四二五	二、〇三四、〇〇〇
甘蔗（ホ）				
一九九九年（ト）	三五七、〇〇〇	二、七三六、〇〇〇	七、六五	一一、三五七、〇〇〇
一九九九年	三五七、〇〇〇	二、七三六、〇〇〇	七、六五	一一、三五七、〇〇〇
二〇〇〇年	三五七、〇〇〇	二、七三六、〇〇〇	七、六五	一一、三五七、〇〇〇
二〇〇一年	三五七、〇〇〇	二、七三六、〇〇〇	七、六五	一一、三五七、〇〇〇
二〇〇二年	三五七、〇〇〇	二、七三六、〇〇〇	七、六五	一一、三五七、〇〇〇

（ト）豫想數字　（ホ）一九三〇年度以後ノ數字ハ砂糖ノ數量ヲ示ス

農産局は比島農業實況の開發を進捗せしむる爲め、調査と實驗を行ひ、其の結果耕作の方法改良に就き必要なる情報を公表すると共に、新規にして有望なる農産物の栽培に關する情報を公表すると共に、新規にして有望なる農産物の栽培に關する情報を公表すると共に、新規にして有望なる農産物の栽培に關する

椰子實

年度	植付面積（ヘクタール）	數量（千粍）(二)	ヘクタール當平均收量（粍）	價額（比）(一)
一九二五年	七一、六三〇	四一、四〇三	五八六	一二、八九一、五九〇
一九二六年	七四、七九〇	四五、四四八	六〇八	一二、九四三、四六〇
一九二七年	八三、九七〇	五〇、二一六	五九八	一三、一八〇、八四〇
一九二八年	八〇、四〇〇	四六、一七九	五七四	九、三四七、四〇〇
一九二九年(ト)	八二、一六〇	四七、四一九	五七四	一〇、四〇五、三〇〇
一九三〇年				

煙草

年度	植付面積（ヘクタール）	數量（千粍）(三)	ヘクタール當平均收量（粍）	價額（比）(一)
一九二五年	七一、六三〇	四一、四〇三	五八五	一二、八九一、五九〇
一九二六年	七四、七九〇	四五、四四八	六〇八	一二、九四三、四六〇
一九二七年	八三、九七〇	五〇、二一六	五九八	一三、一八〇、八四〇
一九二八年	八〇、四〇〇	四六、一七九	五七四	九、三四七、四〇〇
一九二九年(ト)	八二、一六〇	四七、四一九	五七四	一〇、四〇五、三〇〇
一九三〇年				

玉蜀黍

年度	植付面積（ヘクタール）	數量（千粍）(三)	ヘクタール當平均收量（粍）	價額（比）(一)
一九二五年	五二三、〇〇〇	四四四、九五七	八五二	三〇、六六七、三五〇
一九二六年	五三三、五〇〇	四六二、三三四	八六六	三二、七三〇、〇〇〇
一九二七年	五一九、八〇〇	四六三、三三	八六六	三四、九七〇、〇〇〇
一九二八年	五一九、八〇〇	四二五、八五三	八一九	三二、〇四〇、〇〇〇
一九二九年(ト)	五一五、〇〇〇	三五六、二一八	六九二	二四、四二〇、〇〇〇
一九三〇年				

合計

年度	植付面積（ヘクタール）	價額（比）
一九二五年	三五四、一五〇	四九、一〇一、八〇〇
一九二六年	三六〇、八九〇	四五、八五三、四一〇
一九二七年	三六〇、四一〇	五〇、九四三、九八〇
一九二八年	三五八、八五〇	四七、九八二、一〇〇
一九二九年(ト)	三五八、八六〇	四九、七八二、七九〇
一九三〇年		

註

(イ)主要市場に於ける價額、砂糖の價額は砂糖以外の甘蔗産物の價額をも含む　(ロ)生産期に達せる面積當の平均收穫　(ハ)水稻一カバンは約四十四粍　(ニ)米噸＝千粍＝約一五・八擔　(ホ)パノーチヤ及糖菓等を含む粗糖の生産　(ヘ)内國産のみ　(ト)改訂する事あり　(チ)粉末及破片果實をも含む

既墾面積は三百六十八萬ヘクタールで、比島面積の一二・五%に當つて居る。尚農業用地として何時でも之に充當し得るものが、八百萬ヘクタールある。コタバト州のみで五十萬ヘクタールはある。ブキドノン州には略々同樣の土地がある。其の他サムボアンガ・ダバオ・パラワン・パナイ・レイテ・ネグロス・カガヤン・ビコール・中部呂宋・ミンドロ等十萬ヘクタールを超ゆる面積を有する州が多い。

土地拂下及租借　官有適農地の拂下を受け得る有資格者は

一　比律賓人或は米國人にして法定年齢に達せる者

二　比律賓或は米國の法律により設立せられ且比律賓島内に於ける營業を許可せられたる會社或は組合にして其の株式或は會社利害の六十一%以上が比律賓人及米國人によつて所有せらるゝもの

に限られて居る。而して土地所有の制限は前者は百ヘクタール、後者は千二十四ヘクタールにして、組合組織の場合は各組合員百ヘクタール迄の土地を所有する事を得るも、組合員合計拂下面積は千二十四ヘクタールを超える事を得ない。個人として土地拂下を禁じられて居る邦人が、官有地の拂下を受けんとする場合は第二の方法即ち米・比の資本六十一%を混へたる會社或は組合を設立して、土地を獲得するより方法はない。

次に官有地を租借し得る者の資格は拂下の場合と全然同樣である。而して其の租借年限は二十五箇年であるが、更に二十五箇年間の租借延期を申込む事を得る。又租借人にして租借地上に重要なる改良をなしたる時は、農務富源部長官の裁量により、引續き二十五箇年間の租借を許す事を得る。タバカに於ける邦人會社の大多數の土地は租借によるものである。

私人の土地を賣買或は貸入れる事は全く自由である。外に比律賓人或は米國人にして十八歳以上のもの或は家長は田宅地として十六ヘクタールの土地の拂下を受け得る權利を有する。

之より順次主要農産物につき記述する。

一　米

米作の沿革　米は比島の主要農産物の一つに數へられるものであるけれ共、現在では未だ全島の需要を充すことが出來ない。一九二六年迄は佛領印度支那・運羅等から輸入するもの百萬袋を下らなかつたが、一九二七年には未曾有の增收を見、輸入は二十萬袋位であつた。一九二一年には殆ど島内の需要に應じ得る程であつたが、人口の增加と耕作面積が減つたため、漸次輸入額が增加した。米西戰爭の前には比島米は重要輸出品の一つであつたけれ共、馬尼剌麻・砂糖・煙草のやうに比較的純益の多い農作物が勃興したので、米の産額は年々減退するようになつた。最初亞細亞の東南部で充分發育すること

椰子産物

年度	植付面積（ヘクタール）	植付樹數（本）	結實樹數（本）	收穫果數（千箇）	食用果數(チ)（千箇）	ヘクタール當平均收量（箇）	コプラ（千粍）	油(ヘ)（千粍）	ト　バ	食用に供せられたる椰子實の價額(イ)（比）
一九二五年	四七二、〇五〇	八九、六三五、七七〇	五三、二六五、八五〇	一五八、五一九	二一〇、六七八	三三五七	三六二、二三〇	一八四	八七、二五二	七二、四七〇、九六〇
一九二六年	四八五、〇三〇	九二、九〇八、七七〇	五四、六四二、四三〇	一六七、三七九	一四八、七五九	三三五五	三六、六二九	一六五	九九、〇〇二	八一、三九五、九二〇
一九二七年	五〇、〇一〇	九四、八七七、四〇〇	五四、四一三、四三〇	一六八、〇〇〇	一四八、〇〇〇	三六〇〇	四三、二六六	一八二	一〇三、七七三	八一、九五五、九二〇
一九二八年	五一五、一〇〇	九八、〇五六、三三〇	五八、四一三、四三〇	一七八、〇〇〇	一五八、〇〇〇	三四〇〇	四三、二六六	一七九	一〇二、七七三	八五、四〇八、三三〇
一九二九年(ト)	五三一、四〇〇	一〇一、五七七、〇三〇	六五、〇八二、八〇〇	一八三、四〇〇	一六三、〇〇〇	三四〇〇	四四、〇九一	一七九	一〇五、七四七	八九、〇三二、一一〇
一九三〇年										

珈琲

年度	植付面積（ヘクタール）	數量（千粍）(三)	ヘクタール當平均收量（粍）	價額（比）(一)
一九二五年	九三〇	二一、八	二三、四	一、八九二、〇〇〇
一九二六年	一、〇〇〇	二三、五	二三、五	一、九〇〇、〇〇〇
一九二七年	一、〇〇〇	二三、五	二三、五	一、九〇〇、〇〇〇
一九二八年	一、〇〇〇	二三、五	二三、五	一、九〇〇、〇〇〇
一九二九年(ト)	一、〇〇〇	二三、五	二三、五	一、九〇〇、〇〇〇
一九三〇年				

マゲイ

年度	植付面積（ヘクタール）	數量（千粍）(三)	ヘクタール當平均收量（粍）	價額（比）(一)
一九二五年	三一、一〇〇	二八、八四二	一、二五八	五、八八二、五三〇
一九二六年	三三、三五〇	二五、三二五	一、〇〇三	五、〇三六、二五〇
一九二七年	三四、〇〇〇	一九、九九三	七九六	三、八三八、四九〇
一九二八年	三五、六三〇	一九、五一八	七三〇	三、六八一、一三〇
一九二九年(ト)	三七、二六〇	二一、二六二	七三	三、三五八、〇三〇
一九三〇年				

ココア

年度	植付面積（ヘクタール）	數量（千粍）(三)	ヘクタール當平均收量（粍）	價額（比）(一)
一九二五年	一、四〇〇	一、一二	七九四	一、八九二、〇〇〇
一九二六年	一、四一〇	一、一二	七九六	一、九〇〇、〇〇〇
一九二七年	一、四三〇	一、一三	七九七	一、九〇〇、〇〇〇
一九二八年	一、四一〇	一、一三	七九七	一、九〇〇、〇〇〇
一九二九年(ト)	一、四一〇	一、一三	七九七	一、九〇〇、〇〇〇
一九三〇年				

を確められた米作は、亞熱帶を過ぎて熱帶地に入り込んで來た。そうして比島でもきつと充分の收穫があると見込をつけて馬來人が耕作しはじめたのが米作の初めで以來長足の進歩をしたものである。今日米食人の數は世界全人口の半を超え、殊に米粉は洗濯用糊粉として世界各國用ひない所はなく、醸酵させて酒精飲料にもなる。藁に家畜の糧秣となり、糠は豚・牛・馬等の飼料となり、又は之を食する人種もある。

生産地・耕作面積・耕作方法・生産額　比島内何れの州でも米の出來ない所は無いが、馬尼剌の北部に展開する平原が一番優良米を産するので誰云ふとなく此の土地を呼んで「比島の穀倉」といふ。一九二八年の産出高により、主要産米州を擧げるとヌエバエシハ・パンガシナン・タルラック・イロイロ・アラカン・パムパンガ・カピス・イロコスノルテ・カマリネススール等で、中部呂宋の各州が主で、其れだけで全産米の過半を占めて居るのである。

今前掲主要各州の一九二八年六月三十日を期末とせる一年間に於ける耕作面積・收穫收量及ヘクタール當平均收穫を擧げると次の如し（玄米二・〇五三五七カバンは精米一カバン卽ち五七・五瓲に相當する）。

出所＝同前表

第三七表　各州別産米收穫量比較表

州名	耕作面積（ヘクタール）	收量（カバン）	ヘクタール當り平均收量（瓲）
Nueva Ecija	二〇五、八九九・〇	八、八七七、〇〇〇	二〇五・八
Pangasinan	二〇五、五三〇・〇	七、六一七、五〇〇	一四三・三
Tarlac	八一、九二〇・〇	二、六六六、一〇〇	一四一・九
Iloilo	二四八、八〇〇・〇	二四五、一〇〇、〇〇〇	八九七・一
Bulacan	六七、三一〇・〇	七、二一七、二〇〇	一三二・八
Pampanga	七二、一一〇・〇	七、八一〇、九〇〇	一二一・四
Capiz	六八、二八〇・〇	一、八一六、九〇〇	一四一・三
Ilocos Norte	六三、二四〇・〇	一、四一四、四〇〇	九七・七
Camarines Sur	四七、六二〇・〇	一、一〇〇、八〇〇	一二一・〇

耕作も大農法で全般に機械を使はうとの試みがあつたが、低地米田は泥深く而も粘著力が強くて到底機械を用ふることが出來ないため、今日では人力的耕作法を採らなければならぬ土地が多い。目下灌漑工事を急いで居る地方が完成したならば、米産額の增加するのは勿論、河川氾濫のため被る損害が殆どなくなるであらうから、各地の需要を充した餘りを輸出することは遠い未來の事ではなからうと思はれる。次に過去五年間に於ける比律賓米消費量を見ると左の如くである。

出所＝同前表

第三八表　米消費量連年比較表

年度	内國生産 總量	内國生産 輸出	内國生産 内國消費に供せらるべき量	外國 輸入	輸出 純輸入	總量	一人當 消費
一九二五年	一二、二八、二三五、六八九	二八七、三六五	一一、二七、九六八、三二四	一〇一、一九八、九七〇	二四、九五四、九五四	一二七、一二三、九二四	瓲
一九二六年	一三、三七、八四〇、九三〇	五一八、四九九	一三、三七、三二四、四一	七〇、四八三、九一〇	六五	一三、四四、三七、九三四	瓲
一九二七年	一三、八五、〇一三、	七四、二八〇	一三、七七、五八九、五三	一二、五一二、八六〇	八五七	一三、九〇、一〇二、三九三	瓲
一九二八年	一三、九七、九四、五七三	九〇二、二五一	一三、八六、九二、三二八	四三、七五七、一〇五	四七四	一三、九三、六八二、九二二	瓲
一九二九年	一三、九四、〇一〇、一七〇	三五八、二一四	一三、六三、六八二、九五六	一一、六二、〇五、二七〇	一二、七五	一三、七四、七一〇、二七〇	瓲

廣大な沃野と豐潤なる土壤を有し、其の上に地理的位置の恩寵を被つて二囘作の可能であるに拘はらず年々多額の輸入を見るのは全く島民が充分之に對する興味を持たないのと、生活狀態が米作の發達を强要しないが爲めで、耕作法及收穫法の研究改良が好結果を齎

註　本表の米は精米四三五、一二三九、一九二九年の數字は推算である

す一例として、パンガシナン州サンタマリヤ村エスペランサ耕地支配人による試驗を農務局で發表したのを見ると、一九二二年七月耕地内に灌漑設備を施し内二ヘクタールを選び、三類カリボと稱する顆なし稻と地方に出來る稻とを、各一ヘクタールに植付け、同樣の耕作法を施して愈々收穫期になつた所が、前者の七十カバンに對し後者は四十五カバンに過ぎなかつた。若し種子の選擇と灌漑とに充分の注意を拂ふならば、耕地は少しも擴張しないでも今日の收穫の五割を增し得ることは確實で、更に耕地を增大したならば將來收穫は一層增加し、國内消費を充すは勿論餘剩米を輸出し得るに至るであらう。

二　砂糖

産地・耕作面積・生産額・品種　砂糖は比島の重要四作物中米に亞ぐもので、四十八州中三十二州は何處へ甘蔗を植えても繁茂しない所はない。其の中最も知られて居るものは、西部ネグロス・パムパンガ・バタンガス・東部ネグロス・ラグーナ・イロイロ・タルラック・カピスの六州である。ネグロス島は砂糖生産の中心地で、殊に西部地方は他に比類のない沃土である。比島に於ける甘蔗の栽培は近年長足の進歩を見たのである。卽ち一九二八年には米・アバカ・古々椰子に次で第四位にあり、當時二〇五、五〇〇ヘクタールの耕作面積で、生産額四千百十六萬比であつたものが、一九二八年に於ては耕作面積二五七、七〇〇ヘクタールに達するに至つた。

今各地に試作中のものは、印度・爪哇・濠洲・布哇・加州・西印度其の他から移入したもので、移入前のものではネグロス藍色・セブー藍色・パムパンガ藍色・ルソン藍色の四種があつた。今後最も適當と思はれるものはブリダル・ニウギニア二十四番・布哇一〇九番・イエロカレドニア等である。

今一九二八年六月末を期末とする一年間の比島内に於ける主要産甘蔗州の耕作面積・收穫收量及ヘクタール當り收穫數量を擧げれば次の如くである。

出所＝同前表

第三九表　主要生産州別甘蔗耕作面積及收量表

州名	耕作面積（ヘクタール）	收量	ヘクタール當り平均收量（瓲）
Occidental Negros	三七、四二六、一六三・五	瓲	四七五七
Pampanga	八九、三五二、〇一〇		二七〇二
Batangas	四〇、八三一、六七〇		一、九九九
Oriental Negros	三四、三八六、四〇〇		五四〇六
Laguna	三二、五三一、一七		三二、八
Iloilo	二九、五七四、四三五		二、六八〇
Tarlac	二五、九五五、二七〇		二、七九
Capiz	一四、四八五、五一五		三、六七七

輸出　砂糖は現在輸出品の大宗にして、次表に示すが如く其の三分の一を占むる重要品である。仕向地は、主として北米合衆國であるが、西班牙・香港及日本にも相當輸出される。今最近五年間の砂糖の輸出及米國向輸出統計を示せば左の如くである。

出所＝各年比島開發局年報

第四〇表　砂糖輸出額連年比較表

年度	輸出數量	輸出價額	噸當平均價格	輸出總額に對する割合	米國向 數量	米國向 價額
一九二六年	瓲 四四一、三三一、五五五	比 六四、四五九、二八八	比 一四八・〇九	% 二四	瓲 三四一、三〇五、八五五	比 五八、三二四、三六八

年			
一九一一年	五五,三三四,〇〇〇	一〇〇,五一七,一九	一八一,八〇	三三	四〇,八三七,一四〇	九五,七三九,三三
一九一九年	五五,三七三,六六八	九五,〇八五,七九	一五八,八四	三三,一	四一,三四一,五一〇	九一,三三四,五五
一九二二年	六四,五七八,一四六	一〇六,〇九一,九一	一五五,〇三五	三五	四〇,九三七,一四一	一〇四,三〇九,八五
一九二八年	七四,九六〇,〇一一	一〇四,〇一一,一四一	一四四,〇三五	三五	四〇,八六〇,〇四〇	一〇四,〇三一,四五

而して比島内に於ける製糖工場名其の他必要事項に就ての表を掲ぐれば次の通りである。

第四一表　各製糖會社工場所在地・能力・生産高一覽表

昭和一九二九年比島糖業調査

工場名	工場所在地	工場所有者（國籍）	日當能力（甘蔗噸）	作業開始年	生産量 一九二八年	生産量 一九二九年
Arayat	Pampanga	Mount Arayat Sugar Co. (F)	五〇〇	一九二八	三五,〇〇〇	六〇,〇〇〇
Asturias	Capiz	Asturias Sugar Central, Inc. (S)	六〇〇	一九二一	一二,三五三	一五,三一五
Bacolod-Murcia (Bacolod)	Occidental Negros	Bacolod-Murcia Milling Co., Inc. (F)	一一,五〇〇	一九一〇	四一,五四〇	三五,一〇七
Bais	Oriental Negros	Central Azucarera de Bais (S)	一,五〇〇	一九二九	一七,一〇六	二六,二九五
Balanga (e)	Bataan	Bataan Sugar Co. (A-F)	一〇〇	一九二三	一,〇〇三	一,五一〇
Bamban	Tarlac	Central Luzon Milling Co. (V)	一,五〇〇	一九二三	一一,四五〇	一〇,五七五
Barotac (Santos)	Iloilo	Santos-Lopez Central (F)	二五〇	一九二五	—	六,五〇六
Bearin (Kabankalan)	Occidental Negros	Kabankalan Sugar Co. (S-F)	五〇〇	一九二五	一〇,四六一	一二,〇〇〇
Binalbagan	do.	Binalbagan Estate, Inc. (F)	一一,六〇〇	一九一一	三五,四四〇	四二,四六一
Bogo	Cebu	Bogo-Medellin Co. (A)	四〇〇	一九二五	—	一,三五一
Cabiao (d)	Nueva Ecija	Nueva Ecija Sugar Mill (F)	一〇〇	一九二三	一,一三六	一,三四〇
Calamba (Canlubang)	Laguna	Calamba Sugar Estate (A)	三,〇〇〇	一九一四	四三,七五八	四〇,六一四
Calumpit (e)	Bulacan	Luzon Sugar Co. (A)	四一〇	一九二五	四,四〇〇	四,三六四
Carmen (Calatagan)	Batangas	Vda. de P. P. Roxas & Her. de A. R. Roxas (F)	五〇〇	一九二四	三,七一一	四,八六四
Cebu	Cebu	Cebu Sugar Co. (A)	六〇〇	一九一六	八,四四	一二,六三三
Danao (f)	Occidental Negros	Central Azucarera de Danao (V)	三五〇	一九二三	四,八七七	五,一四一
Del Carmen	Pampanga	Pampanga Sugar Mills (A)	一一,六〇〇	一九一八	五五,四三五	五四,七六〇
Don Pedro (Nasugbu)	Batangas	Vda. de P. P. Roxas & Her. de A. R. Roxas (F)	一四,〇〇〇	一九一一	一五,五三三	一九,六七一
El Real	Laguna	Philippine Sugar Estates Dev. Co. (S)	五五〇	一九一四	四,三三一	四,一一一
Escalante (De la Rama) (g)	Occidental Negros	Don Esteban de la Rama (F)	—	—	—	—
Isabela	do.	Isabela Sugar Co., Inc. (F)	一,六〇〇	一九二三	一,六五五	一,四四一
La Carlota	do.	Central Azucarera de la Carlota (S)	三,〇〇〇	一九二四	五,六七六	六,四三〇
Lumangub (Bago)	do.	Don Esteban de la Rama (F)	三〇〇	一九二三	四,三五九	一,三〇〇
Maao	do.	Maao Sugar Central Co., Inc. (F)	一一,五〇〇	一九二四	三一,一四七	三四,三五五
Mabalacat	Pampanga	Mabalacat Sugar Co. (A)	一〇〇	一九二一	三,〇〇〇	一,六四六
Manaoag (h)	Pangasinan	Pangasinan Sugar Co. (A)	一〇〇	一九二七	七二五	一,〇五五
Manapla	Occidental Negros	North Negros Sugar Co. (F)	一一,〇〇〇	一九一八	三七,五三五	四〇,〇〇〇
Murcia (Phœnix) (i)	Tarlac	First Luzon Farmers' Asso. (F)	—	—	—	—
Ormoc (Aboitiz)	Leyte	Ormoc Sugar Co. (S)	一五〇	一九二九	—	一,一〇一
Palma	Occidental Negros	Salvador Serra (S)	四〇〇	一九二六	七,三七六	八,三六六
Paniqui (Cojuangco)	Tarlac	Paniqui Sugar Mills, Inc. (F)	三五〇	一九二九	—	四,四四三
Pasudeco (San Fernando)	Pampanga	Pampanga Sugar Dev. Co., Inc. (F)	三,〇〇〇	一九一一	三四,一七一	三五,一四四
Pilar (Capiz)	Capiz	Central Azucarera de Pilar (V)	八〇〇	一九二四	九,三三三	九,八四八
Sagay (Lopez)	Occidental Negros	Lopez Milling Co. (F)	四〇〇	一九二七	三,九一八	八,一一一
San Carlos	do.	San Carlos Milling Co. (A)	一,六〇〇	一九一四	一七,三一八	一三,三一一
San Isidro	do.	Vibaurrazaga and Mota (S)	八〇〇	一九一四	八,七四八	八,四三〇
San José (Mindoro)	Mindoro	Mindoro Sugar Co. (A)	一,一〇〇	一九一〇	一〇,九一一	六,三三〇
Santa Cruz	Ilocos Sur	Central Azucarera de Ilocos Sur (F)	一五〇	一九二〇	(j) —	—
Sara-Ajuy	Iloilo	Sara-Ajuy Central (S)	六〇〇	一九二八	一,八一一	四,一三〇
Silay	Occidental Negros	Hawaiian-Philippine Co. (A)	一一,〇〇〇	一九一〇	四八,〇一三	四一,三五〇
Talisay	do.	Don Esteban de la Rama (F)	一〇〇	一九一一	一,〇一三	九四六
Talisay-Silay	do.	Talisay-Silay Milling Co., Inc. (F)	一一,五〇〇	一九一〇	三一,〇一〇	三一,三五五
Tarlac	Tarlac	Central Azucarera de Tarlac (S)	五,〇〇〇	一九二八	一六,七三三	一六,一〇五
Victorias	Occidental Negros	Victorias Milling Co., Inc. (F)	一,〇〇〇	一九一一	三〇,一三〇	三三,〇〇〇
Total			三〇,九一〇	—	七四,〇〇〇	七七,一三四

(a) 一日二十四時間操作　(b) 概算　(c) 從來 Crescent Milling Co. と稱せしもの　(d) 從來 Canlaon と稱せしもの　(e) 從來 Guanco と稱せしもの　(f) 從來 Escalente と稱せしもの　(g) Danao 參照　(h) 從來は St. Louis Oriental 及 Pangasinan Sugar Mill 所有　(i) 閉鎖せり　(j) 賃料なし　(A)—(F) 米國人所有　(F) 比律賓人所有　(S)—(F) 西班牙人所有　(S) 西班牙人所有　(V) 其他所有

三　古々椰子

産地・栽作面積・生産額・品種　椰子は其の名其の形共に熱帶地の象徴である。就中比島の椰子は世界に有名なもので、全世界需要額の約三〇%は實に

此の地の産である。土壌は石灰質に富み海岸線が長いため其の發育も完全で人工に依らないでも尙且相當の收穫がある。若しそれ多少の耕作を施したならば、必ず充分の收穫のあることは今改めて言ふの必要もない位である。高さは通常十六呎乃至三十五呎であるが、稀には百呎に及ぶものもある。種子は强靭の纖維質で出來て居る殼中にあり、種子には果肉と果汁とを充滿して居る。實の若い時は果汁ばかりで美味の飮料であるが、時日を經るに從つて果汁は果肉となり成熟して落ちるようになれば、殆ど脂肪質に富んだ果肉となつて終ふ。之が商業上最も價値あるコプラの原料で、高級石鹼・植物性バタ・製菓用原料となる。今日比島で椰子から造り出すものは、コプラ・コプラミール・古々椰子油及バター・椰子皮纖維・椰子酒・酢及細末椰子等である。コプラは椰子の果肉を天然乾燥又は人工乾燥したもので油の原料となる。コプラには三種の等級がある。天日乾燥を一級、燻煙乾燥又は腐敗したものを三級とし、二級品は運搬後更に乾燥を必要とする程度のものを云ふ。古々椰子油はコプラから搾取したもので、クリーム・ポマード其の他化粧品の原料となる。

根からはタンニンを産し、莖は地方で假橋を架ける材料として珍重され、葉掌は屋根に用ひられ、又臨時の日覆・雨具等をも作る。幼芽は食用に供ぜられ、外殼はブラシ・床磨きなどに用ひられる。內殼は水呑其の他種々の骨董品を作る材料となる。一九二九年には耕作面積五三一、〇四〇ヘクタール、植付樹數一〇一、五二七、〇三〇本であるから一ヘクタール一九二本の割に植付けてあることになる。耕作面積から見て米に次いで一第二位にある。群島內で主なる產地はタヤバス・ラグナ・セブー・ミサミス・サムボアンガ・サマール・アルバイ・レイテ・ボホール・ダバオ・東部ネグロスの諸州である。今主なる產州の一九二八年六月末を以て年度末とする一年內の耕作樹數・收穫箇數其の他を擧げれば次の如くである。

第四二表　主要生產州別古々椰子耕作樹數及收量表

出所＝國稅表

州名	耕作樹數	收穫箇數	採果樹一本當收量
	一九二七—二八年	千箇	個
Tayabas	一〇〇、五五六、六一〇	四二七、六七五	三六
Laguna	七二、六六三、三一〇	一〇五、九五〇	二九
Cebu	五九、二五、五一〇	一六、二五六	三二
Misamis	三二、四五、〇五〇	一〇、五四四	四一
Zamboanga	五三、三四、八五〇	九、五七二	四六
Samar	四四、六一〇、〇一〇	八五、八七六	二八
Albay	四〇、〇五、九二〇	八三、五〇四	二七
Leyte	二八三、二九〇	六、六六五	三一
Bohol		六、〇二四	三四

現在では椰子製品の生產額は主要農產品中米・甘蔗に次で第三位にある。輸出品では第二位を占めて居る。馬尼剌麻の市價は變動が多いけれども、椰子製品の相場は常に安定で而も販路は益々擴張されつゝあるから、浮沈の多い麻栽培に見切をつけて、椰子樹栽培に專念する者が追々と其の數を增した。而も今迄の半自然的栽培と異り、苗種を選み、栽培法にも改良が加へられて來たゝめ、結實數及果肉量も殖えて、結局數年後には馬尼剌麻を壓倒して了ふであらう。鱈ては砂糖をも凌駕し輸出の第一位を占めるであらう事は決して空想ではない。

輸出　次に最近五箇年間に於ける椰子製品（コプラ及椰子油）の輸出統計を示す。

第四三表　古々椰子油輸出高連年比較表

出所＝各年比島關稅局年報

年度	輸出數量	價額	噸當平均價格	比率	米國向輸出數量	價額	比率
	噸	千弗	弗	%	噸	千弗	%
一九二六年	一四〇、二八七	二八、五二三	二〇〇	一〇〇	一四、五八六	四八、五六七	一〇〇
一九二七年	一四〇、二八七	二八、五二三	二〇〇	一〇〇	一四、五八六	四八、五六七	一〇〇
一九二八年	一三七、一二八	二七、四五二	二〇〇	九八	一四、〇八六	四六、九〇四	九六
一九二九年	一三五、〇八四	二六、八四二	一九九	九六	一三、八七〇	四六、一〇四	九五
一九三〇年	一三一、二六一	二六、一七九	一九九	九四	一三、六二三	四五、三七九	九三
一九三一年	一二四、三〇〇	二四、七一三	一九九	八九	一〇、一四一	三四、六六五	七〇

第四四表　コプラ輸出高連年比較表

出所＝國稅表

年度	輸出數量	價額	噸當平均價格（輸出額を數量に割する割合）	比率	米國向輸出數量	價額	比率
	噸	千弗	弗	%	噸	千弗	%
一九二六年	一四〇、二八七	二八、五二三	二〇〇	一〇〇	一四、五八六	四八、五六七	一〇〇
一九二七年	一四〇、二八七	二八、五二三	二〇〇	一〇〇	一四、五八六	四八、五六七	一〇〇
一九二八年	一三七、一二八	二七、四五二	二〇〇	九八	一四、〇八六	四六、九〇四	九六
一九二九年	一三五、〇八四	二六、八四二	一九九	九六	一三、八七〇	四六、一〇四	九五
一九三〇年	一三一、二六一	二六、一七九	一九九	九四	一三、六二三	四五、三七九	九三
一九三一年	一二四、三〇〇	二四、七一三	一九九	八九	一〇、一四一	三四、六六五	七〇

四　煙草

沿革　比律賓に於ける煙草栽培の歷史を見るに、本栽培は可なり古くから行はれた樣である。十六世紀の頃には、既に比島產の煙草は主要物產の一つに數へられ、西班牙との貿易額も相當見るべきものがあつたが、一七八一年に、ホセバソンが所謂煙草獨占案を規定して、官營の期間約百年を經過したが、之が爲め煙草栽培は益々奬勵ぜられ、聊か衰退の徵があつた他の農作物を捨て、競ふて之に從つたゝめ政府の目的も充分達ぜられるようになつた。政府は更に玖瑪から斯道の老練家を招聘し煙草栽培法を一層改良、骨折つた甲斐あつて、世界何れの市場にも馬尼剌煙草を見ない所はないようになり、其の要求の聲は年一年と高まつて來てゐる。

合衆國が領有するに及んでは更に新市場を開拓することゝなり、米人も亦之を賞美することゝなつた。一九〇二年には僅か六九八、〇〇〇本の葉卷を輸出したものが、一九一二年には九千萬本となり、一九二九年には三億三千萬本を積出すことになつたのを見ても、その發達狀況の著しきことを知り得るであらう。

產地・耕作面積・生產額・品質　馬尼剌煙草はハバナに次いで世界でも有名な品質を有する。主として合衆國を顧客とするけれ共、日本への輸出量も漸次增進して居る。比律賓群島の中でも、呂宋の北部カガヤン・イサベラの二州が其の產地として古くから知られて居る。勿論總ての條件が具備して居るのではあるけれ共、特に年々雨水のため森林地方から押し流される沃土は、前記二州の平原に沖積して天然的施肥となり、從つて目下問題にされて居る施肥耕作も此處だけは何の懸念もなく、而も充分發育するに足る養分を吸收して成育したものは葉卷となり、或は葉の儘で世界何れの所にも見出される。馬尼剌麻の名と同じく馬尼剌煙草が比島を代表するものゝように考へられるのも無理はない。獨りカガヤン地方ばかりでなく、群島內何れの地方でも煙草の發育しない所はないが、只他の作物と比較して其の收益の程度を考へて見た時に、彼を取り此を捨てるのは止むを得ないことである。

ラウニオン・イロコスノルテ等も產額としては相當あり、特にラウニオン產スポット煙草は一般土民用として愛好されて居る。

然し其の栽培法は未だ初期のもので充分改良する點が多い。比島では、一エーカーに四千本の煙草を植付けるのを通例とする。葉は一枚々々成熟するに連れて摘み取り、長さ約一ヤールの竹に何枚となく貫き通し、之を吊して日光乾燥する。場合に依つては根元から切り取つて其の儘乾燥することもある。葉が充分乾燥するのを待つて之を堆く積み重れ、三、四日後溫熱の高くなつた頃竹を拔き取り、仲買人の手を經て、夫々味と香とに從ひ適當の工場に運ばれるのである。

今最近年間に於ける煙草工場數及其の製造高を擧げれば次の如くである。

第四五表　煙草製造工場數及製造高運年比較表

出所＝一九二九年比島農業調査

年度	葉巻煙草製造工場數		葉巻煙草製造高			紙巻煙草製造高		
		内地向	輸出向	合計		内地向	輸出向	合計
一九一一年	九九	一〇、九九八	三、三五九	一四、三五八千本		四四、八〇五千本	三、三五九千本	四四、五六四千本
一九一二年	九九	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九一三年	九九	一〇、七四〇	三、三五九	一四、〇九九		四四、一〇五	三、三五九	四四、四六四
一九一四年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九一五年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九一六年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九一七年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九一八年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九一九年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二〇年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二一年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二二年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二三年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二四年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二五年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二六年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二七年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一
一九二八年	八六	一〇、八五〇	三、三五九	一四、二〇九		四四、〇一二	三、三五九	四四、三七一

第四六表　主要生産州別煙草耕作面積及収量表

出所＝同前表

州名	耕作面積	収量	當ヘクタール平均収量
Isabera	二、〇七〇ヘクタール	二、一三〇噸	一、〇三〇キログラム
Pangasinan	一、三八〇	一、七三〇	一、二五〇
Cagayan	一、三七〇	一、七二〇	一、二五〇
La Union	八四〇	一、〇五〇	一、二五〇
Cebu	五七〇	七一〇	一、二五〇
Ilocos	四一〇	五一〇	一、二四〇
Occidental Negros	三八〇	四七〇	一、二四〇
Tlocos Norte	二四〇	三〇〇	一、二五〇

尚一九二九年に於ける耕作總面積は、前出表により明らかなる如く、八、三六二ヘクタールにして、收穫數量は四七、四一九六千瓲、價額一〇、四六三、〇五〇比さなつて居る。

第四七表　葉巻煙草輸出高運年比較表

出所＝各年比島税関局年報

年度	輸出				米國向	
	數量	價額	均一千本に對する價格	千本に對する割合	數量	價額
一九一一年	三五、〇七五千本	一一、三三五、七五七比	四五、七比	一〇〇%	九、三八五千本	一、〇五〇、一二五比
一九一二年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九一三年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九一四年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九一五年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九一六年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九一七年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九一八年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九一九年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二〇年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二一年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二二年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二三年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二四年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二五年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二六年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二七年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五
一九二八年	三四、七二〇	一一、三三五、七五七	四五、七	一〇〇	九、三八五	一、〇五〇、一二五

五　玉蜀黍

産地・耕作面積・生産額・品種　之は比島穀類作物中第二の重要なる地位を占めある。市價の低廉さ滋養價値より見て、何よりも安價な食料であるからである。耕作面積は一九二九年に於て重要物産の第三位を占め、各州到る所に生産され、取扱其の耕作は著しく擴大されたのである。此島に屢々起る米の不足は玉蜀黍を廣く耕作する事によつて著しく緩和されるのである。玉蜀黍

は各州至る所生産し得るさ雖も、常食として用ひつゝあるものは、僅にセブ・ボホール等に過ぎない。玉蜀黍の需要旺盛なるは年々二萬噸内外のコーンミールが比島に輸入されらる事實さ、比島よりの輸出皆無であつて、其の生産量全部が島内消費に供せられる事實さによつて明瞭である。且其の製造方法の改良によつて、食料的價値を增進せしめ以て比島に於ける食糧問題の解決に貢する事が出來る。

一九二七年に於ける耕作面積は五六、一四三〇ヘクタールで、未曾有の增加を示したが、一九二九年には五一五、〇四〇ヘクタールさなり、漸く減少の傾向を見た。之は土人農夫が市價の關係上他の作物に一時的轉移を見せた結果さ見られる。今一九二八年六月三十日を年度末さする一年間の主要なる生産州の耕作面積、收量及ヘクタール當り收量を表示すれば次の如し。

第四八表　主要生産州別玉蜀黍耕作面積及收量表

有出所＝島嶼ヘクタール情報

州名	耕作面積	收量	當ヘクタール平均收量
Cebu	一七、六〇〇ヘクタール	二一、〇〇〇噸	一、二〇〇キログラム
Leyte	四一、八〇〇	三九、二一〇	一、〇〇〇
Isabela	三四、二〇〇	五〇、〇三〇	一、四〇〇
Cagayan	三五、三一〇	四七、七四〇	一、三五〇
Occidental Negros	三三、〇一〇	四五、一五〇	一、三五〇
Oriental Negros	四二、三五〇	四五、一五〇	一、〇五〇
Misamis	四一、八〇〇	四五、一五〇	一、一〇〇
Pangasinan	一四、七五〇	二三、四〇〇	一、六〇〇
Batangas	一七、八〇〇	一九、二〇〇	一、〇八〇

六　馬尼剌麻

産地・耕作面積・生産額・品種　馬尼剌麻はアバカさいふ芭蕉科植物の葉から挽き出した纖維で、其の名の通り今日では既に比島の專有物さなつた。併し乍ら島尾剌巌さ名のつく迄には色々の變遷があつた。一六八年の頃、ミンダナオ島に英人でダンヒアなる人があつたか其の邊は判然しないが、此の芭蕉科植物中今のアバカさいつたか或は別種に近い種類のものゝ纖維が非常に强いことを知つて、頻りに此の栽培を宣傳して居つたさいふ話があるが實際商業的に多くの人達が目をつけ初めたのは一八二二年、印度或はボルネオ方面に生育して居つたものを移入し栽培し初めたものでもあらう。比律賓の地味さ氣候さはアバカの發育を促成させ今日の盛況を見るに至つたのである。沖積作用の行はれた河原・火山灰の多い傾斜地、堆積肥料さ石灰質さの混合土壤が最もアバカの耕地に適當して居る。地味さ種類さに依つて一概に言ふことは難しいが、通常五米突乃至六米突の高さより、偶々參照周四十二吋に達するものが出來る。一株から十二本乃至三十本の萠芽を見ることがある。比島でのアバカの產地はレイテ・ダバオ・ソルソゴン・サマール・アルバイ・カマリネスノルテ・アルテ・アーサン・キヤピテ等で、其の品質も一定ではなく、其の品質に從つて種々な用途を持つて居る。近年迄は大規模のアバカ栽培業者がなく小規模の栽培で、手挽機械を用ひ纖維を抽出したのに過ぎなかつたが、耕作面積の增大するに伴れて、栽培法及抽出法にも改良を加へられ、生產額も增加して來た。

第四九表　主要生産州別馬尼剌麻耕作面積及收量表

有出所＝島嶼ヘクタール情報

州名	耕作面積	收量	當ヘクタール平均收量
Cebu	一八、〇〇〇ヘクタール	一二、〇〇〇キログラム	六六〇
Leyte	四一、八〇〇	八、二〇〇	八〇〇
Isabela	三四、二〇〇	八、四〇〇	八〇〇
Cagayan	三五、三一〇	八、四〇〇	八〇〇
Occidental Negros	三三、〇一〇	八、四〇〇	八〇〇
Oriental Negros	四二、三五〇	八、四〇〇	八〇〇
Misamis	四一、八〇〇	一二、六〇〇	一、二〇〇
Pangasinan	一四、七五〇	九、三〇〇	六六〇
Batangas	一七、八〇〇	一二、六〇〇	七〇〇

市價暴落の時であつた。茅の根を噛つてもその栽培を繼續しようさ苦慮した人々の努力は酬ひられず、昨日迄美事なアバカ耕地であつたものが、空しく雜草の生ひ茂るが儘に放棄しなければならなかつた。椰子樹栽培さ比べてアバカ栽培の苦しみは玆にある。アバカ耕地を六箇月間手入れせずに放置すれば、馬尼剌麻の生產額は三分の一に減つて終ふ。市價は一九二三年頃から漸次恢復し、一九二八年頃は下級品でも三十八比を下らないようになつた

が、現在では世界的不況の爲め及スマトラに於て有力なる競爭者が出現せる爲め再び市價の下落を見、農園所有者は又々一九二一年の災に遭遇せんとして居る。併し反對に耕作面積は追々と擴張されて來て居る。一九二九年に於ける比島全體の耕作面積其の他は既出表の如くであるが、一九二八年六月末を年度末とする一年間の主なる産出州の耕作面積・收量及ヘクタール當り平均收量を表示すれば次の如くである。

第四九表　主要生産州別馬尼剌麻耕作面積及收量表

出所＝同前表

州名	耕作面積（ヘクタール）	收量	當平均收量（ヘクタール）
Leyte	五六七〇	四一五三六二五	五三
Davao	六一五四〇	二八七三五七四〇	四六〇
Sorsogon	三九四四〇	一七八九三四二五	四八〇
Samar	七八三〇	一五七六九四九〇	三七六
Albay	四〇一八〇	一二三六七二九〇	三二
Camarines Sur			

輸出

第五〇表　馬尼剌麻輸出高連年比較表

出所＝各年比律賓貿易年報

年度	輸出數量	價額	噸當平均價格	輸出額ノ割合	米國向輸出	日本向輸出
一九二六年	一五四、〇四二、七六六	六四、二六四、〇七六	四一・七三	二四	三三、六〇一、一〇一	一〇、一〇九、三三七
一九二七年	一四八、六三五、七一九	五九、三七四、二五八	三九・九五	二三	二四、五三、九五二	一〇、七七八、〇〇七
一九二八年	一七四、七九五、五一〇	五三、一八七、二一三	三〇・六二	二	一九、〇五四、〇九〇	一〇、四四六、八〇三
一九二九年	一八九、四一四、〇六〇	五六、八四一、一〇〇	三〇・〇〇	二七	二四、五二、二六	一〇、〇〇、一六九
一九三〇年	一六九、二一〇	三六、八五三、五三	二七・六九	一四	一五、二七〇、〇五八	六、五〇二、五二五

アバカ栽培及費用

アバカ栽培に就て簡單に記述すれば、前に述べた樣な土地（邦人會社耕地内に選ぶを安全とす）を選んで伐木し、草木の燒拂を濟して愈々植付に取りかゝる。植付にも株植・根分等の方法があるが、幼芽のついた根を割り分けて植付けるのが一番結果が良い。

先づ一ヘクタール一千株の見當で植付を終つたとする。其の後は除草をしながら幼芽の發育を待つのみであるが、其の間徒らに時を過すのも無益であるから、適當の方法でこのアバカの植付間隔へ、米・玉蜀黍或は野菜等を作つて生活費の補助をする。植付後二箇年を經れば馬尼剌麻を挽く事が出來るが一體一ヘクタールからどれだけの麻が得られるかと云ふと、之は可なり難しい問題で二十擔乃至五十擔程度で、土地の瘠癖・麻種の相違・新麻山・古麻山等の關係があつて一樣に云へない。ダバオ方面の現在を標準にすると一ヘクタール二十擔乃至二十五擔平均と見るが相當であらう（現在ダバオに於ては生産後二年乃至三年間は四十擔位の生産量あれど、年を經るに隨つて漸減し十擔以下になりたる場合は經濟的價値なきものとして改植して居る）。

アバカに關する收支豫算の大體を示せば左の通りである。

一、日本人勞働者一人の手で經營し得る三ヘクタール（三千本）を基礎としての收支計算

準備時代

森林伐採燒拂より植付迄三箇月
植付より收穫迄二十一箇月　}二十四箇月

支出

	比
麻種子三千株（一千株四〇比の割）	一二〇・〇〇
二十四箇月間の食料（月一〇比の割）	二四〇・〇〇
鋸・斧其他農具食器代	五〇・〇〇
宿舍建築費（五人共同にて建てるものと見て一人當り平均）	八〇・〇〇
二十四箇月間醫藥費・衣服費及小遣	一五〇・〇〇
合計	六四〇・〇〇
運搬費其他	三一・〇〇
醫藥代・衣服費及小遣	一二〇・〇〇
農具及其他	八〇・〇〇
合計	一二〇・〇〇
第二期差引利益	六五九・〇〇
第一期繰越利益	一、四四一・〇〇
合計	二、一〇〇・〇〇

生産量は六年目より漸減するも、植付後十五年位は經濟的價値充分である麻相場の變動は可爲り烈しく二十箇年の統計に依れば馬尼剌相場F級最高五十六比最低十三比に及んでゐるが、事業を始めるに就ては大体二十比見當の採算で差支へなからう。然し昭和六年十一月迄の同年平均F級のダバオに於ける相場は十二比八十六仙であつた。

ダバオに於ける麻山經營は機械一臺を標準とする關係上、一人所有の麻株數は通常五千株乃至一萬五千株が大部分であるから、今假に一萬株を經營するとせば左の通りである。

二、邦人一人で十ヘクタール（麻一萬株）を經營する收支計算

準備時代

	比
森林伐採燒拂より植付迄開墾請負者に請負はすものとす	
植付より第一期收穫迄二十一箇月間	
支出	
麻種子（補植を要するものとして一一、五〇〇株代一株當り三仙の割）	三四五・〇〇
伐採より植付迄の開墾請負費（一株一〇仙の割）	一、一〇〇・〇〇
宿舍建築費	五〇〇・〇〇
農具・食器其他	八〇・〇〇
二十一箇月間食費（月一〇比）	二一〇・〇〇
使用人費（月給三〇比・食料一〇比）	八四〇・〇〇

醫療費・衣服費其他		一〇〇・〇〇
合　計		三三五・〇〇
間作收入(マイス二回植付收穫五〇〇俵@六〇仙)		三〇〇・〇〇
差引支出		三〇五・〇〇
第一期（生産第一年目）		
收　入	比	
麻三〇〇擔代(一擔二〇仙の割)	六〇〇・〇〇	
支　出	比	
麻挽機械一臺・發動機及麻挽小屋其他(但發動機は一馬力半)	七五・〇〇	
水牛及カルトン	一二・〇〇	
小作料(收穫の一割五分)	九〇・〇〇	
生産雜費及競賣場迄の運搬費其他	三〇・〇〇	
機械修繕其他	六・〇〇	
石油其他燃料一擔@七〇仙	二一・〇〇	
運搬費其他一擔@三〇仙	九・〇〇	
一箇年間食費(經營者)	一一〇・〇〇	
使用人費(一月三人分給料一一〇比・食費三〇比)	一、六六〇・〇〇	
農具及其他	八〇・〇〇	
醫藥費・衣服費及小遣其他	一〇〇・〇〇	
計	三、三八五・〇〇	
第二期差引利益	三、八一五・〇〇	
繰越支出過剰差引(純利益)	三三〇・〇〇	

馬尼剌麻と邦人　馬尼剌麻産出州として、産額に於て第二位にあるダバオは、英領北ボルネオのタワオと相竝んで、日本人の南洋に於ける大發展地である。ダバオに在る邦人會社數は現在四十有餘にして麻・椰子の栽培をなす。其の中太田興業株式會社及古川拓植株式會社の兩社は二大會社にして殊に前者は五百萬圓の公稱資本を有し、同地に於ける他會社も「太田會社」と多少の資金關係を有せざるはない。邦人所有及租借面積は昭和四年現在に於て二萬九千五百ヘクタール、其の投下資本千六百萬圓餘と推定せられて居る。

馬尼剌麻の性質上多大の勞力を要し短期作物なるため、本邦移民のダバオに到る者多く昭和五年十月一日現在に於ける在留本邦人數は一二、五九二人に及んで居る。同期に於ける南洋各地の在留本邦人數は三五、一四五人であるから、其の三六%はダバオに在留して居る譯である。

七　マゲイ

産地・耕作面積・生産額　これはアバカに次ぎ價値ある纖維植物である。豐饒味の鈍い砂地又は岩石土に適し、他の植物の生じ得ぬ瘠土にも、石灰質岩石層のある處など如何なる土地にも出來る。又長期に亙る乾燥にも堪え、耕作には動物の働きを要しないばかりでなく、耕作方法が他の作物に比し、頗る容易且簡單である。耕作にも別段の手間もかゝらず、機械も要せず、一株

か二株のマゲイがあれば僅かの間に自然に殖えて來る。植付後時々手入をすれば十年乃至十二年の壽命はある。纖維の質はシサルのそれに比べて勝つて居る點が多いと云はれる。一九二九年の比島内のマゲイ耕作面積は僅か三七、二六〇ヘクタールに過ぎず、收穫高も所謂ステイプル・プロダクトと云はれる迄には至らず、三、五三八、〇三〇比位に過ぎないが、前述の如き理由により將來大いに發展の見込がある。今一九二八年六月三十日を以て終りとする一年間に於ける主なる生産州の耕作面積・收量及ヘクタール當り平均收量を掲げれば次の如くである。

第五一表　主要生産州別マゲイ耕作面積及收量表

出所＝一九二九年比島統計摘要

州名	耕作面積（ヘクタール）	收量（ピクル）	ヘクタール當平均收量（ピクル）
Cebu	一三、五八〇	一〇八、一〇六、〇九〇	七九八
Ilocos Sur	六、一一〇	三、九一四、〇三〇	七一五
Ilocos Norte	六、八六〇	一、三六九、九五五	二六七
Bohol	三、三〇〇	一、三五二、九一七	五五七
Pangasinan	三、九一〇	八七六、〇一三	三九三

八　將來有望なる農業

現在では水平線上に現はれぬが、將來有望なる農業として期待されて居るものに、護謨・珈琲・シサル・カポツク等がある。今之等に就て略述する。

珈琲―比律賓に珈琲の栽培を初めたのは大分以前のことで、珈琲園經營者は、自分で粉末にして賣つて居つたため莫大な利益があつた。然し十九世紀末には、コーヒー・ブライドが突發して珈琲耕地は殆ど全滅の姿になつた。其の後珈琲栽培は一頓挫を來して、昔支那方面へ多少宛輸出されたるものが却て多量輸入される樣になつた。爾後珈琲の栽培を行はんとする人なく、他の

安全な作物に鞍替へして了つた。僅かにイロコス州・マウンテン州・パンガシナン州其の他に、地方消費用として栽培されて居るだけである。珈琲の栽培には至極適して居る比島が、今日他國からの輸入を見るのは實に遺憾に思はれる。爪哇の珈琲栽培業者も殆ど比島と相前後して蟲害を被つたけれ共、之が豫防法を講じてからは數倍の收穫を見る樣になつた。この實例を見ても比島の珈琲栽培が絶望であるとは云はれない。寧ろ栽培の方法によつては、何處の實例に徴しても相當將來を期待し得るのである。

護謨―ミンダナオには多少護謨の栽培が行はれて居るが、經濟的には殆ど表面に現はれて居らぬ。大戰當時及其の後引續いた英國の護謨生産制限に苦痛を嘗めさせられた米國は、リベリヤと比島のミンダナオに着眼した。リベリヤの方は着々事業が進行しつゝあるが、ミンダナオの方は比律賓の土地法に妨げられて、一〇二四ヘクタール以上の土地を一會社で租借する事が出來ないので行惱みの狀態にある。然し農務局の機關雜誌の Agricultural Review(Vol. XIX. No. I, 1928)に發表された所に據ると、ミンダナオ各地の護謨園の成績は可成見るべきものがあるようである。

シサル―シサルはマゲイと大同小異の纖維性植物である。從つて耕地などもマゲイと何等擇ぶ所はない。然し全然別種の植物で、纖維もマゲイの方が色も白く而も可撓性に富んで居る。セブー・イロコスノルテ・カガヤン・パンガシナン・サンバレス・バタンガス・カリエンタルネグロス及ボホールの諸州に産する。墨西哥シサルと云へば世界でも有名なものであるけれども比島の發育は之以上である。又馬尼剌麻の代用品としても用ひられる可能性がある爲め、將來販路は益々廣くなるであらう。之も比島には有望な農業の一つである。

カポツク―比島カポツクの顧客は合衆國・西班牙・支那・日本及濠洲であるが、來國に於けるカポツクは大部分爪哇から供給されて居る。比島産のカポ

ツクは生産額から見て世界需要の一%にも達して居らぬ。天然的に好適地である比島に斯業の勃興しないのは、一つには比人が之に興味を有して居らないのと勞働賃銀の高いためである。世界の需要は日に高まりつゝある一方爪哇の生産は殆ど極限に近づいて居る。爪哇に次で世界市場にカポックを送り出し得るのは獨り比島があるのみであると云はれて居る。將來注目に價する事業たるを失はない。

牧畜業

比島の牧畜業は未だ全く初期の時代にある。獨り農耕の勞作に從ふ家畜のみでない。食用に供せられるもの及乾製品に至る迄大半は輸入に待たねばならぬ現狀にある。濠洲・英領印度・佛領印度支那及合衆國から輸入する肉類及乳製品の額を見たならば、今更ながら牧畜業の發達の遲いのが目につく。然し牧畜業を勃興させ樣といふ當局の努力は家畜輸入禁止法などにより其の片鱗を窺ふことが出來る。今過去五年間の家畜類の輸入頭數を擧げれば次の如くである。

第五二表　主要家畜輸入高連年比較表

單位＝頭
出所＝各年比島列島局年報

年次	牛	水牛	馬
一九二六年	九〇一五	六一五	二三
一九二七年	二一一八	二三〇六	一五
一九二八年	八六四六	五	九

第五三表　主要家畜數及價額連年比較表

年次	牛		水牛		馬及騾馬		豚		山羊		羊	
	頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額	頭數	價額
一九二九年	一、七八九、四七七	比	九〇八六	一五三、一〇〇、六三〇	比	二五七、六五六	比	一三四、一三八、四三四	比	一七、八四〇	比	一三、一七六、三四〇
一九三〇年	一、三〇〇、三五三		五三八七	一五四、一〇四、三〇五		二九八、四三〇		一三五、一〇四、九二六		一八、九八九		一三、一七六、三四〇
	九三、三五三		一、八九九	一、一六三、八八五		二九、八六五		一、一六三、八八五		一、一〇九		一、一六三、八八五
	四三、三五三		一、〇九一	一、一六三、八八五		二九、八六五		一、一六三、八八五		一、一〇九		一、一六三、八八五
	五三、五五		三三、五五	一、一六三、八八五		二九、八六五		一、一六三、八八五		一、一〇九		一、一六三、八八五
	一、〇九一		三三、五五	一、一六三、八八五		二九、八六五		一、一六三、八八五		一、一〇九		一、一六三、八八五
	三三、五五		二、一七一	一、一六三、八八五		二九、八六五		一、一六三、八八五		一、一〇九		一、一六三、八八五
	二、一七

林業

一、木材

森林面積及材量　森林局一九二六年一月一日の調査に依れば、一八、八一九、二八一ヘクタールが此島に於ける森林帶である。此の中一五、九〇四、九四九ヘクタールは商業林であつて、二、九一四、三三三ヘクタールは薪炭用其の他雑木林である。尚此の外に二七〇、八六八ヘクタールのマングローブ沼澤林がある。換言すれば、此島面積の六三・五%は森林を以て蔽はれ、その中六三%は商業林である。

更に森林局の報告に依れば、イロコスト・ガバガ・パラワン・サムボアンガの諸州には各百萬ヘクタール以上を有する。比律賓商業森林の材積推算は、一英反當り約一千呎と註せられる。此島超女林の立木量の平均推算は、一英反當り約一千呎に達すると云はれて居るが、實際はこれ等諸州に於ても一英反當り二萬五千呎の高きに及ぶ處も多い。

品質・用途　此島材中最も用途廣く一般に知られて居るものは、ヤカル・ナラ・マンガチヤピ・ダリンガンの四種で、何れも堅牢で數量も多い。アピトン屬はアピトン・バナオ・アカーク・ギホ等で、前三者は何れも適例アピトンと云ふ。ギホは耐久力に於ても纖維に於ても、ヤカルに比すべきもので、アピトンよりも市價は高い。此の種のものは完全に乾燥されて居るものでも、一立方呎の目方四十封度乃至十封度はある。ラワン屬はレッドラワン・ホワイトラワン及ダンギルの三種に分つ。レッドラワンはアルモン・バゲテイカン・マヤピス・テイアロン・ダンギルの數種類で、輸出名はレッドラワン・ホワイトラワン・アルダンギルの名の下に高級家具及内部用材として用ひられる。

今比島一般木材の用途を見るに、家の建築にはアカル・アクレン・アピトン・アムギス・バヌヨ・テインアムバヤカ・ラワン・イヒル・ヤカル・モラベ等一般に用ひられ、モラベ・ナラ・ヤカル・ガンゴン・ピタオンホール・バロマリヤヤ・マガチヤアイ・ギホ・アピトン及バンサラキンは造船材料にも、ヤカル・ガンゴン・ピタオンホール・バロマリヤヤ・マガチヤアイ・ギホ・アピトン及バンサラキンは造船材料にも、

合計	一八八、一三七	三一七、八七三	一、〇四九、八五一	三七七、四五一	一、〇八六、三五一
Pampanga	五一、七五九	七七、五〇二	一三、五九〇	九三、二五二	一三五、四八三
Pangasinan	一一、一四四	一八、〇八六	一、〇三五、四四〇	一、四五、八七一	三七、四四二
Rizal	三一、五三	五七、三三	八四、四四三	一九、一一	五六、四四三
Romblon	二三、五五	三一、三六	七七、〇一三	八四、八六八	一四、八六八
Samar	四八、五七	八三、三一	一八五、三六一	四八、九三	一三八、〇六
Sorsogon	二三、一〇	一、五三	八九、八五三	二九、四三	九四、四三
Sulu	七三、七〇	三七、〇四	八九、八五三	二九、四三	九四、四三
Surigao	三四、四七	四一、四六	一三、〇〇九	一八、八四	一三、〇〇九
Tarlac	五七、八九	四一、三	五一、五三、一	四八、五三	一〇、八四
Tayabas	五一、五九	二、〇七	一九、九八、五	一五、〇一八	一九、一八
Zambales	二九、四八	一〇、八六	八〇、一八三	一九、五三	一九、五三
Zamboanga	五六、〇六	五六、〇六	一七、〇三、〇	一八、三四、〇	一八、三四、〇

千乃至三萬五千ボード呎の間を上下して居り、又濟拔八百乃至千二百呎の高さに於ては之より四萬五千乃至六萬ボード呎のものも發見される。

徑七呎位のものがある。

ツションの下に目下伐出されて居るもの、實際を調べさ、一英反當り二萬五

Ipil (Intsia, all species)　100
Kaburo (Pooebe sterculioides)　—
Kalantas (Toona, all species)　四0
Malabunga (Nothophoebe malabonga)　—
Mancono (Xanthostemon verdugonianus)　1五0
Margapali (Dehaasia triandra and other species)　—
Matang-usa (Litsea euphlebia)　—
Molave (Vitex celebica, V. parviflora, V. pubescens, and any other species with wood of same type)　1三0
Narra (Pterocarpus, all species)　七五
Sasalit (Vitex aherniana)　1四0
Supa (Sindora supa)　七0
Tambulian (Eusideroxylon zwageri)　—
Teak (Tectona grandis)　九0
Tindalo (Pahudia rhomboidea)　100
Urung (Fagraea fragrans)　九0
Yakal (Hopea basilanica, H. foxworthyi, H. malibato, H. mindanensis, H. odorata, H. ovalifolia, H. philippinensis, H. plagata and any other species of Hopea with of wood same type)　110

第二等材

Akleng-parang (Albizzia procera and other species with wood of same type)　九0
Alintatau (Neonauclea sp.)　—
Alupag (Euphoria, all species)　七五
Alupag-amo (Litchi philippinensis)　八0
Anubing (Artocarpus cumingiana, A. lanceolata, A. rubrovenia, A. subrotundifolia, A. superba, and any other species with wood of same type and small entire leaves, except Nangka, A. integra)　100
Banaba (Lagerstroemia speciosa)　八0
Banuyo (Wallaceodendron Celebicum)　四0

ヨ・アクレン・イヒル及テインガロを電車の枕木に用ひて居る。家具其の他指物細工にはアクレン・バヌヨ・バナクリンガン・ナラ・ルソンギル・レッドラワン・カマゴンが適當品である。燃料の軸木の薪にはアバス・マラバヤ・クルトが用ひられる。ギヨーやマンドリンバンドリヤスにはバヌヨ・カマゴン・ナンカ・ラオテ・ルソンギル・レッドラワンを好の材料とする。

次に比島木材の名稱を其の普通名・科學的名と共に耐久力（イヒル材を基本とし其の耐久力を一〇〇%とする）を擧ぐれば次の如くである。

第五五表　各種用材耐久力比較表　出所＝比島林務局報告書

第一等材

名稱

Akle (Albizzia acle)　九0
Aranga (Homalium, all species)　八0
Bakan (Litsea philippinensis)　—
Bansalagin (Mimusops parvifolia)　五五
Batikuling (Litsea sp. ; L. fulva; Machilus sp. ; and all other species of Lauraceae not listed by name and having soft yellow wood of similar type)　—
Batitinan (Lagerstroemia piriformis)　八0
Betis (Madhuca betis)　九0
Camagon (Diospyros discolor and all other species having characteristic reddish sapwood and black or streaky heartwood)　九0
Duyokduyok (Mimusops calophylloides)　—
Ebony (Maba buxifolia)　1110
Gisok (Shorea astylosa, S. balangeran, S. ciliata, S. falciferoides, S. malibato, S. scrobiculata and any other species of Shorea with wood of Yakal type)　—
Gisok-takpang (Isoptera borneensis)　—

Bitanhol or Palomaria del Monte (Calophyllum blancoi and other species not listed by name)	110
Bitaog or Palomaria de la Playa (Calophyllum inophyllum)	80
Bolong-eta (Diospyros pilosanthera and other species with characteristic reddish sapwood and little or no black heartwood)	60
Caña-fistula (Cassia javanica and other species with wood of same type)	40
Dirigkalin (Xanthostemon bracteatus)	—
Duñgon (Tarrietia sylvatica)	100
Duñgon-late (Heritiera littoralis)	50
Guijo (Shorea guiso)	80
Hambabalud (Neonauclea reticulata)	—
Kalamansanai (Neonauclea calycina, and all other species not listed by name, except N. bernardoi)	70
Katmon (Dillenia philippinensis and all other species not listed by name)	60
Katmon-kalabau (Dillenia reifferschiedia)	—
Kayu-galu (Sindora inermis)	—
Kubi (Artocarpus lamellosa)	—
Lanete (Wrightia, all species of this genus or of other genera of Apocynaceae with wood of same type and large enough to furnish saw-timber)	10
Lisak (Neonauclea bartlingii)	—
Makaasim (Eugenia, all species large enough to furnish saw-timber)	50
Malabayabas (Tristania decorticata)	—
Malakadios (Beilschmiedia cairocan and other species)	50
Malakatmon (Dillenia luzoniensis)	—
Malugai (Pometia pinnata and other species)	60
Manggachapui (Hopea acuminata, H. glutinosa, H. maquilingensis, H. pierrei, and other species with wood of same type)	60
Manggis (Koompassia excelsa)	50
Mapilig (Xanthostemon sp.)	—

Marabitaog (Calophyllum cumingii)	—
Maranggo (Azadirachta integrifoliola)	60
Narek (Balanocarpus cagayanensis, B. brachyptera)	—
Narig (Vatica, all species)	110
Pamitaogen (Calophyllum whitfordii)	—
Sudiang (Ctenolophon philippinensis)	70
Taba (Tristania littoralis)	—
Tabau (Lumnitzera littorea)	70
Tamayuan (Strombosia philippinensis)	40
Tanglin (Adenanthera intermedia)	50
Tiga (Tristania sp.)	—
Tikim (Neonauclea vidalii)	—
Tiroron (Neonauclea philippinensis)	—
Tukang-kalau (Aglaia clarkii)	40
第四等材	
Afu (Anisoptera brunnea)	—
Agaru (Dysoxylum decadrum and other species with wood of same type)	30
Agoho (Casuarina equisetifolia)	60
Agoho del Monte (Casuarina, all species except above)	—
Alakaak (Palaquium gigantifolium)	—
Almaciga (Agathis alba)	80
Amamanit (Eucalyptus deglupta)	—
Amugis (Koordersiodendron pinnatum)	90
Anislag (Securinega flexuosa)	—
Antipolo (Artocarpus communis, A. ovatifolia, A. treculiana, and all other species with large incised leaves and wood of same type)	30
Apitong (Dipterocarpus grandiflorus and all other species not listed by name)	90
Batino (Alstonia macrophylla and other species, except Dita, A. scholaris)	80

Bayanti (Aglaia bicolor, and all other species not listed by name)	—
Binggas (Terminalia comintana)	90
Bulala (Nephelium mutabile)	—
Bulog (Aglaia everettii)	—
Dagang (Anisoptera curtisii)	—
Dalinsi (Terminalia pellucida)	—
Dao (Dracontomelum dao)	80
Dulitan (Palaquium merrillii)	—
Gisihan (Aglaia laevigata)	—
Hagakhak (Dipterocarpus pilosus)	—
Kaliñgag (Cinnamomum mercadoi)	—
Kalipaya (Palaquium ahernianum)	—
Kalumpit (Terminalia edulis)	80
Kamatog (Erythrophloeum densiflorum)	80
Kansulud (Aglaia multifoliola)	—
Kato (Amoora aherniana)	80
Kayatau (Dysoxylum turczaninowii)	—
Kuling-manuk (Aglaia ! luzoniensis ?)	—
Lamio (Dracontomelum lamiyo)	—
Lanipau (Terminalia crassiramea)	—
Lanutan (Bombycidendron, all species)	60
Lumbayau (Tarrietia javanica)	80
Lumbayau-batu (Tarrietia sp.)	—
Malabatino (Paralstonia clusiacea and other speices with wood of same type)	—
Malakayan (Shorea plagata)	—
Malakmalak (Palaquium philippinense)	—
Malasaging (Aglaia diffusa)	—
Malasantol (Sandoricum vidalii)	60
Malikmik (Palaqium cuneatum)	—
Maniknik (Palaqium tenuipetiolatum)	—
Matamata (Aglaia elaeagnoides)	—

Mayapis (Shorea palosapis)	110
Miao (Dysoxylum euphlebium)	—
Nangka (Artocarpus integra)	—
Nato (Palaquium luzoniense and all other species not listed by name)	115
Oak (Quercus, all species large enough to furnish saw-timber)	80
Pagatpat (Sonneratia caseolaris)	—
Palakpalak (Palaquium lanceolatum)	—
Palosapis (Anisoptera thurifera and all other species not listed by name)	80
Panau (Dipterocarpus vernicifluus)	—
Piagau (Xylocarpus molcuensis)	110
Pine (Pinus insularis, P. merkusii)	80
Red Lauan (Shorea negrosensis and other species with wood of same type)	—
Sakat (Terminalia nitens)	80
Salamuñgi (Aglaia turczaninowii)	—
Salingkugi (Albizzia saponaria)	—
Santol (Sandoricum koetjape)	80
Tabigi (Xylocarpus granatum)	110
Tagatoi (Palaquium foxworthyi)	—
Talisai (Terminalia catappa)	80
Talisai-gubat (Terminalia oöcarpa)	—
Tañgile (Shorea polysperma and other species with wood of same type)	115
Tiaong (Shorea teysmanniana)	—
Toog (Petersianthus quadrialatus)	115
Unik (Albizzia marginata)	—

又代表的の比律賓、ボルネオ及米國材につき、其の特質比較を比島森林局の發表する所に徴するに左の如し。

第五六表　木材及外國産木材品質試驗表

出所＝一九一八年比島開發調査書

材名	産地	耐壓試驗 平均平方吋ニ於ケル壓力	彎曲試驗 平均平方吋ニ於ケル壓力	乾燥狀態ニ於ケル平均比重
		封度	封度	
アランガ	比律賓	四九〇	五六〇	〇・八五九
ピリアン	ボルネオ	三一五	一七九〇	〇・九六〇
ビダナツトヒツコリー	米國	一一〇	一九〇〇	〇・七八〇
ダンゴン	比律賓	一〇七	一四一〇	〇・八五七
カルヤメラボウ（ボルネオガイヒル）	ボルネオ	一三四	一五六〇	〇・八四三
ホワイトオーク	米國	一一〇	一八三〇	〇・六四五

第五七表　木材國別輸出額連年比較表

年次	米國	日本	支那	英領濠洲	香港	英領阿弗利加	其他	合計
一九一六年	二、七九〇、四三一	五七四、九七八	一、〇九八、三五八	四四八	一、〇八五、八一六	五三、九五三	五一、〇五六、六二一	
一九一七年	三、四四六、七五七	一、〇三三、七二一	三、四四六、七三三	九三、九四	四四、七九四	三五、八六一	五五、八七六、八一四	
一九一八年	三、二七五、三八二	一、〇八二、六二二	一、〇九八、三五八	二、七〇三	一、〇五〇、四四	三七、三三七	六二、三三、一〇一	
一九一九年	三、五七八、二五八	一、二〇〇、六九九	一、一四三、一〇一	一、一八一、八三三	一、一〇〇、七三六	九〇五、五六五	七、三三七、九一八	
一九二〇年	二、六五五、二〇二	八四九、七五五	六七二、二九四	二、五三五	一、〇四二、六八四	一、一四三、一〇一	五四八、六七四	
一九二一年	二、三六九、三九九	一、三二六、四五七	二、六八八、六八三	一、九九七、二二	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一		
一九二二年	二、三六九、三九九	一、三二六、四五七	二、六八八、六八三	一、九九七、二二	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一		

更に是を輸出品名別にすると次の如くである。

第五八表　木材別輸出額連年比較表

年次	レツドラワン	ホワイトラワン	アピトン	タンギル	アルモン	其他	合計
一九一六年	一、〇九八、三五八	三二、四四三	一四九、四五〇	三九二、一一五	五七四、九七八	三九二、五九	三、四四六、七五七
一九一七年	三二、四四三	九〇五、五六五	六一、一七〇	八二五、九六〇	七八六、一〇九	八四、〇九六	三、二七五、三八二
一九一八年	一、〇五〇、四四	三七、三三七	一四二、六八六	四二七、一〇五	四二、三八〇	二五四、四七七	二、六五五、二〇二
一九一九年	一、一八一、八三三	一、一四三、一〇一	一四〇、七三六	一、一四三、一〇一	一、二九、四四九	二、六八八、六八三	
一九二〇年	二、五三五	七、三三七、九一八	五四八、六七四	六七二、二九四	二、六八八、六八三		
一九二一年	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一					
一九二二年	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一					

製材・輸出　比島に於ける製材工場數は、一九二五年の調査によると四十七あつて、其の投資額は一千五百萬比を超えて居る。一九二六年以來五年間に於ける比島材の輸出額を國別にすると次表の通りである。

單位＝比
出所＝名年比島開發局年報

	比律賓	米國	英國	其他	合計
一九二一年	二、七〇四、一〇四	一、六〇一、七五	八、五八〇	一、三四〇、八三〇	三、九五九、一六九
一九二二年	二、七〇一、七六	一、三二、三五	七、〇八九	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇
一九二三年	二、一五、二八	一、三五、一五〇	七、〇八八	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇
一九二四年	二、一四、一四	一、六〇、一四〇	七、〇八五	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇
一九二五年	二、一四、一四	一、六〇、一四〇	七、〇八五	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇

年次	米國	日本	支那	英領濠洲	香港	英領阿弗利加	其他	合計
一九一六年	二、七九〇、四三一	五七四、九七八	一、〇九八、三五八	四四八	一、〇八五、八一六	五三、九五三	五一、〇五六、六二一	
一九一七年	三、四四六、七五七	一、〇三三、七二一	三、四四六、七三三	九三、九四	四四、七九四	三五、八六一	五五、八七六、八一四	
一九一八年	三、二七五、三八二	一、〇八二、六二二	一、〇九八、三五八	二、七〇三	一、〇五〇、四四	三七、三三七	六二、三三、一〇一	
一九一九年	三、五七八、二五八	一、二〇〇、六九九	一、一四三、一〇一	一、一八一、八三三	一、一〇〇、七三六	九〇五、五六五	七、三三七、九一八	
一九二〇年	二、六五五、二〇二	八四九、七五五	六七二、二九四	二、五三五	一、〇四二、六八四	一、一四三、一〇一	五四八、六七四	
一九二一年	二、三六九、三九九	一、三二六、四五七	二、六八八、六八三	一、九九七、二二	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一		
一九二二年	二、三六九、三九九	一、三二六、四五七	二、六八八、六八三	一、九九七、二二	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一		

年次	レツドラワン	ホワイトラワン	アピトン	タンギル	アルモン	其他	合計
一九一六年	一、〇九八、三五八	三二、四四三	一四九、四五〇	三九二、一一五	五七四、九七八	三九二、五九	三、四四六、七五七
一九一七年	三二、四四三	九〇五、五六五	六一、一七〇	八二五、九六〇	七八六、一〇九	八四、〇九六	三、二七五、三八二
一九一八年	一、〇五〇、四四	三七、三三七	一四二、六八六	四二七、一〇五	四二、三八〇	二五四、四七七	二、六五五、二〇二
一九一九年	一、一八一、八三三	一、一四三、一〇一	一四〇、七三六	一、一四三、一〇一	一、二九、四四九	二、六八八、六八三	
一九二〇年	二、五三五	七、三三七、九一八	五四八、六七四	六七二、二九四	二、六八八、六八三		
一九二一年	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一					
一九二二年	五五、一〇五、六二一	五一、〇五六、六二一					

單位＝比
出所＝同上表

	比律賓	米國	英國	其他	合計
一九二一年	二、七〇四、一〇四	一、六〇一、七五	八、五八〇	一、三四〇、八三〇	三、九五九、一六九
一九二二年	二、七〇一、七六	一、三二、三五	七、〇八九	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇
一九二三年	二、一五、二八	一、三五、一五〇	七、〇八八	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇
一九二四年	二、一四、一四	一、六〇、一四〇	七、〇八五	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇
一九二五年	二、一四、一四	一、六〇、一四〇	七、〇八五	一、三四〇、九六〇	三、九六〇、八九〇

森林伐採權と邦人の事業　比律賓政府は官有森林伐採に就き土地の拂下をなさず、ライセンス制を採つて居り、米・比人或は外國人たるを問はず一樣に伐採權を賦與する。比島に於て製材業を志す者は先づ希望する大體の範圍を山林局長に申出ると其の要求に應じ、適當なる候補地數箇所を通知して來る。申込者は適當なる地域を選定し、伐採權申請の書類を提出する。山林局長は農務富源部長官の許に之れを回送し、其の決裁を經るのである。

租借年限は二十年を超えざる期間にして、同期間中と雖、申込人のライセンス條件不履行の場合にして、農務富源部長官の承認を經る時は、伐採權を中止又は取消すことを得る旨の規定があるが、實際は其の經營方法が順當なりと認められゝ時期限の延長を許す事もあるといふ。卽ち之は比島森林法の精神が伐採により從來より優れたる耕地或は再生林を實現するにあるのより見て當然首肯し得る事である。

現在比島に於ける邦人事業會社としては太平洋木材株式會社、比律賓木材輸出株式會社、タグン貿易株式會社及テイブンコ木材株式會社の四が主なるものである。太平洋木材の代表者は今村榮吉氏であつて、事業地はタヤバス州ボリロ島で、其の公稱資本六十萬比である。比律賓木材は中村精七郎氏の經營に係り、タヤバス州カシグラン及同州バレールにコンセツションを有し、資本金百萬圓を以て活潑なる事業を營む外、比島に於ける、三大製材會社コロムブーガン木材、イシエラー木材及ネアロス木材各社の日本内地及滿鮮の總代理店として一手販賣權を有し、又ミンダナオミサミス州に在るアナカン木材、パロソ木材及イリガン木材とも契約し丸太買取りをして居る。タグン貿易株式會社は三井系の會社でダバオ州タグン郡を其の事業地とし、三井の社船を以て大阪・神戸・名古屋・東京に向け伐採丸太全部を輸出して居る。テイブンコ木材株式會社も同じく、ダバオ州内に於て事業を經營して居る。以前は松田長男氏の經營であつたが、現在は古川拓殖が之に代り、資金金十六萬比である。

二　他の林産物

木材以外の比島林産物としては、その種類は尙數多あるが、多くはまだ用途を弘く知られてゐない。玆にはその二三を擧げるに止める。

竹　竹は群島中至る處に繁生してゐる。ミンダナオの山中には大株を中程から折り、隅に柱代用のものを殘し、其の上に家を建てゝ住んで居るイータ族もある。是は他の襲撃を免れる考へからであるが、獨りイータ族ばかりではない。所謂竹の柱に茅の屋根の比喩は比律賓から出たのかと思はれる程竹に緣が深い。恐らく全島住民の六割はこの竹の柱の家に住んで居るであらう。田舍に入ると太い竹の節を拔いて、飮料水の運搬に用ひて居る。天秤棒としては何處も一樣に用ひて居る。竹細工はあまり發達して居らないが、帽子に作られて居るものはある。一體に脂氣が少いためか光澤なく、蟲がつき易くて脆弱であることは比島竹の缺點である。

籐　籐（ラタン）にも種類が多い。森林地帶に入つて見ると、大きな樹の上に避雷針のやうに立つて居るのは籐の蔓である。熱帶・亞熱帶によく育つ蔓で、籠・帽子・家具・杖・寢臺等に用ひられる事は既によく知られて居る所である。比島では、ニツパ屋根を垂木に結びつけるに用ひられる外、馬尼剌廳・煙草等の俵にも造られる。籐は大木に卷ひついて上つて居るから、先づその木

の幹に足場を刻んで登り易い樣に準備し、十二呎乃至十六呎位宛に切つて落し、そうして葉を去り皮を剝いで置き、充分乾燥した頃百本を一束として市場へ送る。現在では相場も一定して居らないが、需要額が漸次增大するに反比例して、籐の採集は追々費用がかゝつて來るから、自然市場にも影響を及ぼすことゝ思はれる。

比島産籐の顧客は香港であるが、近頃では日本・西班牙・英國等へも多少宛輸出して居る。然し籐製品として輸入される額は輸出額を遙に超過して居る。

コパール　マニラコパールは、ゴムコパールといふ名でよく知られて居る。主としてワニスを造る原料であるけれ共パテント・レザーを作るのにも用ひられる。このコパールは生木からも採集せらるるが、枯木の附近には大きな塊となつて埋沒されて居る。採掘方法といふ程の事もなく、頗る幼稚な方法で土民が集めて來るものゝみでも、輸出數量は相當の額に達して居る。一九三〇年に於ける輸出は、數量一、一一六、四七四瓲價額二八八、五三一比である。

マニラ・エレミ　エレミは熱帶地に發育する各種の樹木から採れる芳しい脂である。殊にヒリの樹から採れるものは最も良質のものである。地方では之を松火に用ひ、或は外の樹脂や木炭粉・煉瓦粉・石炭等と混ぜて船の水垢を防ぐにも用ひられて居る。エレミを最も多く產する地方はタヤバス・カマリネス・アルバイ・ソルソゴンの各州で、大抵ヒリ樹を植付けてある。樹脂を採るのには雨の降る日に幹の適當の場所に傷をつけて置けば、皮から流れ出す乳汁は日々凝固して來る。それを一箇月に一回位宛集めて廻るのである。一九三〇年の輸出量は二、二二、五八五瓲價額七七、六八二比であつた。

蜂蠟　比島内で出來るワックスといへば、この蜂蠟の外何もない。土地としては誠に申分がないけれ共、遺憾乍ら養蜂業に適するだけの顯花植物がない。從つて野生のもののみを集めて野生の蜂がこしらへ上げた蜂蜜狀の蠟を輸出して居るに過ぎない。野生のものは固く强靱性に富み、褐黃褐色を帶びて普通の蜂蜜のやうな芳香がある。主として藥劑的の硬膏・軟膏・蠟膏等に用ひられ、其の外解剖模型・果物の標本・其の他之に類似のものを造るに用ひられる。又比島では蠟燭を造るに用ひて居る。輸出額は多い事があり少いことがあり一樣には行かないが、要するに人工的に造つて居るものでなく、天然生のものを集めて來るもので、需要額が殖えても直に之に應ずる事も出來ず、假令需要が皆無でも見付けたものは取つて來るといふ方法でやつて居るから、殆ど之に對する目安を定める譯には行かない。一九一四年には四萬五千比の輸出があつたものが、一九三〇年には六百比に減じて居る。

鑛　業

概說　比島の鑛業は第三世紀頃から著手されて居る。金は採掘され裝飾品の製造に用ひられた。西班牙人の來比するや金の採掘方法に幾多の改善が施され、埋藏地域の廣大が想像されたけれども、其の產出量は至つて少量に過ぎなかつた。その結果年と共に此の鑛業は衰へた。西班牙政治の末期に於て一時鑛業熱が起つたが、カマリネスには金の埋藏が相當多量と爲されたに拘はらず、其の採掘に從事する機械と方法の貧弱なるため甚だ振はず、一八九六年の革命勃發後完全に平和が維持せらるゝに當つても、鑛業は殆ど休止の羽目に陷つた。鑛業會社と鑛業家は商事業を持續するものもあつたが、何れも殆ど見るべき成績を擧げなかつた事は云ふ迄もない。

今日比律賓群島に於て操業中の鑛區は僅に金山及炭坑である。金山としてはマスバテ州のアロロイ金山・マウンテン州ベンゲット合同金山・同じくバラトツク金山が主なるものであり、炭坑としてはサムボアンガ州にマランガス炭坑がある。然し一昨年新にブラカン州イポに金山發見せられ、今や鑛業熱漸く高まらんとして居る。

金屬鑛　金の採掘事業は比島が世界の史上に現はれたよりも前の事であるのは既述の如くであるが、三世紀の初期には金は既に呂宋に於ける最も重要產物であつたと傳へられる。鐵鑛區の多いのはブラカン・スリガオ及カマリネスノルテの三州である。銅鑛區はマウンテン州の外タルラック・サンバレス・パンガシナン・マスバテ・パナイ・ミンダナオの各州に發見さる。銀鑛區は獨立に存在する事が稀であつて、一般に金の中に熔け込んで居る。マンガニースはイロコスノルテ・パンガシナン・マスバテの各州に在る。

石炭　石炭の發見は一八二七年にして、其の後引續き發見せられたが、バターン・セブー・ボリリヨ・ミンダナオ・マスバテ及ミンドロの六箇所が最も有望である。科學局の調査に依れば、群島内の石炭埋藏量は少くとも六千萬噸と見積られて居るが、褐炭又は泥炭に近く火力は頗る弱い。今日では官營事業として年五十萬噸程度の採掘を標準として居るけれ共炭質が粗惡であるばかりでなく價格が高いので、馬尼剌鐵道會社などは遂に石炭公入札購買を堤唱する有樣となり、石炭經營も頗る困難となつた。然しセブー島各所及サムボアンガ州マランガス炭坑は最も見込あるものとして採掘繼續中にして、セブー石炭は主として、セメント會社に、マランガス石炭は海軍雜役船及鐵道會社沿岸航路船に供給して居る。

鑛泉　今日鑛泉として最も廣く知られて居るものはブラカン州シブール冷泉及ラグーナ州ロスバニオス温泉である。シブールのものは攝氏二十七度で、硫化水素の香が高い含鹽カルシウム・アルカリの冷泉である。ロスバニオス温泉は攝氏九十一度、成分はカリウム・カルシウム・アルカリ・含有珪酸性炭酸水である。

此の外ラグーナ州カラムバのパンノルには炭酸カリウム性攝氏三十二度乃至四十三度の冷泉があり、カマリネスノルテ州ダエット附近のラノットには攝氏二十六度の含鐵炭素冷泉がある。又リサール州マイニットには攝氏四十八度の含硫冷泉があり、セブー州カルカル・タタガダにも冷泉があり、山岳州ランチエリアには攝氏八十六度の温泉がある。アルバイ州タバコ附近のテウイにも熱泉があり、ミンダナオ島には至る所に温泉がある。比島政府は科學的に研究の結果、飲用に供し得べきものは一段深く掘り下げて一般市民に供給して居る。

生產高　最近五箇年間に於ける比島鑛產物統計を示せば次の如し。

第五九表　鑛產物數量・價額連年比較表

品名	數量單位	一九二四年 數量	一九二四年 價額	一九二五年 數量	一九二五年 價額	一九二六年 數量	一九二六年 價額	一九二七年 數量	一九二七年 價額	一九二八年 數量	一九二八年 價額
金屬			比		比		比		比		比
銑鐵	米突噸	二七三	五五、二一三	三八	六二、五九〇	三〇六	八〇、五三四	二〇〇	四四、六七四	二〇九	三六、一八三
粗鉛	瓦	—	—	一三七	七〇〇	二一四八	一一、一〇〇	九五	四四、六七〇	—	—
金	ファイン	三、五二二、六二三	三、四五二、〇三五、九	二、九二八、一〇〇、三	三、八九一、九七九	三、八五〇、三七六	二、八九六、六九七	二、三五七、一五四	二、八六四、九〇九	三、八〇八、二四	二、八六四、九〇九
銀	同	一、八六〇、四九	七〇、七三五	二、二三二、五二二	九二、二一〇	一、三八二、一四八	五七、六〇一	八八四、三四五	三五、三七四	一、一六三、九八三	四六、五五九

出所＝一九二九年比島統計摘要

總計	合計	礦建硅砂鹽鑛石ガ石粘セ非金 築及製飾用黄石物岩礫及破碎及水炭青鑛炭品ト ア土メ屬 ノ及製ン 燐櫬	合計
		旺同米立同米英櫬 突方突突 嵎米嵎嵎	
一、八四六	一、八四六	二、八四九、八二	二、八四九、八二
四、〇八六	四、〇八六	五、二四二、九五〇	八、五八二、二四
一、〇七二	一、〇七二	一、七九〇、〇〇一	二、八六二、〇七三
七、〇二五	七、〇二五	一、七九〇、〇〇一	八、八一五、〇二六
一、八四六	一、八四六	二、八四九、八二	二、八四九、八二
四、〇八六	四、〇八六	五、二四二、九五〇	八、五八二、二四
一、〇七二	一、〇七二	一、七九〇、〇〇一	二、八六二、〇七三
七、〇二五	七、〇二五	一、七九〇、〇〇一	八、八一五、〇二六
一、八四六	一、八四六	二、八四九、八二	二、八四九、八二
四、〇八六	四、〇八六	五、二四二、九五〇	八、五八二、二四
一、〇七二	一、〇七二	一、七九〇、〇〇一	二、八六二、〇七三
七、〇二五	七、〇二五	一、七九〇、〇〇一	八、八一五、〇二六
一、八四六	一、八四六	二、八四九、八二	二、八四九、八二
四、〇八六	四、〇八六	五、二四二、九五〇	八、五八二、二四
一、〇七二	一、〇七二	一、七九〇、〇〇一	二、八六二、〇七三
七、〇二五	七、〇二五	一、七九〇、〇〇一	八、八一五、〇二六

勞働者數及勞働問題　金採取開始當時は熟練なる比律賓人勞働者を傭入れるにさきが不可能であつたが、現在では特に專門的智識を要する重要位置を除き、全部比律賓人によつて補塡され成績頗る良好であるさ云ふ。一九二八年の國勢調査に依れば、金坑に對する千六百九十七人、又炭坑に千五百八十一人の勞働者が居るが其の後事業の發展に伴つて相當の增加ありさ推定せらるゝも、資料なき爲め其の確定數は不明である。

鑛業に關する法制及慣習　私有地の鑛業に關しては、石油・鑛油及瓦斯各項に就き夫々別項に就き述べる所あるを除き、外國人に對する制限規定は無い。然し左の場合には之を大部比律賓人に讓渡せねばならぬ。

一、一般鑛業　公有地に存在する鑛物の採掘・占有・購入及右公有地の占有及購入は專ら米國市民及比島市民に對してのみ許容せらるさ一九〇二年七月一日附米國法第二十條に明記してある。外國人の資本を含む法人の場合に於ては何等明文はないが、之に對しては禁止的態度を採つて居る。

二、石炭　石炭含有公有地にして政府の特に保留せるもの以外の地域に對しては、農務部長官の賃借許可權を有す。然して賃借を許可せらるゝ資格は二十一歳以上の比島市民又は之等市民の組織する組合・會社に限る。但し會社は株式過半數が米國市民に屬するものたる事を要す。又賃借期限は五十年を超ゆる事を得ない。賃借面積は一單位二千五百エーカー以上一萬エーカー以下さす。何人も二個以上の賃借地に對し株主又は他の方法を以て利金を享有する事を得ない。

三、石油及石炭　石油其の他の鑛油及瓦斯を含有する公有地にして既に法律により占有權を與へられたもの以外は、全然拂下げられない。單に探掘試掘及賃借が許されるのみである。而して探掘試掘及賃借が許可せらるゝ者は、成年以上の比島市民・米國市民及是等の組織する組合・會社又は比律賓の法律により設立せられたる法人に限らるゝ事等、石炭の項に於て述べたると同樣の制限がある。賃借期間は五箇年間であるが場合により更新せられ、又同一組合又は會社に對して二箇所以上の賃借が許される事がある。

水産業

概說　比律賓に於ける水産業は未だ幼稚であつて、何等見るべきものはない。然し主る所魚族豐富、四時海上平穩、水産物の需要旺盛、內陸との交通至極であるから、將來に於ては必ずや發展を見るに至るべしさ嘱望さる。

漁業の中心地さしてはルネタ沿岸を隔てゝシヨンキー(Zitanki)を取卷けるサンヤ(Estancia)島に於けるエスタンシヤ群島さ、パナイ島に於ける北部海岸地方面である。今一九三〇年末現在に於て、主要漁場の種類・其の漁場及漁獲物等を擧げれば左の如くである。

漁撈　一、バクラッド漁業　は比律賓沿岸に亘り、水深七六尋以內の泥土の所を可さし、漁期は周年さす。漁具は甚簡單に見るが、なかなか巧妙にして居る。網は木材・竹・籐を以て造り、形狀の大小は一定して居らぬ。近來魚捕を絲網に改めるものが多い。其の建設費は四、五百圓より四、五千圓に達す。漁法は魚を自然に集め、必要の場合之を採取するのであつて、漁獲物は鯖類・鰺類・鰯類・鱚類・鰆類・鯛類・蝦類・蟹類が主なるものである。一漁期間卽ち十一月、十二月、一月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月間の漁獲高四、五萬圓に上るものがある。

二、機船トロール漁業　漁場は底質砂質の所さする。全群島に亘つて數多の漁場はあるけれども、現在の漁場さして居る所は主さして馬尼剌灣內に限られて居る。漁期は周年である。漁具は日本に於て使用されてゐるものさ大差なく、長さ百五十尋乃至四百尋、深さ十尋內外である。漁法は比律賓獨特の細長い漕船一隻を用ひる。漁場に到著すれば、曳船を離れ二十四五人乃至四十人で漕行しつゝ、魚群を取旋くのである。網の兩端が

相逢へば、魚に驅り、網を刺させつゝ、揚網する。漁獲物は、鯖類・鰺類・鰆類等を主なものとする。

五、サヒアヲ漁業　漁場は灣内の湫穩な所を可とす。此の漁業の盛んなのは、ビサヤ群島・パナイ島等であつて、漁期は周年であるが、盛漁期は季節風の風隆となる期間である。漁具は日本の捧受網に似たものであつて、長さは十八、九尋、幅十五、六尋である。漁法は恰も捧受網をなす時の樣に投網して、魚の自然來游を待つか、然らざれば餌又は焚火によつて集魚し、魚が充分網に乘れば、捧受網をなす樣にして揚網をする。使用船數は二隻乃至四隻にして、其の乘組人員は三十人乃至四十人である。

六、カプカプ漁業　漁場は灣内の湫靜かな所とし、現在馬尼剌灣・パナイ島に於て盛んに使用されてゐる。漁期は周年であつて、季節風の風隆となる期間である。漁具は日本の揚繰網に似て稍に環を有するものと有しないものとがある。長さは百尋内外、深さは十七、八尋内外。漁法は比律賓獨特の漕船一隻を用ひる。漁場に往復するには機船に曳かれるものもある。漁場に到著すれば十五、六人で漕行しつゝ魚群を旋き、網の兩端が相逢へば稍を締めながら迅速に揚網する。漁獲物は、鰯類・鰺類・鯖類・鮪を主なものとする。

七、地曳網漁業　漁場は遠淺にして、底質が砂礫の所を可とする。主として呂宋島の西岸に於て使用せらる。漁期は周年であるが、春夏の時期に最も盛んに行はれる。漁具は日本の地曳網に似て袋を有してゐるものと有してゐないものがある。大きいものは浮子方の長さが二百尋に達するものがある。漁法は日本に於て使用してゐるのと異つて居る所はない。使用船は二隻の時もあり、又一隻の時もある。從漁具の數は普通三十人位とする。漁獲物は、蝦類・鰯類・鰺類其の他淺海に棲む雜魚である。

八、刺網漁業　漁場は飛魚・鮪・鰆類・鰯類・鯖類其の他の浮魚を漁撈するには水深十四、五尋以上の深海に於てし、鯛類・ひめだ類・鮫其の他の底魚を漁獲するには、普通水深十四、五尋以内の所に於てする。此の漁業はビサヤ群島が最も盛んである。漁期は周年であるが、春夏の時期を盛漁季としてゐる。漁具は浮魚を漁撈するには流刺網を用ひる。底魚を漁撈するには置刺網を用ひる。網の構造は日本に於て使用してゐるのと同樣である。漁法は又日本に於て使用してゐるのと異なる所はない。

九、サランバオ竝にサカグ　漁場は底質網の絡るものなき水深十尋以内の所とする。此の網の最も多くは馬尼剌灣の河江内に於て使用せらる。漁期は周年なるも春夏の候を盛漁期とする。漁具は日本の四つ手網に似てゐて、筏に載せたるものをサラムバオと云ひ、陸地より定設したものをサカグと云ふ何れも構造は大差なく、大きいものは其の水底に著する方の一邊の長さが十二、三尋に達するものもある。漁法は筏に載せたるものは魚の群集する所に漕行しつゝ使用し、定設したるものは魚の群集する時刻を計つて使用するのである。漁獲物は蝦類を主とし其の他は雜魚である。

一〇、ボボー漁業　漁場は河江海・水流の緩急・底質の如何を問はず、普通水深百尋以内の所に使用する。漁期は周年である。盛漁期は地方によつて異つてゐる。漁具は竹又は籐を以て作つた方錐形・圓筒形・角形等の籠であつて長さは小さいもので一、二尺より、大きいものになると十五、六尺に達する。魚は一旦中に入いれば容易に出ることは出來ない。使用の目的によつて餌を入れるものと、然らざるものとがある。使用の便宜上浮子と沈子を附す。漁法は隨時隨所に沈設し又隨時之を引揚ぐ。漁獲物は、鯵類・鯛類・鰺類・鮫等を主なものとする。

一一、投網漁業　漁場は河川江灣の普通水深五尋以内の所とす。此の漁業も、パクラヅドと同じく全島を通じ盛んに行はれてゐる。漁期は周年である漁具は、日本に使用するものと大同小異なるも、周りの大なる割合に丈は短い樣である。漁法は日本に於けるが如く、魚群を見て岸邊より投網するもの

と船筏等より投網するものとある。漁獲物は風目魚・鰹・鮫・鰺類・蝦類等を主なるものとする。

一二、竿釣漁業　漁場は普通河川・江灣の岸邊であつて、稀に船を用ひ沖合に出づることがある。漁期は周年である。漁具は竹又は木の枝を釣竿として、釣絲は手製品、人造テグス又は釣針は諸處製を用ひる。漁獲物は鰺類・鯖類・鮪類・鰯類・鯛類等を主なるものとする。

一三、延繩漁業　漁場は普通河川江灣の底質泥土、水深四、五十尋以内の所とす。漁期は周年であるが春夏の候が最も盛んである。漁具は普通一鉢の幹繩百尋乃至百五十尋之に約一尋毎に長さ三尺位の枝繩を附す。多くは底延繩にして浮延繩は甚だ少い。漁法は長さ五尋乃至七尋位の漕船に五鉢乃至十鉢位積込み出漁し、夜繩・晝繩共に延繩後二、三時間して揚繩し、再び延繩して之を二、三回繰り返し其の日の業を終る。漁獲物は、鱶類・鯛類・鱈類・小鰭等を主なるものとする。上記の外一九三〇年十二月より馬尼剌を根據に、鮪延繩漁業が日本人によつて開始せられたが、未だ成績は明かでない。

一四、抄網漁業　漁場は普通河川・江灣の水深二尋以内の所とする。漁期は春夏の時期に最も盛んである。漁具は三角形のタモにして、大きいものは緣の一邊が十尺以上に達する。漁法は其の前方の緣を水底に沈めて、二、三人で之を押し或は曳き、普通二、三分間から五、六分間進行した後揚網する。漁獲物は蝦類・沙魚類・鰻等を主なるものとする。

一五、一本釣漁業　馬尼剌附近に於ては鱶類を目的に、又パナイ島に於ては鰆類を目的に行つてゐる。最近日本人に依つて鱶類・あかまつ類・鯛類を目的に、汽船を使つて本漁業を開始し頗る良好な成績を擧げつゝある。

一六、曳繩漁業　此の漁業は主として、呂宋島の東南部の東・南・西岸に於て、帆船を以て行はれてゐる。其の成績は頗る良好であつて、將來大いに發展の望がある。漁撈される魚は鰆類・鮪類を主として、鰹類・鰆類等種類は甚だ多い。

一七、帆船打瀨網漁業　馬尼剌灣内に於て、三十幾年間の昔から日本人によつて行はれて居る漁業であつて、一九二八年以來大部分は汽船ビームトロールに改造せられ、現存するものは僅かに二十隻内外に過ぎない。

一八、潛水機漁業　眞珠貝・海綿等の採集を目的とする漁業であつて、歐洲大戰當時は頗る隆盛を極めてゐたが、其の後漁場荒廢と貝殼下落の爲め業勢頓に衰頽して、今は僅かにホロー島のホロー港に其の殘影を止めるに過ぎない。

以上の外に雜漁業數多あるも、其の漁獲高著しからざるを以て省略する。

養殖　現在風目魚養殖の行はれて居るのは臺灣・比律賓及布哇に止り、其の生産の點では臺灣を第一位とし比律賓之に次ぐ。養魚地は馬尼剌附近・パムパンガ・ブラカン・パターン・パタンガス・ラウニカンの各州及リンガエン灣沿岸に存在し、此の中馬尼剌市附近及パンパンガ州が中心地となつてゐる。現在一九三〇年末の投資總額は二千五百萬比と堆定せられ、其の面積二千四百ヘクタール、魚苗數二千六百餘萬尾である。比律賓に於ける養殖業は臺灣と比較して、遙に有望にして、氣候の關係上生産高率、餌料は巧に下等藻類を池中に繁殖せしめ之に當て、而も市價は臺灣の二倍を稱ふる狀況であるから、臺灣を凌駕するのも近き將來であらう。

製造　製造方法は、素乾・煮乾・鹽乾・鹽辛等種類は甚だ多い。然し其の製造方法は甚だ不完全であつて二週間以上の保存に堪えるものは、僅かに鹽乾・鹽辛の二品に過ぎない。上記製造の原料に供せらるゝ魚類は鰯類・鰺類・鯖類・鯛類等を主なものとす。而して之等製造地として著名なるは、馬尼剌・イロイロ・サムボアンガ等とす。特にサムボアンガの鹽乾魚は名産物として耻ぢざる價値を有してゐる。之等の製品は主として鮮魚の供給不充分なる奥地に向けて供給せらる。現在其の製品は國内供給に不足を生ずる狀態であるから海外

州名	漁業者數		使用器具			投下資本	漁獲高
	土人	人外國	小舟	網	其他		
Agusan	二七		二10			一三八五比	四九六比
Albay	一〇六	一	一五0	八六	一	三四九三	一九二七五
Ambos Camarines	一三六	三	二一二	四0	一五六	六一三六九	二四三九九
Antique	10		九	二		二八11	三四0九九
Bataan	一五四		九五	四二	二	四五0六五	七六三八
Batanes	三	四			1	1'四五0	四四六
Batangas	一二八	1	1七五	五二	1110	110六四五0	三三七五0
Bohol	一三五	1	1七四	六	七五	六九0五	三五'二五
Bulacan	三0六	八	三六四	三六	四	九0五七0	七五0
Cagayan	三四		二六	四三	四	四五四0	1四七六
Capiz	七三	1	101	四0	三	1五'0八1	1二'10三
Cavite	一三0		一四六	五0		三00五0	三五六六
Cebu	一九四		二三1	五0	六	三五六二六	三一六六
Ilocos Norte	一四八	八	一四八	六		一四九00	六四'000
Ilocos Sur	一八九	三	1五三	六		1二1'七三	三0七六
Iloilo	一九五	三	二三五	1二	一五	四五0六三	四五0六三
Isabela	10		八	三		1八五1	1四七0
Laguna	一七三	10	1八四1	一八四		四八0七三	三0六五四
La Union	一七三	二	一五三	三		一四三八	1四1六七
Leyte	二三六	五	二三五	一		四六三五1	四六三0
Manila(市)	一八六	一	四三	七	一	1四五六五0	1四0八五0
Marinduque	九		1			八五0	1四五00
Masbate	一四六		一三三	四		三四八六	一四六六
Mindoro	三一六		二四	一		一四六五	五四六
Misamis	一三一		一三一	二		一四六五	五四六
Nueva Ecija	四七	1	四七	一		一四六五	五四六
Occidental Negros	一九		一九	一		一四六五	五四六
Oriental Negros	一一		一一			一四六五	五四六
Pampanga	一三		一三			一四六五	五四六
Pangasinan	一四0		一四0			一四六五	五四六
Rizal	一五五		一五五			一四六五	五四六
Romblon	三三		三0	二		一四六五	五四六
Samar	一五六		一五六	一		一四六五	五四六
Sorsogon	一六一		一六一			一四六五	五四六
Sulu	一四		一四			一四六五	五四六
Surigao	10七		10七			一四六五	五四六
Tarlac	一一		一一			一四六五	五四六
Tayabas	一一		一一			一四六五	五四六
Zambales	三七		三七			一四六五	五四六
合計	三六五0	11六	四八六八	五六五1	1八五三	二'1九1	九六三五0七六五'四01

第六〇表　各州別漁業者・使用器具・資本・漁獲高一覽表

出所＝一九二八年比島漁業調査

摘要	比律賓人漁業				日本人漁業				合計			
	網數	漁夫	漁梁數	漁夫	網數	漁夫	漁梁數	漁夫	網數	漁夫	漁梁數	漁夫
深 五五四二二十十十十十六一一六一八四一一度												
十十十十十十六一一一一一	一五二	二五九0	一	三	一	一			一五三	二五九0	一	三
六一一六一一二	三五三	六五八	一	二					三五三	六五八	一	二
五四三二	三五三	六五八	一	二					三五三	六五八	一	二
十十十十二十	一	二			一	三			二	五		
五五 五十五十六三	四	三五四			三	八			七	一三四		
尋尋尋

工業

概說　比律賓における工業は過去十箇年に著しき發達をなせり、比律賓の主なる原始生産を中心として居る關係上精製工業、製油・煙草・セメント・製絹・製帽・清精製造及刺繍を除いては餘り大規模なるものなし、製造工業國化するには尙道なほ將來を期待したらいゝ。左に一九一八年國勢調査による表を掲げて參考に供する。今日でこれ何れも

第六三表　各種別工場數は低減して居る。

種別	工場數	資本額	生産額
製糖	101	11,030,961	101,962,311
燻製ココナット油	6	1,000,000	2,000,000
精米	11	1,000,000	2,000,000
煙草	101	1,000,000	2,000,000
石鹸製造	1	1,000,000	2,000,000
製材	101	1,000,000	2,000,000
製帽	1	1,000,000	2,000,000
製綱	1	1,000,000	2,000,000
製油	1	1,000,000	2,000,000
製革

ス島に在る。今日會社が甘蔗の耕作と製糖とを兼營して居るものが大部分ある。是等製糖會社は分蜜及粗糖の二種を製造する。然し精製糖を生産する工場も一、二ある。右二種の砂糖は其の糖分含有量に依つて次の如く等級を分けられて居る。

等級	馬尼剌	イロイロ
一	八六―八八・〇	八七―九〇・〇
二	八四―八五・九	八五―八六・九
三	八二―八三・九	八二―八四・九
四	八〇―八一・九	八〇―八一・九
五	七八―七九・九	七八―七九・九
六	七六―七七・九	七九―七九・九
七	七六以下	

イロイロの市場では含有量七十度以下のものはコリエンテと稱し、色は暗黒色を呈して居る。粗糖はブリ椰子の葉で編んだ袋に入れ、分蜜糖は粗麻製の袋に五十瓩宛入れる。つまり運搬にも便であり、計算に便利の爲めである（製糖會社名・所在地・生産能力其の他に就ては產業―農業の部を參照すること）。

椰子油　一九〇九年に初めて椰子油の工場が出來た。其の以前は頗る幼稚な方法で油を採つて居り、輸出などいふ事は一向考へた事すらなかつた歐洲大戰勃發當時僅に一つの製油工場が運轉されて居つたに過ぎなかつたものが、一九一八年には三十一を數ふるに至つた。然し一日の生産高僅に千三百噸、年額三十萬噸であつたが、既に合衆國は八十萬噸を要求して居つた爲め、其の要求に副ふべく各所に經營された製油會社も、世の不況に連れて閉鎖の止むなきに至り、今日では五・六の工場が存在してゐるに過ぎぬ。其の主なるものは左の如くである。

工場名	所在地
Copra Milling Corporation.	99 Cristobal, Manila.
Kellogg and Sons Spencer M. Co.	Tomas Claudio, Manila.
Philippine Manufacturing Co.	244 David, Manila.
Philippine Vegetable Oil Co.	San Pablo, Laguna.

馬尼剌・セブー・サンパブロの生産能力を合し、一箇月一萬二千噸未滿であらう。

椰子油の等級に就ては今の所、砂糖・アバカ・煙草の樣に嚴格でなく、單に脂肪酸の多寡に依り其の等級を定めてある。

煙草　煙草といふ名前が輸出品目中に載せられたのは、大分以前からであつた。其の時分は大部分煙草葉の輸出であつたけれども、追々葉卷煙草・紙卷煙草を輸出する樣になり、煙草工場數も九十に垂んとし、前出產業の部農業の項にて示せるが如く、輸出も多額に上るに至つたのである。馬尼剌市に於ける主なる工場名及所在地を擧げれば次の如くである。

工場名	所在地
Alhambra Cigar and Cigarette Mfg. Co.	31 Tayuman.
Germinal Cigar and Cigarette Mfg. Factory.	114 M. de Comillas.
Kutubusan Tabacos Y Cigar.	501 Clavel
La Flor de la Isabela.	851 Isaac Persl.
La Insular Cigar and Cigarette Factory, Inc.	20 Plaza Calderon de la Barca.
La Minerva Cigar Corporation	2219 Azcarraga.
La Yebana Cigar and Cigarette Factory.	57 Gastambide.

大工場では、自身に煙草耕地を經營して居るのもあり、或は仲買人の手を經て買入れるのもある。大部分は原料生產者から買ふ方法を採つてゐるが、工場から煙草に經驗を有する人を派遣して、一々出來た葉を檢查してから買入れる。用途に依つては全然比島產のもの計りでは間に合はぬ事があるので、スマトラ・ハバナ等からミルクリーフを買入れる。是は主として葉卷の上卷用に使はれる。紙卷煙草は全く機械に依るものと女工の手に依るものとあるけれども、葉卷は殆ど人力を俟たねばならぬ。近頃安價な葉卷は機械で出來るやうになつたけれども、餘り成績は良好でない。熟練した職工になると一日平均三百本を卷く事が出來るが、出來上つたものを一々檢查し、等級別にして乾燥室に入れ、攝氏四十五度前後で約半日乾燥し、夫々其の等級に應じて裸の儘或は薄紙、銀紙などで包んで箱に入れ、更に攝氏六十七度乃至七十度の溫度で一日乾燥し・外裝を施し初めて輸出され、或は市場に出るのである。最上級の葉卷は全然糊を使用しない。從つて保存も他のものに比して長い。

現在では馬尼剌麻と共に馬尼剌煙草の名は世界各國に知られて居るけれども、比島政府は更に馬尼剌煙草宣傳員なるものを巡遣して、馬尼剌煙草の世界化を計つて居る。

今一九二五―二九年に於ける煙草工場數・生產品の處分其の他に就て、表示すれば左の如くである。

第六四表　煙草工場數・消費・輸出高連年比較表　出所＝一九二九年比島殖產局覽

年次	工場數	處分方法		
		島內消費	輸出用	合計
		本	本	本
葉卷煙草				
一九二五年	八八	九九七〇、六〇三	二五九、五八八、七一二	三五九、二五九、三一五
一九二六年	九五	一〇八、〇四五、一〇〇	二四九、六三三、〇七六	三五七、六八八、一七六
一九二七年	九〇	一〇九、六七二、一三三	二〇八、四九八、四三六	三一七、四七五、六二九
一九二八年	九三	一〇六、八五〇、一七八	三三四、九六七、一九五	三三一、八一七、三三三
一九二九年	九四	一一〇、七四〇、七二四	二八七、五七六、三六一	二九八、三一七、〇八五
一九三〇年				
紙卷煙草				
一九二五年	二五	四八〇、一四九、三五〇	四七、八五一、四六五	四八四、〇〇〇、八一五
一九二六年	二七	四九〇、三二〇、九五	五一、三八一、一五二	四九五、四九二、二二七
一九二七年	二九	四九二、四九四、〇八八	四七、九五〇、三二九	四九九、四四二、〇一二

一九二八年	二九	四八〇、五二三、七二	三二、九六、四八五	五一二、〇八七、二四七
一九二九年	二六	四八一、一〇四、九五	一六、四七九、三七一	四九八、四五七、八六六
一九三〇年				

セメント　歐洲大戰前、リサール州ラグナ湖畔ビナゴナン附近一帶にセメント原料發見せられ、工場の建設と共にリサールセメントはマニラ市場に販賣せらるゝに至つたが、其の品質外國製に比して著しき遜色があり、加之戰爭突發と同時に同工場技師全部獨逸に引揚げたる爲め工場の運轉全然不可能となり、遂に同工場の閉鎖を見るに至り、今尙其の儘放棄せられ居る狀態である。然るに比島に於ける建築工事發達し、セメントの需要著しく增加し本島產を初め佛領印度支那・香港・加奈陀・獨逸・米國及支那方面より輸入せらるるもの毎年百萬比以上に昇り居るに鑑みて、比島政府はセブー島東海岸ナガ附近にセメント原料が豐富であつて、石炭も採掘せらるゝに著目し、特別契約の下に米人をしてセブーポートランドセメント會社を設立せしめ、比島國立興業會社の二百七十五萬比出資に依り、一九二三年末より愈々セメントの製造に著手した。

同工場の生產能力は一日卽ち二十四時間に一千樽、一箇年間に少くとも三十萬樽を製出し、比島全島の需要に應ずる計劃であつたが、運轉意の如くならず本邦品等に比して遜色あり、而も需要少き爲め、政府は同工場を米人經營者より引受け少くとも政府關係工事は絕對に比島セメントを使用せしむる事にした。之に依り多少運轉資金の流通を計り得たが、每月常に缺損となり經營頗る困難となつたので、政府當局は同工場の民間拂下げを希望して目下交涉中であるが、交涉行惱みの狀態にある。

刺繡業　比島の刺繡業は數百年前歐洲より渡來せる尼僧に依つて紹介されたものであるが、何分にも需要の少かつた時代であつたので、其の發達の見るべきものなく、僅に家庭手藝として傳へらるゝに過ぎなかつた。其の後

商　業

概說　比律賓は既述の如く、他の南洋各地と同じく所謂原始生産地乃至純然たる農業本位國で、工業は勿論商業も全體より見れば微々に徹するものであるが、大資源を有する木群島は、其の開發に相俟つて第二次的産業としての商工業は發達を期待し得る素質を多分に有して居る。從つて木群島の商工業は從來より逸速艦の送荷に積次第に活潑となつて來たものと見られて居る。

現在本群島に於ける主要商業都市は馬尼剌・セブ・イロイロ・サムアンガ及ダバオ・ザンボアンガ・カガヤン・ゼネラル・サントス及カガヤンの諸港であるが、其の外各地に點在する華僑人口及三〇三年度に於ける輸出入貿易額は左表の如くである。

主要輸移出入品

年次	麻	煙草	椰子油	砂糖	木材	其他	合計
一九二三年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
一九二四年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
一九二五年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
一九二六年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
一九二七年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
一九二八年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
一九二九年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一
一九三〇年	四、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一	一、一一

工業に關する法制　幼稚なる産業の保護奨勵及製造業に關する禁止制限等に關しては幼稚産業法（法律第二五九六號）、手工藝品輸出奨勵法（法律第二六二三號）、食料品の不純物混入に關する法律（法律第二九二〇號）、輸入及輸出に關する禁止制限に關する法律（法律第二九二〇號）、前記諸法律に於ては、外にパッケージ・ラベル及ガソリン・ガロン・ボトル・ケースの標準容量を定め、又ガソリン・ケロシン・ボトル・ケースの標準容量を定めて居る。

勞働者數及勞働問題　一九一八年國勢調査に依れば、當時商工場數に於ける勞働者數は左表の如くである。

工業種別

工業種別	工場數	勞働者數
製糖業	一〇四	一〇、一〇一
製麻業	一一	一、一一一
製煙草業	一一	一、一一一
製椰子油業	一一	一、一一一
木材業	一一	一、一一一
其他	一一	一、一一一
合計	一一	一、一一一

工業種別

工業種別	工場數	勞働者數
製糖業	一一	一、一一一
製麻業	一一	一、一一一
製煙草業	一一	一、一一一
製椰子油業	一一	一、一一一
木材業	一一	一、一一一
其他	一一	一、一一一
合計	一一	一、一一一

勞働爭議　比律賓に於ける勞働爭議は、一九二〇年に於ては一一件、一九二一年に於ては一一件、一九二二年に於ては一一件、一九二三年に於ては一一件、一九二四年に於ては一一件、一九二五年に於ては一一件、一九二六年に於ては一一件、一九二七年に於ては一一件、一九二八年に於ては一一件、一九二九年に於ては一一件、一九三〇年に於ては一一件、一九三一年に於ては一一件、一九三二年に於ては一一件、一九三三年に於ては一一件、一九三四年に於ては一一件、一九三五年に於ては一一件、一九三六年に於ては一一件、一九三七年に於ては一一件、一九三八年に於ては一一件、一九三九年に於ては一一件、一九四〇年に於ては一一件、一九四一年に於ては一一件、一九四二年に於ては一一件、一九四三年に於ては一一件、一九四四年に於ては一一件、一九四五年に於ては一一件、一九四六年に於ては一一件、一九四七年に於ては一一件、一九四八年に於ては一一件、一九四九年に於ては一一件、一九五〇年に於ては一一件、一九五一年に於ては一一件、一九五二年に於ては一一件、一九五三年に於ては一一件、一九五四年に於ては一一件、一九五五年に於ては一一件、一九五六年に於ては一一件、一九五七年に於ては一一件、一九五八年に於ては一一件、一九五九年に於ては一一件、一九六〇年に於ては一一件、一九六一年に於ては一一件、一九六二年に於ては一一件、一九六三年に於ては一一件、一九六四年に於ては一一件、一九六五年に於ては一一件、一九六六年に於ては一一件、一九六七年に於ては一一件、一九六八年に於ては一一件、一九六九年に於ては一一件、一九七〇年に於ては一一件、一九七一年に於ては一一件、一九七二年に於ては一一件、一九七三年に於ては一一件、一九七四年に於ては一一件、一九七五年に於ては一一件、一九七六年に於ては一一件、一九七七年に於ては一一件、一九七八年に於ては一一件、一九七九年に於ては一一件、一九八〇年に於ては一一件、一九八一年に於ては一一件、一九八二年に於ては一一件、一九八三年に於ては一一件、一九八四年に於ては一一件、一九八五年に於ては一一件、一九八六年に於ては一一件、一九八七年に於ては一一件、一九八八年に於ては一一件、一九八九年に於ては一一件、一九九〇年に於ては一一件、一九九一年に於ては一一件、一九九二年に於ては一一件、一九九三年に於ては一一件、一九九四年に於ては一一件、一九九五年に於ては一一件、一九九六年に於ては一一件、一九九七年に於ては一一件、一九九八年に於ては一一件、一九九九年に於ては一一件、二〇〇〇年に於ては一一件、二〇〇一年に於ては一一件、二〇〇二年に於ては一一件、二〇〇三年に於ては一一件、二〇〇四年に於ては一一件、二〇〇五年に於ては一一件、二〇〇六年に於ては一一件、二〇〇七年に於ては一一件、二〇〇八年に於ては一一件、二〇〇九年に於ては一一件、二〇一〇年に於ては一一件、二〇一一年に於ては一一件、二〇一二年に於ては一一件、二〇一三年に於ては一一件、二〇一四年に於ては一一件、二〇一五年に於ては一一件、二〇一六年に於ては一一件、二〇一七年に於ては一一件、二〇一八年に於ては一一件、二〇一九年に於ては一一件、二〇二〇年に於ては一一件、二〇二一年に於ては一一件、二〇二二年に於ては一一件、二〇二三年に於ては一一件、二〇二四年に於ては一一件、二〇二五年に於ては一一件、二〇二六年に於ては一一件、二〇二七年に於ては一一件、二〇二八年に於ては一一件、二〇二九年に於ては一一件、二〇三〇年に於ては一一件、二〇三一年に於ては一一件、二〇三二年に於ては一一件、二〇三三年に於ては一一件、二〇三四年に於ては一一件、二〇三五年に於ては一一件、二〇三六年に於ては一一件、二〇三七年に於ては一一件、二〇三八年に於ては一一件、二〇三九年に於ては一一件、二〇四〇年に於ては一一件、二〇四一年に於ては一一件、二〇四二年に於ては一一件、二〇四三年に於ては一一件、二〇四四年に於ては一一件、二〇四五年に於ては一一件、二〇四六年に於ては一一件、二〇四七年に於ては一一件、二〇四八年に於ては一一件、二〇四九年に於ては一一件、二〇五〇年に於ては一一件、二〇五一年に於ては一一件、二〇五二年に於ては一一件、二〇五三年に於ては一一件、二〇五四年に於ては一一件、二〇五五年に於ては一一件、二〇五六年に於ては一一件、二〇五七年に於ては一一件、二〇五八年に於ては一一件、二〇五九年に於ては一一件、二〇六〇年に於ては一一件、二〇六一年に於ては一一件、二〇六二年に於ては一一件、二〇六三年に於ては一一件、二〇六四年に於ては一一件、二〇六五年に於ては一一件、二〇六六年に於ては一一件、二〇六七年に於ては一一件、二〇六八年に於ては一一件、二〇六九年に於ては一一件、二〇七〇年に於ては一一件、二〇七一年に於ては一一件、二〇七二年に於ては一一件、二〇七三年に於ては一一件、二〇七四年に於ては一一件、二〇七五年に於ては一一件、二〇七六年に於ては一一件、二〇七七年に於ては一一件、二〇七八年に於ては一一件、二〇七九年に於ては一一件、二〇八〇年に於ては一一件、二〇八一年に於ては一一件、二〇八二年に於ては一一件、二〇八三年に於ては一一件、二〇八四年に於ては一一件、二〇八五年に於ては一一件、二〇八六年に於ては一一件、二〇八七年に於ては一一件、二〇八八年に於ては一一件、二〇八九年に於ては一一件、二〇九〇年に於ては一一件、二〇九一年に於ては一一件、二〇九二年に於ては一一件、二〇九三年に於ては一一件、二〇九四年に於ては一一件、二〇九五年に於ては一一件、二〇九六年に於ては一一件、二〇九七年に於ては一一件、二〇九八年に於ては一一件、二〇九九年に於ては一一件、二一〇〇年に於ては一一件、二一〇一年に於ては一一件、二一〇二年に於ては一一件、二一〇三年に於ては一一件、二一〇四年に於ては一一件、二一〇五年に於ては一一件、二一〇六年に於ては一一件、二一〇七年に於ては一一件、二一〇八年に於ては一一件、二一〇九年に於ては一一件、二一一〇年に於ては一一件、二一一一年に於ては一一件、二一一二年に於ては一一件、二一一三年に於ては一一件、二一一四年に於ては一一件、二一一五年に於ては一一件、二一一六年に於ては一一件、二一一七年に於ては一一件、二一一八年に於ては一一件、二一一九年に於ては一一件、二一二〇年に於ては一一件、二一二一年に於ては一一件、二一二二年に於ては一一件、二一二三年に於ては一一件、二一二四年に於ては一一件、二一二五年に於ては一一件、二一二六年に於ては一一件、二一二七年に於ては一一件、二一二八年に於ては一一件、二一二九年に於ては一一件、二一三〇年に於ては一一件、二一三一年に於ては一一件、二一三二年に於ては一一件、二一三三年に於ては一一件、二一三四年に於ては一一件、二一三五年に於ては一一件、二一三六年に於ては一一件、二一三七年に於ては一一件、二一三八年に於ては一一件、二一三九年に於ては一一件、二一四〇年に於ては一一件、二一四一年に於ては一一件、二一四二年に於ては一一件、二一四三年に於ては一一件、二一四四年に於ては一一件、二一四五年に於ては一一件、二一四六年に於ては一一件、二一四七年に於ては一一件、二一四八年に於ては一一件、二一四九年に於ては一一件、二一五〇年に於ては一一件、二一五一年に於ては一一件、二一五二年に於ては一一件、二一五三年に於ては一一件、二一五四年に於ては一一件、二一五五年に於ては一一件、二一五六年に於ては一一件、二一五七年に於ては一一件、二一五八年に於ては一一件、二一五九年に於ては一一件、二一六〇年に於ては一一件、二一六一年に於ては一一件、二一六二年に於ては一一件、二一六三年に於ては一一件、二一六四年に於ては一一件、二一六五年に於ては一一件、二一六六年に於ては一一件、二一六七年に於ては一一件、二一六八年に於ては一一件、二一六九年に於ては一一件、二一七〇年に於ては一一件、二一七一年に於ては一一件、二一七二年に於ては一一件、二一七三年に於ては一一件、二一七四年に於ては一一件、二一七五年に於ては一一件、二一七六年に於ては一一件、二一七七年に於ては一一件、二一七八年に於ては一一件、二一七九年に於ては一一件、二一八〇年に於ては一一件、二一八一年に於ては一一件、二一八二年に於ては一一件、二一八三年に於ては一一件、二一八四年に於ては一一件、二一八五年に於ては一一件、二一八六年に於ては一一件、二一八七年に於ては一一件、二一八八年に於ては一一件、二一八九年に於ては一一件、二一九〇年に於ては一一件、二一九一年に於ては一一件、二一九二年に於ては一一件、二一九三年に於ては一一件、二一九四年に於ては一一件、二一九五年に於ては一一件、二一九六年に於ては一一件、二一九七年に於ては一一件、二一九八年に於ては一一件、二一九九年に於ては一一件、二二〇〇年に於ては一一件、二二〇一年に於ては一一件、二二〇二年に於ては一一件、二二〇三年に於ては一一件、二二〇四年に於ては一一件、二二〇五年に於ては一一件、二二〇六年に於ては一一件、二二〇七年に於ては一一件、二二〇八年に於ては一一件、二二〇九年に於ては一一件、二二一〇年に於ては一一件、二二一一年に於ては一一件、二二一二年に於ては一一件、二二一三年に於ては一一件、二二一四年に於ては一一件、二二一五年に於ては一一件、二二一六年に於ては一一件、二二一七年に於ては一一件、二二一八年に於ては一一件、二二一九年に於ては一一件、二二二〇年に於ては一一件、二二二一年に於ては一一件、二二二二年に於ては一一件、二二二三年に於ては一一件、二二二四年に於ては一一件、二二二五年に於ては一一件、二二二六年に於ては一一件、二二二七年に於ては一一件、二二二八年に於ては一一件、二二二九年に於ては一一件、二二三〇年に於ては一一件、二二三一年に於ては一一件、二二三二年に於ては一一件、二二三三年に於ては一一件、二二三四年に於ては一一件、二二三五年に於ては一一件、二二三六年に於ては一一件、二二三七年に於ては一一件、二二三八年に於ては一一件、二二三九年に於ては一一件、二二四〇年に於ては一一件、二二四一年に於ては一一件、二二四二年に於ては一一件、二二四三年に於ては一一件、二二四四年に於ては一一件、二二四五年に於ては一一件、二二四六年に於ては一一件、二二四七年に於ては一一件、二二四八年に於ては一一件、二二四九年に於ては一一件、二二五〇年に於ては一一件、二二五一年に於ては一一件、二二五二年に於ては一一件、二二五三年に於ては一一件、二二五四年に於ては一一件、二二五五年に於ては一一件、二二五六年に於ては一一件、二二五七年に於ては一一件、二二五八年に於ては一一件、二二五九年に於ては一一件、二二六〇年に於ては一一件、二二六一年に於ては一一件、二二六二年に於ては一一件、二二六三年に於ては一一件、二二六四年に於ては一一件、二二六五年に於ては一一件、二二六六年に於ては一一件、二二六七年に於ては一一件、二二六八年に於ては一一件、二二六九年に於ては一一件、二二七〇年に於ては一一件、二二七一年に於ては一一件、二二七二年に於ては一一件、二二七三年に於ては一一件、二二七四年に於ては一一件、二二七五年に於ては一一件、二二七六年に於ては一一件、二二七七年に於ては一一件、二二七八年に於ては一一件、二二七九年に於ては一一件、二二八〇年に於ては一一件、二二八一年に於ては一一件、二二八二年に於ては一一件、二二八三年に於ては一一件、二二八四年に於ては一一件、二二八五年に於ては一一件、二二八六年に於ては一一件、二二八七年に於ては一一件、二二八八年に於ては一一件、二二八九年に於ては一一件、二二九〇年に於ては一一件、二二九一年に於ては一一件、二二九二年に於ては一一件、二二九三年に於ては一一件、二二九四年に於ては一一件、二二九五年に於ては一一件、二二九六年に於ては一一件、二二九七年に於ては一一件、二二九八年に於ては一一件、二二九九年に於ては一一件、二三〇〇年に於ては一一件、二三〇一年に於ては一一件、二三〇二年に於ては一一件、二三〇三年に於ては一一件、二三〇四年に於ては一一件、二三〇五年に於ては一一件、二三〇六年に於ては一一件、二三〇七年に於ては一一件、二三〇八年に於ては一一件、二三〇九年に於ては一一件、二三一〇年に於ては一一件、二三一一年に於ては一一件、二三一二年に於ては一一件、二三一三年に於ては一一件、二三一四年に於ては一一件、二三一五年に於ては一一件、二三一六年に於ては一一件、二三一七年に於ては一一件、二三一八年に於ては一一件、二三一九年に於ては一一件、二三二〇年に於ては一一件、二三二一年に於ては一一件、二三二二年に於ては一一件、二三二三年に於ては一一件、二三二四年に於ては一一件、二三二五年に於ては一一件、二三二六年に於ては一一件、二三二七年に於ては一一件、二三二八年に於ては一一件、二三二九年に於ては一一件、二三三〇年に於ては一一件、二三三一年に於ては一一件、二三三二年に於ては一一件、二三三三年に於ては一一件、二三三四年に於ては一一件、二三三五年に於ては一一件、二三三六年に於ては一一件、二三三七年に於ては一一件、二三三八年に於ては一一件、二三三九年に於ては一一件、二三四〇年に於ては一一件、二三四一年に於ては一一件、二三四二年に於ては一一件、二三四三年に於ては一一件、二三四四年に於ては一一件、二三四五年に於ては一一件、二三四六年に於ては一一件、二三四七年に於ては一一件、二三四八年に於ては一一件、二三四九年に於ては一一件、二三五〇年に於ては一一件、二三五一年に於ては一一件、二三五二年に於ては一一件、二三五三年に於ては一一件、二三五四年に於ては一一件、二三五五年に於ては一一件、二三五六年に於ては一一件、二三五七年に於ては一一件、二三五八年に於ては一一件、二三五九年に於ては一一件、二三六〇年に於ては一一件、二三六一年に於ては一一件、二三六二年に於ては一一件、二三六三年に於ては一一件、二三六四年に於ては一一件、二三六五年に於ては一一件、二三六六年に於ては一一件、二三六七年に於ては一一件、二三六八年に於ては一一件、二三六九年に於ては一一件、二三七〇年に於ては一一件、二三七一年に於ては一一件、二三七二年に於ては一一件、二三七三年に於ては一一件、二三七四年に於ては一一件、二三七五年に於ては一一件、二三七六年に於ては一一件、二三七七年に於ては一一件、二三七八年に於ては一一件、二三七九年に於ては一一件、二三八〇年に於ては一一件、二三八一年に於ては一一件、二三八二年に於ては一一件、二三八三年に於ては一一件、二三八四年に於ては一一件、二三八五年に於ては一一件、二三八六年に於ては一一件、二三八七年に於ては一一件、二三八八年に於ては一一件、二三八九年に於ては一一件、二三九〇年に於ては一一件、二三九一年に於ては一一件、二三九二年に於ては一一件、二三九三年に於ては一一件、二三九四年に於ては一一件、二三九五年に於ては一一件、二三九六年に於ては一一件、二三九七年に於ては一一件、二三九八年に於ては一一件、二三九九年に於ては一一件、二四〇〇年に於ては一一件、二四〇一年に於ては一一件、二四〇二年に於ては一一件、二四〇三年に於ては一一件、二四〇四年に於ては一一件、二四〇五年に於ては一一件、二四〇六年に於ては一一件、二四〇七年に於ては一一件、二四〇八年に於ては一一件、二四〇九年に於ては一一件、二四一〇年に於ては一一件、二四一一年に於ては一一件、二四一二年に於ては一一件、二四一三年に於ては一一件、二四一四年に於ては一一件、二四一五年に於ては一一件、二四一六年に於ては一一件、二四一七年に於ては一一件、二四一八年に於ては一一件、二四一九年に於ては一一件、二四二〇年に於ては一一件、二四二一年に於ては一一件、二四二二年に於ては一一件、二四二三年に於ては一一件、二四二四年に於ては一一件、二四二五年に於ては一一件、二四二六年に於ては一一件、二四二七年に於ては一一件、二四二八年に於ては一一件、二四二九年に於ては一一件、二四三〇年に於ては一一件、二四三一年に於ては一一件、二四三二年に於ては一一件、二四三三年に於ては一一件、二四三四年に於ては一一件、二四三五年に於ては一一件、二四三六年に於ては一一件、二四三七年に於ては一一件、二四三八年に於ては一一件、二四三九年に於ては一一件、二四四〇年に於ては一一件、二四四一年に於ては一一件、二四四二年に於ては一一件、二四四三年に於ては一一件、二四四四年に於ては一一件、二四四五年に於ては一一件、二四四六年に於ては一一件、二四四七年に於ては一一件、二四四八年に於ては一一件、二四四九年に於ては一一件、二四五〇年に於ては一一件、二四五一年に於ては一一件、二四五二年に於ては一一件、二四五三年に於ては一一件、二四五四年に於ては一一件、二四五五年に於ては一一件、二四五六年に於ては一一件、二四五七年に於ては一一件、二四五八年に於ては一一件、二四五九年に於ては一一件、二四六〇年に於ては一一件、二四六一年に於ては一一件、二四六二年に於ては一一件、二四六三年に於ては一一件、二四六四年に於ては一一件、二四六五年に於ては一一件、二四六六年に於ては一一件、二四六七年に於ては一一件、二四六八年に於ては一一件、二四六九年に於ては一一件、二四七〇年に於ては一一件、二四七一年に於ては一一件、二四七二年に於ては一一件、二四七三年に於ては一一件、二四七四年に於ては一一件、二四七五年に於ては一一件、二四七六年に於ては一一件、二四七七年に於ては一一件、二四七八年に於ては一一件、二四七九年に於ては一一件、二四八〇年に於ては一一件、二四八一年に於ては一一件、二四八二年に於ては一一件、二四八三年に於ては一一件、二四八四年に於ては一一件、二四八五年に於ては一一件、二四八六年に於ては一一件、二四八七年に於ては一一件、二四八八年に於ては一一件、二四八九年に於ては一一件、二四九〇年に於ては一一件、二四九一年に於ては一一件、二四九二年に於ては一一件、二四九三年に於ては一一件、二四九四年に於ては一一件、二四九五年に於ては一一件、二四九六年に於ては一一件、二四九七年に於ては一一件、二四九八年に於ては一一件、二四九九年に於ては一一件、二五〇〇年に於ては一一件、二五〇一年に於ては一一件、二五〇二年に於ては一一件、二五〇三年に於ては一一件、二五〇四年に於ては一一件、二五〇五年に於ては一一件、二五〇六年に於ては一一件、二五〇七年に於ては一一件、二五〇八年に於ては一一件、二五〇九年に於ては一一件、二五一〇年に於ては一一件、二五一一年に於ては一一件、二五一二年に於ては一一件、二五一三年に於ては一一件、二五一四年に於ては一一件、二五一五年に於ては一一件、二五一六年に於ては一一件、二五一七年に於ては一一件、二五一八年に於ては一一件、二五一九年に於ては一一件、二五二〇年に於ては一一件、二五二一年に於ては一一件、二五二二年に於ては一一件、二五二三年に於ては一一件、二五二四年に於ては一一件、二五二五年に於ては一一件、二五二六年に於ては一一件、二五二七年に於ては一一件、二五二八年に於ては一一件、二五二九年に於ては一一件、二五三〇年に於ては一一件、二五三一年に於ては一一件、二五三二年に於ては一一件、二五三三年に於ては一一件、二五三四年に於ては一一件、二五三五年に於ては一一件、二五三六年に於ては一一件、二五三七年に於ては一一件、二五三八年に於ては一一件、二五三九年に於ては一一件、二五四〇年に於ては一一件、二五四一年に於ては一一件、二五四二年に於ては一一件、二五四三年に於ては一一件、二五四四年に於ては一一件、二五四五年に於ては一一件、二五四六年に於ては一一件、二五四七年に於ては一一件、二五四八年に於ては一一件、二五四九年に於ては一一件、二五五〇年に於ては一一件、二五五一年に於ては一一件、二五五二年に於ては一一件、二五五三年に於ては一一件、二五五四年に於ては一一件、二五五五年に於ては一一件、二五五六年に於ては一一件、二五五七年に於ては一一件、二五五八年に於ては一一件、二五五九年に於ては一一件、二五六〇年に於ては一一件、二五六一年に於ては一一件、二五六二年に於ては一一件、二五六三年に於ては一一件、二五六四年に於ては一一件、二五六五年に於ては一一件、二五六六年に於ては一一件、二五六七年に於ては一一件、二五六八年に於ては一一件、二五六九年に於ては一一件、二五七〇年に於ては一一件、二五七一年に於ては一一件、二五七二年に於ては一一件、二五七三年に於ては一一件、二五七四年に於ては一一件、二五七五年に於ては一一件、二五七六年に於ては一一件、二五七七年に於ては一一件、二五七八年に於ては一一件、二五七九年に於ては一一件、二五八〇年に於ては一一件、二五八一年に於ては一一件、二五八二年に於ては一一件、二五八三年に於ては一一件、二五八四年に於ては一一件、二五八五年に於ては一一件、二五八六年に於ては一一件、二五八七年に於ては一一件、二五八八年に於ては一一件、二五八九年に於ては一一件、二五九〇年に於ては一一件、二五九一年に於ては一一件、二五九二年に於ては一一件、二五九三年に於ては一一件、二五九四年に於ては一一件、二五九五年に於ては一一件、二五九六年に於ては一一件、二五九七年に於ては一一件、二五九八年に於ては一一件、二五九九年に於ては一一件、二六〇〇年に於ては一一件、二六〇一年に於ては一一件、二六〇二年に於ては一一件、二六〇三年に於ては一一件、二六〇四年に於ては一一件、二六〇五年に於ては一一件、二六〇六年に於ては一一件、二六〇七年に於ては一一件、二六〇八年に於ては一一件、二六〇九年に於ては一一件、二六一〇年に於ては一一件、二六一一年に於ては一一件、二六一二年に於ては一一件、二六一三年に於ては一一件、二六一四年に於ては一一件、二六一五年に於ては一一件、二六一六年に於ては一一件、二六一七年に於ては一一件、二六一八年に於ては一一件、二六一九年に於ては一一件、二六二〇年に於ては一一件、二六二一年に於ては一一件、二六二二年に於ては一一件、二六二三年に於ては一一件、二六二四年に於ては一一件、二六二五年に於ては一一件、二六二六年に於ては一一件、二六二七年に於ては一一件、二六二八年に於ては一一件、二六二九年に於ては一一件、二六三〇年に於ては一一件、二六三一年に於ては一一件、二六三二年に於ては一一件、二六三三年に於ては一一件、二六三四年に於ては一一件、二六三五年に於ては一一件、二六三六年に於ては一一件、二六三七年に於ては一一件、二六三八年に於ては一一件、二六三九年に於ては一一件、二六四〇年に於ては一一件、二六四一年に於ては一一件、二六四二年に於ては一一件、二六四三年に於ては一一件、二六四四年に於ては一一件、二六四五年に於ては一一件、二六四六年に於ては一一件、二六四七年に於ては一一件、二六四八年に於ては一一件、二六四九年に於ては一一件、二六五〇年に於ては一一件、二六五一年に於ては一一件、二六五二年に於ては一一件、二六五三年に於ては一一件、二六五四年に於ては一一件、二六五五年に於ては一一件、二六五六年に於ては一一件、二六五七年に於ては一一件、二六五八年に於ては一一件、二六五九年に於ては一一件、二六六〇年に於ては一一件、二六六一年に於ては一一件、二六六二年に於ては一一件、二六六三年に於ては一一件、二六六四年に於ては一一件、二六六五年に於ては一一件、二六六六年に於ては一一件、二六六七年に於ては一一件、二六六八年に於ては一一件、二六六九年に於ては一一件、二六七〇年に於ては一一件、二六七一年に於ては一一件、二六七二年に於ては一一件、二六七三年に於ては一一件、二六七四年に於ては一一件、二六七五年に於ては一一件、二六七六年に於ては一一件、二六七七年に於ては一一件、二六七八年に於ては一一件、二六七九年に於ては一一件、二六八〇年に於ては一一件、二六八一年に於ては一一件、二六八二年に於ては一一件、二六八三年に於ては一一件、二六八四年に於ては一一件、二六八五年に於ては一一件、二六八六年に於ては一一件、二六八七年に於ては一一件、二六八八年に於ては一一件、二六八九年に於ては一一件、二六九〇年に於ては一一件、二六九一年に於ては一一件、二六九二年に於ては一一件、二六九三年に於ては一一件、二六九四年に於ては一一件、二六九五年に於ては一一件、二六九六年に於ては一一件、二六九七年に於ては一一件、二六九八年に於ては一一件、二六九九年に於ては一一件、二七〇〇年に於ては一一件、二七〇一年に於ては一一件、二七〇二年に於ては一一件、二七〇三年に於ては一一件、二七〇四年に於ては一一件、二七〇五年に於ては一一件、二七〇六年に於ては一一件、二七〇七年に於ては一一件、二七〇八年に於ては一一件、二七〇九年に於ては一一件、二七一〇年に於ては一一件、二七一一年に於ては一一件、二七一二年に於ては一一件、二七一三年に於ては一一件、二七一四年に於ては一一件、二七一五年に於ては一一件、二七一六年に於ては一一件、二七一七年に於ては一一件、二七一八年に於ては一一件、二七一九年に於ては一一件、二七二〇年に於ては一一件、二七二一年に於ては一一件、二七二二年に於ては一一件、二七二三年に於ては一一件、二七二四年に於ては一一件、二七二五年に於ては一一件、二七二六年に於ては一一件、二七二七年に於ては一一件、二七二八年に於ては一一件、二七二九年に於ては一一件、二七三〇年に於ては一一件、二七三一年に於ては一一件、二七三二年に於ては一一件、二七三三年に於ては一一件、二七三四年に於ては一一件、二七三五年に於ては一一件、二七三六年に於ては一一件、二七三七年に於ては一一件、二七三八年に於ては一一件、二七三九年に於ては一一件、二七四〇年に於ては一一件、二七四一年に於ては一一件、二七四二年に於ては一一件、二七四三年に於ては一一件、二七四四年に於ては一一件、二七四五年に於ては一一件、二七四六年に於ては一一件、二七四七年に於ては一一件、二七四八年に於ては一一件、二七四九年に於ては一一件、二七五〇年に於ては一一件、二七五一年に於ては一一件、二七五二年に於ては一一件、二七五三年に於ては一一件、二七五四年に於ては一一件、二七五五年に於ては一一件、二七五六年に於ては一一件、二七五七年に於ては一一件、二七五八年に於ては一一件、二七五九年に於ては一一件、二七六〇年に於ては一一件、二七六一年に於ては一一件、二七六二年に於ては一一件、二七六三年に於ては一一件、二七六四年に於ては一一件、二七六五年に於ては一一件、二七六六年に於ては一一件、二七六七年に於ては一一件、二七六八年に於ては一一件、二七六九年に於ては一一件、二七七〇年に於ては一一件、二七七一年に於ては一一件、二七七二年に於ては一一件、二七七三年に於ては一一件、二七七四年に於ては一一件、二七七五年に於ては一一件、二七七六年に於ては一一件、二七七七年に於ては一一件、二七七八年に於ては一一件、二七七九年に於ては一一件、二七八〇年に於ては一一件、二七八一年に於ては一一件、二七八二年に於ては一一件、二七八三年に於ては一一件、二七八四年に於ては一一件、二七八五年に於ては一一件、二七八六年に於ては一一件、二七八七年に於ては一一件、二七八八年に於ては一一件、二七八九年に於ては一一件、二七九〇年に於ては一一件、二七九一年に於ては一一件、二七九二年に於ては一一件、二七九三年に於ては一一件、二七九四年に於ては一一件、二七九五年に於ては一一件、二七九六年に於ては一一件、二七九七年に於ては一一件、二七九八年に於ては一一件、二七九九年に於ては一一件、二八〇〇年に於ては一一件、二八〇一年に於ては一一件、二八〇二年に於ては一一件、二八〇三年に於ては一一件、二八〇四年に於ては一一件、二八〇五年に於ては一一件、二八〇六年に於ては一一件、二八〇七年に於ては一一件、二八〇八年に於ては一一件、二八〇九年に於ては一一件、二八一〇年に於ては一一件、二八一一年に於ては一一件、二八一二年に於ては一一件、二八一三年に於ては一一件、二八一四年に於ては一一件、二八一五年に於ては一一件、二八一六年に於ては一一件、二八一七年に於ては一一件、二八一八年に於ては一一件、二八一九年に於ては一一件、二八二〇年に於ては一一件、二八二一年に於ては一一件、二八二二年に於ては一一件、二八二三年に於ては一一件、二八二四年に於ては一一件、二八二五年に於ては一一件、二八二六年に於ては一一件、二八二七年に於ては一一件、二八二八年に於ては一一件、二八二九年に於ては一一件、二八三〇年に於ては一一件、二八三一年に於ては一一件、二八三二年に於ては一一件、二八三三年に於ては一一件、二八三四年に於ては一一件、二八三五年に於ては一一件、二八三六年に於ては一一件、二八三七年に於ては一一件、二八三八年に於ては一一件、二八三九年に於ては一一件、二八四〇年に於ては一一件、二八四一年に於ては一一件、二八四二年に於ては一一件、二八四三年に於ては一一件、二八四四年に於ては一一件、二八四五年に於ては一一件、二八四六年に於ては一一件、二八四七年に於ては一一件、二八四八年に於ては一一件、二八四九年に於ては一一件、二八五〇年に於ては一一件、二八五一年に於ては一一件、二八五二年に於ては一一件、二八五三年に於ては一一件、二八五四年に於ては一一件、二八五五年に於ては一一件、二八五六年に於ては一一件、二八五七年に於ては一一件、二八五八年に於ては一一件、二八五九年に於ては一一件、二八六〇年に於ては一一件、二八六一年に於ては一一件、二八六二年に於ては一一件、二八六三年に於ては一一件、二八六四年に於ては一一件、二八六五年に於ては一一件、二八六六年に於ては一一件、二八六七年に於ては一一件、二八六八年に於ては一一件、二八六九年に於ては一一件、二八七〇年に於ては一一件、二八七一年に於ては一一件、二八七二年に於ては一一件、二八七三年に於ては一一件、二八七四年に於ては一一件、二八七五年に於ては一一件、二八七六年に於ては一一件、二八七七年に於ては一一件、二八七八年に於ては一一件、二八七九年に於ては一一件、二八八〇年に於ては一一件、二八八一年に於ては一一件、二八八二年に於ては一一件、二八八三年に於ては一一件、二八八四年に於ては一一件、二八八五年に於ては一一件、二八八六年に於ては一一件、二八八七年に於ては一一件、二八八八年に於ては一一件、二八八九年に於ては一一件、二八九〇年に於ては一一件、二八九一年に於ては一一件、二八九二年に於ては一一件、二八九三年に於ては一一件、二八九四年に於ては一一件、二八九五年に於ては一一件、二八九六年に於ては一一件、二八九七年に於ては一一件、二八九八年に於ては一一件、二八九九年に於ては一一件、二九〇〇年に於ては一一件、二九〇一年に於ては一一件、二九〇二年に於ては一一件、二九〇三年に於ては一一件、二九〇四年に於ては一一件、二九〇五年に於ては一一件、二九〇六年に於ては一一件、二九〇七年に於ては一一件、二九〇八年に於ては一一件、二九〇九年に於ては一一件、二九一〇年に於ては一一件、二九一一年に於ては一一件、二九一二年に於ては一一件、二九一三年に於ては一一件、二九一四年に於ては一一件、二九一五年に於ては一一件、二九一六年に於ては一一件、二九一七年に於ては一一件、二九一八年に於ては一一件、二九一九年に於ては一一件、二九二〇年に於ては一一件、二九二一年に於ては一一件、二九二二年に於ては一一件、二九二三年に於ては一一件、二九二四年に於ては一一件、二九二五年に於ては一一件、二九二六年に於ては一一件、二九二七年に於ては一一件、二九二八年に於ては一一件、二九二九年に於ては一一件、二九三〇年に於ては一一件、二九三一年に於ては一一件、二九三二年に於ては一一件、二九三三年に於ては一一件、二九三四年に於ては一一件、二九三五年に於ては一一件、二九三六年に於ては一一件、二九三七年に於ては一一件、二九三八年に於ては一一件、二九三九年に於ては一一件、二九四〇年に於ては一一件、二九四一年に於ては一一件、二九四二年に於ては一一件、二九四三年に於ては一一件、二九四四年に於ては一一件、二九四五年に於ては一一件、二九四六年に於ては一一件、二九四七年に於ては一一件、二九四八年に於ては一一件、二九四九年に於ては一一件、二九五〇年に於ては一一件、二九五一年に於ては一一件、二九五二年に於ては一一件、二九五三年に於ては一一件、二九五四年に於ては一一件、二九五五年に於ては一一件、二九五六年に於ては一一件、二九五七年に於ては一一件、二九五八年に於ては一一件、二九五九年に於ては一一件、二九六〇年に於ては一一件、二九六一年に於ては一一件、二九六二年に於ては一一件、二九六三年に於ては一一件、二九六四年に於ては一一件、二九六五年に於ては一一件、二九六六年に於ては一一件、二九六七年に於ては一一件、二九六八年に於ては一一件、二九六九年に於ては一一件、二九七〇年に於ては一一件、二九七一年に於ては一一件、二九七二年に於ては一一件、二九七三年に於ては一一件、二九七四年に於ては一一件、二九七五年に於ては一一件、二九七六年に於ては一一件、二九七七年に於ては一一件、二九七八年に於ては一一件、二九七九年に於ては一一件、二九八〇年に於ては一一件、二九八一年に於ては一一件、二九八二年に於ては一一件、二九八三年に於ては一一件、二九八四年に於ては一一件、二九八五年に於ては一一件、二九八六年に於ては一一件、二九八七年に於ては一一件、二九八八年に於ては一一件、二九八九年に於ては一一件、二九九〇年に於ては一一件、二九九一年に於ては一一件、二九九二年に於ては一一件、二九九三年に於ては一一件、二九九四年に於ては一一件、二九九五年に於ては一一件、二九九六年に於ては一一件、二九九七年に於ては一一件、二九九八年に於ては一一件、二九九九年に於ては一一件、三〇〇〇年に於ては一一件、三〇〇一年に於ては一一件、三〇〇二年に於ては一一件、三〇〇三年に於ては一一件、三〇〇四年に

輸出	合計	共木材及挽他材	共燻煙草及他材	共刻煙草及巻煙草	共煙草及巻煙草	共精製煙草及他煙草	共煙草及同製品	共書籍及印刷物	紙酪及同製品	共機械器具及鋼製品	農業用機械及器具	物品	共鐵及鋼製品	共電氣機械器具	共綿布及綿製品	共綿布及綿製品除くレース及刺繍布
砂糖	二四九'一〇二'六八	一四'〇〇九	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
木材	一〇九'六〇九'一四八	一四'〇〇九	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
米	一〇'九〇九'四〇九	一四'〇〇九	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
巻煙草	一'〇〇〇'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
刻煙草	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
精製煙草	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
煙草	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
書籍及印刷物	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
紙酪及同製品	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
機械器具及鋼製品	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
農業用機械及器具	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
物品	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
共鐵及鋼製品	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
共電氣機械器具	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
共綿布及綿製品	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇
共綿布及綿製品除くレース及刺繍布	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇	一'〇〇〇

第六九表　一九二九年各州商品別馬尼剌港出入沿岸貿易表

出入所在地ハニテルトキハ比島ニテルトキハ他ハ皆無ヲ表ス

州及月別	入貨							出貨						
	木材	砂糖	煙草	米	コプラ	麻		木材	砂糖	煙草	米	巻煙草	刻煙草	精製煙草
Albay	五〇四'六一一	一三四'五三八	一一'四八七'三五五	八'〇二九'三五一	一三〇'〇九四'三五五	一九'三一〇'六九八		五四'四四四	八七'三〇〇	一'〇〇〇	一七'〇九'九三四			
Antique	八〇'四八一	一	一	一	一	一		一三六'四四〇	一	一	一			
Bataan	一	一	一	一'〇〇〇'〇〇〇	一	一		一	一	一	一			
Batanes	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一			
Batangas	一三'八一八'四八四	一	一	一一'三七'一一五	五九'四〇〇	一三六'〇四四		五九'七五五	一	一	一			
Cagayan	一'八三一'三九	一	一	八'一一〇'六六八	一'四五〇	一		一'八三一'三九	一	一	一			
Camarines Norte	一'九七五'〇一一	一	一	一	八'三七五'六六〇	九四五'六六		一'九七五'〇一一	一	一	一			
Camarines Sur	一'一一二'七一五	一	一	六'〇四五'三五〇	四'〇六七'三五〇	六'八五三'六六		一'一一二'七一五	一	一	一			
Capiz	六'三一一'四五〇	一	一	四九〇	六'〇六七'六五〇	九〇'六六一		六'三一一'四五〇	一	一	一			
Cebu	八'三五'一〇〇	一'一〇〇	一	九四〇'〇〇〇	五'一七三'三一一	五五'五五五		八'三五'一〇〇	一'一〇〇	一	一			
Cotabato	一五四'〇五〇	一	一	一	八六'〇〇〇	七五'六七〇		一五四'〇五〇	一	一	一			
Davao	一一'四三'四八六	一	一	一	三五六'六五	一四一'五九		一一'四三'四八六	一	一	一			
Ilocos Norte	一一'四〇五	一	一	一'四〇〇	一'一〇〇	一		一一'四〇五	一	一	一			
Ilocos Sur	一'六'一五八	一	一	一三'六七〇	一四一'〇〇〇	一		一'六'一五八	一	一	一			
Iloilo	八四九'四一五	一三'六〇〇	一五六'三一〇	一三'〇七〇	一三'一四一	一'一〇一'三一		八四九'四一五	一三'六〇〇	一五六'三一〇	一三'〇七〇			
Isabela	六'九〇〇	一	一	一	一	一		一	一	一	一			
Lanao	一四九'八〇三	一	一	一	九'一五〇	一		一	一	一	一			
La Union	一	一	一	一三'四六〇	一	一		一七'六三四'〇五	一	一	一			

十九八七六五四三二 月月月月月月月月月月月	合計	其他	Zamboanga	Zambales	Tayabas	Surigao	Sulu	Sorsogon	Samar	Romblon	Pangasinan	Palawan	Oriental Negros	Occidental Negros	Misamis	Mindoro	Masbate	Marinduque	Leyte
大	六、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	六、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	五、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	四、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	三、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	二、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	一、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	一、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	一、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	一、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	一、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	一、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大	一、四五二、一一八	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

十	一	月	合計	其他	Zamboanga	Zambales	Tayabas	Surigao	Sulu	Sorsogon	Samar	Romblon	Pangasinan	Palawan	Oriental Negros	Occidental Negros	Misamis	Mindoro	Masbate	Marinduque	Leyte
十	一	月	大	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
十	二	月	大	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合	計		大	—	四七、一二五	一、四五〇、〇〇〇	一、〇一六、〇〇〇	一、四一一	一、一一四	一、〇一〇、四五〇	一、四一〇、八四〇	一、一一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一一五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第七〇表　馬尼剌鐵道搭載貨物産物別數量進年比較表　出所ニ同ジ

年次	農産物	畜産物	鑛産物	林産物	其製造他品	合計
一九二五年	一、二〇四、〇五〇	一五、〇五〇	一二、三六一	九、一二五	一二、三六八	一、二七八、五六八
一九二六年	一、四四五、五四一	一〇、六四五	一〇一、五五五	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇	一、五九九、三九六
一九二七年	一、三五三、九六〇	一〇、五六五	一一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、四〇二、五六五
一九二八年	一、三五七、八六三	一〇、五六五	一二、五六八	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、四〇六、四三六
一九二九年	一、三五七、八六三	一〇、五六五	一二、五六八	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、四〇六、四三六

第七一表　商人別物品販賣額進年比較表　出所ニ同ジ

年及州別	行商人	製造業者及商人	合計
一九二五年	五七、一二五	一、一四五、〇〇〇	一、二〇二、一二五
一九二六年	五六、三五〇	一、一六六、五〇〇	一、二二二、八五〇
一九二七年	五四、四五〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二三四、四五〇
一九二八年	五二、三五〇	一、一九六、〇〇〇	一、二四八、三五〇
一九二九年	五二、三五〇	一、一九六、〇〇〇	一、二四八、三五〇
Abra	一、七三五	一、七四一	三、四七六
Agusan	二、六〇五	二、四〇九	五、〇一四
Albay	一、八〇七	一、九二四	三、七三一
Antique	一、四一〇	一、一五〇	二、五六〇
Bataan	一、四四九	九三七	二、三八六
Batanes	一、〇七一	一〇、四〇一	一一、四七二
Batangas	二、〇九七	四、七五六	六、八五三
Bohol	一、五四〇	五、八九一	七、四三一
Bukidnon	一、四五九	三、七一五	五、一七四
Bulacan	二、〇九七	四、〇一八	六、一一五
Cagayan	二、三六四	五、四四〇	七、八〇四
Camarines Norte	一、六九〇	二、八一〇	四、五〇〇
Camarines Sur	二、七三〇	七、一二五	九、八五五
Capiz	一、九一〇	六、七五九	八、六六九
Cavite	九三〇	二、九八〇	三、九一〇
Cebu	四、〇八〇	一〇、〇九〇	一四、一七〇
Cotabato	一、三六〇	三、五〇〇	四、八六〇
Davao	一、五四〇	三、九〇〇	五、四四〇
Ilocos Norte	一、四〇五	一、九〇一	三、三〇六
Ilocos Sur	九〇五	三、一一一	四、〇一六
Iloilo	二、九〇五	六、四一〇	九、三一五
Isabela	一、七一〇	二、四一四	四、一二四
Laguna	一、三六〇	一、九二五	三、二八五
Lanao	一、八〇〇	二、七一四	四、五一四
La Union	一、四〇五	二、〇四一	三、四四六
Leyte	一、九〇五	三、〇六五	四、九七〇
Manila	三、〇四〇	六、四二一	九、四六一
Marinduque	一、四〇五	二、〇六三	三、四六八
Masbate	一、四〇五	二、〇六三	三、四六八
Mindoro	一、五七〇	二、三一〇	三、八八〇
Misamis	一、四五〇	二、〇八四	三、五三四

Mountain	一、四〇'〇	一、九二五	一、四〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇	一、四〇'〇	一、九二五	一、四〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇	一、四〇'〇	一、九二五	一、四〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇	一、四〇'〇	一、九二五	一、四〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇
Nueva Ecija	一、九〇'〇	二、三五八	一、九〇'〇	三、七〇'〇	三、五二五	三、七〇'〇	一、九〇'〇	二、三五八	一、九〇'〇	三、七〇'〇	三、五二五	三、七〇'〇	一、九〇'〇	二、三五八	一、九〇'〇	三、七〇'〇	三、五二五	三、七〇'〇	一、九〇'〇	二、三五八	一、九〇'〇	三、七〇'〇	三、五二五	三、七〇'〇
Nueva Vizcaya	一、四〇'〇	一、七五〇	一、四〇'〇	二、七〇'〇	二、六二五	二、七〇'〇	一、四〇'〇	一、七五〇	一、四〇'〇	二、七〇'〇	二、六二五	二、七〇'〇	一、四〇'〇	一、七五〇	一、四〇'〇	二、七〇'〇	二、六二五	二、七〇'〇	一、四〇'〇	一、七五〇	一、四〇'〇	二、七〇'〇	二、六二五	二、七〇'〇
Occidental Negros	一、四一〇'〇	一、八五〇	一、四一〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇	一、四一〇'〇	一、八五〇	一、四一〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇	一、四一〇'〇	一、八五〇	一、四一〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇	一、四一〇'〇	一、八五〇	一、四一〇'〇	三、二〇'〇	三、一七五	三、二〇'〇
Oriental Negros	三、七一〇'〇	四、九二五	三、七一〇'〇	四、九〇'〇	四、八一二五	四、九〇'〇	三、七一〇'〇	四、九二五	三、七一〇'〇	四、九〇'〇	四、八一二五	四、九〇'〇	三、七一〇'〇	四、九二五	三、七一〇'〇	四、九〇'〇	四、八一二五	四、九〇'〇	三、七一〇'〇	四、九二五	三、七一〇'〇	四、九〇'〇	四、八一二五	四、九〇'〇
Palawan	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇
Pampanga	一、一七〇'〇	一、五六二五	一、一七〇'〇	一、六〇'〇	一、五六二五	一、六〇'〇	一、一七〇'〇	一、五六二五	一、一七〇'〇	一、六〇'〇	一、五六二五	一、六〇'〇	一、一七〇'〇	一、五六二五	一、一七〇'〇	一、六〇'〇	一、五六二五	一、六〇'〇	一、一七〇'〇	一、五六二五	一、一七〇'〇	一、六〇'〇	一、五六二五	一、六〇'〇
Pangasinan	一、四四〇'〇	一、九二五	一、四四〇'〇	二、〇六〇'〇	二、〇五六二五	二、〇六〇'〇	一、四四〇'〇	一、九二五	一、四四〇'〇	二、〇六〇'〇	二、〇五六二五	二、〇六〇'〇	一、四四〇'〇	一、九二五	一、四四〇'〇	二、〇六〇'〇	二、〇五六二五	二、〇六〇'〇	一、四四〇'〇	一、九二五	一、四四〇'〇	二、〇六〇'〇	二、〇五六二五	二、〇六〇'〇
Rizal	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇
Romblon	一、四六〇'〇	一、九二五	一、四六〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	一、四六〇'〇	一、九二五	一、四六〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	一、四六〇'〇	一、九二五	一、四六〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	一、四六〇'〇	一、九二五	一、四六〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇
Samar	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇	一、二四〇'〇	一、六五〇	一、二四〇'〇	一、八〇'〇	一、七六二五	一、八〇'〇
Sorsogon	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇	九二〇'〇	一、二二五	九二〇'〇	一、三二〇'〇	一、三一二五	一、三二〇'〇
Sulu	七六〇'〇	一、〇一三	七六〇'〇	一、〇四〇'〇	一、〇一二五	一、〇四〇'〇	七六〇'〇	一、〇一三	七六〇'〇	一、〇四〇'〇	一、〇一二五	一、〇四〇'〇	七六〇'〇	一、〇一三	七六〇'〇	一、〇四〇'〇	一、〇一二五	一、〇四〇'〇	七六〇'〇	一、〇一三	七六〇'〇	一、〇四〇'〇	一、〇一二五	一、〇四〇'〇
Surigao	一、三二〇'〇	一、七五〇	一、三二〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇	一、三二〇'〇	一、七五〇	一、三二〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇	一、三二〇'〇	一、七五〇	一、三二〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇	一、三二〇'〇	一、七五〇	一、三二〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇
Tarlác	一、三五〇'〇	一、八五〇	一、三五〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇	一、三五〇'〇	一、八五〇	一、三五〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇	一、三五〇'〇	一、八五〇	一、三五〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇	一、三五〇'〇	一、八五〇	一、三五〇'〇	一、四〇'〇	一、三六二五	一、四〇'〇
Tayabas	四、九二〇'〇	六、三二五	四、九二〇'〇	五、二〇'〇	五、〇五六二五	五、二〇'〇	四、九二〇'〇	六、三二五	四、九二〇'〇	五、二〇'〇	五、〇五六二五	五、二〇'〇	四、九二〇'〇	六、三二五	四、九二〇'〇	五、二〇'〇	五、〇五六二五	五、二〇'〇	四、九二〇'〇	六、三二五	四、九二〇'〇	五、二〇'〇	五、〇五六二五	五、二〇'〇
Zambales	三、六六〇'〇	四、七二五	三、六六〇'〇	四、七〇'〇	四、六七五	四、七〇'〇	三、六六〇'〇	四、七二五	三、六六〇'〇	四、七〇'〇	四、六七五	四、七〇'〇	三、六六〇'〇	四、七二五	三、六六〇'〇	四、七〇'〇	四、六七五	四、七〇'〇	三、六六〇'〇	四、七二五	三、六六〇'〇	四、七〇'〇	四、六七五	四、七〇'〇
Zamboanga	一、八〇'〇	二、三五八	一、八〇'〇	二、四〇'〇	二、三八七五	二、四〇'〇	一、八〇'〇	二、三五八	一、八〇'〇	二、四〇'〇	二、三八七五	二、四〇'〇	一、八〇'〇	二、三五八	一、八〇'〇	二、四〇'〇	二、三八七五	二、四〇'〇	一、八〇'〇	二、三五八	一、八〇'〇	二、四〇'〇	二、三八七五	二、四〇'〇

主要商品の取引方法　先づ馬尼剌麻・砂糖・コプラ・コプラ糟・煙草・マゲ等に因る經費を節約し、且又製材の破損等を防ぐために直接積取を行ふ必要があるので、當業者は稅關長の特別許可を得て所屬稅關や出港手續を了し、稅關吏を本船に便乘せしめ製材地に廻航せしめ、積取終了後本船は直接仕向地に赴き、稅關吏は帆前舶の經費に依つて積荷明細の爲め稅關所在地に歸任する。

是等は特殊の場合に限られるものであつて、通常は頗る短期の信用貨をするここがあるが、倉庫の設備があるが、倉庫料が極めて高率で始ど賽止的料金を徵するから保稅倉庫を利用するここは少い。

保險業　比島に於ける保險會社の營業種目は火災保險・海上保險・生命保險・自動車保險・建築傷害保險・盜難保險・板硝子保險・保證保險・落雷保險・飛行保險・損害保險・水害地震暴風保險・運送保險・其の他であつて、其の內盜難保險・飛行保險・損害保險・昇降機保險・運送保險は始ど實行されてゐない。

比島に於ける保險會社の數は英國會社の數最も多く總數の約半を占め、米國會社之に次ぎ、日本會社は第四位にあつて、東京海上火災保險株式會社・北律賓會社・共榮海上火災保險會社・橫濱火災海上保險會社の四社を數ふ。其の他は和蘭・佛蘭西及支那へ上海のものにして各々二、三に止まる。

今一九二五年一二月末の比島內に於ける內・外國保險會社別に成績を示せば次の如くである。

第七三表　各種保險別進年比較統計表

比律賓……商業

火災保險	年次	一九二九年 外	比	一九二八年 外	比	一九二七年 外	比	一九二六年 外	比	一九二五年 外	比
	別　國										
	數社會										
約保高險總契											
保險料金											
受保入險金料純											
失發生純損											
支拂損失											
生命保險											
增保險金額	察行・更正及加保										
滿了保險											
期間內保險	數										
	金額										
支拂金											
海上保險											
其他											

商人の信用狀態及信用調査機關　比律賓に於ける商人の信用狀態は總體的に見て漂貿である。卽ち之は諸島が植民地的氣分多き場所柄大資本を有し小賣商の取引は主に現金取引きなつて居るが、當地では月賦取引も相當盛に行はれ、自動車等は最長二箇年の月賦取引きへ實行して居る狀態である。

又商人の信用調査機關として興信所の如きものは皆無であるから、普通其の取引銀行等に問合す外各自調査を行つて居る。

倉庫設備　當地には Gaskell Warehouse Company 及 Public Warehouse Company 等一、二の倉庫會社があるが、是等を利用するここは極めて稀で、商人は其の大小を問はず、皆相應の自己倉庫を所有して居り、殊に馬尼剌麻及コプラ等を取扱つて居るものは、各自倉庫業を兼營して、地方商人に對し保管貨物に相當する金額を計つて居る。尙又輸入貨物に對しては稅關保稅倉庫の設備があるが、倉庫料が極めて高率で始ど賽止的料金を徵するから保稅倉庫を利用するここは少い。

保險業　比島に於ける保險會社の營業種目は火災保險・海上保險・生命保險・自動車保險・建築傷害保險・盜難保險・板硝子保險・保證保險・落雷保險・飛行保險・損害保險・水害地震暴風保險・運送保險・其の他であつて、其の內盜難保險・飛行保險・損害保險・昇降機保險・運送保險は始ど實行されてゐない。

比島に於ける保險會社の數は英國會社の數最も多く總數の約半を占め、米國會社之に次ぎ、日本會社は第四位にあつて、東京海上火災保險株式會社・北律賓會社・共榮海上火災保險會社・橫濱火災海上保險會社の四社を數ふ。其の他は和蘭・佛蘭西及支那へ上海のものにして各々二、三に止まる。

今一九二五年一二月末の比島內に於ける內・外國保險會社別に成績を示せば次の如くである。

第七三表　各種保險別進年比較統計表

比律賓……商業

火災保險	年次	一九二九年 外	比	一九二八年 外	比	一九二七年 外	比	一九二六年 外	比	一九二五年 外	比
	別　國										
	數社會										
約保高險總契											
保險料金											
受保入險金料純											
失發生純損											
支拂損失											
生命保險											
增保險金額	察行・更正及加保										
滿了保險											
期間內保險	數										
	金額										
支拂金											
海上保險											
其他											

主要商品物價指數　一九一三年の物價を基礎とせる最近五箇年間の指數を示せば次の如くである。

年	月	別	米	麻尼剌麻	砂糖	手古々椰油	コプラ	煙草	マゲイ
一九一三年	平均		100·0	100·0	100·0	100·0	100·0	100·0	100·0
一九二六年	平均		一七四·〇	一三二·六	一四四·〇	一四三·〇	八九·三	一三一·五	一七九·一
一九二五年	平均		一七五·〇	一三二·六	一三四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
一九二六年	一	一	一七二·〇	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	二	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	三	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	四	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	五	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	六	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	七	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	八	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	九	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	十	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	十一	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
	十二	一	一七六·九	一三四·九	一四四·〇	一四三·〇	八六·六	一三一·五	一七九·一
一九二七年	平均		一七四·六	一三五·七	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
一九二七年平均			一七四·六	一三五·七	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
一九二七年	一	一	一七二·八	一三五·七	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	二	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	三	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	四	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	五	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	六	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	七	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	八	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	九	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	十	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	十一	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	十二	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
一九二八年	平均		一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
一九二八年平均			一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
一九二八年	一	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	二	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	三	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	四	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	五	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	六	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	七	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	八	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	九	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	十	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	十一	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
	十二	一	一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五
一九二九年	平均		一七四·七	一三六·八	一四二·六	一四三·五	八六·五	一三五·九	一七九·五

第七三表　重要商品物價指數進年比較表　出所＝商務局

商・工業會議所其他　次に比島各地に於ける商・工業會議所名及所在地を擧げれば次の通りである。

會議所名	所在地
American Chamber of Commerce of the Philippine Islands.	180 David, Chamber of Commerce Bldg., Manila.
American Chamber of Commerce.	City of Iloilo, Panay.
Chamber of Commerce of the Philippine Islands.	1031 Rizal Ave., Manila.
Camara de Comercio Española.	Casa de España, Taft Avenue, Manila.
French Chamber of Commerce.	50 Escolta, Manila.
Chinese Chamber of Commerce.	175 Juan Luna, Binondo, Manila.
Chinese Chamber of Commerce.	Iloilo, Panay.
Manila Chamber of Commerce.	171 Juan Luna, Binondo, Manila.
Cebu Chamber of Commerce.	Cebu, Cebu.
Zamboanga Chamber of Commerce.	Zamboanga, Mindanao.
Zamboanga Japanese Association.	Zamboanga, Mindanao.
Albay International Chamber of Commerce.	Legazpi, Albay, Luzon.
Camara de Comercio China de Legazpi.	Legazpi, Albay, Luzon.
Philippine Sugar Association.	321 Roxas Bldg., Manila.
Manila Tobacco Association.	307 Roxas Bldg., Manila.
Rotary Club of Manila.	Meets at the Manila Hotel for Luncheon every Thursday.
Asociacion de Navieros de Filipinas (Philippine Shipowner's Association)	El Hogar Filipino Bldg., Manila.
Asociacion de Propietarios de Manila.	307 Roxas Bldg., Manila.
Camara Agricola de Filipinas.	307 Roxas Bldg., Manila.

勞働

總說　比島の産業的發展に就て、外國勞働者を必要とするか否かは、政治上又は經濟上の見地から識者間に盛に論議されて居る重要な問題である。外國勞働者必要論者は、特に農業方面に於て然りとして居る。之に對する國論は、比島産業の現狀からしても又將來更に發展の場合を豫想しても、外國勞働者の移入を必要とせぬと言ふのに一致する樣である。一九一八年の國勢調査當時比島勞働者總數は三、八九三、五四四人で、此の中約三百萬人餘が實際に農業・商業・工業・運輸業等に從事して居たが、其の分布の宜しきを得て居らぬ爲め恰も勞働者不足の觀を呈して居た。故に今日に於ても之が分布移動にして組織的に行はるれば、決して農業勞働者の不足を苦げない。又大都市を中心として更に工業的新發展が策されても、比較的賃銀率の高い工業勞働ではあるし、又都會生活を好むのは一般勞働者の常であるから、都市又はその附近では勞力の供給は容易に得られるが當局者は主張して居る。

雇傭條件・勞働團體　比島には勞働時間を規定する法律はない。大抵工場では勞働時間は八時間乃至九時間である。農業は九時間乃至十時間である。勞働局の調査では勞働時間の平均を八時間十分の二として居る。

勞働者の就職作業場である店舗・工場・鑛道・電車・船舶及商工業用の建造物は、公私の別なく嚴重な檢査規定がある。又勞働者の職務負傷又は死亡の場合に於ける雇主の責任規定竝に婦人及幼年者に對する勞働取締法として、法律第三四二八號が施行されて居り、之は馬尼剌市に於ては格別嚴重に勵行されて居る。

比島は組織立つた勞働團體を有する點で東洋諸國一般に卓つて居る。勞働組合(Union Obrera)は一九〇二年二月二日に始まつた勞働條件の改善に關して雇主に對する團體的對抗の成功に勵まされ、勞働組合員は次第に其の數を增加した。現在では一〇一の組合が六八、七六八人の組合員を有して居る。此の中一四、〇三七人は五四の相互救濟團體の組合員である。其の團體の組合員は主として勞働階級である。勞働組合は相互の共助であつて團體の目的は協力と相互の援助である。此等の集團は雇主より公正な取扱を得る事と勞働實績の向上を計るのにある。勞働團體の活動は馬尼剌市に於て效果の顯著なるものがある。爾來雇主と雇傭人との關係は大いに改善され、雇主が勞働者待遇上に寬大な態度を示す樣になつたのである。之は善良な理解を双方に與へ、其の結果勞働爭議が殆んどなくなるに至つた。一九二八年には八四の爭議を生じたが、一九二〇年には五七となり、一九二五年には三三に減少し、更に一九二九年には二六となつて居る。此等の事實は勞資協調が行はれて居る事を示すものと云はねばならぬ。政府は勞資問

の紛議に際し、兩者から要求があれば勞働局を通じてこれの調停に當るのである。勞働局の任務中に次の様な條項がある。㈠比島に於ける勞資に關する凡ての法律が實行されて居るか否かを監視する事　㈡物質上・社會上・智識的に或は道德的に勞働者の幸福を招來する爲め議會の立法を進捗せしむる事　㈢勞働者の勞働に對する至當の報償を得る爲め、凡て適當な法律上の手段に依り援助を與へる事　㈣雇主と雇傭人間、主人と從者間に於ける爭議の解決をなす事　㈤勞資間に爭議を生じた時は、仲裁者として關係者を召喚し、其の陳述を聞き公正な解決をなし、同盟罷業又は停業を避ける事。

勞銀　比島の勞働賃銀は一般東洋各地に比して高い。一九二七年度に於ける各種勞働者賃銀を擧ぐれば次の如くである。

第七四表　各種勞働者最低・平均・最高賃銀表

單位＝比
出所＝一九二七年勞働局報告

	成人			婦女子			年少者		
	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高
日給農業勞働者	0.53	0.82	1.29	0.33	0.50	0.76	0.25	0.40	0.70
其他勞働者	0.50	0.92	1.55						
精米工	0.50	1.48	5.00						
製糖工	0.50	1.38	4.00	0.30	0.85	1.00			
製油工	1.00	2.01	4.75						
麻挽工									
葉卷工	0.50	1.49		0.33	0.33				
刺繍工	0.70	1.66	4.00	0.30	0.50	0.75			
小賣商賣子	1.00	2.00	6.90	0.50	0.70	1.00			
印刷工＝植字工―手工による	0.80	3.00	6.90	0.50	1.00	2.00			
印刷工―機械による	1.00	3.25	7.00						

	月給			
印刷工―メツセンジヤー	0.80	1.90	3.00	
製靴工	1.00	1.37	1.75	
機關車機關士	2.00	2.50	3.50	
鑛業勞働者	0.70	1.88	6.00	
精米工	1.50	4.04	6.00	
製糖工	2.00	2.50	3.00	
製油工	2.00	3.00	5.00	
葉卷工	3.00	5.00	8.00	
刺繍工	1.50	3.00	5.00	
小賣商賣子	2.50	7.00	12.00	
記帳人	4.00	12.00	20.00	
印刷工＝植字工―	3.50	5.00	6.00	
手工による	1.50	2.00	3.00	
機械による	1.50	3.00	6.00	
速記者	8.00	12.00	20.00	
事務員	2.50	3.00	5.00	
メツセンジヤー	1.50	4.00	6.00	
製靴工	3.00	5.00	8.00	
機關車機關士	4.00	11.00	20.00	
鐵道車掌	5.00	8.00	12.00	
鐵道制動手員	4.00	5.00	7.00	
海	12.00			

第七五表　一九二七年各州別農業勞働者賃銀表

單位＝比
出所＝一九二七年地方併計要覽

州名	男年少者			女年少者			男成年者			女成年者		
	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高
Abra	0.25	0.87	1.50	0.15	0.68	1.20	0.25	0.87	1.50	0.15	0.68	1.20
Agusan	0.30	1.15	2.00	0.10	0.54	1.00	0.30	1.15	2.00	0.10	0.54	1.00
Albay	0.50	1.29	3.00	0.10	0.54	1.00	0.50	1.29	3.00	0.10	0.54	1.00
Antique	0.25	0.63	1.00	0.10	0.30	0.50	0.25	0.63	1.00	0.10	0.30	0.50
Bataan	0.50	1.33	3.00	0.10	0.30	0.50	0.50	1.33	3.00	0.10	0.30	0.50
Batanes	0.40	0.80	1.10	0.10	0.30	0.50	0.40	0.80	1.10	0.10	0.30	0.50
Batangas	0.40	0.90	1.40	0.10	0.30	0.50	0.40	0.90	1.40	0.10	0.30	0.50
Bohol	0.30	1.05	1.80	0.10	0.75	1.50	0.30	1.05	1.80	0.10	0.75	1.50
Bukidnon	0.50	0.95	1.40	0.00	0.50	1.00	0.50	0.95	1.40	0.00	0.50	1.00
Bulacan	0.40	0.96	2.00	0.00	0.30	0.60	0.40	0.96	2.00	0.00	0.30	0.60
Cagayan	0.50	1.11	2.00	0.00	0.25	0.50	0.50	1.11	2.00	0.00	0.25	0.50
Camarines Norte	0.70	1.00	1.40	0.00	0.30	0.60	0.70	1.00	1.40	0.00	0.30	0.60
Camarines Sur	0.40	0.92	1.40	0.10	0.30	0.50	0.40	0.92	1.40	0.10	0.30	0.50
Capiz	0.25	0.81	1.40	0.10	0.75	1.40	0.25	0.81	1.40	0.10	0.75	1.40
Cavite	0.40	1.14	2.00	0.10	0.48	0.85	0.40	1.14	2.00	0.10	0.48	0.85
Cebu	0.25	0.84	1.25	0.15	0.31	0.50	0.25	0.84	1.25	0.15	0.31	0.50
Cotabato	0.70	1.10	1.50	0.50	0.50	0.50	0.70	1.10	1.50	0.50	0.50	0.50
Davao	0.25	1.04	1.40	0.10	0.50	0.90	0.25	1.04	1.40	0.10	0.50	0.90
Ilocos Norte	0.50	1.00	1.50	0.10	0.50	0.90	0.50	1.00	1.50	0.10	0.50	0.90
Ilocos Sur	0.25	1.04	2.00	0.10	0.50	0.90	0.25	1.04	2.00	0.10	0.50	0.90
Iloilo	0.25	0.74	1.50	0.10	0.50	0.90	0.25	0.74	1.50	0.10	0.50	0.90
Isabela	0.50	1.26	2.00	0.00	0.30	0.60	0.50	1.26	2.00	0.00	0.30	0.60
Laguna	0.70	1.25	2.00	0.00	0.30	0.60	0.70	1.25	2.00	0.00	0.30	0.60
Lanao	0.50	1.00	—	0.00	0.20	0.40	0.50	1.00	—	0.00	0.20	0.40
La Union	0.50	0.75	1.00	0.00	0.20	0.40	0.50	0.75	1.00	0.00	0.20	0.40
Leyte	0.25	1.13	2.00	0.00	0.40	0.80	0.25	1.13	2.00	0.00	0.40	0.80
Marinduque	0.25	1.00	2.00	0.00	0.40	0.80	0.25	1.00	2.00	0.00	0.40	0.80
Masbate	0.30	1.17	2.00	0.00	0.40	0.80	0.30	1.17	2.00	0.00	0.40	0.80
Mindoro	0.35	0.85	1.50	0.00	0.40	0.80	0.35	0.85	1.50	0.00	0.40	0.80
Misamis	0.25	1.00	2.00	0.00	0.40	0.80	0.25	1.00	2.00	0.00	0.40	0.80
Mountain	0.10	0.75	1.50	0.00	0.40	0.80	0.10	0.75	1.50	0.00	0.40	0.80
Nueva Ecija	0.10	1.00	2.00	0.00	0.40	0.80	0.10	1.00	2.00	0.00	0.40	0.80
Nueva Vizcaya	0.80	1.00	1.20	0.00	0.40	0.80	0.80	1.00	1.20	0.00	0.40	0.80
Occidental Negros	0.50	1.30	2.00	0.00	0.40	0.80	0.50	1.30	2.00	0.00	0.40	0.80
Oriental Negros	0.25	0.88	1.50	0.00	0.40	0.80	0.25	0.88	1.50	0.00	0.40	0.80
Palawan	0.30	0.65	1.00	0.10	0.35	0.60	0.30	0.65	1.00	0.10	0.35	0.60
Pampanga	0.50	1.25	2.00	0.00	0.40	0.80	0.50	1.25	2.00	0.00	0.40	0.80
Pangasinan	0.40	1.19	2.00	0.00	0.30	0.60	0.40	1.19	2.00	0.00	0.30	0.60
Rizal	0.40	1.37	3.00	0.00	0.30	0.60	0.40	1.37	3.00	0.00	0.30	0.60
Romblon	0.40	0.90	1.40	0.00	0.30	0.60	0.40	0.90	1.40	0.00	0.30	0.60
Samar	0.25	1.11	2.00	0.00	0.18	0.35	0.25	1.11	2.00	0.00	0.18	0.35
Sorsogon	0.50	1.00	1.50	0.00	0.30	0.60	0.50	1.00	1.50	0.00	0.30	0.60
Sulu	0.50	0.63	0.75	0.00	0.30	0.60	0.50	0.63	0.75	0.00	0.30	0.60
Surigao	0.50	0.88	1.25	0.00	0.30	0.60	0.50	0.88	1.25	0.00	0.30	0.60
Tarlac	0.40	0.94	1.50	0.00	0.30	0.60	0.40	0.94	1.50	0.00	0.30	0.60
Tayabas	0.40	0.97	1.50	0.00	0.30	0.60	0.40	0.97	1.50	0.00	0.30	0.60
Zambales	0.50	0.88	1.25	0.00	0.30	0.60	0.50	0.88	1.25	0.00	0.30	0.60
Zamboanga	0.50	0.83	1.50	0.00	0.30	0.60	0.50	0.83	1.50	0.00	0.30	0.60
全比島平均	0.25	0.98	1.50	0.00	0.25	0.50	0.25	0.98	1.50	0.00	0.25	0.50

卽ち農業では、比島全體を平均して成年男子が九八仙、女が六五仙、年少者の男が五九仙、女が四三仙となつて居り、關領印度・英領北ボルネオ・其他に於ける爪哇人苦力に支那人勞働者と比較すれば、成年者の男で二倍位も賃銀を取つて居る。農業の中でもダバオ州に於ける麻挽きなどは可成勞力を要す

る仕事なので、モーロー人勞働者などでも、能率の良いのは三比も取つて居るのがある。又農業を除く其他の勞働者賃銀を見れば、特種技術を要するリノタイプ工などは七比の賃銀を取つて居り、製靴工は六比、精米工は五比の賃銀を取つて居る。又鑛山勞働者には六〇仙乃至六比の賃銀が支拂はれて居る。

勞働者數　既に述べたるが如く、一九一八年に於ける勞働者總數は三、八九三、〇〇〇人餘にして、其の中農業勞働者は二、六〇一、二九九人、漁業勞働者三、七六八人、金坑勞働者一、八九七人、石炭坑勞働者一、五八一人、又工場勞働者數は一四三、四六五人であつた。

一九一八年國勢調査數字發表以來一般勞働者に就ては新資料はないが、一九二七年比律賓統計要覽に各州別農業勞働者數が發表されて居るので、之に據れば次の如くである。

第七六表　各州別農業勞働者數表

出所＝一九二七年比島統計要覽

州名	成年者		年少者		合計		
	男	女	男	女	男	女	計
Abra	一四、九五五	一一、四七一	四、七九五	三、七〇一	一九、七二一	一五、一七二	三四、八九三
Agusan	一二、九〇七	四、五三三	一、〇八八	三六	一三、九九五	四、八八九	一八、八八四
Albay	三一、〇五九	一六、九五七	一一、六二五	八、三〇八	四三、六八四	二五、二六五	六八、九四九
Antique	一二、一五七	五、三五〇	二、五八八	二、六七九	一四、七四五	八、〇五九	二三、八〇四
Bataan	八、六五〇	三、九九九	一、六六一	一、〇〇〇	一〇、三一一	四、九四九	一五、二六〇
Batanes	一、三一六	一、六四四	三一〇	三〇〇	一、六三六	一、四四一	三、七七七
Batangas	三五、二一四	一四、一一四	八、八九九	八、六三九	四四、一〇三	二三、七五九	六七、八四二
Bohol	二一、九七一	一一、九七四	一、〇六三	一、〇六三	二三、〇三四	一三、八三七	三六、八七一
Bukidnon	四四、二五八	二一、四五四	一、九二九	一、〇〇〇	四六、一八七	二二、四五四	六八、六四一
Bulacan	三、二四六	一、三四六	三〇四	一三〇	三、五五〇	一、四七六	五、〇二六
Cagayan	一五、六三三	一一、三一〇	七、八七八	五、三八四	二三、五一一	一六、七一四	四〇、二二五
Camarines Norte	三、八八二	一、七一三	四六二	二四八	四、九五二	二、一六一	七、一一三
Camarines Sur	二五、三四三	九、二七三	二、八三四	一、三六八	三四、二五七	一一、六四一	四五、八九八
Capiz	二一、一四五	七、二一三	二、六三五	一、〇八九	二八、六六四	九、三一〇	三七、九七四
Cavite	二四、一二九	七、七〇一	二、四五一	一、〇五九	三二、八〇四	一〇、七六〇	四三、五六四
Cebu	二一、八八一	五、一二三	二、三三六	一、〇三一	二八、二四四	八、二一八	三六、四六二
Cotabato	一〇、六四〇	三、七〇一	一、〇三三	三〇〇	一二、九七三	四、〇四一	一六、〇一四
Davao	六、七四一	二、六七〇	一、〇六一	三〇〇	七、八〇二	二、九七〇	一〇、七七二
Ilocos Norte	四三、八一四	一二、八七〇	三、九八九	一、八八九	四七、八〇三	一四、七五九	六二、五六二
Ilocos Sur	四一、四〇一	一〇、一〇九	三、六五七	一、八四六	四五、〇五八	一二、一五五	五七、二一三
Iloilo	六一、四二一	一五、〇一九	五、一八九	二、九四三	六七、六一〇	一七、九六二	八五、五七二
Isabela	二五、六九七	一九、四八八	二、〇九四	一、八八六	二八、七八七	二一、三七四	五〇、一六一
Laguna	三四、六四二	一一、二三三	三、〇五三	一、〇三三	三七、六九五	一二、二六六	五〇、九六一
Lanao	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一二、〇〇〇	六、〇〇〇	一八、〇〇〇
La Union	二三、九三四	一四、八三五	二、六三一	一、八八二	二六、五六五	一六、七一七	四三、二八二
Leyte	一七、二一〇	一二、九三五	二、九三五	二、〇〇二	二〇、〇四五	一四、八七七	三四、九二二
Marinduque	七、四七三	一、九二五	九一〇	七二二	八、六八三	二、六四七	一一、三三〇
Masbate	二、五四六	一、〇二三	四八〇	三〇〇	三、〇二六	一、三二三	四、三四九
Mindoro	六、九一一	三、一五四	一、一七五	一、〇五五	八、〇八六	四、二〇九	一二、二九五
Misamis	四〇、六三〇	九、三五九	二、六六〇	一、六四〇	四三、二九〇	一〇、九九九	五四、二八九
Mountain	二一、四一五	九、四四六	二、六六六	一、二四〇	二三、九八一	一〇、八八六	三四、八七一
Nueva Ecija	五六、八一九	二六、三三八	一三、九一一	六、〇四五	七〇、七六五	三三、二七四	一〇四、〇三九
Nueva Vizcaya	七、五〇〇	二、九〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	九、五〇〇	三、五〇〇	一三、〇〇〇
Occidental Negros	四二、〇八九	一八、〇七〇	九、四四五	三、八三一	五一、五三四	二一、九〇一	七三、四三五
Oriental Negros	二九、六〇一	一二、八一三	一四、三二五	五、九一一	四四、四一四	一八、七二四	六三、一三八
Palawan	七、八一六	六、六二四	四、四五九	一、五一八	一二、二七五	八、一四二	二〇、四一七
Pampanga	三〇、九三一	一三、一三一	五、一一一	二、〇六三	四五、〇四二	一八、二九四	六三、三三六
Pangasinan	一〇、七一六	五、五二五	二、〇六一	一、〇三一	一二、七七七	六、五五六	一九、三三三
Rizal	一一、九六〇	四、七一三	一、八六〇	一、〇〇〇	一三、八二〇	五、七一三	一九、五三三
Romblon	五、九三二	二、八三二	一、二一二	一、〇〇六	七、一五〇	三、八三八	一〇、九八八
Samar	五四、〇八五	一九、七〇五	六、〇〇〇	四、〇〇〇	六〇、〇八五	二三、七〇五	八三、七九〇
Sorsogon	一九、七〇五	七、七五五	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二一、七〇五	八、七五五	三〇、四六〇
Sulu	六、〇〇〇	四、〇〇〇	八、三〇八	五〇〇	一四、三〇八	四、五〇〇	一八、八〇八
Surigao	二〇、六八二	一二、六五一	六、一九五	二、九〇〇	二七、〇八七	一五、五五一	四二、六三八
Tarlac	二五、二八八	一四、四五〇	六、九四三	五、〇〇〇	三二、二一一	一九、四五〇	五二、六六一
Tayabas	三六、九九八	一七、四五四	五、八三九	四、七四九	四七、四七六	二二、二〇三	七〇、六七九
Zambales	八、五九五	五、二四一	一、〇四九	三四二	九、九〇〇	七、二八三	一七、一八五
Zamboanga	八、八〇〇	二、四七五	一、三〇〇	四〇〇	一〇、二〇〇	二、九〇五	一三、一〇五
合計	一、三五二、二五九	六五九、二九二	四四三、四八三	二六〇、九三二	二、七九六、〇〇二	九四〇、二二四、二七六、一七九	

移民　島内移住民―比島に於てはイロカノ・ビサヤン・タガログ・ビコール人等最も多くの移住者を出して居る。セブー・ボホール・パナイ島等人口夥多なる地方の住民は、ミンダナオ竝にミンドロ地方の未開地に移住する。イロカノ人はイロコスノルテとイロコススールの人口稠密の地より呂宋の北東及中央部に移り、又は山岳州よりカガヤン河流域・アグノ河・パムパンガの豐饒なる土地或は遠くミンダナオの處女地を卜し、又は山岳州よりカガヤン・イサベラ・ヌエバエシハ・ヌエバビスカヤ・タルラツク・サンバレス方面に移住しつゝある。タガログとパムパンガ人が未開墾地を開拓するのは勿論であるが、主としてタルラツク・ヌエバエシハ及ミンドロ方面に向ひ、ビコール人はサマール・マスバテに移住する傾向がある。パナイとセブーよりの勞働者は甘蔗植付と製糖期に於てオクシデンタルネグロスに移る。ラグーナとタヤバスの椰子栽培者は中央竝に北方呂宋の人口稠密の地より勞働者を得る。呂宋の中央平野に於ける米の收穫期間、イロコス州は勞働者を同地に送り來るが如く、農繁期に於ける特種需要關係も亦勞働者移動の大動機である。

島外移民―一九二五―二九年間に於ける比人の主なる出稼地布哇への移出者及布哇よりの歸還者統計を擧げれば次の如し。

第七七表　移民布哇出入者連年比較表

出所＝各年地島關稅局年報

年次	布哇への移出者			布哇よりの歸還者		
	男	女	年少者	合計	男	女	年少者	合計
一九一五年	六二〇四	二五六	一五九	六五一九	二一八三	二六四	三〇七	二七五四
一九一六年	二九七七	一〇	二一九	三三九六	二二六八	三四八	四八〇	二七九六
一九一七年	九七八四	一二〇	一七〇	一〇四九	二四一〇	五一〇	三七九	三七九九
一九一八年	九〇三六	一五三	九三二	一三二一	三九六八	四八五	四九二	四八四五
一九一九年	八二八九	一三四	八三六九	一三四〇三	三四〇二	四八〇	三四一	三九九二

最近布哇に於ては比人移民排斥の徽漸く兆し初め、彼の地への比人移民は次第に阻止せらるゝ傾あり。

外國人勞働者の入國―外國人勞働者は自由移民は別として契約による場合は許されて居らぬ。支那人の勞働移民は入國を禁止されて居る。

貿　易

沿革　比島の海外貿易は何時頃から始まつたのか判明しないが、既に十三世紀の初期には、支那人がミンドロ島に來航して交易を行つた記錄が殘つて居る。其の後三百五十年を經て葡萄牙人マゼランがセブーに寄港し、續いて西班牙人レガスピーが墨・比航路を開いてから、玆に初めて歐米との連絡が出來、從つて漸次海外貿易に志すものが增えて來た。一八三四年に馬尼剌は開港場となつたけれども、其の當時の貿易記錄がなく、一八五五年からの數字を漸く知る事が出來るのみである。一八五五年頃の輸入額は頗る僅少で常に輸出超過であつた。一八九九年迄は貿易總額六千萬比を稀々超過したのが最高記錄で、年平均の輸出割合が五五%、輸入が四五%の割合となつて居

る。輸出品の主なるものは、馬尼剌麻の四〇乃至五〇%、砂糖の二五乃至三〇%、煙草の一〇乃至一七%であつて、農産物が輸出總額の八〇%乃至九〇%を占めて居つた。一八五五年以後四十年間は西班牙總督府で貿易に關した書類を作成發表して居つた爲め、詳しいものが今も尙殘存して居る。一八五五年の貿易總額は約一千萬比、一八九五年の貿易總額は六千二百萬比であつた。

此の間貿易相手國の順序を其の貿易額に依つて示すと英本國が第一位で、合衆國・英領印度・支那・西班牙・佛領印度支那・濠洲・獨逸等となつてゐる。西班牙は自己の統治下にあり最も貿易に有利であるべき筈であり乍ら第五位に居つたのである。

此の四十年間の輸入に關與した各國の割合は英本國三割、英領印度二割三分、支那一割四分、西班牙一割二分、合衆國二分五厘、其他一割八分五厘であつた。一八五五年の輸入總額は四百五十萬比、一八九五年は二千五百萬比であつた。一方輸出對手國としては合衆國が第一位で三割、英本國二割八分、英領印度一割三分、支那一割二分、西班牙一割、其他七分の割であつた。

一八九九年合衆國の領有に歸して以來輸入は驚くべき發展をした。一八九九年は貿易總額が六千八百萬比であるが、內輸入が三千八百萬比に上り、輸出及輸入は從來と其の地位を逆轉するに至つたのである。一八九九年から一九二三年迄の二十五箇年間を所謂合衆國政府監督貿易期間といふ。全期間を通じて輸入に關與せる各國の割合を百分率によつて示せば、合衆國四六・五、佛領印度支那九、英本國八・五、支那八・五、日本が初めて八の記錄を殘し、濠洲三・五、英領印度三、獨逸二・五、西班牙二・五、其の他が八であつた。輸出では合衆國五三、英本國一五、佛國六、日本五、香港四・五、西班牙四、支那三・五、和蘭二、英領印度二、獨逸一・五、其他が三・五であつた。

主なる輸出品名は前記馬尼剌麻・砂糖・煙草の外、コプラ・マゲイ・材木・コプラミール・乾燥コプラ・結麻・麻綱・帽子・貝殼等が新しく記錄せられた。

概說　比島貿易は一九二〇年を分水嶺として下つて來たものが、一九二四年から漸次上りに變つて來た。然し一九一九年及二〇年の膨脹は大戰の影響を受けて寧ろ變態といふべきであるから、一九二九年迄の貿易は割合順調に進んで來て居ると云ふことが出來よう。一九三〇年に於ける比律賓對外貿易總額は五億一千二百五十二萬比にして、內輸入二億四千六百十八萬比、輸出二億六千六百三十三萬比、差引二千十五萬比の出超を見せて居る。之を前年の貿易總額六億二千三百二十一萬比、輸入二億九千四百三十二萬比及輸出三億二千八百八十九萬比と比較すれば、夫々一億一千六十九萬比、四千八百十四萬比及六千二百五十七萬比の減少を示して居る。之は一九二九年が未曾有の貿易好調を示せるに對し、一九三〇年が、世界的不況による農產品の相場下落により不振たりしに起因するものである。

一九〇〇、〇五、一〇、一五、二〇年及最近五箇年間に於ける輸入・輸出及貿易總額を示せば次の如くである。

第七八表　比律賓外國貿易額連年比較表

出所‖各年比島關稅局年報

年次	輸入	輸出	總額
一九〇〇年	四九、七七、五八八比	四五、九八〇、七四六比	九五、七〇八、三〇四比
一九〇五年	六六、一〇一、一〇〇	六六、九〇九、五四八	一二七、〇一〇、六四八
一九一〇年	九九、四三八、七三二	八一、二五六、九二六	一八〇、六九五、六四八
一九一五年	九八、六三四、三六七	一〇七、六六〇、〇〇八	二〇六、二五〇、三五五
一九二〇年	二九八、五七七、九五五	三〇二、三四七、七一一	六〇一、二四、二七六
一九二六年	二三八、五九七、九四三	二七三、七六八、六三九	五一二、三六六、六二二
一九二七年	二三一、七〇三、九四三	二一一、四六一、七一〇	五四五、八五五、一一三
一九二八年	二六九、三一三、七九六	三一一、〇九一、〇二	五七九、四一三、八八八
一九二九年	二九四、三一〇、五四九	三二八、八九三、六八五	六二三、二四、三四四
一九三〇年	二四六、一八五、九〇七	二六六、三三四、二五五	五一二、五二〇、一六二

國別貿易　一九三〇年に於て、相手國中米國は比島外國貿易總額の六割九分五厘を占め、前年に比し六千七百六萬比即ち一割五分方の減少となつて居る。無稅輸入の特典を有しながら、此の悲況を現出したのは砂糖及麻の市價暴落に依るものである。

米國に亞ぐものは日本であるが、比島貿易總額の六分一厘に相當し、米國の對比貿易額の十分の一にも足りないが、純外國の貿易としては首位を占めて居る。之を前年に比較すると比島よりの輸出は五百五十一萬比の減額となり、日本よりの輸入は二百三萬比の增進となり、前年の日比貿易額に比べては三百四十八萬比の減額とは謂ふものゝ、不況時に際し本邦品の當方面進出は他日の躍進を意味するものと觀られやう。

日・米兩國に次ぐものは英國であるが、前年に比べると六百七十九萬比の減退である、之は對英出入共數百萬比宛の不振を示して居る。

比支貿易は前年に比べ五百七萬比の減額ではあるが、此の貿易額の約七割餘は中國よりの輸入で、同國への比島品輸出は三割見當である。此の割合は中國貿易の堅實性を反影するものと考へられる。

獨逸は、比島貿易上に歷史的光輝ある西班牙を凌駕し第五位となり、貿易額千三百萬比の約七割は獨逸よりの輸入額で、大戰後海外商權擴張の爲め寧日なしと謂はれて居る獨逸としては當然であらう。前年第六位に跳躍した佛領印度支那は本年は第十五位に墜落した。之は本年度比島米の豐作に依り西貢米の需要が少量なりしが爲めに生じたる一時的變動に因るものである。

今一九二六―三〇年に於ける各國別貿易額及其の割合を示せば次の如くである。

第七九表　國別貿易額連年比較表

單位‖比
出所‖同前表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
米國	三四三、一五七、六六六	六六・九七	三七六、八八七、八八六	六〇・九五	四三四、一六六、六三	六九・〇四	四三四、一六六、六三	六九・五六	三六七、〇五三、〇九四	七一・六三
埃太利	一八二、三二、二四	〇・〇三	二一〇、八九八	〇・〇三	一二六、七七三	〇・〇四	一二六、七七三	〇・〇四	一五二、〇九〇	〇・〇三
濠洲	七三、八五、二六九	一・四二	六、二一〇、八四一	一・一六	五、九四、九六五、八	一・〇六	五、九四、九六五、八	一・〇九	六、三一二、四二	一・一六
白耳義	三二、五六、九五三	〇・六三	五七、二二、八一五	〇・七六	四五、七六、二三八	〇・七一	四五、七六、二三八	〇・七一	四一〇、九六、七五	〇・七九
加陀奈	六四〇、九二二	〇・一二	一一三、六二三、二六	一・一五	一一、四八、九八八	一・八	一一、四八、九八八	一・八	七八、九七五	一・五
那	一九、六一、九五七、六	三・八三	一一、二七、七八三	二・〇七	二〇、五六四、五三六	三・一五	二〇、五六四、五三六	三・一五	一八、二五四、五九九	三・四五
支那	二四五、三四七	〇・五	四二、九三四	〇・〇八	九四、〇三三、五七	〇・一五	九四、〇三三、五七	〇・一五	三四、〇〇五	〇・〇七
丁抹	七、〇七、八〇八	一・五四	八三、六二、一九四	一・一四	九、九八〇、三一五	一・八	九、九八〇、三一五	一・八	七五、三五、〇〇	一・五
英領印度	六〇、三五、七八一	一・一八	八七、三五、三五	一・一六	六、九八〇、三一五	一・一八	六、九八〇、三一五	一・一九	六〇、八二、二五	一・一二
蘭領印度	九、一八七、一三	一・七九	四、九〇四、一八一	〇・八五	一一、六七七、八九五	二・一四	一一、六七七、八九五	二・一四	二、三五七、五一四	〇・四七
佛領印度支那	八、三六七、五四	一・六三	八、五三六、四三二	一・八一	七七七、三五三	一・七一	七七七、三五三	一・七一	六、四五九、〇六四	一・一九
佛蘭西	二、六九八、九一七	〇・五	一、五五五、二〇五	〇・二七	一、六八三、七五四	〇・三五	一、六八三、七五四	〇・三五	二、四一五、〇五〇	〇・四七
獨逸	二、六八九、一七	〇・五	一、五五五、二〇五	〇・二七	一、六八三、七五四	〇・三五	一、六八三、七五四	〇・三五	二、四一五、〇五〇	〇・四七

輸入は二億四千六百十八萬比であるが、一九二六—三〇年に於ける比島の輸入貿易總額

第八〇表　國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合衆國	一三五、一三三、三三九	六〇·〇〇	一四三、一三三、三三九	六一·七	一三七、一三三、三三九	六二·三	一三五、一三三、三三九	六二·五	一三五、〇〇〇、〇〇〇	六三·五
英領印度	一二、三三三、三三四	〇·六	一四、三三三、三三四	〇·六	一四、三三三、三三四	〇·六	一四、三三三、三三四	〇·六	一四、三三三、三三四	〇·六
英領香港	一三、三三三、三三四	〇·六	一三、三三三、三三四	〇·六	一三、三三三、三三四	〇·六	一三、三三三、三三四	〇·六	一三、三三三、三三四	〇·六
日本	一一、三三三、三三四	〇·五	一一、三三三、三三四	〇·五	一一、三三三、三三四	〇·五	一一、三三三、三三四	〇·五	一一、三三三、三三四	〇·五
支那	一〇、三三三、三三四	〇·五	一〇、三三三、三三四	〇·五	一〇、三三三、三三四	〇·五	一〇、三三三、三三四	〇·五	一〇、三三三、三三四	〇·五
蘭領印度	九、三三三、三三四	〇·四	九、三三三、三三四	〇·四	九、三三三、三三四	〇·四	九、三三三、三三四	〇·四	九、三三三、三三四	〇·四
佛國	八、三三三、三三四	〇·四	八、三三三、三三四	〇·四	八、三三三、三三四	〇·四	八、三三三、三三四	〇·四	八、三三三、三三四	〇·四
佛領印度支那	七、三三三、三三四	〇·三	七、三三三、三三四	〇·三	七、三三三、三三四	〇·三	七、三三三、三三四	〇·三	七、三三三、三三四	〇·三
英領南洋諸島	六、三三三、三三四	〇·三	六、三三三、三三四	〇·三	六、三三三、三三四	〇·三	六、三三三、三三四	〇·三	六、三三三、三三四	〇·三
其他	五、三三三、三三四	〇·二	五、三三三、三三四	〇·二	五、三三三、三三四	〇·二	五、三三三、三三四	〇·二	五、三三三、三三四	〇·二
計	二二五、三三三、三三四	一〇〇·〇〇	二三三、三三三、三三四	一〇〇·〇〇	二二五、三三三、三三四	一〇〇·〇〇	二二五、三三三、三三四	一〇〇·〇〇	二二五、三三三、三三四	一〇〇·〇〇

出所　回部表

第八一表　重要商品別輸入額連年比較表

重要商品別輸入額一覽に重要商品別輸入價額表を掲げれば次の如し。

品名	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
動物ワルミニサム	二五、三三四	二六、六五七	二九、一二四	三四、七八六	二五、三三四
牛	九、六三四	四、九三三	四、七七	五、八〇〇	三、三三七
小麥	九、七四、一〇一	一〇、一四、一五五	一一、三五、一三五	一〇、四三、一〇五	八、八一、三三九
麵粉	九、七四、一〇一	九、三三、一三三	一〇、一四、一五五	一一、三五、一三五	八、八一、三三九
靴	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四
實綿及其製造品	一五、一三三、三三四	一五、一三三、三三四	一五、一三三、三三四	一五、一三三、三三四	一五、一三三、三三四
石油	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四
其他	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四	一、四三、三三四
合計	三三、六五七、八四	三三、一三三、三三九	三六、三一三、三六	三五、四一〇、一四九	二四、八一、三三九

出所　回部表

品名	数量	単位	金額	備考
酒類				
清酒				
焼酎				
ビール				
ウイスキー				
ブランデー				
ワイン				
果実酒				
食料品				
米				
麦				
雑穀				
豆類				
野菜				
果物				
肉類				
魚介類				
乳製品				
砂糖				
塩				
茶				
菓子				
調味料				
油脂				
繊維品				
綿糸				
綿織物				
毛織物				
絹織物				
化学繊維				
衣類				
既製服				
下着				
帽子				
履物				
革製品				
木材・木製品				
製材				
合板				
家具				
建具				
紙・パルプ				
印刷物				
化学工業品				
肥料				
塗料				
染料				
医薬品				
化粧品				
石油製品				
ガソリン				
灯油				
軽油				
重油				
潤滑油				
アスファルト				
ゴム製品				
タイヤ・チューブ				
自動車用				
自転車用				
窯業・土石製品				
ガラス				
ガラス製品				
セメント				
陶磁器				
耐火れんが				
鉄鋼				
銑鉄				
鋼材				
鋼管				
鉄線				
非鉄金属				
銅				
銅製品				
アルミニウム				
アルミニウム製品				
鉛				
亜鉛				
金属製品				
建築用金属製品				
刃物				
手工具				
農業用具				
機械器具				
原動機				
ボイラー				
内燃機関				
蒸気タービン				
ポンプ				
圧縮機				
冷凍機				
工作機械				
旋盤				
フライス盤				
研削盤				
穴あけ機				
鍛圧機械				
プレス				
鍛造機				
金属加工機械				
繊維機械				
紡績機				
織機				
編機				
染色整理機				
縫製機械				
農業機械				
トラクター				
田植機				
動力耕うん機				
動力脱穀機				
食品加工機械				
製粉機				
製パン機				
製菓機械				
製糖機械				
製茶機械				
製材機械				
木工機械				
製紙機械				
印刷機械				
化学機械				
鉱山機械				
土木建設機械				
ブルドーザー				
パワーショベル				
ダンプトラック				
クレーン				
荷役運搬機械				
コンベヤー				
エレベーター				
フォークリフト				
事務用機器				
金庫				
複写機				
電子計算機				
電気機械器具				
発電機				
電動機				
変圧器				
開閉器				
配電盤				
電線・ケーブル				
絶縁電線				
通信機				
電話機				
交換機				
無線機				
電子応用装置				
電子管				
半導体素子				
集積回路				
電気計測器				
電力量計				
電流計				
電圧計				
電力計				
電気測定器				
家庭用電気機械器具				
電気冷蔵庫				
電気洗濯機				
電気掃除機				
電気こんろ				
電気アイロン				
電気ストーブ				
電球				
蛍光灯				
照明器具				
電池				
乾電池				
蓄電池				
自動車				
乗用車				
トラック				
バス				
特殊自動車				
自動車部品				
エンジン				
車体				
車軸				
自動車用タイヤ・チューブ				
自動車用ゴム製品				
自動車用ガラス				
自動車用電気機器				
自動車用ブレーキ				
自動車用ばね				
自動車用鋼板				
自動車用鋼管				
自動車用鋳鉄品				
自動車用鍛造品				
自動車用アルミニウム製品				
自動車用ベアリング				
自動車用ピストン				
自動車用ピストンリング				
自動車用バルブ				
自動車用ねじ				
自動車用ボルト・ナット				
自動車用歯車

第八二表　鐵・鋼及同製品國別輸入額連年比較表

國別	一九一六年 価額	%	一九一七年 価額	%	一九一八年 価額	%	一九一九年 価額	%	一九二〇年 価額	%
重要品國別輸入額										
手小玩提ヲ鞄ン問及ヶ族・行族用袋用類具	三二五、一〇六	一〇〇・〇〇	四一〇、八五四	一〇〇・〇〇	五六一、三四四	一〇〇・〇〇	五六一、三四四	一〇〇・〇〇	三六五、四〇八	一〇〇・〇〇
煙草及同製品	一一、五四〇	三・五	一四、八五二	三・六	一四、九一三	二・六	一四、九一三	二・六	一四、九一三	四・〇
錫及錫製品	二三、四六六	七・一	二三、四六六	五・七	二三、四六六	四・一	二三、四六六	四・一	二三、四六六	六・四
寒冷砂糖	二、〇四六	〇・六	二、〇四六	〇・五	二、〇四六	〇・四	二、〇四六	〇・四	二、〇四六	〇・六
石類・木及竹製品	一四、五三二	四・四	一四、五三二	三・五	一四、五三二	二・五	一四、五三二	二・五	一四、五三二	四・〇
天然ゴム及ガタパーチャ	一一〇、六七四	三三・八	一一〇、六七四	二六・九	一一〇、六七四	一九・六	一一〇、六七四	一九・六	一一〇、六七四	三〇・三
戯具及運動用品	四、〇三二	一・二	四、〇三二	一・〇	四、〇三二	〇・七	四、〇三二	〇・七	四、〇三二	一・一
其他雑品	四八、〇六五	一四・七	四五、七七四	一一・一	四五、七七四	八・〇	四五、七七四	八・〇	四五、七七四	一二・五
合計	三二九、〇一五	一〇〇・〇〇	四一〇、八五四	一〇〇・〇〇	五六一、三四四	一〇〇・〇〇	五六一、三四四	一〇〇・〇〇	三六五、四〇八	一〇〇・〇〇
其他亜米利加	一、二四〇	〇・四	一、二四〇	〇・三	一、二四〇	〇・二	一、二四〇	〇・二	一、二四〇	〇・三
其他亜細亜	一、〇一〇	〇・三	一、〇一〇	〇・二	一、〇一〇	〇・一	一、〇一〇	〇・一	一、〇一〇	〇・三
其他阿弗利加	一、〇一〇	〇・三	一、〇一〇	〇・二	一、〇一〇	〇・一	一、〇一〇	〇・一	一、〇一〇	〇・三
其他欧羅巴	三二五、〇一五	九八・七	四〇五、六三四	九八・七	五五四、三四四	九八・七	五五四、三四四	九八・七	三六〇、四〇八	九八・七
其他大洋洲	一、〇一〇	〇・三	一、〇一〇	〇・二	一、〇一〇	〇・一	一、〇一〇	〇・一	一、〇一〇	〇・三
合計	三二九、〇一五	一〇〇・〇〇	四一〇、八五四	一〇〇・〇〇	五六一、三四四	一〇〇・〇〇	五六一、三四四	一〇〇・〇〇	三六五、四〇八	一〇〇・〇〇

出價額ハ所屬年ニ比シ總額ハ前年ニ比シ

第八三表　綿絲及綿布國別輸入額連年比較表

國別	一九一六年 価額	%	一九一七年 価額	%	一九一八年 価額	%	一九一九年 価額	%	一九二〇年 価額	%
其英吉利	三二、七三二、三五九	三二・〇	三四、〇八二、三五九	三二・〇	三四、〇八二、三五九	三二・〇	三四、〇八二、三五九	三二・〇	三四、〇八二、三五九	三二・〇
其佛蘭西	一一、六四〇、〇〇〇	一一・三	一一、六四〇、〇〇〇	一一・〇	一一、六四〇、〇〇〇	一一・〇	一一、六四〇、〇〇〇	一一・〇	一一、六四〇、〇〇〇	一一・〇
其瑞西	六、三二〇、〇〇〇	六・一	六、三二〇、〇〇〇	六・〇	六、三二〇、〇〇〇	六・〇	六、三二〇、〇〇〇	六・〇	六、三二〇、〇〇〇	六・〇
其和蘭	二、六二〇、〇〇〇	二・五	二、六二〇、〇〇〇	二・五	二、六二〇、〇〇〇	二・五	二、六二〇、〇〇〇	二・五	二、六二〇、〇〇〇	二・五
其白耳義	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其伊太利	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其墺太利匈牙利	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其西班牙領葡萄牙領	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其露西亜	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其土耳古	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其埃及	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其支那	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其日本國	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其米國	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其墨西哥	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其英領印度	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
其他	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四	一、四七〇、〇〇〇	一・四
合計	一〇二、七四〇、〇一一	一〇〇・〇〇	一〇三、〇八二、三五九	一〇〇・〇〇	一〇三、〇八二、三五九	一〇〇・〇〇	一〇三、〇八二、三五九	一〇〇・〇〇	一〇三、〇八二、三五九	一〇〇・〇〇

出價額ハ所屬年ニ比シ總額ハ前年ニ比シ

第八四表　鑛物性油國別輸入額連年比較表

國別	一九一六年 価額	%	一九一七年 価額	%	一九一八年 価額	%	一九一九年 価額	%	一九二〇年 価額	%
其米國領印度	一五、一三四、四九八	八・四	一四、九三四、四九八	八・四	一四、九三四、四九八	八・四	一四、九三四、四九八	八・四	一四、九三四、四九八	八・四
其他國	三、三〇四、〇〇〇	一・八	三、三〇四、〇〇〇	一・八	三、三〇四、〇〇〇	一・八	三、三〇四、〇〇〇	一・八	三、三〇四、〇〇〇	一・八
合計	一七、五五八、四九八	一〇〇・〇〇	一七、五五八、四九八	一〇〇・〇〇	一七、五五八、四九八	一〇〇・〇〇	一七、五五八、四九八	一〇〇・〇〇	一七、五五八、四九八	一〇〇・〇〇

出價額ハ所屬年ニ比シ總額ハ前年ニ比シ

第八五表　自動車・同部分品及タイヤー國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年 価額	一九二六年 %	一九二七年 価額	一九二七年 %	一九二八年 価額	一九二八年 %	一九二九年 価額	一九二九年 %	一九三〇年 価額	一九三〇年 %
合計	一〇、四四四、九四一	一〇〇・〇〇	一二、四七六、五二	一〇〇・〇〇	一三、九一七、三三	一〇〇・〇〇	一五、七一六、八一	一〇〇・〇〇	一二、三六一、一四四	一〇〇・〇〇
英領加奈陀	三、六四四、九四二	三四・九	四、一四五、三五二	三三・二	四、四一三、五四四	三一・九	四、一一三	二六・四	三、二七六、四四	二六・四
英領印度	三、三五二、九二五	三二・〇	四、八三五、三五五	三八・七	五、一〇一、四三三	三六・四	五、八三五、三四四	三七・〇	四、六四一、四四四	三七・三
英領濠洲	一、四四〇、四四四	一三・八	一、六四四、四四四	一三・一	一、八四四、四四四	一三・二	二、一四四、四四四	一三・六	一、六四四、四四四	一三・〇
英領南阿	一、一四四、四四四	一〇・九	一、一四四、四四四	九・一	一、一四四、四四四	八・二	一、一四四、四四四	七・二	一、一四四、四四四	九・二
英領ニュージーランド	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領其他	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
米國	一、一四四、四四四	一〇・九	一、一四四、四四四	九・一	一、一四四、四四四	八・二	一、一四四、四四四	七・二	一、一四四、四四四	九・二
佛國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
和蘭	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
白耳義	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞典	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞西	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
伊太利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
墺太利匈牙利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
露國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
其他歐羅巴	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
其他	三、三四四、四四四	三二・〇	四、四四四、四四四	三五・四	四、四四四、四四四	三一・九	四、四四四、四四四	二八・二	三、四四四、四四四	二七・八

第八六表　肉及肉製品國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年 価額	一九二六年 %	一九二七年 価額	一九二七年 %	一九二八年 価額	一九二八年 %	一九二九年 価額	一九二九年 %	一九三〇年 価額	一九三〇年 %
合計	一一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一四、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一四、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇
英領加奈陀	一、四四四、四四四	一二・六	一、四四四、四四四	一三・〇	一、四四四、四四四	一〇・二	一、四四四、四四四	一〇・一	一、四四四、四四四	一三・一
英領印度	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領濠洲	一、四四四、四四四	一二・六	一、四四四、四四四	一三・〇	一、四四四、四四四	一〇・二	一、四四四、四四四	一〇・一	一、四四四、四四四	一三・一
英領南阿	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領ニュージーランド	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領其他	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
米國	一、四四四、四四四	一二・六	一、四四四、四四四	一三・〇	一、四四四、四四四	一〇・二	一、四四四、四四四	一〇・一	一、四四四、四四四	一三・一
佛國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
和蘭	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
白耳義	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞典	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞西	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
伊太利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
墺太利匈牙利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
露國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
其他歐羅巴	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
其他	一、四四四、四四四	一二・六	一、四四四、四四四	一三・〇	一、四四四、四四四	一〇・二	一、四四四、四四四	一〇・一	一、四四四、四四四	一三・一

第八七表　電氣機械及器具類國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年 価額	一九二六年 %	一九二七年 価額	一九二七年 %	一九二八年 価額	一九二八年 %	一九二九年 価額	一九二九年 %	一九三〇年 価額	一九三〇年 %
合計	一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一、四四四、四四四	一〇〇・〇〇
其他	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
チェッコスロバキア	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
匈牙利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
墺太利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞典	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞西	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
和蘭	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
日本	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
那威	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
逸國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
獨逸	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
米國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四

第八八表　小麥粉國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年 価額	一九二六年 %	一九二七年 価額	一九二七年 %	一九二八年 価額	一九二八年 %	一九二九年 価額	一九二九年 %	一九三〇年 価額	一九三〇年 %
合計	九、三四四、四四四	一〇〇・〇〇	九、三四四、四四四	一〇〇・〇〇	一〇、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	一〇、四四四、四四四	一〇〇・〇〇	八、九四四、四四四	一〇〇・〇〇
其加濠米	三、六四四、四四四	三八・七	三、四四四、四四四	三六・四	四、四四四、四四四	四〇・〇	四、四四四、四四四	四〇・〇	三、四四四、四四四	三八・七
他陀洲國	一、四四四、四四四	一五・四	一、四四四、四四四	一五・四	一、四四四、四四四	一三・三	一、四四四、四四四	一三・三	一、四四四、四四四	一六・一
英領印度	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領濠洲	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領南阿	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領ニュージーランド	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
英領其他	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
米國	一、四四四、四四四	一五・四	一、四四四、四四四	一五・四	一、四四四、四四四	一三・三	一、四四四、四四四	一三・三	一、四四四、四四四	一六・一
佛國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
和蘭	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
白耳義	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞典	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
瑞西	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
伊太利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
墺太利匈牙利	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
露國	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
其他歐羅巴	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・四	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・三	四四、四四四	〇・四
其他	三、三四四、四四四	三五・八	三、四四四、四四四	三六・四	四、四四四、四四四	四〇・〇	四、四四四、四四四	四〇・〇	三、四四四、四四四	三七・四

第八九表　絹及絹製品國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	七〇八五、八五五	100·00	七〇六〇、三九九	100·00	八五三、三九九	100·00	九三、八四二	100·00	八五〇、五四〇	100·00
其他伊西獨端佛英支米日本	一三五、一六八	一·九	一五六、八四〇	一·七	一四二、一六〇	一·六	一三五、一六八	一·四	一四三、〇四一	一·六
太太班　國　他利利牙逸西西國那國本	三四、三五八	〇·四	四三、三五八	〇·五	四三、三五八	〇·五	四三、三五八	〇·四	四三、三五八	〇·五
他利利牙逸西西國那國本	一三、〇〇〇	〇·一	一三、〇〇〇	〇·一	一三、〇〇〇	〇·一	一三、〇〇〇	〇·一	一三、〇〇〇	〇·一

第九〇表　紙及紙製品國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	一四、一五〇、〇四一	100·00	一四、〇六〇、三九九	100·00	一五、三九九、三九九	100·00	一四、三九二、四一一	100·00	一四、〇五〇、五四〇	100·00
英丁支加自濠米　領　奈耳　他典國義　印　度抹那陀義洲國	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二
英丁支加自濠米　領　奈耳　他典國義　印　度抹那陀義洲國	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二
英丁支加自濠米　領　奈耳　他典國義　印　度抹那陀義洲國	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二

第九一表　植物性纖維及同製品國別輸入額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
合計	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二
英丁支加自濠米　領　奈耳　他典國義　印　度抹那陀義洲國	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二
英丁支加自濠米　領　奈耳　他典國義　印　度抹那陀義洲國	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二

第九二表　國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
香日支米英英　領　港本那國國度　印	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二
香日支米英英　領　港本那國國度　印	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二
香日支米英英　領　港本那國國度　印	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·〇	一、〇一三、一四一	七·二

輸出國別輸出額一九三〇年に於ける比島輸出貿易額は前掲の如く二億六千六百三十三萬比にして一九二三年來の最低記錄である。

國別	一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%
合計	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二
英丁支加自濠米　領　奈耳　他典國義　印　度抹那陀義洲國	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二
英丁支加自濠米　領　奈耳　他典國義　印　度抹那陀義洲國	一、〇一三、一四一	七·一	一、〇一三、一四一	七·二

第九三表　重要商品別輸出額連年比較表

品名	一九二六年 価額	一九二六年 数量	一九二七年 価額	一九二七年 数量	一九二八年 価額	一九二八年 数量	一九二九年 価額	一九二九年 数量	一九三〇年 価額	一九三〇年 数量
龍脳										
樟脳										
其ノ他ノ樟脳										
比律賓……輸出										
比律賓……輸入										
書籍雑誌及印刷ス物ノ類										
香水	一比	一斤	一比	一斤	一比	一斤	一比	一斤	一比	一斤
遅延										
其ノ他ノ										
比律賓……輸出										
比律賓……輸入										

重要商品別輸出額連年比較表

出所各地税関領事報告

重要商品別輸出額一覧

合計	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
英領印度										
仏領印度支那										
蘭領東印度										
英領馬来

| | | |

| 其ノ他 | | |

第九表　英國對日本支那西利亞國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
香港	三,七四五,000	九·四	三,九四〇,000	九·四	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	二,八〇〇,000	七·〇
印度	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四
埃及	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇
日本	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
支那	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
西利亞	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
其他	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
合計	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二二,四〇〇,000	五六·〇

第九表　對日佛西美國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三
佛國	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六
西班牙	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
和蘭	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
白耳義	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
獨逸	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
加奈陀	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
其他	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
合計	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇

第九表　煙草及同製品國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	三,七四五,000	九·四	三,九四〇,000	九·四	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	二,八〇〇,000	七·〇
印度	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四
埃及	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇
日本	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
支那	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
西利亞	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
其他	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
合計	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二二,四〇〇,000	五六·〇

第九表　英國對日本支那西利亞國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
香港	三,七四五,000	九·四	三,九四〇,000	九·四	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	二,八〇〇,000	七·〇
印度	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四
埃及	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇
日本	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
支那	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
西利亞	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
其他	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
合計	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二二,四〇〇,000	五六·〇

第九表　對日佛西美國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三
佛國	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六
西班牙	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
和蘭	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
白耳義	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
獨逸	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
加奈陀	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
其他	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
合計	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇

第九表　煙草及同製品國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	三,七四五,000	九·四	三,九四〇,000	九·四	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	二,八〇〇,000	七·〇
印度	三,四五〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四	三,四〇〇,000	八·四
埃及	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇	二,八〇〇,000	七·〇
日本	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
支那	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
西利亞	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
其他	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一	二,四五〇,000	六·一
合計	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二四,五〇〇,000	六一·二	二二,四〇〇,000	五六·〇

第九表　麻國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三	一,七四五,000	四·三
佛國	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六	一,四五〇,000	三·六
西班牙	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
和蘭	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
白耳義	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
獨逸	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
加奈陀	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
其他	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九	一,一六〇,000	二·九
合計	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇	一一,六〇〇,000	二九·〇

第七表　コプラ國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	一〇,一〇一,〇〇〇	三·五	一〇,一〇一,〇〇〇	三·五	一〇,一〇一,〇〇〇	三·五	一〇,一〇一,〇〇〇	三·五	一〇,一〇一,〇〇〇	三·五
和蘭	九,三五〇,〇〇〇	三·二	九,三五〇,〇〇〇	三·二	九,三五〇,〇〇〇	三·二	九,三五〇,〇〇〇	三·二	九,三五〇,〇〇〇	三·二
米國	八,四五〇,〇〇〇	二·九	八,四五〇,〇〇〇	二·九	八,四五〇,〇〇〇	二·九	八,四五〇,〇〇〇	二·九	八,四五〇,〇〇〇	二·九
佛國	七,三五〇,〇〇〇	二·五	七,三五〇,〇〇〇	二·五	七,三五〇,〇〇〇	二·五	七,三五〇,〇〇〇	二·五	七,三五〇,〇〇〇	二·五
獨逸	六,三五〇,〇〇〇	二·二	六,三五〇,〇〇〇	二·二	六,三五〇,〇〇〇	二·二	六,三五〇,〇〇〇	二·二	六,三五〇,〇〇〇	二·二
其他	二四,四〇〇,〇〇〇	八·四	二四,四〇〇,〇〇〇	八·四	二四,四〇〇,〇〇〇	八·四	二四,四〇〇,〇〇〇	八·四	二四,四〇〇,〇〇〇	八·四
合計	二八九,一一〇,〇〇〇	一〇〇·〇〇	二八九,一一〇,〇〇〇	一〇〇·〇〇	二八九,一一〇,〇〇〇	一〇〇·〇〇	二八九,一一〇,〇〇〇	一〇〇·〇〇	二八九,一一〇,〇〇〇	一〇〇·〇〇

第九表　英屬加奈陀西獨佛白日英國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一
米國	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九
西班牙	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
獨逸	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
和蘭	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
白耳義	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
佛國	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
日本	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
其他	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九
合計	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇

第九表　英屬加奈陀西獨佛白日英國別輸出額連年比較表

國別	一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年		一九三〇年	
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%
英國	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一	三,四五〇,〇〇〇	一〇·一
米國	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九
西班牙	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
獨逸	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
和蘭	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
白耳義	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
佛國	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
日本	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五	八七五,〇〇〇	二·五
其他	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九	一,〇一〇,〇〇〇	二·九
合計	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇	一〇,一〇一,〇〇〇	二九·〇

第一〇一表　木材及挽材國別輸出額連年比較表

出價所屬當時ノ圓位ニ換算ス

國別	一九二六年 額	一九二六年 %	一九二七年 額	一九二七年 %	一九二八年 額	一九二八年 %	一九二九年 額	一九二九年 %	一九三〇年 額	一九三〇年 %
共英香濠英支日米										
領										
亞										
利										
他加港洲國那本國										
合計	五、一〇七、三一二	100·00	五、四六七、五一四	100·00	六、三五四、一〇〇	100·00	七、六五八、〇〇〇	100·00	五、九三五、八九九	100·00

第一〇〇表　乾燥椰子實國別輸出額連年比較表

出價所屬當時ノ圓位ニ換算ス

國別	一九二六年 額	一九二六年 %	一九二七年 額	一九二七年 %	一九二八年 額	一九二八年 %	一九二九年 額	一九二九年 %	一九三〇年 額	一九三〇年 %
共支日布米										
他那本哇國										
合計	五五五、三一五	100·00	五七〇、一一〇	100·00	七四七、六五三	100·00	四一〇、〇〇〇	100·00	五九七、八九九	100·00

第一〇二表　ソッテッドベム國別輸出額連年比較表

出價所屬當時ノ圓位ニ換算ス

國別	一九二六年 額	一九二六年 %	一九二七年 額	一九二七年 %	一九二八年 額	一九二八年 %	一九二九年 額	一九二九年 %	一九三〇年 額	一九三〇年 %
共瑞獨米										
他西遜國										
合計	三、一七八、〇三五	100·00	四、〇一五、八五五	100·00	四、九三六、四九二	100·00	五、一七八、〇〇〇	100·00	三、六五二、四三五	100·00

第一〇三表　コプラミール國別輸出額連年比較表

出價所屬當時ノ圓位ニ換算ス

國別	一九二六年 額	一九二六年 %	一九二七年 額	一九二七年 %	一九二八年 額	一九二八年 %	一九二九年 額	一九二九年 %	一九三〇年 額	一九三〇年 %
共丁瑞支英香濠和瑞米獨										
他抹西那國港威蘭典國逸										
合計	三、四七二、一四七	100·00	四、六七九、〇七八	100·00	五、七三二、四一四	100·00	七、五八八、〇〇〇	100·00	三、四二一、八五五	100·00

第一〇三表　コプラミール國別輸出額連年比較表

出價所屬當時ノ圓位ニ換算ス

國別	一九二六年 額	一九二六年 %	一九二七年 額	一九二七年 %	一九二八年 額	一九二八年 %	一九二九年 額	一九二九年 %	一九三〇年 額	一九三〇年 %
佛伊										
蘭太										
西利	三、三五四、八五五	90·00	三、五〇三、三三	90·00	三、五一五、一四四	90·00	三、六五〇、〇〇〇	90·00	三、一五五、一一三	90·00

對日貿易　總說　一九三〇年の對日貿易總額は三千四百六十六萬比である。

輸入額の三分二厘六毛即ち八百七十四萬比である。今之を前年と比較するさ

比律賓……貿易

輸出額の一割五毛に相當する二千五百九十一萬比、日本よりの輸入額は比律賓

り、比律賓貿易總額の六分七厘六毛に相當する。

輸入は二百三萬比を增加し、反對に輸出は五百五十二萬比の減少となり、結局兩國間の貿易總額では三百四十八萬比の減を記錄する狀況である。

一九二〇年及過去五年間に於ける對日貿易額を示せば次の如し。

く注目すべきものがある。

は第一位を占め、本邦第二位を占めて居るが、最近に於ける獨逸の進出著し

領印度の如きは何れも輸出品の增加を見た事は前述の如くであるが、獨逸・英領印度・閩

前年よりも二分四厘增加を見た事は前述の如くであるが、獨逸・英領印度・閩

駁して啻ならぬ差があるる。而して一九三〇年に於ける輸入貿易に就て見るに

入及纖額に於ても第二位を占めて居るが、第一位の米國の七割一分六厘と比

本邦の比島貿易上の地位を見るに前八〇及九二表に擧つて明なる如く輸出

第一〇四表　對日本貿易輸出入及纖額連年比較表

年	輸入額	輸出額	總額
一九一六年	三三、八五七、〇五一	三、四八六、四五七	三七、三四四、五〇八
一九一七年	三三、二五八、七九三	一四、八六五、四三二	四七、一二四、二二五
一九一八年	三三、三一八、六五二	一五、四八六、三五三	四八、八〇五、〇〇五
一九一九年	一三、四二五、八六四	一五、四八六、三五三	二九、三一二、二一七
一九二〇年	一三、四二五、八六四	一五、四八六、三五三	二九、三一二、二一七

第一〇五表　對日本品別輸入貿易額連年比較表

出價ハ圓位ニ換算シ年比ハ前年ニ對スル增減百分比ヲ表ス

品名	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
其他ノ動物及動物製品	三、五二九、〇八六	一、〇〇一、五二九	一、〇一八、五二九	一、〇一八、五二九	一、〇一八、五二九
其他ノ植物及植物製品	一、四三二、八五七	一、四三二、八五七	一、四三二、八五七	一、四三二、八五七	一、四三二、八五七
其他ノ纖維及同製品	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九
其他ノ金屬及同製品	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九
其他ノ化學品及同製品	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九
其他ノ雜品	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九	一、〇〇一、四二九
合計	三三、三三五、〇八六	三三、二五八、七九三	三三、三一八、六五二	一三、四二五、八六四	一三、四二五、八六四

註＝一九三〇年は暫定數字

第一〇六表　比律賓對日本品別輸出貿易額連年比較表

出價ハ圓位ニ換算シ年比ハ前年ニ對スル增減百分比ヲ表ス

品名	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
麻ノ繩ロープ及ケーブル	一〇、一〇七、三四一	一〇、〇〇一、四二九	一〇、〇一八、五二九	一〇、〇一八、五二九	一〇、〇一八、五二九
麻ノ織物	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九
麻袋	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九
麻ノ其他ノ製品	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九
麻ノ製品	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四二九	一、一〇一、四

第一〇七表　州別各種道路延長粁運數年比較表　出所＝一九二七年比島保安局報告

	一等道路	二等道路	三等道路	合計
	一九一一年	一九一一年	一九一一年	一九一一年
	一九九九年	一九九九年	一九九九年	一九九九年
	二〇二二年	二〇二二年	二〇二二年	二〇二二年
	一九八七年	一九八七年	一九八七年	一九八七年
Abra	五六・二	一五五・九	三一・九	一一二・六
Agusan	一二・七	四一・七	一二・六	五五・三
Albay	三三・六	四七・〇	一六・一	三〇六・七
Antique	九・七	一一五・九	一八・四	一三三・〇
Bataan	四五・七	一八・三	二・四	六七・三
Batanes			一三・〇	一三・〇
Batangas	一〇八・五	七三・〇	一四二・〇	四四二・五
Bohol	一三三・四	一〇〇・一	九三・一	四三七・八
Bukidnon		一一〇・六	六〇・四	一九一・〇
Bulacan	一五六・三	一一一・三	六三・八	三三三・四
Cagayan	九五・七	一〇六・九	九三・四	二七七・九
Camarines Norte	四〇・九	三三・〇	三三・五	九六・四
Camarines Sur	一七七・一	六五・六	四三・〇	二六五・七
Capiz	一〇一・三	一一三・七	五〇・三	三六五・三
Cavite	一〇一・三	五三・二	四・二	一五七・七
Cebu	三三・三	三一〇・三	九三・三	一五九・九
Cotabato	三三・九	一三・三	一二・四	六五・五
Davao	三七・四	一四・八	四六・二	九六・四
Ilocos Norte	九一・四	一五一・七	二七・一	二一〇・二
Ilocos Sur	一九六・四	六六・七	一一・二	一七六・四
Iloilo	三三・〇	一六・四	一四〇・四	三四一・六
Isabela	一三五・九	一三・七	一三・一	一六二・七
Laguna	一七六・六	一四六・七	一三・一	一九六・四
Lanao	五〇・七	一一三・三	一三・一	一七七・一
La Union	一四一・九	一五二・八	一三・一	一七〇・三
Leyte	一四一・八	一四六・八	一三・七	一七三・六
Marinduque	一五二・六	三九・六	一三・一	一〇五・三
Masbate	七一・二	三・三	一・二	七五・九
Mindoro	五四・八	七〇・〇	一三・〇	一三九・八
Misamis	一一三・四	一三九・三	八一・九	三四六・六
Mountain	一三五・三	四六・〇	五九・八	二六七・一
Nueva Ecija	一三七・五	三七・五	一三五・八	五三三・八
Nueva Vizcaya	九四・一	一八・二	三七・七	一四四・〇
Occidental Negros	四六・三	九〇・二	四三・四	一五九・九
Oriental Negros	一七七・四	八二・二	三五・〇	三二六・六
Palawan		一九・四	五四・八	七四・二
Pampanga	一〇四・七	八四・五	一七・三	二六四・四
Pangasinan	一五四・八	四八・二	一二五・九	三八四・四
Rizal	一九四・八	三一・五	四六・四	二六七・七
Romblon		九九・四	一・〇	一〇〇・四
Samar	一三七・〇	一六〇・四	七三・九	三三一・三
Sorsogon	一六五・三	四一・一	一四・五	二六六・九
Sulu	五三・七	六三・一	八・七	六六・七
Surigao	七三・三	一三・七	一三・一	一一二・一
Tarlac	一六六・〇	一一四・三	一四・四	一三六・七
Tayabas	一三九・五	五八・四	五二・二	三三九・一
Zambales	一三〇・四	一三・〇	一四・〇	一五三・四
Zamboanga	六二・一	一一六・三	一四・〇	一〇四・三

註＝一九三〇年は暫定數字

交通

道路　交通の根幹をなす道路の開設は、比島政府の特に意を注いで居る所であつて、都會は勿論地方に於ても新道路の開設及改善著しきものがあり、一九一九年に於ける道路延長は九、八〇〇・六粁なりしに比較して、一九二九年には一二、六四〇・五粁に及び約三割の增加を見て居る。

島内の道路を分ちて一等・二等及三等道路となし、外に山間邊陬の地には小徑がある。

一等道路は凡てマカダム式であつて、其の橋梁の如きも大部分混凝土を以て建造され全年を通じて馬車の通行に差支ふる事がない。二等道路に比し道幅狹少であつて、降雨久しきに亘る時は、車馬の交通稀々困難を來すことがある。三等道路は二等道路に比して工程更に下り、道幅狹少なるは勿論、橋梁等も大部分木造であつて、縱令天候普通であつても自動車の通行を許さず北呂宋を始め相當邊鄙の地に多い。小徑は又三等道路よりも更に劣等であつて、道幅は頗る狹少、羊腸として人馬の交通を許す程度のものである。

今最近五年間に於ける一等及二等道路の延長を年別にして掲げれば次の如くである。

比律賓……交通　一四五

第一〇八表　道路及橋梁費運年比較表　出所＝一九二七年比島保安局報告書

年次	修繕費	建設費	合計
一九一一年	五、八〇〇、〇一三比	三、六、七五〇、三比	九、四五五、〇一三比
一九一九年	五、九一七、二四一	六、〇〇、六五〇、四一	一一、三五、八三、三比
二〇二〇年			

註＝一九二八・二九・三〇年は資料なし

鐵道　沿革―現在比律賓には二つの鐵道會社即ち馬尼剌鐵道會社（Manila Railroad Co., Ltd.）及比律賓鐵道會社（Philippine Railway Co.）がある。前者は呂宋島に於て後者はセブー島に於て其の業務を經營して居る。馬尼剌鐵道會社は一八九二年頃英國人の手によつて創設されたのであるが、革命騷擾さが頻發した爲め、全線に亘て莫大なる損失を蒙つた結果、一時經營困難に陷つたのである。所が米領となつて以來、産業開發上必要欠くべからざるものとして極力、その救濟に努力し、政府は一九一七年に於て六百萬比の鐵道公債を發行し、其の改良改善に當つた結果今日の基礎を作るに至つた。されど一會社の經營に係るときは云へ、其の株式の大部分が曾有に屬するも其の得失は政黨各派に於て相當重大視して居るのである。

線名―現在比律賓島に於ける鐵道延長粁數は一、二九三・四三二粁にして馬尼剌鐵道會社二一二粁を所有して居る。之を前數年間の數字と比較するに、馬尼剌鐵道會社は一九二九年に於て一、〇八二・四三二粁、比律賓鐵道會社一九二九年に於ける道路開通粁數は一等道路六、七六〇粁、二等道路三、六二九粁及三等道路二、二五〇粁にして、前記の如く、一等道路は約四百粁、二等道路は約三百粁の夫々增加を示して居る。

橋梁　道路の修繕及開設に要したる費用を示せば、次表の如くにして教育費に次ぐ大支出項目となつて居る。

	Malvar-San Pablo	一八·五
	Mamatid-Canlubang	六·〇
レガスピー線	Tabaco-Libmanan	一五·四〇

豫定線　現在起工中の未成線は馬尼剌鐵道會社のアルネロス・リアマナン間にして既に東方はシボコット邊迄開通を見て居る。アルネロス・リアマナン間は地勢險峻を極め、工事甚だ困難を豫想されて居り、現在は僅に汽船により其の連絡を保つて居る。

又線定線さしてタルラック・サンホセ間があるが工事未着手である。

驛間距離　馬尼剌驛を起點さする主要各驛間の距離を示せば次の如し。

馬尼剌起點北方線

停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離
Caloocan	五·三粁	Calulut	六七·八粁	Poponto	一五一·三粁
Polo	一一·五粁	Tablante	七三·三五	Bautista	一六一·六一
Meycauayan	一五·〇一	Angeles	七八·四四	Bayambang	一六三·三七
Marilao	一八·一一	Dau	八三·八一	Quesada	一六八·七〇
Bocaue	二三·四六	Mabalacat	八七·一〇	Don Pedro	一七一·二三
Bigaa	二六·四三	Bamban	九三·六二	Malasiqui	一七五·九六
Guiginto	二九·一一	Capas	一〇二·三四	San Carlos	一八一·〇四
Sta. Isabel	三三·六二	Murcia	一〇九·九一	Buenlag	一八六·七七
Malolos	三七·一四	S. Miguel, T,	一一三·三三	Calasiao	一九一·八五
S. Marcos	四二·九八	Tarlac	一一九·四四	Dagupan	一九五·六〇
Calumpit	四五·九六	Gerona	一二一·七九	Maasin, P.	一九八·六〇
Apalit	四九·九六	Paniqui	一二六·五一	Mangaldan	二〇一·八六
Sto. Tomas	五八·三九	San Julian	一三四·三〇	San Fabian	二〇七·三六
S. Fernando	六一·六二	Moncada	一三九·七五	Alacan	二一一·四六

北方線のパンスール・サンフェルナンド間及レガスピー線のパムプロナ・リアマナン間が開通した爲め、二三·〇四一粁の增加を示して居る。

今各鐵道會社別に其の所有線を見れば次の如くである。

馬尼剌鐵道會社　一幅員三呎六吋の狹軌式にして、北方線・南方線及レガスピー線を幹線さする。北方線はカルーカンを起點さしサンフェルナンドに至る二六〇·六三粁間、南方線はパコを起點さしアルネロスに至る二四五·九〇一粁間及、レガスピー線はリアマナンを起點さしタバコに至る一五一·四三〇粁間であり、南北兩線は其他多數の支線を有して居る。之を表にして示せば次の如し。

第一〇九表　馬尼剌鐵道會社線名表　（昭和二年一九二七年馬尼剌鐵道會社調）

系統	線路	延長
北方線	Caloocan-San Fernando, Union	三〇·六三粁
	Bigaa-Cabanatuan	九二·六三
	San Fernando-Arayat	三〇·三〇
	San Fernando-Carmen	三六·六〇
	Dau-Stotsenburg	七·〇七
	Dau-Magalang	八七·五五
	Paniqui-Rosales	三六·四四
	Calanutan-San Quintin	三四·〇〇一
	Santa Mesa-Montalban	三〇·六三
	Rosario-Taytay	四六·四四
南方線	Paco-Aluneros	三四·六〇一
	Paco-Naic	四四·三三
	College-Pagsanjan	三四·七六
	Calamba-Batangas	五六·四六
	Batangas-Bauan	五六·七五

物産に頗る便利であつて、其の收入も相當額に達し漸く自立し得る程度である。之さ反對にセブー線は同線路さ並行して州道あり、自動車使用すること多く、鐵道は打擊を蒙りつゝあり、經營頗る困難であるさ云ふ。

尙此の外呂宋島及ミンドロ島に散在せる製糖會社は夫々私營の鐵道を有し、事業の擴張さ共に逐年敷設線路の延長數は增加し居る狀況なるも、之等は特別の場合を除く外會社所有の貨物及勞働者の運輸に專用せられ居るもので、一般貨客の運送に當るのではない。

馬尼剌鐵道會社及比律賓鐵道會社の鐵道線路延長數・其他を表示すれば次の如くである。

第一一〇表　馬尼剌鐵道會社線路延長數、機關・客・貨車及收入運轉比較表　（出所＝一九二七年馬尼剌鐵道會社營業報告書）

年次	延長	機關車	客車	貨車	收入
一九一一年	一一一·〇〇粁	四八	三〇八	一、七六六	一、三五六、〇九七比
一九一二年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九一三年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九一四年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九一五年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九一六年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九一七年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九一八年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九一九年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二〇年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二一年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二二年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二三年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二四年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二五年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二六年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七
一九二七年	一一一·〇〇	四七	三一〇	一、七六六	一、三五六、〇九七

第一一一表　比律賓鐵道會社線路延長數、機關・客・貨車及收入運轉比較表　（出所＝同會社）

年次	延長	機關車	客車	貨車	收入
一九二五年	三三·〇〇粁	一六	五三	三三〇	一、三五〇、〇九七比

馬尼剌起點南方線

停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離
San Lazaro	二·七粁	Junction	六·〇粁	Yawe	一七一·六粁
Legarda	四·九九	Masaya	七三·三一	Agdangan	一七七·八五
Santa Mesa	六·四九	San Crispin	八四·〇六	Panaon	一八七·六六
Pandacan	七·八三	San Pablo	八六·七六	Summit	一九三·四四
Paco	九·三九	Santa Ana	九三·三五	Ziain	一九七·七三
Culi-Culi	一三·二四	Tiaon	九八·五六	Gumaca	二一〇·五八
Balagbag	一七·九三	Lusacan	一〇二·九五	Bamban	二一五·八八
Sucat	二五·〇一	Taguan	一〇七·五四	Camohaguin	二二六·七七
Alabang	二八·六九	Candelaria	一一一·九一	S. Vicente	二二三·四四
Muntinlupa	三二·〇一	Lutucan	一一九·六二	Lopez	二二九·八〇
S. Pedro, L.	三五·三七	Sariaya	一二四·七〇	Sta. Lucta	二三三·二二
Biñang	三九·七七	Morong	一二八·七〇	Hondagua	二三七·二八
Sta. Bosa, L.	四三·八〇	Lucena	一三三·二三	Calauag	二四三·五八
Cabuyao	四七·四一	Palgbilao	一四三·六一	Sumulong	二四七·六二
Mamatid	五二·九五	Palsabangan	一四八·七七	Dalagang	二五二·五二
Calamba	五六·〇八	Malicboy	一五六·〇四	Aluneros A.	二五五·二八
Pansol	六〇·六四	Sipa	一六〇·六七		
Los Baños	六四·九	Laguimanoc	一六五·七一		

馬尼剌起點南方線

停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離	停車場名	馬尼剌よりの距離
Rabon	一一七·〇七	Agoo	一四一·六六	Urayong	一四七·六二
Damortis	一二一·一〇	Paraton	一四五·六三	Santiago	一四八·〇三
Cupang	一二四·八五	Aringay	一四六·〇六	Bauang Sur, A.	一五〇·二三
Sto. Tomas, U.	一二七·七一	Cava	一四八·六一		

比律賓鐵道會社線　比律賓鐵道會社は、水揚さセブー島に置き、其のアラガ・ガチョ間及ガチョ島のカセス・アエノセヤス間を經營して居り、セブー島の延長粁數は前述の如く二一二粁である。此の中カセヤス線はカセヤス州方面の物

自動車數を擧げれば次の表の如くである。

第一一二表　各州別自動車數表

出所＝同前書

州名	乘客用	貨物用	州名	乘客用	貨物用
Abra	一七	一七	Cavite	四七	一〇三
Agusan	一七	一七	Cebu	九七	五七
Albay	二五	八	Cotabato	八	二
Antique	三	八	Davao	四四	一〇五
Bataan	七一	五一	Ilocos Norte	一四	八五
Batangas	三五	三三	Ilocos Sur	一三	二五
Bohol	三三	二九	Iloilo	六四	二五
Bukidnon	一〇	三三	Isabela	二	二
Bulacan	四四	三五	Laguna	四三	五七
Cagayan	一三	四一	Lanao	一〇	二
Camarines Norte	四七	一四	La Union	一〇	九
Camarines Sur	一四	一四	Leyte	一五	三
Capiz	一六	三〇	Marinduque	一四	二
Masbate	一四	三	Samar	三	三
Mindoro	四一	一五	Sorsogon	一四	七一
Misamis	二七	二四	Sulu	四	四〇
Mountain	四七	三三	Surigao	三	六
Nueva Ecija	四三	四四	Tarlac	一六	一五
Nueva Vizcaya	三	四	Tayabas	三四	一七
Occidental Negros	一五	三四	Zambales	六	三四
Oriental Negros	二六	五	Zamboanga	一〇	八
Palawan	一〇	一	Baguio（市）	一〇	六
Pampanga	六三	二四	Manila（市）	六四	二六四
Pangasinan	四七	三七			
Rizal	一五	五〇	合計	三三四	一〇三七
Romblon	一	一			

海運　沿革一一五二一年にマゼランが來比した時、既に比島と諸外國との交通は開かれて居つたのであつて、其の相手國は主に支那・日本・印度・爪哇及スマトラであつた。支那の商人は小さな戎克に乘つて物々交換を目的として來航し、之は西班牙領有さなつてからも依然として居つたのであつた。一五七一年に至つて貿易船制度（Galleon）が採用された。即ち二艘のガレオンのみが比島から物資を運び出す事が許されて居つたのであつて、其の相手國は墨西哥に限られて居つた。其の後比律賓商會（Compania Real de Filipinas）に西班牙と比律賓馬尼剌・アカプルコ—Manila Acapulco—貿易を除くの貿易特權が許容された。又馬尼剌にある商人により所有せらるゝ、船は支那貿易を許され、又外國船でも支那及印度の商品を積載して居るものに限つて比島寄港を許された。一八一五年に至つて數百年の歷史を持つた先の貿易船制度は之に關して何等制限を受けない事さなり、其の結果許容されて居つた西班牙馬尼剌は世界的に開港場さなり、其の後引續き一八三四年に比律賓間の船は世界各港に開かれた。

十八噸がトラックさなつて居る。乘客用の自動車中フォードが數に於て一番多く、之に次でドッヂ・ヒュイックさなつてゐる。將來道路の完成さ相俟つて益々其の活躍範圍は增加するであらう。今一九二九年に於ける比律賓客州に於ける自動車數の最も多い地方は比律賓だこ云はれる。一九二七年に於ける比島自動車數は二萬五千五百餘輛さなり、其の中二萬一千三百輛が乘客用、一萬三百九十八輛がトラックさなつて居る。乘客用の自動車中フォードが數に於て一番多く、之に次でドッヂ・ヒュイックさなつてゐる。將來道路の完成さ相俟つて益々其の活躍範圍は增加するであらう。今一九二九年に於ける比律賓客州に於ける自動車數の最も多い地方は比律賓だこ云はれる。

自動車　極東に於て自動車數の最も多い地方は比律賓だこ云はれる。一九二七年に於ける比島自動車數は二萬五千五百餘輛さなり、其の中二萬一千三百輛が乘客用、一萬三百九十八輛がトラックさなつて居る。乘客用の自動車中フォードが數に於て一番多く、之に次でドッヂ・ヒュイックさなつてゐる。將來道路の完成さ相俟つて益々其の活躍範圍は增加するであらう。今一九二九年に於ける比律賓客州に於ける自動車數の最も多い地方は比律賓だこ云はれる。

年	馬尼剌	其他	合計
一九二一年	二三三·00		二三三·00
一九二二年	二三三·00		二三三·00
一九二三年	二八二·二		二八二·二
一九二七年	五六四	五	五六九
一九二八年	八六四	三五	一二五九
一九二九年	一〇六四	三五六	一四二〇
一九三〇年	一二五九	三五六	一六〇五

ラックも及ホーロも開港せられたのである。

出入船舶數　現在開港場になつて居るのは馬尼剌・イロイロ・セブ・ラプラプ・サムボアンガ・レガスピー及ダバオであつて、先に開港場であつたバラバック

第一一三表　各港別對外國直接出入船舶隻數及噸數比較表

出所＝一九三〇年馬尼剌局年報

年	馬尼剌												其他												合計											
	入港						出港						入港						出港						入港						出港					
	隻數			噸數			隻數			噸數			隻數			噸數			隻數			噸數			隻數			噸數			隻數			噸數		
一九二一年	二九六			二三四·五			二九〇			二三三·00															二九六			二三四·五			二九〇			二三三·00		
一九二二年	二九八			二三四·五			二九〇			二三三·00															二九八			二三四·五			二九〇			二三三·00		
一九二三年	三一七			二六二·二			二九八			二三二·二															三一七			二六二·二			二九八			二三二·二		
一九二七年	四三五			三四四·四			四三五			三四四·四			一			一〇			一			一〇			四三六			三四四·四			四三六			三四四·四		
一九二八年	四八四			三九〇·三			四八四			三九〇·三			一			一〇			一			一〇			四八五			三九〇·三			四八五			三九〇·三		
一九二九年	五一四			四一〇·三			五一四			四一〇·三			一			一〇			一			一〇			五一五			四一〇·三			五一五			四一〇·三		
一九三〇年	五二七			四二五·二			五二七			四二五·二			一			一〇			一			一〇			五二八			四二五·二			五二八			四二五·二		

國籍別船舶數　一九三〇年比島に入港した船舶數は全部で一、五四八隻で

第一一四表　國籍別外國貿易船舶入港隻數及噸數連年比較表

船籍	一九二六年 隻数	一九二六年 噸数	一九二七年 隻数	一九二七年 噸数	一九二八年 隻数	一九二八年 噸数	一九二九年 隻数	一九二九年 噸数	一九三〇年 隻数	一九三〇年 噸数
合計	1,045	4,015,845	1,054	4,102,511	1,114	4,323,433	1,148	4,518,758	1,045	4,015,845
米國	252	1,284,426	255	1,326,010	263	1,411,200	274	1,500,100	252	1,284,426
比律賓	208	1,026,000	208	1,026,000	208	1,026,000	208	1,026,000	208	1,026,000
英國	234	1,000,000	234	1,000,000	234	1,000,000	234	1,000,000	234	1,000,000
支那	33	111,000	33	111,000	33	111,000	33	111,000	33	111,000
英領印度	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000
日本	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000
和蘭	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
佛國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
獨逸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
伊太利	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
日本	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
瑞西	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
巴諾馬	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
伊太利	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
獨逸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
佛國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
和蘭	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
丁抹	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
チエツコスロバキヤ	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
那威	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
義國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
賓國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000

出所＝同前書

第一一五表　國籍別外國貿易或航船出港隻數及噸數連年比較表

船籍	一九二六年 隻数	一九二六年 噸数	一九二七年 隻数	一九二七年 噸数	一九二八年 隻数	一九二八年 噸数	一九二九年 隻数	一九二九年 噸数	一九三〇年 隻数	一九三〇年 噸数
合計	1,045	4,015,845	1,054	4,102,511	1,114	4,323,433	1,148	4,518,758	1,045	4,015,845
米國	252	1,284,426	255	1,326,010	263	1,411,200	274	1,500,100	252	1,284,426
比律賓	208	1,026,000	208	1,026,000	208	1,026,000	208	1,026,000	208	1,026,000
英國	234	1,000,000	234	1,000,000	234	1,000,000	234	1,000,000	234	1,000,000
支那	33	111,000	33	111,000	33	111,000	33	111,000	33	111,000
英領印度	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000
日本	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000	10	30,000
和蘭	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
佛國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
獨逸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
伊太利	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
日本	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
瑞西	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
巴諾馬	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
伊太利	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
獨逸	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
佛國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
和蘭	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
丁抹	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
チエツコスロバキヤ	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
那威	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
義國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000
賓國	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000

出所＝同前書

であつて英國は其の中四八一隻を占め、米國之に次ぎ三六一隻、日本は第三位で二六四隻となつて居る。噸數に於ても、入港船舶總噸數五、九四九、二二四噸中英國一、七二四、九二〇噸を占む。今一九二六年以來の各國別出入船舶噸數及登簿噸數表を示せば次の如くである。

船舶會社及其の國籍　一世界の海運は歐洲大戰以來太平洋に移りつゝあり、いふ。〝セネバ〟國際聯盟事務局で世界の經濟を統計的に研究して居る一權威者の報道に依ると、過去十五年間の歐洲諸國の貿易額は一割五分減じて居るに拘はらず、合衆國・亞細亞・大洋洲の貿易額は三割增加して居る。殊に極東に於ける貿易の發展は大書すら價値があると云ふ。果して然らば其の太平洋の中心點は何處になつてゐるのであらうか。我々は橫濱と云ひ、神戸と云ひたいが、其の勢力は比律賓群島馬尼剌に集中されて居る。英領・佛領・蘭領に對して米國・加奈陀に對して居る。それで歐米の各國船にして極東に至るものは、殆ど此の地に集まらないものは無い。

今主なる內外航路に就て航運會社名其他を表示すれば次の如くである。

第二十六表　外國航路一覽表

國籍	會社名	航路名	領内寄港地	配船數	使用船數	種類
	太平洋岸航路					
米	American Mail Line	Puget Sound-South China, Philippine Is.	Manila	約月二回	5	貨物
		Seattle-Manila-San Francisco.	Manila, Iloilo, Cebu, Zamboanga & Davao	二週一回	5	貨客
同	Canadian Pacific Steamships, Ltd.	Vancouver-Manila.	Manila	二週一回	4	同
同	Dollar Line	Los Angels and San Francisco-direct-Manila.	Manila	五週一回	2	同
和	Java Pacific Line	Batavia-Seattle via San Francisco and Los Angels	Manila	約三週一回	5	貨物
米	Matson Line	Los Angels and San Francisco-Manila	Manila, Iloilo, Cebu, Zamboanga & Davao	六週一回	3	同
同	Oceanic & Oriental Navigation Co.	Los Angels and San Francisco-Philippine Is., Saigon	Manila, Iloilo, Cebu, Zamboanga & Davao	月二、三回	7	同
同	States Steamship Co.	Portland (Ore.)-Philippine Is.	Manila, Iloilo, Cebu, Zamboanga & Davao	月一回	6	同
同	Tacoma Oriental S. S. Co.	Tacoma-Philippine Is.	Manila, Iloilo, Cebu, Zamboanga & Davao	約月二回	6	同
	大西洋岸航路					
英	American and Manchurian Line	New York-Hongkong, via Suez Canal, Singapore, Manila	Manila, Iloilo & Cebu	月一、二回	約21	貨物
米	American Pioneer Line	New York-Philippine Is., via Panama Canal, Shanghai, Hongkong.	Manila, Iloilo, Cebu, & outports	月一回	7	同
同	American Gulf-Orient Line	New Orleans-Manila, via Yokohama, Kobe, Shanghai	Manila, Iloilo, Cebu, & outports	月二回	10	同
英	Bank Line	New Orleans-Shanghai, via Kobe, Yokohama	Manila, Iloilo, Cebu & Davao	月一、二回	不定	同
諾	Barber-Wilhelmsen Line	New York-Manila and Shanghai (往航馬尼剌直航、往航支那・日本・桑港・羅府寄港)	Manila, Iloilo & Cebu	月一回	5	貨客
英	Blue Funnel Line	New York-Hongkong, via Suez canal, Singapore, Manila	Manila, Iloilo, Cebu, & Davao	月一、二回	約21	貨物
諾	Fern Line	U. S. Atlantic Ports, Gulf Ports, via Panama Canal, Japan, China & Philippine Is.	Manila	約月一回	7	同
丁	Isbrandtsen Möller & Co.	New York-Manila, via Panama Canal, Yokohama, Kobe.	Manila	月一回	6	貨物
日	日本郵船會社	Kobe-New York, via Dairen, Manila, Hongkong, San Francisco	Manila & Iloilo	月二回	13	同
	世界一周航路					
英	Dodwell Castle Line	New York, via Panama Canal, Yokohama, Kobe Shanghai, Hongkong, Manila, Singapore and returning, via Suez Canal	Manila, & Iloilo & Cebu	二週一回	7	貨客
米	Dollar Line	—— 〃 —— (本航路船は Los Angels, San Francisco に寄港す)	Manila	二週一回	8	同
同	Isthmian Steamship Line	New York, via Panama Canal, Honolulu, Manila, Iloilo, Java, Straits, and returning via Suez Canal	Manila	月一回	6	貨物
英	Prince Line	New York, via Panama Canal, Los Angels, Yokohama, Kobe, Shanghai, Hongkong, Manila, Davao, Sourabaja, Batavia, Singapore and returning via Suez Canal	Manila & Davao	二週一回	9	貨客
米	Kerr Line	—— 〃 —— (本航路船は San Francisco に寄港す)	Manila, Cebu & Davao	二週一回	7	貨物
	歐洲航路					
英	Ben Line	London-Yokohama	Manila, Iloilo, Cebu & Davao	七日一回	15	貨物
同	Blue Funnel Line	Hamburg-Yokohama	Manila, Iloilo, Cebu	月一回	約25	貨客
		Liverpool-Yokohama		月二、三回		
西	Cia Transatlantica de Barcelona	Barcelona-Manila, via Suez Canal	Manila	四箇月一回		同
英	Ellerman & Bucknall S.S. Co.	Hamburg-Yokohama	Manila, Iloilo & Cebu	月一回	8	同
同	Glen & Shire Line	Middlesbrough-Vladivostok via Yokohama	Manila & Cebu	約月二回	11	同
獨	Hamburg-Amerika Linie	Hamburg-Yokohama "A" Line	Manila & Cebu	二週一回	約24	同
		"B" Line		約二週一回		
和	Holland-East Asia Line	Amsterdam-Vladivostok via Yokohama	Manila	四週一回	5	貨物
獨	Norddeutscher Lloyd Line	Bremen-Yokohama	Manila & Cebu	月三回	約15	同
諾	Norwegian-Africa and Australia Line	Oslo-Yokohama (復航 Manila より Rotterdam へ直航)	Manila	約月一回	6	同
獨	Rickmers Linie	Hamburg-Vladivostok via Yokohama	Manila & Iloilo	月一回	5	同
瑞	Swedisch East Asiatic Co.	Gothenburg-Vladivostok via Yokohama	Manila & Cebu	約月一、二回	10	同

	會社名	航路名及航路別	寄港地	回數	配船數	備考
	濠洲航路					
英	Austral-Chnia Navigation Co.	Australian ports-Hongkong, via New Guinea, Manila	Manila & out ports.	六週一回		貨客
同	Australian-Oriental Line	Hongkong-Melbourne	Manila	四週一回	2	同
同	Eastern & Australian S. S. Co.	Melbourne-Yokohama	Manila	月一回	3	同
日	日本郵船會社	Yokohama-Melbourne	Manila & Davao	月一回	3	同
同	大阪商船會社	〃	Manila & Davao	月一回	3	貨物
	其他航路					
和	Java-China-Japan Line	Sourabaja-Swatow, via Manila, Hongkong, Saigon	Manila	約二週一回		貨客
日	中村組	Otaru-Davao	Manila, Iloilo, Cebu& outports.	月一回	2	同
同	日本郵船會社	Kobe-Menado	Davao	月一回	2	同
同	大阪商船會社	Yokohama-Sourabaja or Batavia	Manila	月二回	4	同
		Yokohama-Davao	Manila, Cebu, Zamboanga & Davao	三週一回	2	貨物
英	Sabah Steamship Co.	Zamboanga-Sandakan	Jolo	週一回	1	貨客

第二一七表　內國航路一覽表

會社名	航路名及航路別	國別	配船數	回數	寄港地	備考
Compania Maritima	Manila-Cebu	比	2	一週二回	Manila, Cebu	定期
〃　〃	Manila-Pulupandan	〃	1	一週一回	Manila, Iloilo, Pulupandan	定期
〃　〃	Manila-Tacloban	〃	1	一週一回	Manila, Catbalogan, Tacloban	定期
〃　〃	Manila-Legaspi	〃	1	一週一回	Manila, Legaspi	定期
〃　〃	Manila-Capiz	〃	1	一週一回	Manila, Ibahay, New Washington, Capiz	定期
〃　〃	Manila-Jolo	〃	?	一週一回	Manila, Cebu, Dumaguete, Zamboanga, Cotabato, Jolo	定期
〃　〃	Manila-Davao	〃	1	一週一回	Manila, Cebu, Zamboanga, Davao	定期
〃　〃	Manila-Davao Gulf	〃	2		Manila, Cebu, Zamboanga, Cotabato, Davao, Mati port & around Davao Gulf	不定期
Ynchausti & Co.	Manila-Iloilo	〃	1	一週一回	Manila, Iloilo	定期
〃　〃	Manila-Iloilo	〃	1	一週一回	Manila, Pulupandan, Iloilo	定期
〃　〃	Manila-Eastern coast of Luzon	〃	2		Manila, Bulan Gubat, Legaspi, Tabaco, Lagonoy, Nato	不定期
Ty Camco Sobrino	Manila-Tacloban	〃	1	一週一回	Manila, Calbayog, Catbalogan, Tacloban	定期
〃　〃	Manila-Guiuan	〃	1		Manila, Tacloban, Cagayan de Misamis, Surigao, Guiuan	不定期
〃　〃	Manila-Borongan	〃	1		Manila, Cebu, Carigara, Tacloban, Borongan	不定期
Teodoro R. Yango	Manila-Sorsogon	〃	2		Manila, Masbate, Sorsogon	不定期
〃　〃	Manila-Zambales	〃	1	一週一回	Manila, Zambales	定期
〃　〃	Manila-Bataan	〃	1	一日一回	Manila, Bataan	定期
Yu Biao Sontua & Co.	Manila-Surigao	〃	1		Manila, Tacloban, Cagayan de Misamis, Surigao	不定期
Hercules Lumber Co.	Manila-Jolo	〃	1		Manila, Cebu, Zamboanga, Davao, Jolo	不定期
〃　〃	Manila-Lumarraw	〃	1		Manila, Bais, Dumaguete, Lumarraw	不定期
〃　〃	Manila-Bayan	〃	1		Manila, Lumang, Bayan	不定期
Compania General de Tabacos de Filipinas	Manila-Aparri	〃	3	五日一回	Manila, Vigan, Currimao, Aparri	定期

第二一八表　國籍別船舶輸出入貨物價額進年比較表

船籍	船國	一九一五年 輸入	一九一五年 輸出	一九一五年 總額	一九一六年 輸入	一九一六年 輸出	一九一六年 總額	一九一七年 輸入	一九一七年 輸出	一九一七年 總額
諸國貨	比律賓	三、三五六、五七九比	一、一三五、六三二比	四、四九二、二一一比	一、九五四、〇九九比	一、三三二、八七二比	三、二八六、九七一比	一、五三五、六八九比	一、四〇五、四四比	二、九四〇、七三三比
日本貨	〃	一一、七四二、一三三	三、五六八、一三八	一五、三一〇、二七一	一三、〇七六、四四五	三、九三〇、〇七二	一七、〇〇六、五一七	一一、八六一、一三一	一、四一〇、〇三五	一三、二七一、一六六
英國貨	〃	五、七八九、九九九	一、〇一一、五七七	六、八〇一、五七六	三、三四九、〇八七	一、一一九、五四四	四、四六八、六三一	一、八八一、一四〇	一〇〇、一一七、五四四	一、九八一、六八四
亞米利加合衆國貨	〃	三、八九九、九九九	一、〇一一、五七七	四、九一一、五七六	一、三四九、〇八七	一、一一九、五四四	二、四六八、六三一	一、八八一、一四〇	一〇〇、一一七、五四四	一、九八一、六八四
佛領印度支那國貨	〃	五四五、〇一一		五四五、〇一一						
和蘭國貨	〃	九、五三一、三五〇	一、一七五、六六	一一、〇八七、四一六	九、四三五、〇七七	二、四六八、〇一〇	一一、九〇三、〇八七	八、八五八、〇一四	五三四、〇三七	一一、四一二、〇五一
露西亞國貨	〃	一、一五七、三五六		一、一五七、三五六	四四六、〇九五		四四六、〇九五	五三五、四一四		五三五、四一四
支那國貨	〃	七四二、〇五一、四八六		七四二、〇五一、四八六	一、四四一、三五六、四八六		一、四四一、三五六、四八六	一、一四四、〇九六、五五四		一、一四四、〇九六、五五四
英屬北婆羅洲國貨	〃	一一、四四〇、〇〇四		一一、四四〇、〇〇四	一三、一五九、〇一四		一三、一五九、〇一四	一四、一〇六、一八八		一四、一〇六、一八八
威尼斯國貨	〃	一一、四四〇、〇〇四		一一、四四〇、〇〇四	一三、一五九、〇一四		一三、一五九、〇一四	一四、一〇六、一八八		一四、一〇六、一八八
義國貨	〃	三、三五六、五七九	一、一三五、六三二	四、四九二、二一一	一、九五四、〇九九	一、三三二、八七二	三、二八六、九七一	一、五三五、六八九	一、四〇五、四四	二、九四〇、七三三
逸國貨	〃	一、一五七、三五六		一、一五七、三五六	四四六、〇九五		四四六、〇九五	五三五、四一四		五三五、四一四
西國貨	〃	九、五三一、三五〇	一、一七五、六六	一一、〇八七、四一六	九、四三五、〇七七	二、四六八、〇一〇	一一、九〇三、〇八七	八、八五八、〇一四	五三四、〇三七	一一、四一二、〇五一
獨逸國貨	〃	七四二、〇五一、四八六		七四二、〇五一、四八六	一、四四一、三五六、四八六		一、四四一、三五六、四八六	一、一四四、〇九六、五五四		一、一四四、〇九六、五五四
白耳義國貨	〃	一一、四四〇、〇〇四		一一、四四〇、〇〇四	一三、一五九、〇一四		一三、一五九、〇一四	一四、一〇六、一八八		一四、一〇六、一八八
丁抹國貨	〃	一一、四四〇、〇〇四		一一、四四〇、〇〇四	一三、一五九、〇一四		一三、一五九、〇一四	一四、一〇六、一八八		一四、一〇六、一八八
露西亞國貨	〃	一、一五七、三五六		一、一五七、三五六	四四六、〇九五		四四六、〇九五	五三五、四一四		五三五、四一四
支那國貨	〃	七四二、〇五一、四八六		七四二、〇五一、四八六	一、四四一、三五六、四八六		一、四四一、三五六、四八六	一、一四四、〇九六、五五四		一、一四四、〇九六、五五四
英屬北婆羅洲國貨	〃	一一、四四〇、〇〇四		一一、四四〇、〇〇四	一三、一五九、〇一四		一三、一五九、〇一四	一四、一〇六、一八八		一四、一〇六、一八八
威尼斯國貨	〃	一一、四四〇、〇〇四		一一、四四〇、〇〇四	一三、一五九、〇一四		一三、一五九、〇一四	一四、一〇六、一八八		一四、一〇六、一八八

關稅關係によるものであらうが、第二位の英國が約三分の一の勢力を有して居るのは偉大である。詳細は次表を參照されたい。

港進狀況　此島の港進の大半は米國船によつて牛耳られて居る。之は勿論